

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人島根県立大学物品等又は特定役務の調達手続きに関する会計規定（平成31年公立大学法人島根県立大学規定第96号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月30日

公立大学法人島根県立大学理事長 山下 一也

記

1 業務内容

(1) 名称

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務（以下、「包括管理業務」という。）

(2) 仕様

「令和7年度公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務に係る入札仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

「仕様書」による。

(5) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、詳細は入札説明書による。

2 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては、次の（1）から（6）まで全てに該当するものでなければならない。

- (1) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程（別紙参照）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者でないこと。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に中国地域の「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (6) 指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けた者。

<申請書添付書類>

- ①全省庁統一審査結果通知書（令和6年度）の写し
- ②誓約書
- ③配置予定者の名簿（資格証明書又は免許状等の写しを添付すること。本業務場所への常駐が可能な者の証明書のみ有効）・・・松江、出雲配置場所別各1部（ただし、(ア) (オ) はいずれかのキャンパスで可）
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者
 - (イ) 乙種第4類危険物取扱者
 - (ウ) 2級ボイラー技師
 - (エ) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者
 - (オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者※名簿書式は問わないが氏名、住所、生年月日、取得資格及び取得年月日、免許番号を記載すること。
- ④職歴証明書・・・松江、出雲用各1部（ただし、(ア) はいずれかのキャンパスで可）
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (イ) 乙種4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (ウ) 2級ボイラー技士として2年以上の実務経験を有すること。
- ⑤社内の各種研修についての年間計画書（人権・ハラスメント・コンプライアンス研修を含む）を提出すること。
- ⑥業務計画書（仕様書に記載してあるすべての業務について）
- ⑦入札に係る提出書類一覧

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒693-8550 島根県出雲市西林木町151
公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 管理課（1号館1階）
電 話 0853-20-0200
FAX 0853-20-0201

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間に上記（1）の場所において交付する。（島根県立大学ホームページからもダウンロードは可）

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

(3) 入札説明会

実施しない。別添島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務に係わる質疑票により質疑のこと。

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付のうえ、公立大学法人島根県立大学理事長に提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

- イ 提出期限 令和7年2月27日(木) 午後5時00分
- ウ 提出場所 前記3の(1)の場所
- エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)
- オ 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年3月14日(金) 午前10時00分
- イ 場所 島根県出雲市西林木町151
公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 大会議室(1号館1階)
- ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る)による入札については、令和7年3月13日(木)午後5時までに到着していること。また、入札書と以下の①及び②を同封のうえ3(1)に記載する場所に送付すること。(書留等配達記録の残るものに限る。)
 - ①当該入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ②代理人により入札する場合は、委任状

(6) 落札者の決定方法

予定価格以下で最低価格の入札をした者とする。

(7) 再度入札

第1回開札の結果、予定価格の範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札は、1回行うこととする(郵便入札可)。ただし、再度入札によっても落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

(8) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規定第10条各号の規定のいずれかに該当するとき、その他次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- ア 入札書の金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(9) 入札執行の取りやめ又は延期

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第9条1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 再委託の禁止

設備管理業務の再委託は禁止とする。(その他の業務についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。)

(3) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(4) 契約保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

(5) 契約の停止等

提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 停止条件付き事業

本業務委託は、令和7年度法人予算の成立を前提にする業務委託であるため、予算成立前に入札の執行を行うが、令和7年度法人予算の成立した後に契約を行うこととする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and amount of service to be provided:

Comprehensive management of facilities

(2) Date and time of bidding:

10:00 A.M. on March 14, 2025

(Bids by post must be received by 5:00 P.M. on March 13, 2025)

(3) Period of contract:

From 1st April 2025 to 31st March 2026

(4) Contact point of contract notice:

Yuki Okamura . Administration Division, the University of Shimane, 151

Nishihayashigi-cho, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8550 Japan

Tel:0853-20-0200

守秘義務の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

公立大学法人島根県立大学
理事長 山下 一也 様

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
担当者名

印

当社は、令和 7 年 1 月 30 日付けで公告のありました「令和 7 年度公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務」に係る一般競争入札（以下「本競争入札」という。）への参加に関して、公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）より入手した情報の取扱いにつき、以下の各条項を遵守することを誓約します。

第 1 条（守秘義務）

- 1 本誓約書において情報とは、本学から開示又は提供される本競争入札に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 本学から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 本学から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - (3) 本学から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
 - (5) 本学が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
 - (6) 法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、本学の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、本学の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等（以下「被開示者」という。）に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び本学は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

入札等説明書

1 公告

別紙（写し）のとおり

2 委託内容

（1）業務名及び数量

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務 一式

（2）委託案件の明細

「仕様書」のとおりとする。

（3）期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（4）履行場所

島根県松江市浜乃木7丁目24番2

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス

島根県出雲市西林木町151番地

公立大学法人島根県立大学出雲キャンパス

島根県出雲市武志町697番地3

公立大学法人島根県立大学出雲キャンパス学生寮

島根県出雲市大塚町1124-5

公立大学法人島根県立大学ゲストハウス

島根県出雲市小山町648-3

公立大学法人島根県立大学小山教職員宿舎

3 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては、次の（1）から（6）まで全てに該当するものでなければならない。

- （1）公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程（別紙参照）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者でないこと。
- （3）島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- （4）国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に中国地域の「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- （6）指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けた者。

4 入札参加資格確認に係る提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書

申請書（様式第1号）に次の①から⑦までの書類を添付し、提出して資格審査を受けるものとする。

<添付資料>

- ①全省庁統一審査結果通知書（令和6年度）の写し・・・1部
 - ②誓約書
 - ③配置予定者の名簿（資格証明書又は免許状等の写しを添付すること。本業務場所への常駐が可能な者の証明書のみ有効）・・・松江、出雲配置場所別各1部（ただし、(ア) (オ) はいずれかのキャンパスで可)
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者
 - (イ) 乙種第4類危険物取扱者
 - (ウ) 2級ボイラー技師
 - (エ) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者
 - (オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者※名簿書式は問わないが氏名、住所、生年月日、取得資格及び取得年月日、免許番号を記載すること。
 - ④職歴証明書・・・松江、出雲用各1部（ただし、(ア) はいずれかのキャンパスで可)
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (イ) 乙種4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (ウ) 2級ボイラー技士として2年以上の実務経験を有すること。
 - ⑤社内の各種研修についての年間計画書（人権・ハラスメント・コンプライアンス研修を含む）を提出すること。
 - ⑥業務計画書（仕様書に記載してあるすべての業務について）
 - ⑦入札に係る提出書類一覧
- (以下落札業者のみ落札後提出すること)
- ⑧契約保証金の免除を希望する場合は公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条にある書類等・・・1部

(2) 提出方法

- ①申請書及び添付資料（以下「資料」という。）の提出部数は、1部とする。
- ②資料は、持参又は郵送するものとする。
- ③資料の作成及び提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された資料は返却しない。
- ⑤提出された資料は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 資料の提出期限及び場所

- ①提出期限 令和7年2月27日（木） 午後5時00分
- ②提出場所 〒693-8550 島根県出雲市西林木町151
公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 管理課（1号館1階）
電 話 0853-20-0200
FAX 0853-20-0201

5 入札及び開札の方法等

(1) 入札書開札の日時及び場所

①日時 令和7年3月14日(金) 午前10時00分

②場所 島根県出雲市西林木町151

公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 大会議室(1号館1階)

(2) 入札の方法

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程によるほか次のとおりとする。

①入札に先立ち当日持参が必要とする書類

ア 当該入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 代理人により入札する場合は、委任状

②郵便による入札

郵便による入札については令和7年3月13日(木)午後5時までに到着していること。また、入札書と①ア及びイを同封のうえ6(8)に記載する場所に送付すること。(書留等配達記録の残るものに限る。)

③落札決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった起案金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④再度入札

ア 第1回開札の結果、予定価格の範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札は、1回行うこととする(郵便入札可)。ただし、再度入札によっても落札者がいない場合は、公立大学法人島根県立大学物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規定第14条第1項第1号の規定により、最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

イ 郵送による入札参加者がある等、開札日に再度入札が困難な場合の再度入札の方法は次のウのとおりとする。ただし、入札参加者の全員が入札会場に来学した場合は、入札会場において再度入札を行うこととする。

ウ 開札日に再度入札を行うことが困難な場合の再度入札の方法

1 郵送による再度入札書の提出期限等

受付期限を令和7年3月18日(火)午前12時までとする。なお、郵便入札の場合は6(8)に記載する場所に郵送すること。また、あらかじめ郵送の旨を担当者まで連絡しておくこと。

2 再度入札の日時及び場所

日時 令和7年3月18日(火)午後1時30分から

場所 島根県出雲市西林木町151

公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 1号館1階 大会議室

⑤入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規定第10条各号の規定のいずれかに該当するとき、その他次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- ア 入札書の金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

⑥入札執行の取りやめ又は延期

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第9条1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

6 その他

(1) 入札の辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、令和7年3月11日(火)午後5時までに事前に書面により上記4(3)に記載するところまで連絡すること。(郵送可)

また、入札執行中に辞退する場合はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

(2) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(3) 契約保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札説明書添付資料

- ①仕様書(共通、松江、出雲)
- ②入札書(様式第2号)、入札に関する注意事項
- ③委任状(様式第3号)
- ④質疑票(様式第4号)

(7) 質問等

①提出資料、入札及び見積等に対する質疑がある場合は、別紙様式第4号「質疑票」により令和7年3月11日(火)までに提出すること。(FAX可)

②質疑に対する回答は、随時行う。

(8) 担当部局(入札・契約手続等)

〒693-8550 島根県出雲市西林木町151

公立大学法人島根県立大学出雲キャンパス 管理課(担当者 岡村 祐希)

電話: 0853-20-0200

FAX: 0855-20-0201

委託契約書(案)

公立大学法人島根県立大学(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託の内容)

第1条 甲は、公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務の処理方法)

第2条 乙は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託料)

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を乙に支払う。

(委託期間)

第4条 委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

(契約保証金)

第5条 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(報告)

第6条 乙は、委託業務について別添仕様書に定めるところに従い甲に報告し、甲はその内容について確認するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条の報告を受領したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 甲は、毎月の業務終了後、前条の確認をした上で、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その受領した日から30日以内に月額委託料を支払わなければならない。

2 前項に規定する月額委託料は、次のとおりとする。

金〇〇〇〇円(うち、消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円)

(施設等の使用)

第9条 乙は、委託業務を遂行するに当たり必要な範囲内において、甲の建物の一部（コントロール室等）、その付帯設備（水道、電気、ガスを含む。）及び器具、消耗品等は無償で使用することができるものとする。

(管理物件の小修理等)

第10条 管理物件の日常使用による消耗、破損及び故障の小修理は、適時乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本的修理、施設の取替又は新設については、甲がその処理を決定するものとする。

2 前項の管理物件とは、空調設備、中央監視システム、照明器具、給排水・衛生器具、事務用器具備品をさし、教材用什器備品類は含まないものとする。

(履行遅滞)

第11条 乙は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第 2 項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 甲が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(仕様書等の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約を締結後に仕様書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

(通知義務)

第13条 乙は、委託業務の遂行中事故発生のおそれのあるとき、又は事故が発生した場合は遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受け又は甲乙協議してその処理にあたるものとする。

2 乙は、委託業務の遂行中に設備上不備と認められる事項、故障又はその他の事故を発見したときは、その事実と処理方法を明らかにして、速やかに甲に報告して処理解決にあたるものとする。

(守秘義務)

第 14 条 甲及び乙は、委託業務遂行に当たって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第 17 条 受託者は次の各号により発生した損害についてはその責を負わない。

- (1) 大学関係者、第三者等大学側の瑕疵による損害
- (2) 天災や予測不可能な自然現象、予測不可能な事故等による損害
- (3) 光熱水関係や通信回線等管理上不可抗力な事例での損害
- (4) 経年劣化、老朽化や不具合報告書などの文章報告の未実施による損害
- (5) 社会通念上、防止できない事項での損害

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、甲の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 乙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 乙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相

当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

第 19 条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第 20 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者による実施)

第 21 条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、甲に対して、第三者の名称及び委託し、又は請け負わせる業務内容を通知しなければならない。

3 前項の場合、乙はすべて自らの責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(費用負担)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 24 条 乙は、委託業務満了の日の翌日から 1 ヶ月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように次の受託者へ業務の引き継ぎをしなければならない。

2 前項の規定は、第 18 条の規定により契約を解除した場合に準用する。この場合において、「委託業務満了の日」とあるのは「契約を解除した日」と読み替えるものとする。

3 前 2 項に定める業務の引き継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県浜田市野原町2433番地2
公立大学法人島根県立大学
理事長 山 下 一 也

乙

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(様式第1号)

令和7年 月 日

公立大学法人島根県立大学理事長 様

住所

商号又は名称

代表者名

入札参加資格確認申請書

公立大学法人島根県立大学で発注される公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務委託に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

① 全省庁統一審査結果通知書（令和6年度）の写し・・・1部

② 誓約書・・・1部

③ 配置予定者の名簿（資格証明書又は免許状等の写しを添付）

ただし、本業務場所への常駐が可能な者の証明書のみ有効・・・松江、出雲配置場所別に各1部（但し、（イ）（ホ）はいずれかのキャンパスで可）

（イ）建築物環境衛生管理技術者

（ロ）乙種第4類危険物取扱者

（ハ）2級ボイラー技師

（ニ）第1種電気工事士または認定電気工事従事者

（ホ）特別管理産業廃棄物管理責任者

※ 名簿書式は問わないが、氏名、住所、生年月日、取得資格及び取得年月日、免許番号を記載すること。

④ 職歴証明書・・・松江、出雲配置予定者用として各1部（ただし、（イ）はいずれかのキャンパスで可）

- (イ) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること。
- (ロ) 乙種4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること。
- (ハ) 2級ボイラー技士として2年以上の実務経験を有すること。
- ⑤ 社内の各種研修についての年間計画書（人権・ハラスメント・コンプライアンス研修を含む）を提出すること。
- ⑥ 業務計画書（仕様書に記載してあるすべての業務について）
- ⑦ 入札に係る提出書類一覧表
- ⑧ 入札参加資格確認通知書返信用封筒（110円切手貼付）

（以下落札業者のみ落札後提出すること）

- ⑨ 契約保証金の免除を希望する場合は公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条に該当する書類等・・・1部

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であり、又その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しないことを誓約します

令和7年 月 日

住 所

氏 名

公立大学法人島根県立大学理事長 様

(様式第4号)

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス

施設設備包括管理業務に係る一般競争入札

質疑票

令和7年 月 日

質疑項目	
質疑内容	
会社名	
所属・担当	
T E L	
F A X	

(注) 質疑は1項目ずつ別紙とすること。

回 答 (記入しない こと)	
----------------------	--

入 札 書

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

件名 公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス
施設設備包括管理業務

上記のとおり、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程(平成19年4月1日第47号)
その他仕様書等を承知の上入札いたします。

令和 年 月 日

公立大学法人 島根県立大学 理事長 山下 一也 様

住 所
氏 名

印

(代理人)

印

入札に関する注意事項

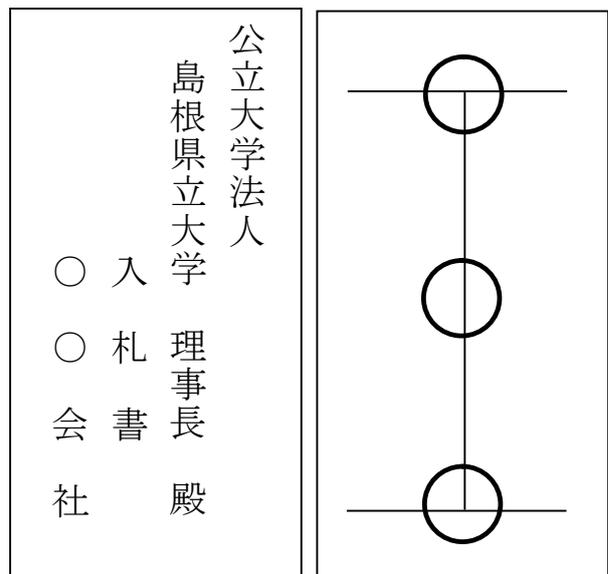
1 入札書

- (1) 金額の頭に「¥」を記載すること。
- (2) 金額は消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札者の記載は、次のとおり。

本名で入札する場合	代理人により入札する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載 ・ 法人印と代表者印の両方を押印 <p>【例】</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社（株） 代表取締役 〇〇〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載 ・ 委任状の代理人使用印鑑だけを押印 法人印と代表者印は押さないこと。 <p>【例】</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社（株） 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>代理人</p> <p style="padding-left: 20px;">〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社（株）〇〇支店 〇〇〇〇</p>

2 入札書の封筒

- ・ 表には「公立大学法人 島根県立大学
理事長 殿 入札書」と書き、件名社名を記載する。
- ・ 裏面には、入札書と同じ印章で封印する。
 [本人名入札の場合：代表者印
 代理人入札の場合：代理人印



3 箇所封印を押す

入 札 書

「¥」マークが必要です。

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
↓ ¥	5	0	0	0	0	0	0	0

消費税抜きの金額です

件名 公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス
施設設備包括管理業務

上記のとおり、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程(平成19年4月1日第47号)
その他仕様書等を承知の上入札いたします。

令和7年〇月〇日

公立大学法人 島根県立大学 理事長 山下 一也 様

※本人、代理人、復代理人全てを記入すること。

住 所 東京都千代田区大手町1-1-1

氏 名 ○○○○(株)

代表取締役 ○〇一郎

(代理人) 住 所 広島県広島市中区〇町1-2

氏 名 ○○○○(株)中国支社

中国支社長 ○〇二郎

(復代理人) 住 所 島根県松江市殿町〇番地

氏 名 ○○○○(株)松江営業所

松江営業所長 ○〇三郎 印

↑

印は最終受任者のもののみ

(様式第3号)

委 任 状

令和 年 月 日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 山下 一也 様

所 在 地
委任者 商号 又は 名称
代表者(職) 氏名 印

事業所所在地
当社(私)は、都合により委任者 商号又は名称 を
職 氏 名 印

代理人と定め、公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス
施設設備包括管理業務の入札に関し、下記のとおり権限を委任します。

記

1. 入札及び見積に関する件
2. その他前号に付帯する一切の件
3. 委任する期日は、令和 年 月 日とする

(注) ・委任者は、必ず会社印と代表者印を押印すること。
・受任者は、必ず入札使用印を押印すること。

入 札 辞 退 届

件名 公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス
施設設備包括管理業務

上記について入札参加資格の審査を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和7年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

公立大学法人 島根県立大学 理事長 様

入札に係る提出書類一覧表

入札件名：公立大学法人島根県立大学松江 C・出雲 C 施設設備包括管理業務

(入札参加予定者)

会社名

担当者名

連絡先電話番号 (- -)

FAX 番号 (- -)

No	提出書類名	部数	確認
1	入札に係る提出書類一覧 (本表)	1	
1-①	入札参加資格審査申請書	1	
1-②	全省庁統一審査結果通知書 (令和6年度) の写し	1	
1-③	誓約書	1	
1-④	配置予定者名簿 (資格証明書添付)	松江 1 出雲 1	
1-⑤	職歴証明書	松江 1 出雲 1	
1-⑥	社内の各種研修についての年間計画書	1	
1-⑦	業務計画書 (仕様書に記載してあるすべての業務について)	1	
1-⑧	入札参加資格確認通知書返信用封筒	1	

令和7年度

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・
出雲キャンパス施設設備包括管理業務
仕様書

島根県立大学

共通仕様書
松江キャンパス分
○施設設備総合管理業務仕様書
1. 施設設備管理員業務
2. 飲料水水質検査業務
3. 自家用工作物保守点検業務
4. 昇降機保守管理業務 1
昇降機保守管理業務 2
昇降機保守管理業務 3
昇降機保守管理業務 4
5. 空気環境測定業務
6. 害虫駆除業務
7. 湧水槽消毒業務
8. 貯水槽清掃業務
9. エアコン設備点検業務
10. 空気調和設備点検業務
11. 自動制御設備等点検業務
12. 地下汚水槽点検業務
13. 自動扉開閉装置保守点検業務
14. 構内電話交換設備保守点検業務
15. 厨房用機器保守点検業務
16. 構内植栽管理業務
17. 清掃業務
18. 防火施設点検業務

出雲キャンパス分
○施設・設備総合管理業務仕様書
1. 施設設備維持管理運営業務
2. 清掃業務
3. 給排水装置保守業務
4. 学生寮内浴槽循環配管高濃度作業及び水質検査業務
5. 植栽（低木）管理運営業務
6. 屋外清掃業務
7. 1, 2, 3号館空調装置保守業務
8. 4号館空調装置保守業務
9. 5号館空調装置保守業務
10. 学生寮空調装置フィルター等点検清掃業務
11. 自家用工作物保守点検業務
12. 1号館昇降機保守点検業務
13. 3号館昇降機保守点検業務
14. 5号館昇降機保守点検業務
15. 自動扉開閉装置保守点検業務
16. ゲストハウス植栽管理業務
17. 害虫駆除業務
18. 貯水槽清掃業務
19. 空気環境測定業務
20. 飲料水水質検査業務
21. 建築物環境衛生管理業務
22. 医療ガス空気設備・吸引設備・特殊ガス設備点検
23. 空調自動制御点検業務
24. 防火設備定期点検・報告業務

※詳細は下記記載のとおり。

共通仕様書

(目的)

第1 この仕様書は、公立大学法人島根県立大学の施設である、島根県立大学、島根県立大学短期大学部松江キャンパス（以下「松江キャンパス」という。）及び島根県立大学出雲キャンパス（以下「出雲キャンパス」という。）の施設・設備の維持管理に関連する各種業務委託内容を包括的に定めたものである。その主旨は、常に施設・設備を最良な状態に保持し、授業等学校運営に支障をきたさないよう細心の注意を払い、維持管理業務の合理的かつ効率的な執行により、安全で安心なキャンパスづくりを推進することを目的とするものとするものである。

なお、本書に記載のない軽微な事項については、公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパスの施設・設備総合管理業務委託契約書にいう甲（以下「甲」という。）及び公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパスの施設・設備総合管理業務委託契約書にいう乙（以下「乙」という。）が協議の上、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(業務内容)

第2 本業務は、公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパスの施設・設備総合管理業務委託契約書にいう契約書第1条に掲げる業務からなるものとし、業務の詳細は、関係法令の定めに従うほか後述する個別仕様書のとおりとする。

(契約図書の優先順位)

第3 契約図書の優先順位は、次の（1）から（3）の順番とする。

なお、契約図書に記載されていない事項で関連するものは、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用するものとする。

- (1) 契約書
- (2) 個別仕様書
- (3) 共通仕様書

(乙の負担の範囲)

第4 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、甲の負担とし、特記がある場合に限り乙の負担とする。なお、電気、ガス、水道等の使用に当たっては、節約に努めるものとする。

- 2 業務に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、乙の負担とする。
- 3 業務に必要な消耗部品又は材料、油脂、資材料等は乙の負担とする。
- 4 乙の責により、甲の建物、工作物、器具及び備品等並びに第三者に損害を与えたときは、乙の負担により補償を行う。

(施設管理担当者)

第5 甲は、本業務の監督・検査を行うために施設管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）を選任する。

(業務責任者等)

第6 乙は、受託した本業務全般を総合的に掌握し、責任をもって業務遂行にあたる専任者（以下「業務責任者」という。）を定めて甲に書面（様式は問わない）により提出し、甲の承認を得る。

2 業務責任者は、業務担当者に適切な指示や大学担当者との協議など各業務全般について、全責任が負える者とする。

3 やむを得ない事由により業務責任者を変更せざるを得ない場合は、事前に甲と協議を行い、承認を得るものとする。その場合、新旧の業務責任者間での業務引継に万全を期し、このことに関して甲に一切の負担をかけてはならない。

4 乙は、本業務の内容を確認した上で、本業務に必要な知識及び技能を有する業務担当者（以下「業務担当者」という。）をキャンパス毎に選任の上、その名簿（様式は問わない）を作成し、甲に提出し、甲の承認を得なければならない。業務担当者を変更した場合も同様とする。

また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務担当者となって、業務を行う。

5 甲は、業務責任者、業務担当者が当該業務を十分に果たしていないなど不適格であると判断する場合は、その旨を文書により乙に通知するものとする。この場合、乙はこれに対する対策を早急に検討の上、甲に報告し甲の了解を得る。

6 甲は、業務責任者、業務担当者が著しく不適格であると判断する場合、又は、乙が前項に基づいて十分な対策をとっていない場合は、文書により乙に通知するとともに、従事者の交代を要求することができるものとする。この場合、乙は速やかに代替の業務責任者、業務担当者を選任し、甲の承認を受ける。

(業務計画書)

第7 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程及び業務担当者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書（様式は問わない）を施設管理担当者に提出し、協議する。

(業務の安全衛生管理)

第8 業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任をもって、関係法令に従って行う。

(危険防止の措置)

第9 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全対策を講じ事故の防止に努める。

2 業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合、又は立ち入るおそれがある場合には、施設管理担当者と協議の上、危険防止に必要な措置を講じ、事故発生を防止する。

3 業務の実施に際して、キャンパス内で不審車両や不審者を発見した場合は、尋問等を行うとともに甲に速やかに連絡を取り、その指示に従う。

(関連業務との調整)

第10 本仕様に含まれない次の業務の担当者と十分な調整を図り、密接に連携をとって甲

の運營業務に支障がでないように努める。

- ・常駐管理業務
- ・学生寮管理業務
- ・保守点検業務委託業者及び工事施工業者

(松江キャンパス及び出雲キャンパス業務担当者の連携)

第11 甲が松江キャンパス及び出雲キャンパスの施設設備の総合管理について一括して委託をする趣旨から、施設設備管理に関する知識技能の向上のために両キャンパスの業務担当者は日常的に連携・情報共有を行い、必要に応じて他キャンパスで業務を行うことができる。

2 業務担当者は、大学の行事等の補助や緊急時の対応等において必要があるときは、甲乙協議により、他のキャンパスの業務についても担当キャンパスの仕様の範囲内（人日数など）で、勤務をするものとする。

(守秘義務)

第12 業務責任者及び業務担当者は、契約期間終了後も含め業務遂行上、知り得た情報を何人にも漏らしてはならない。

(業務の引継)

第13 総合管理業務の受託者が変更となった場合、業務の継続を円滑にするため、新旧の総合管理業務の受託者は業務について必ず引き継ぎを行うものとする。

2 前項の引き継ぎにより発生する経費は、乙の負担とする。

(その他)

第14 業務責任者及び業務担当者は、教育施設に従事している自覚のもとに、常時に乙の制服を着用し、常に清潔端正に努めるとともに、懇切丁寧な態度でなければならない。

2 乙は、常に災害や事故の防止に努め、諸設備の点検を行うほか、清潔で美観に優れた良好な環境の保持に努める。

3 乙は、キャンパスの内外において災害の発生、事故の発見又は通報があった場合、応急処置を取った上、直ちに甲に連絡し、その指示に従う。

なお、甲の職員が勤務する時間外にあっては、甲への連絡に加え、別途契約する機械警備受託者へも連絡する。

4 建物、設備機器、工作物、備品等に破損箇所又はその恐れのある箇所を発見した場合は、直ちに甲に連絡し、その指示に従うこととする。ただし、容易に補修可能な小修繕については、補修を行った後、甲に報告することを妨げない。

5 甲から借用したマスターキー等の使用、管理については十分注意を払い、使用後は速やかに返却する。

6 大学構内において、指定場所以外への車の乗り入れは禁止する。ただし、甲が事前に業務上やむを得ないと認めた場合はその限りではない。

なお、乗り入れ許可車両であることを表示する。

7 駐車場を利用する場合、キャンパスの規定に基づき駐車場使用料を納入する。

8 大学敷地内は、禁煙である。

9 各個別仕様書にある図面については、別途請求に応じて配布する。

<松江キャンパス個別仕様書>

施設設備総合管理業務仕様書

この仕様書は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス(以下「松江キャンパス」という。)の施設設備の総合管理業務の概要を記したものであり、施設の諸設備の機能を十分に発揮し、建物の安全を確保するとともに、施設内の環境条件、美化を最良の状態に保持し、授業等学生生活に支障をきたさないよう細心の注意をはかり維持管理を行うことを目的とする。なお、本書に記載のない事項については、現場の実情に応じ公立大学法人島根県立大学(以下「甲」という。)と総合管理者(以下「乙」という。)が協議のうえ善処するものとする。

1. 管理業務範囲(別表1の法令も参照)

- (1) 施設設備管理員業務((2)～(18)の総合的管理も含む。)
- (2) 飲料水水質検査業務(定期検査)
- (3) 自家用電気工作物保安点検業務
- (4) 昇降機保守管理業務1
昇降機保守管理業務2
昇降機保守管理業務3
昇降機保守管理業務4
- (5) 空気環境測定業務
- (6) 害虫駆除業務
- (7) 湧水槽消毒業務
- (8) 貯水槽清掃業務
- (9) エアコン設備点検業務
- (10) 空気調和設備点検業務
- (11) 自動制御設備等点検業務
- (12) 地下汚水槽点検業務
- (13) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (14) 構内電話交換設備保守点検業務
- (15) 厨房用機器保守点検業務
- (16) 構内植栽管理業務
- (17) 清掃作業業務
- (18) 防火設備点検業務

* (1) 施設設備管理員業務については、受託者直営とする(2～18は含まない)

2. 管理対象の範囲

管理対象の範囲は、松江キャンパスの敷地にある建物、附属施設設備等とする。

3. 施設設備管理員の条件等

- (1) 乙が選任する施設設備管理員業務担当者については建物、設備(電気、空調、給排水等)の安全かつ効率的な維持管理体制に必要な次の資格、経験を有する者で直接的業務と前述の管理業務範囲(2)～(18)の各業務全般についても管理するものとする。

- ① 資格(資格証明書を甲へ提出)
 - (イ) 建築物環境衛生管理技術者
 - (ロ) 乙種第4類危険物取扱者
 - (ハ) 2級ボイラー技師

(ニ) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者

(ホ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

※ 有資格者の必要人数は、業務責任者及び業務担当者（以下「業務責任者等」という。）の届出メンバーに1人以上とする。

※ (イ) の建築物環境衛生管理技術者は、出雲キャンパスの業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上あれば松江キャンパスの届出メンバーに該当がなくてもよいこととする。ただし、この場合、出雲キャンパスの有資格者は松江キャンパスの建築物環境衛生管理の状況把握・管理等の業務を必要に応じて行うこととする。

※ (ホ) の特別管理産業廃棄物管理責任者は、出雲キャンパスの業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上あれば松江キャンパスの届出メンバーに該当がなくてもよいこととする。ただし、この場合、出雲キャンパスの有資格者は出雲キャンパスの特別管理産業廃棄物の状況把握・管理等の業務を必要に応じて行うこととする。

② 経験（職歴証明書を甲へ提出）（ただし、(イ) はいずれかのキャンパスで可）

(イ) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること（証明書必要）

(ロ) 乙種第4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること（証明書必要）

(ハ) 2級ボイラー技師として2年以上の実務経験を有すること。

(ニ) パソコン（ワード、エクセル等）が使えること。

(ホ) 建築、設備関係の図面の取扱い（配置、構造の理解、描写等）ができること。

CADソフトにより図面（建築、設備）を描けること

※ 必要な経験を有するものの必要人数は業務責任者及び業務担当者の届出メンバーに1人以上とする。

4. 施設設備管理員の配置数、勤務時間等

(1) 施設設備管理員の配置数は、業務内容に応じた人員を配置すること。

(2) 施設設備管理員の勤務時間は、キャンパスの休館日を除いた日の原則午前8時30分～午後5時15分とし、勤務時間帯にあっては1時間の休憩時間を設定するものとする。ただし、勤務時間の始期及び終期については、事前に甲と調整し承諾を受けたものは労働基準法に定めた法定労働時間内でフレックスに対応が可能とする。

(3) 1(2) から(18)までの総合的管理業務の都合により休館日に勤務をする必要がある場合には、甲との調整により、あらかじめ該当の休館日を他の勤務日と振り替えて勤務日とするものとする。

(4) 大学の行事等により甲が別途指示する日は、年度において30人日の範囲内で勤務をすることとする。

(5) 通常の勤務時間以外に中央監視盤による警報、大学に常駐する警備員等からの連絡があった場合は、内容により対処のため出勤することとする。本仕様においては、年度において10人日の範囲内で出勤することとし、これを超過する場合は甲乙協議による。

- (6) (3)による振替え、(4)及び(5)による出勤は、1時間を単位として算定することができる。(4)及び(5)の人日数は、甲乙協議の上、合算した人日数の範囲内で変更することができる。
- (7) 施設設備管理員は、基本的に大講義室棟中央監視室を拠点として業務をおこなうものとする。

5. 松江キャンパス管理者等との連携

- (1) 施設設備管理員は受託業務について甲と密接な連携を図るとともに、常駐警備員、食堂運営業者その他設備・維持管理従事者とも相互に連携し施設の円滑かつ確実な運営を図ること。
- (2) 施設設備管理員は受託業務上、不備等発見した場合は速やかに甲に報告し指示を仰がなければならない。
- (3) 施設設備管理員は松江キャンパスの業務を最優先に考慮し支障が出ないよう最大限努力するとともに、松江キャンパスの施設・設備の管理員として学生、教職員、来学者に不快感を与えず良心的に対応しなければならない。

6. 危険及び災害の防止

- (1) 施設設備管理員は常に危険、火災、盗難、不審者等あらゆる事故、災害に対し防止に努めるとともに、事故防止に備え施設、諸設備の点検をするほか、風紀衛生、安全等良好な環境保持に努めるものとする。
- (2) 施設設備管理員は施設、諸設備、巡回時に各異常を発見した場合、速やかに甲へ連絡すること。

7. 災害発生時の処置

- (1) 建物内外において災害、事故等の発見、または通報があった場合は、臨機の処置を取ったうえ、甲に連絡し指示に従うこと。
- (2) 自然災害等が発生又は通過した場合、施設設備管理員は施設、諸設備の異常の有無等を確認し甲へ状況を報告し、指示に従う。また、軽微な異常は処理を行う。
- (3) 周辺地域の避難勧告にて本学への避難が確認された場合、施設設備管理員は関係業務担当者を出勤させ、避難住民を誘導、指示等対応すること。

8. 破損箇所の報告

- (1) 施設、設備機器、工作物、備品等学内外のもの等に破損箇所または破損の可能性のあるものを発見した場合、速やかに甲へ連絡し、その指示に従うこと。ただし、甲所有の工具、消耗品などを利用して容易に修理、修復可能なものについては修理後報告しても良い。

9. 施設の運用時間

- (1) 休館日：土日、祝日、年末年始（別途指示）
*ただし、年末年始以外は臨時開館する場合があります甲より別途指示する。

10. 従事者の届出

- (1) 施設設備管理員は、管理業務の従事者名簿を作成し甲に提出すること（氏名、住所、所有資格、業務経歴）
- (2) 施設設備管理員は、従事者名簿に変更がある場合は速やかに書面にて報告し承諾を得ること。

11. 従事者の服装ほか

- (1) 乙は、施設設備管理員及び管理業務の従事者には会社名が入った作業服を着用させネームプレートを勤務中は装着させる。
- (2) 勤務中は作業帽、安全靴を着用し、作業に合わせてヘルメット等安全用具をつけさせること。
- (3) 作業服、身だしなみ等は常に清潔な状態で勤務し松江キャンパスの風紀、衛生及び規律保持に努めなければならない。
- (4) 勤務中の私語や立話は慎み、松江キャンパスの施設設備管理員としての自覚と節度を持って業務遂行すること。

12. 供与物件の使用

- (1) 作業に必要な用水、電力等の使用については、節約を旨とすること。
- (2) 控室、勤務室等については、適宜清掃を行い、環境の整備に努めること。
- (3) 甲から借用したマスターキー等の使用、管理については十分注意を払い、使用後はすみやかに返却すること（マスターキー、個別キーの複製は絶対行わないこと、第3者への貸出も行わないこと）。

13. その他

- (1) 施設設備管理員及び管理業務従事者に不都合がある場合理由を明示し交代させることができる。

施設設備管理員業務仕様書

1. 目的

当該施設及び設備された電気、空調、給排水衛生設備、その他諸設備の安全かつ効率的な運転操作と適切な保守整備を行い、快適な環境をつくとともに、その機能を十分発揮するよう、常に事故の予防に努め、建造物、各設備機器の耐久化を図る。異常を発見若しくは予測した場合は、ただちに適切な処置等を取り、円滑な大学運営に寄与することを目的とする。

2. 業務の内容及び報告

(1) 一般事項

- ① 目的に沿うため、施設管理運営業務年間計画表を作成し確実に実施する。またエネルギーの無駄をなくし常に節約に努める。日常諸施設、諸設備を巡回点検し異常の早期発見と正常運転の確認、事故や異常箇所の適切な処置、消耗品の管理、交換、各種運転記録、各メーター検針及び各機器並びに室内外の清掃手入れ等を施設・設備管理員として確実に行う。
- ② 竣工図書類、官公庁関係提出書類及び法的に必要な測定、点検記録等は常に整理保管する。ただし指定された場所から移動させないこと。
- ③ 設備機器の点検記録及び設備保守運転日報等施設管理運営上必要とされる書類を作成し、乙から甲へ提出並びに報告を行う。設備機器台帳を作成し、改修、取替、故障内容、原因、対応業者名等詳細に記録する。
- ④ 備品、消耗品、保守・工具等管理に必要な物品は常に整理整頓し、必要なものが優良な状態で使用できるよう保管する。
- ⑤ 諸設備、建築関係については、異常または改修、改善等に関して発見、又は提案等がある場合甲へ申し出る。
- ⑥ 施設設備管理員は、乙の所定の制服、作業帽及び名札を着用し常に清潔な身だしなみをする。また、作業靴は安全靴とし雨具、防寒具等受託者で準備しておくこと。
- ⑦ 施設設備管理員は巡回中の立ち話、階段昇降、更衣室等入室など全ての行動に十分注意し、学生、教職員、来学者等に不愉快の念を与えないこと。
- ⑧ 各種委託業務仕様書等管理に必要な書類は常備し、これらに基づき保守管理を行うこと。
- ⑨ 契約書の設備機器等の数量に変更が生じた場合甲へ申請すること。
- ⑩ 日報、各種記録用紙等を5年間は保存すること。また、設備整備台帳等経年変化の記録になるもの、機器台帳等は永久保存とする。
- ⑪ 業務に必要なマスターキー、個別キー等の鍵類は貸与する。甲、乙の受渡簿を作成し所持する。また、日々鍵を点検し紛失の有無を確認記録する。
- ⑫ 鍵の紛失があった場合速やかに報告し本学の指示を受けること。

3. 業務概要

- ① 施設設備管理員が総合的・日常の機器運転操作、監視、記録、巡回点検、清掃手入れ等を毎日、又は定期的に行う。
- ② 諸設備機器等の小修理、整理、取替え等を適時自主的に行う。
- ③ 本仕様書に記載の無い事項であっても保守管理上必要な作業は、甲乙協議の上、実施するものとする。なおメーカーより提出されている機器取扱説明書の実施項目も作業業務とする。

4. (1) 施設設備維持管理業務（施設設備管理員の業務内容）

別紙1による。

別表 1

法令（施設設備維持管理業務における）

管理業務名	根拠法令
(1) 施設設備管理員業務	電気事業法第53条、72条3項（電気主任技術者の選任、解任） 同法第48条、74条（電気工作物の維持） 同法74条、第52条第2項、4項（保安規定） ビル管法第5条第3項 電気工事士法第3条（電気工作物の電気工事） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項（特別管理産業廃棄物管理責任者） 騒音規制法第5条（規制基準の遵守義務）
(2) 飲料水水質検査業務（定期検査）	ビル管法第4条、同法第2項、同法施行令第2条1～3、同法施行規則第3条、4条4条2～3
(3) 自家用電気工作物保守点検業務	電気事業法第52条、48条
(4) 昇降機保守管理業務	建築基準法第12条の2、第8条1～5
(5) 空気環境測定業務	ビル管法第4条、同法第2項、同法施行令第2条1～3、同法施行規則第3条、4条4条2～3、高圧ガス取締法第26条、第35条の2
(6) 害虫駆除業務	〃
(7) 湧水槽消毒業務	〃
(8) 貯水槽清掃業務	〃
(9) エアコン設備点検業務	(5)と同じ。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条
(10) 空調和設備点検業務	(5)と同じ。高圧ガス取締法第26条、第35条の2
(11) 自動制御設備等点検業務	
(12) 地下汚水槽点検業務	浄化槽法施行規則第1章第1条～8条、水質汚濁防止法第3条3項、第14条第1項
(13) 自動扉開閉装置保守点検業務	
(14) 構内電話交換設備保守点検業務	
(15) 厨房用機器保守点検業務	
(16) 構内植栽管理業務	
(17) 清掃業務	(6)のうちビル管関係法令と同じ
(18) 防火設備点検業務	建築基準法第12条

別紙 1

1. 監督業務

		期間又は回数	場所
1	管理業務範囲(2)～(18)の総合的監督	随時	各場所
	管理業務範囲(2)～(18)の各設備保守点検業務において日程、業務計画、指示等の総合的監督をおこなう。また、松江キャンパス管理者との月次の打ち合わせにより、大学の行事などとの調整を図る。		
2	工事監督指示(電気、給排水、空調、建築、外構図面確認、指示)	随時	各場所
	電気、給排水、空調、建築の各種修繕、工事において日程調整、図面による確認と現場指示をおこなう。		

2. 巡回点検業務

		期間又は回数	場所
1	建築物(屋上含む)、機器類の状況確認	毎日	学内
	学内、各棟を巡回し建築物、機器類の破損等がないか点検し異常があった場合、甲に報告し対処方法を協議する、可能であれば応急処置をする、応急処置後は事務室に処置状況を報告する		
2	日常受変電設備点検	毎日	学内
	構内2箇所にある受変電設備を保安規定に定められた点検項目にそって点検を行う。(書式は保安規定による)		
3	定期受変電設備点検	1ヶ月	学内
	学内2箇所にある受変電設備を保安規定に定められた点検項目にそって点検する業務の立会を行う。(電気主任技術者は、管理業務範囲(3)で行う)		
4	水中ポンプ制御盤点検	毎月	1号館
	1号館1階の立体造形室、絵画制作実習室隣接の水中ポンプ制御盤点検をする(立体造形実習室、絵画制作実習室の床下の湧水排出用ポンプが正常な動作をするか確認する。)		
5	自動ドア点検	毎週	図書館棟、1号館、2号館、3号館 体育館、管理棟
	学内16箇所に設置されている自動ドアの動作状況の確認をする(ドア開閉時の異常音、センサーの反応、センサー部の汚れ等のチェック) (点検周期(4回/年)については管理業務範囲(14)で行う。)		
6	プラスタートラップ外観点検	毎月	1号館、2号館
	立体造形実習室、絵画制作実習室、造形制作アトリエ及び美術工芸実習室に設置されているプラスタートラップの外観を点検し、異常がないか確認をする。		
7	キャンパス(各棟)消防計画に基づく点検の実施	年2回	各棟
	建物、火気使用設備器具、危険物施設について異常がないかを確認をし別途指示する書式により報告をする。		

8	機械換気設備点検	2月毎	管理棟
	事務所衛生基準規則第9条の規定による機械換気設備（管理棟事務室、教職センター、図書館事務室の換気扇）の点検を行う。		
9	第一種特定製品の簡易点検の実施	3月毎	各棟
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく第一種特定製品の管理者の判断基準となるべき事項による簡易点検を実施する。		

3. 定期管理業務

		期間又は回数	場所
1	ロスタイ設備フィルター清掃 各棟ロスタイ設備のフィルターの汚れを確認し必要があれば清掃する。	年1回	各棟
2	簡易専用水道（水道法、ビル管法）飲用水定期検査 音楽棟湯沸かし場の水道水を分析用専用容器に採水後、分析機関へ提出する（費用別途）。 定期検査16項目（6ヶ月に1回検査、但し適合の場合のみ次回11項目） 消毒副生成物類12項目（年1回6月～9月の間で検査）	年2回	大講義棟、体育館
3	下水道減免用メーター検針（大講義棟屋上等） 大講義棟（池給水）、音楽棟（散水用）で使用する水道水について の下水道量の減免を受けるためメーター値を検針して松江市に 下水道減免の申請をする。	2ヶ月毎	大講義棟、音楽棟
4	ガス、電気、水道積算メーター検針 テナント、部活室等の光熱水の料金徴収のため各所メーターを検針する。 中央監視盤操作業務（4）でおこなったプリントアウト紙の値と一緒に 検針値を甲に報告する。	毎月	部活室、図書館棟他
5	3号館グラウンド整地 必要に応じてグラウンド整備をする。 整地に必要な真さ土についての費用は別途。	随時	3号館横グラウンド
6	駐車場管理 大学の指示により、必要に応じて許可のなく駐車している自動車の取り 締まりを行う。	随時	駐車場
7	給排気ファン等点検 下記について点検を行う。 ・機械室給排気ファン ・図書館書庫給排気ファン ・空気清浄機 ・フィルター清浄及び巻き取り	年1回程度	大講義棟、 大学会館

8	プラスタートラップ清掃	年2回程度	1号館、2号館
	立体造形実習室、絵画制作実習室、造形制作アトリエ及び美術工芸実習室		
	に設置されているプラスタートラップの蓋を開け、沈殿物等を除去、 機器の清掃を行うこと。		
9	エンジン機器類整備	通年	大講義棟、車庫
	エンジン式チェーンソー、ヘッジトリマー、発電機、草刈機は		
	使用できる状態に整備しておく（キャブレターの分解整備 点火プラグ清掃、プラグ交換、Vベルト、バッテリー充電等を含む）。（随時）		
10	廃棄自転車管理	随時	寮、体育館自転車置場
	学内自転車小屋に放置された自転車を一箇所に集めて処分の通知表示を 一定期間おこなった後、事務室に処分手続きを依頼する。		
11	電動アシスト自転車管理	随時	車庫
	車庫に保管してある電動アシスト自転車を使用できる状態に整備しておく。 (バッテリーの充電も含む)		
12	給排気設備設備フィルター清掃、取替	毎月	各棟
	大講義棟地下機械室の吸気フィルターの巻き取り（制御盤でおこなう）。 大学会館地下書庫用排気ファンの天井内フィルター清掃をする。		
13	給排気設備機器点検	毎月	大講義棟、1号館、2号館、大学会館
	大講義棟地下の機械室、ボイラー室、電気室の給排気ファン、1号館、 2号館、大学会館地下書庫用排気ファンの機器のチェック（モーター音、 振動等）をする。		
14	実験用排気設備点検	毎月	2号館 理科実験室
	実験用ドラフトチャンバー用排気ファンのVベルト等、機器、制御盤の 点検をする、Vベルトの劣化があれば新しいものと取替る。		
15	大学会館地下書庫除湿機点検（殺菌剤投入）	毎月	大学会館
	大学会館地下書庫に設置してある除湿機の運転を確認する。 殺菌剤は概ね1年ごとに取替る（殺菌剤の在庫が無くなれば発注する）。		
16	特別管理産業廃棄物管理	随時	2号館
	学内の化学実験等で排出される特別管理産業廃棄物（薬品類） の排出状況の把握。		
	特別管理産業廃棄物処理計画の立案。		
	適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、 産業廃棄物管理表の交付、保管等）。		

4. 中央監視盤操作業務

		期間又は回数	場所
1	各種機器運転スケジュール管理データ登録 年始に中央監視盤のカレンダー設定（土日、祝祭日）をする。	年1回	大講義棟
	各種機器運転スケジュール管理データ登録をする（授業時間割による冷暖房機器の運転タイムプログラム、各種時間帯による機器タイムプログラム設定等）	随時	
	各種機器のタイム、イベントに対しアドレス設定をする。		
2	各種付属機器運転 事務室より依頼時、手動にて電気、空調、冷暖房機器類の発停をおこなう。	随時	
3	積算値設定（電気、水、灯油、ガス類のデータ確認） 監視盤上の各種積算値（電気、水、燃料等の積算値）を各所現場メーターと比較校正する。	毎月	

5. 電力デマンド管理業務

		期間又は回数	場所
1	監視盤電力デマンド登録と作業 基本電力料金抑制のため事務局と協議のうえ最大電力目標値を決定後中央監視盤にて設定する。	随時	中央監視室
	デマンド警報発報後に自動停止する機器の選択と入力作業。		
	デマンド監視時刻を中電メーター（デマンド用）時刻とあわせる。		
	デマンド発報後自動停止機器でも対応できない時は事務局と協議して手動で他の機器を停止させるか決定する。		

6. 停電作業前後業務

		期間又は回数	場所		
1	停電作業前連絡（中国電力へ） 事務局と協議のうえ停電作業日程を決める、 停電作業日を事前に中国電力へ連絡する。（中電様式による） 校内、寮生、警備員、清掃員、テナント等へ停電作業日程の周知をする。 復電後監視盤全積算値が正常であるか確認する、データー値が異常であれば、現地メーター値を読み、監視盤に入力する。	年1回程度	大講義棟		
	全棟外灯タイマー等設定時刻確認 各棟、外灯類のタイマー時刻が正常であるか確認し、必要であれば再設定をおこなう。			年1回程度	全棟
	その他 AS解放後中央監視盤の本体ブレーカーは作業中切っておく（絶縁抵抗試験による高圧が監視盤の電子基盤に印加し故障するのを防ぐため）。 管理業務範囲（3）自家用電気工作物保安点検試験測定業務の作業者と十分協議しながら安全な作業に努めること。				

7. 冷暖房機器運転管理業務

期間又は回数

場所

1	エアコン冷暖房運転切替	年4回	各所
	冷房前、冷房後、暖房前、暖房後の空調機の設定切替をおこなう。		
	(管理棟、1,2,3号館、音楽棟、体育館、大学会館、大講義棟、図書館棟、紅梅寮、同窓会館、サークル棟)		

8. 水質及び給水設備点検業務

期間又は回数

場所

1	3号館ポンプ給水量記録	毎週	3号館
	3号館ポンプ室で加圧給水ポンプ給水量を記録する。		
2	日常水質検査	1/週	紅梅寮、3号館、音楽棟
	紅梅寮、音楽棟、3号館の末端の水道水の水質検査を行う。 臭気、味、色度、濁度、塩素濃度（測定機材は大学所有品）。		
3	簡易専用水道施設・小規模貯水槽水道施設（水槽日常点検）	毎月	大講義棟、3号館、体育館
	構内の受水槽の点検をおこなうもので施設外観、水槽内外、配管、水質検査（毎週おこなう水質検査と同項目）。		

9. 環境管理業務

期間又は回数

場所

1	除雪	適時	各棟玄関、屋外階段
	学内降雪時、各棟外部通路、玄関前の除雪をする（スコップ、スノーダンプ）。		
2	草刈	年3回程度	学内
	オープンキャンパス、学園祭、その他の行事等の前に事務室から依頼があれば草刈機にて除草をする。（除草範囲は随時事務室より指示）		
3	構内、山林の伐採（枯れた松の木等チェーンソーにて伐採、台風前等）	数回	裏山
	学内裏山のフェンス沿いの樹木については、台風前等に巡回をおこない		
	フェンス外に倒木のおそれがある場合は伐採する、地域自治会よりフェンス沿いの樹木伐採依頼時（市外灯の照明への影響、毛虫の発生）においても事務室と協議後対処する。		
4	植栽散水器管理（時間設定、設置等）	7月～9月	図書館棟
	キャンパスフォーラムのプランターへの自動散水機の設定をする 朝、夕2回程度40分に設定する、時間は事務室と協議決定する。		
5	構内植栽の施肥	1回程度	構内
	構内の植栽の生育が悪い場合は、必要に応じて大学が別途購入する肥料で施肥を行う。		
6	臨時池清掃	1回程度	図書館棟、管理棟
	大学から指示により構内の池1（10t）、池2（9t）、水路、		
	池水受水槽（4t）を大学が所有する高圧ジェット洗浄機により清掃をする。池の水質維持用、プール用殺菌・消毒剤が必要な場合は、別途大学が購入して使用する。		

10. 修繕、消耗品、工具管理業務

期間又は回数

場所

1	設備、機械、実験機械及び建築物等修繕(工具、材料は別途)		適時	学内
	日常巡回時、教職員、学生、清掃員からの指摘による要修繕箇所等に			
	ついては、可能な限り直営修繕をおこなう、ただし安全上問題があると			
	判断される場合は甲と相談のうえ処理方法を協議決定する。			
	電気関係	照明器具取替、安定器取替、照明制御部品取替（インバーター-SW等）。		
		照明器具等の取替え時に照明器具等のホコリ・汚れの掃除。		
		空調機器制御部品取替（ACリモコン基盤等）。		
		室内コンセント取替、増設（メタルモールによるコンセント回路増設等）。		
		家電製品修理（ビデオ、衣類乾燥機、洗濯機、掃除機等）。		
		電気、電子機器類の電子基盤修理（トランジスタ、IC、電子部品等の不良部品を調べ部品類の取替）。		
		その他電気関係全般（厨房電気機器類も含む）。		
	給排水衛生設備	フラッシュバルブ用ハニカムフレカー、ピストンバルブ取替。		
		トイレ、厨房等の排水管の詰り修理（カンツル、ラバーカップ、薬品等による）。		
		蛇口の修理（コア取替、シールテープによる）、取替等。		
		洗面台排水詰まり修理（配水管分解清掃）。		
		その他給排水、衛生設備全般。		
	建具、備品	ドアクローザー取替、スピード調整、ドア建てつけ調整。		
		建具廻りシーリング打ち替え。		
		建具、備品（机、椅子）の修理とビス、ボルト類増し締め等。		
鉄、ステンレス製品の修理（電気アーク溶接、ろう付けによる）。				
ガラス板（建具等）の取替え（ガラス切によりカット）。				
その他建具、備品関係全般。				
建築、外構	クラック部補修（モルタル、シール、水中ボンド等による）。			
	陥没部の補修（砂利、砂等による）。			
	門扉戸車、ヒンジ部へのグリスアップ。			
	鉄製門扉、手摺等の錆落としとペンキ塗装（錆落とし道具、ペンキは別途大学から支給）			
	トタン張替え（寮勝手口、不燃物置き場外壁等）。			
	その他、建築物、外構全般。			
2	蛍光管（大講義室高所取替含む）、交換記録作成		適時	各棟
	各棟の蛍光管、電球、水銀灯（外灯、体育館）の球替えをおこなう。			
	玉替えの際に照明器具等のホコリ・汚れの掃除をおこなう。			
	取替えの場所、日付を記録しておく。			
3	蛍光管他消耗品部材管理と発注		適時	各棟
	電気、空調、給排水機器関係その他の部品、消耗品については管理台帳を作成して管理し、不足分は発注する。			
4	工具管理		適時	大講義棟
	工具、測定器類は常に点検し、いつでも使用できるよう整備しておくこと、管理台帳を作成し紛失等がないか毎月確認する。			

5	各所時計電池交換（調針含む）	適時	各棟
	巡回時、教職員からの指摘があった場合等、各所の時計用電池の取替え調針		
	をする。（電池費用は別途）		
	体育館南側植栽に設置してあるソーラー電波時計は冬季時バッテリーの消耗、天候により誤動作することがあるので適時調整をする。		
6	実験器具、機器、測定機器等の調整	適時	各棟
	教員等からの実験機器類の調整、修理依頼は可能な範囲内で直営修理をする。		

1 1. 休日対応、夜間対応

		期間又は回数	場所
1	保守点検監督、工事監督の休日対応	年3回程度	各場所
	自家用電気工作物保安点検試験測定業務、受水槽清掃業務、地下タンク		
	点検業務の監督については休日（土、日、祝日）勤務対応とする。		
	その他、工事等において平日の工事では学校運営に支障が生じる場合も		
	休日勤務対応とする、ただし事務室と協議のうえで日程と作業内容は決める。		
2	緊急対応	随時	各場所
	定時の勤務時間以外に警報（中央監視盤等）が発生した場合は警備員から		
	電話連絡があるので、警報内容によっては対処のため出勤する。		
	（例：停電、漏水、エアコン異常等）		
	仮処置できない場合は甲に連絡協議のうえ対応を決定する。		
火災発生、災害等で緊急連絡網（事務室体制）による連絡があった場合は			
は対応のため出勤する。			

1 2. 学校行事等補助業務

		期間又は回数	場所
1	入試前、試験会場の時計時刻合わせと電池交換	数回	体育館、3号館 大講義棟、体育館
	入試前は試験会場の時計時刻合わせと電池交換をする。		
2	学園祭時対応指示（図面等による）	年1回	全棟
	学園祭で学生が使用する機器類の電力が所定回路にてオーバーしないかを図面等で確認し、対応等の指示を事務局の立会いのもとでおこなう。		
3	入試、オープンキャンパス及び式典等	年8回程度	学内
	会場設営の補助、駐車場誘導、看板設置を事務室の指示のもとでおこなう。		
4	式典等体育館アリーナ照明プログラム変更登録	適時	体育館
	体育館の照明はフル2線式リモコンシステムであり各行事において事務局		
	より依頼時にセレクトスイッチ、ワイヤレスアドレススイッチにて点灯モード等の設定変更作業をおこなう。		
5	物品の移動、搬入、搬出	随時	全棟
	事務室、教員等から重量物の移動、搬入、搬出の相談、依頼があったときは可能な限り協力する。		
6	大学の施設設備実態把握業務の補助	随時	学内
	円滑かつ効率的な施設設備運営のために必要な学内の情報について、事務室からの依頼による調査・計測などに可能な限り協力をする。		

1 3 . 報告書

期間又
は回数

場所

1	日常業務について日報提出	毎日	管理棟
	その日におこなった作業について作業報告書を甲に提出すること、書類書式、提出方法は甲と協議して決める。		

1 4 . その他業務

期間又
は回数

場所

1	粗大ゴミ管理	適時	各棟
	粗大ゴミ置き場が満杯時、各棟廊下等に放置された粗大ゴミが多くなった時には適切に処分手続きをする（放置された物の所有者と処分の確認後）。		
2	特別管理産業廃棄物管理（実験廃液、不要試薬）	適時	2号館
	2号館でおこなわれる実験の廃液、不要試薬を定期的に集約して甲と協議後に廃棄処理の手続きをする（契約書作成補助等）、（処理費用は別途）。		
3	厨房排水汚泥処分	適時	各棟
	厨房グリストラップ排水汚泥を処分するための手続きをする（契約書作成補助等）。		
4	学生、教員、職員からの依頼（工作他）	適時	各棟
	学生、教職員から工作等の依頼があったときは可能な範囲で協力する。		
5	有害動物の捕獲	適時	学内
	学内において鳩（換気扇に営巣）野良猫（生ゴミの散乱等）の捕獲依頼等があった場合は捕獲に協力する、捕獲後の処分については事務局と協議して決める。		
6	食堂券売機の故障時の対応	随時	食堂
	券売機が故障した場合において、（10. 修繕、消耗品、工具管理業務）による修繕を行うとともに、昼食時に券売機が稼働しない場合は、必要に応じ大学の指示により食券の販売を補助する。		
7	その他申請書類、調査報告書作成等	随時	学内
	建築物環境衛生管理技術者の選任		
	解任届出書の提出。		
	自家用電気工作物変更届出書、特定建築物（ビル管）変更届出書、簡易専用水道設置届出事項変更届出書、水質汚濁防止法第10条の規定による氏名変更等届出書。		
	大気汚染物質排出量報告		
その他、関係省庁、県機関よりの調査依頼の報告書作成。			
8	図面管理関係	随時	大講義棟
	改修等により図面に変更が生じた場合、変更部分を製本図面に書き加える。		
	改修工事等で図面の作成が必要になったときは建築、設備関係図はCADソフトにより作成する、保管はデータ互換性のあるDXFファイル等で保管しておく。		

飲料水水質検査業務仕様書

1. 目的：甲の利用する飲料水の水質を測定する。（ビル管理法）
2. 作業場所：島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス（体育館棟横）
3. 作業内容：
 - 1) 測定回数、測定項目
 - (1) 定期検査 16 項目（年 2 回以上：6 ヶ月以内に 1 回以上実施する）
 - (2) 消毒副生成物検査 12 項目（年 1 回以上：6 月 1 日～9 月 30 日に実施する）
 - (3) 水道法第 34 条の 2 第 2 項に基づく簡易専用水道検査とする。
 - (4) 簡易水道（ビル管理法対象施設）検査依頼書の作成、提出
 - 2) 測定日時
 - (1) 測定日時は、甲乙協議の上決定する。
 - (2) 甲の運営に支障がないよう十分配慮する。
 - 3) 建築物環境衛生管理技術者立会等管理業務
 - (1) 採水時の立会
 - (2) 検査項目、検査結果の評価
 - (3) 報告書作成、提出
 - 4) その他
 - (1) 検査及び水道協会等に係る費用は、乙の負担とする。
 - (2) 検査機関は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

自家用電気工作物保守点検業務仕様書

この仕様書は、自家用電気工作物保守点検業務の概要を記したものであり、電気工作物の工事、維持及び運営等機能を十分に発揮し、安全を確保するとともに、授業等大学運営、寮生活に支障をきたさないよう細心の注意をはかり維持管理を行うことを目的とする。なお、本書に記載のない事項については、現場の実情に応じ「甲」と総合管理者（以下「乙」という。）が協議のうえ善処するものとする。

1. 保安管理業務

(1) 月次定例業務内容（月1回）

①別添「点検業務実施要領」「点検基準」により次の点検を実施する。

・運転記録

地下電気室：高圧受電盤、高圧饋電盤、高圧コンデンサ No, 1、No2、
低圧電灯盤 No, 1、No, 2、No, 3、No, 4、低圧動力盤 No, 1、No, 2、No, 3、No, 4、
最大電力量、力率

3号館キュービクル：低圧電灯盤、低圧動力盤 No, 1、No, 2、最大電力量、力率

・点検項目

引込線等母線・配線構内電線路：電線、ケーブル、腕金、がいし、支線

遮断装置及び開閉器類：断路器、高圧カットアウト、電力ヒューズ等

計器用変成器等：取引用変成器、零相変流器、計器用変圧器、計器用変流器

高圧機器：変圧器、高圧進相コンデンサ、避雷器、リアクトル

受配電盤等：計器、PL、AS、VS、CB、KS、配線等

継電器等：OCR、GR、DGR

危険標識等：危険標識、柵、施錠、不安全箇所等

受電室等

接地装置：接地線、端子等

分電盤等：制御盤、操作盤、遮断器、開閉器、分電盤

配線：移動配線、配線、支持物、ジョイントボックス等

機器等：照明器具、電動機、電熱装置

使用場所等：危険標識等、接地装置

(2) 年次定例業務内容（年1回）

①「点検業務実施要領」「点検基準」により次の点検を実施する。

・運転記録

地下電気室：高圧受電盤、高圧饋電盤 No, 1、No, 2、高圧コンデンサ No, 1、No, 2、

低圧電灯盤 No, 1、No, 2、No, 3、No, 4、低圧動力盤 No, 1、No, 2、No, 3、No, 4、

最大電力量、力率

3号館キュービクル：受電盤、低圧電灯盤、低圧動力盤 No, 1、No, 2、最大電力量、力率

・点検項目

(1) の年次項目実施

責任分岐点となる開閉器、引込線：外部精密点検、絶縁診断測定

配線：外部精密点検、絶縁診断測定

受配電盤：外部精密点検、絶縁診断測定

計器用変成器：外部精密点検、絶縁診断測定

保安装置：外部精密点検、動作試験

高圧遮断機、高圧開閉器：外部精密点検、絶縁診断測定、動作試験

変圧器：外部精密点検、絶縁診断測定

その他機器：外部精密点検、絶縁診断測定

接地装置：外部精密点検、絶縁診断測定
電線路：外部精密点検、絶縁診断測定
配線及び各分電盤：外部精密点検、絶縁診断測定

(3) 臨時業務（発生都度）

- ①事故及び異常発生時、または発生の恐れがある場合の臨時点検
- ②異常気象、自然災害時における臨時点検
- ③大規模工事中の点検で1ヶ月のうち2回目以降の点検は定例外業務として指導または助言をおこなう。
- ④電気工作物の設置または変更工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要な指導、助言を行うこと。
- ⑤電気工作物の事故防止のため必要に応じて精密検査を行うこと。

2. 指導助言、申請業務

(1) 主任技術者不専任申請及び各種官公庁提出書類の作成

- ①主任技術者専任を不専任とするため次の業務を行う。
 - ・電気工作物の維持及び運用について、次の定期的な点検、測定および試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項または、その他必要な事項がある場合は指導または助言を行う。

月次点検：毎月1回 年次点検：年1回

- ・電気工作物の設置または変更工事の工事期間に毎週1回以上工事中の点検を行い指導または助言を行うこと。ただし定例業務としては1ヶ月のうち初回のみ。

②電気事故または発生の恐れ、可能性がある場合の処置

- ・電気事故が発生した場合または、発生する恐れ、可能性がある場合は臨時点検を実施し応急処置または応急処置の依頼を行う。また、再発防止についても処置、指導、助言を行う。
- ・電気事業法（第106条）に定める電気事故報告を行う場合その作成及び手続きを甲とともに行うこと。

(2) 立ち会い

- ・電気事業法（第107条）に定める立入検査の立ち会いを行うこと。

3. 緊急対応

- ・電気事故等発生又は漏電等により大学施設または紅梅寮の電気設備が使用不能になった場合は即時対応にて現地に急行し確認、処置、指導を行うこと
- ・緊急対応時は総合管理者もしくは警備会社より連絡をし対応依頼する。または、現地出勤者より依頼する。

4. 点検、測定及び試験の基準

(1) 電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として保安規定に基づき実施する。

(2) 点検の種類及び周期

- ・月次点検：1回／月
- ・年次点検：1回／年 *月次点検を含む
- ・臨時点検：必要の都度

(3) 月次・年次点検

別添「点検業務実施要項」「点検基準」により実施する。

(4) 臨時点検

電気事故が発生した場合若しくは発生の恐れがある場合等に行う臨時点検は、次のものとする。

- ①次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行

い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ・高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物
- ・受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合においては、遮断動作の原因となった電気機材
- ・その他の電気機材に異常が発生した場合には、その都度、点検・測定及び試験を行う。

②高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検・測定及び試験を行う。

(5) 工事期間中の点検

電気工作物の設置または変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう工事の期間中は（3）に掲げる月次点検と同等の外観点検を毎週1回行うものとする。

6. 点検または試験の一部を除外する対象電気設備および機器

- (1) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法により、点検の実施に特定の資格を要するもの。
- (2) 機器の精度等の観点から専門の知識および技術を有する者による調整を必要とする機器（医療機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (3) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉防爆機器等）
- (4) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (5) 情報管理のため立入が制限されている場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (6) 衛生管理のため立入が制限されている場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (7) 機密管理のため立入が制限されている場所（独房室等）
- (8) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (9) 事業用で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (10) 発電設備のうち、電気設備以外である自家用工作物

7. その他

- ・月次点検、年次点検予定表を作成し「甲」の承諾を得ること。また、各点検1ヶ月前に「甲」と日程を調整すること。
- ・各点検終了後報告書及び工程写真を提出すること
- ・点検内容については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」を基に実施する。

点検業務実施要領

巡視・点検の区分 対象設備	日常巡視	工事中の点検	月次点検	年次点検	臨時点検
	1日～1週間の周期で運転中の電気設備、周辺の状況等を巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚により異常の有無を点検する。	1週間に1回の周期で、電気設備の施工状況及び技術基準への適合状況を確認する。	1ヵ月～3ヵ月の周期で、電気設備の使用状態で行うもので、異常の有無、異常発生の前兆把握、電気設備の不安全・不適當使用等について点検するとともに、点検者の安全が確保できる範囲で機器、装備計器類の指示値確認及び測定により異常の有無を確認する。	1年に1回の周期で、電気設備を停止して行うもので、目視、嗅覚、触手による点検、主要機器の動作試験、絶縁及び接地抵抗測定等により異常の有無を確認する。 必要に応じて機器の内部を点検し、異常の有無を確認する。	電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるとき又は定期点検記録値の経年変化等に著しい徴候が見られたときに特別に行う点検で、その原因を探求し、再発防止及び事故の未然防止のための措置を講ずる。
引込設備	設備に損傷を及ぼす物がないか又作業が行われていないかを点検	〔外観点検〕 電気工作物の損傷、汚損の有無	〔外観点検〕 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験
受電設備 配電設備	小動物、鳥獣、風雪及び部外者が入るおそれがないかを点検 異音、異臭がないかを点検	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態 接地線等の保安装置の取付け状態	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保護装置の取付け状態 〔測定等〕 電圧値の適否及び過負荷等 (電圧、負荷電流測定) 低圧回路の絶縁状態 (漏れ電流測定)	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 機器の内部点検
負荷設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検			保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	保護継電器の特性試験及び連動試験
発電設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検		上記外観点検	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験
非常用予備 発電装置	機器の配線や機器に損傷がないかを点検		上記外観点検及び 機関の始動、停止の確認	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 停電状態における機関の自動始動及び停止	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験

- 備考：1. 日常巡視は、感電等の危険防止の観点から、用具を使用せず安全な所からの目視、嗅覚、聴覚による外観点検をいう。
2. 年次点検時には、測定・試験以外に月次点検の外観点検を行うものとする。
3. 臨時点検時には、試験以外に異常のあった電気設備についての点検を行うものとする。

点 検 基 準 (1 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
引 込 設 備	支持物 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器・接地線 地中電線路 引込線	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び 連動試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
受 電 設 備	受電室・電気室 キュービクル式 受・変電設備	外観点検	○	○	1年	○
		計器指示値の確認又は測定	○			○
	遮断器	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び 連動試験		○	1年	○
	開閉器	絶縁抵抗測定		○	1年	○
		断路器	機能点検		○	必要の都度
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	1年	○
		二次漏洩電流測定	○			○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		絶縁油の点検・試験		○	必要の都度	○
		内部点検		○	必要の都度	○
	受・配電盤 制御回路	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び 連動試験		○	1年	○
		計器校正試験・シーケンス試験		○	必要の都度	○
	蓄電池 充電装置	外観点検	○	○	1年	○
		電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
	接 地 工 事 (接地線・保護管等)	外観点検	○	○	1年	○
接地抵抗測定			○※	1年	○	

点 検 基 準 (2 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
配電設備	支持物 電線・ケーブル 開閉器類 避雷器 接地線	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
負荷設備	配線、配線器具、 電動機・電気溶接機 電力応用機器、接地 線、電熱装置・照明 装置等、	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
	特別機器	外観点検	△	△	△	○
必要な点検・測定・試験		△	△	△	○	
発電設備	原動機・発電機	外観点検	○	○	1年	○
	蓄電池	始動・停止試験（電圧・周波数測定）		○	必要の都度	○
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○※	1年	○
	充電装置	保護継電器の特性試験及び 連動試験		○	1年	○
	その他付属装置	電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
非常用予備発電装置	原動機・発電機	外観点検	○	○	1年	○
	蓄電池	始動・停止試験（電圧・周波数測定）	○	○	1年	○
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○※	1年	○
	充電装置	保護継電器の特性試験及び 連動試験		○	1年	○
	その他付属装置	電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
絶縁監視装置		外観点検，警報レベルの確認	○	○	1年	
		設定値における誤差確認		○	1年	
		動作試験・警報発報試験		○	1年	
		自動伝送試験		○	1年	

- [備考] 1. 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。
 2. 負荷設備のうち特別機器とは、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。
 3. ※印を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる。ただし3年を限度とする。
 4. △印を付した事項は、専門業者において実施する。
 5. 年次点検には、月次点検を含む。

昇降機保守管理業務仕様書 1

1. 目的

「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス
大学会館・体育館

3. 機種、台数

(1) 大学会館

- ①乗用エレベーター装置 (HVA) 1台 三菱エレベーター製
 - ・ 油圧（間接式）エレベーター 750kg 11名 45m/min 3STOPS
 - ・ 火災時管制運転装置
 - ・ 地震時管制運転装置
 - ・ 停電時自動着床装置
- ②小荷物専用昇降機装置 1台 三菱エレベーター製
 - ・ 交流一段速度歯車式 300kg 30m/min 3STOPS

(2) 体育館

- ①乗用エレベーター装置 (HEA) 1台 三菱エレベーター製
 - ・ 油圧（間接式）エレベーター 750kg 11名 45m/min 3STOPS
 - ・ 地震時管制運転装置
 - ・ 停電時自動着床装置
 - ・ 遠隔監視装置

4. 業務内容

- 1) 乙は、甲の機械室に昇降機保守会社の所有するモニタリング装置を設置して、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
- 2) 乙は、定期的（月1回以上）に技術員を派遣し、昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つとともに、前号のモニタリング装置の点検及び調整等を行う。
- 3) 乙は、不時の故障を発見又は甲より異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し、適切な措置を行う。
- 4) 乙は、昇降機及びモニタリング装置各部について、機器の機能維持に必要と判断した場合は、部品の修理及び取替え調整を行う。使用する部品等はすべて設置昇降機製造者純正品とする。乙は、建築基準法による昇降機の定期検査を受け、その検査に立ち会うものとする。その際の検査に要する経費は、乙の負担とする。
- 5) 契約はPOG契約とする。

5. 作業範囲： 本契約に含まれる修理、取替及び調整の範囲は次のとおりとする。

- 1) 別紙Ⅰ・・・リモート点検「遠隔機器点検」
- 2) 別紙Ⅱ・・・リモート点検「遠隔診断」
- 3) 別紙Ⅲ・・・設備点検内容
- 4) 別紙Ⅳ・・・消耗部品
- 5) 別紙Ⅴ・・・機器保証サービス修理範囲

6. 経費の負担：

- 1) 本仕様の実施に伴い必要となる電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
- 2) 問題が生じた時は双方協議の上、これを処置する。

7. その他：

- 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
- 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を提出する。
- 3) 点検報告書は、点検実施後遅滞なく甲へ届け出る。
- 4) 点検は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者実施することとし、事前に甲に証明書を提出する。
- 5) 年度終了時には、年間報告書を甲に提出する。
- 6) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。

凡例		
エレベーター		
昇降機設備(略称)	制御方式	No.
アクセルA I	VFDH, VFEH	1
	VFDL	2
グランディ	VFDL, VFDLA, VFEL	3
油圧グランディ	HEA, HEA-B, HEA-C	4
油圧オーダー形	HVJ	
アクセルV F	VFHW	6
	VFMW	7
アドバンスV	中速 VFCL	8
	低速 VFCL, VFCLA	9
油圧アドバンス	HVA	10
コンパクト4c	VFDE	5
コンパクト4	ACE3LE ACEE-3	13
帰還制御	ACE1LE	11
	ACE2LE	12
	BSC, ACEE-1 ACEE-2	14
	SHMW, SMMW, SHHW, TLMC	15
直流ギヤレス	TFHW, TFNW, SMHW, SMNW	16
	RWBL, DMN, DMS	17
	GD-CL, DCFE, DCFP	18
交流二段	AC-2	19
交流二段、交流一段	AC-2DW, AC-1	20
インバーター制御荷物	VFYL, VFYL-Z	21
油圧間接、油圧直接	HVB	22
	HVC	23
	HVE, HVG	24
小荷物専用昇降機	DW	25

<別表- I >三菱昇降機設備 点検内容

■エレベーター

箇所	機器名	点検内容	1	6 7	2 3	8 9	21	11 12 14 19 20	4	10 22 23 24	5	13	15 16 17 18	25	
機械室	室内環境	○機械室出入口戸・窓の開閉・施錠状態													
		○機械室周壁劣化・損傷の有無													
		○機械室照明の点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○機械室内の整理・清掃状態													
		○機械室内の換気状態													
	制御盤 起動盤 リレー盤	○制御盤・起動盤・リレー盤固定状態													
		○制御盤・起動盤・リレー盤扉開閉状態													
		○制御盤本体・起動盤・リレー盤劣化・損傷の有無													
		○リレー・接触器作動状態													
		○リレー・接触器の劣化・損傷の有無													
		○リレー・接触器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○抵抗器の劣化・損傷の有無													
		○抵抗器取付状態													
		○各回路絶縁状態													
		○戸開走行保護装置作動状態(注1)													
		○その他機器作動状態													
		○その他機器劣化・損傷の有無													
		セレクトモータ	○セレクトモータ作動状態							○	-	-	-	-	○
	○セレクトの劣化・損傷の有無		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-
	○セレクト回り給油部の給油状態														
	巻上電動機 巻上機	○巻上機運転状態													
		○巻上電動機回転状態													
		○電磁ブレーキ作動状態													
		○巻上機綱車劣化・損傷の有無													
		○巻上機回り各機器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	
		○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無													
		○巻上機油劣化・油漏れの有無													
		○各給油部の給油状態													
		○巻上電動機絶縁状態													
	そらせ車	○そらせ車回転状態													
		○そらせ車劣化・損傷状態	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○
		○そらせ車取付状態													
	電動発電機 回転増幅器	○各機器回転状態													
		○各機器取付状態													
		○刷子・整流子劣化・損傷状態													
		○刷子取付状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		○端子締付状態													
		○各給油部の給油状態													
	調速機	○各機器絶縁状態													
		○調速機運転状態													
○調速機作動速度															
○調速機回り各スイッチ作動状態		○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
○調速機取付状態															
はかり装置	○各給油部の給油状態														
	○エンコーダの固定状態・回転状態	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
はかり装置	○はかり装置劣化・損傷の有無														
	○はかり装置取付状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	○各給油部の状態														
		○端子締付状態													

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	4	10	5	13	15	25
			7	3	9	12	14	19	20	22	23	24	16	17
かごまわり	油圧ポンプ	○ポンプモータ回転状態												
		○ポンプモータ取付状態												
		○ポンプモータ劣化・損傷の有無												
		○ポンプモータ絶縁状態												
		○プーリー回転状態	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○プーリー取付状態												
		○プーリー劣化・損傷の有無												
		○Vベルト劣化・損傷の有無												
	○Vベルト設定状態													
	サイレンサ	○サイレンサ取付状態												
		○サイレンサ劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○油洩れ有無												
	バルブ	○各バルブ取付状態												
		○ロックナット締付状態	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○圧力異常の有無												
		○油洩れ有無												
	ファンラジエータ	○ラジエータ取付状態												
		○ファンの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○ファンの固定状態・回転状態												
		○温度センサ作動状態												
	オイルタンク	○油洩れ有無												
		○タンク取付状態												
		○タンクの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○フィルターの劣化・損傷の有無												
その他	○端子箱の取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○配管・配線の劣化・損傷の有無													
かごまわり	かご上	○かご上各機器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○かご上各機器劣化・損傷の有無												
		○かご上各安全スイッチ作動状態												
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態												
		○かごドアハンガー取付・作動状態												
		○かごドアハンガー劣化・損傷の有無												
		○戸閉連動機構取付・作動状態												
		○戸閉連動機構劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態												
		○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無												
		○かごドア関連安全装置取付・作動状態												
		○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無												
	○かご戸と乗場戸連動状態													
	ドアマシンBOX かご上 ステーション ドアインバータBOX	○各安全スイッチ取付・作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
		○ステーション・BOX内各機器劣化・損傷の有無												
	E型 ランディング スイッチ	○スイッチ取付・作動状態												
		○スイッチの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
		○カバー取付状態												
		○ナイロンガイドの劣化・損傷の有無												
	リタイリングカム (錠外し装置)	○カムの取付・作動状態												
		○カムの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
		○各給油部の給油状態												

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	4	10	5	13	15	25
			7	7	3	9	14	19	20	22	23	24	16	17
昇降路	出し入れ口 まわり	○扉自閉機能作動状態												
		○扉取付状態												
		○ハンガー取付・作動状態												
		○ハンガー劣化・損傷の有無												
		○扉関連安全装置取付・作動状態												
		○扉関連安全装置劣化・損傷の有無												
	油圧ジャッキ	○ジャッキ固定状態												
		○プランジャ作動状態												
		○プランジャ劣化・損傷の有無												
		○パッキンの劣化・損傷の有無												
	返し車	○ガイドシューの劣化・損傷の有無												
		○ガイドシュー作動状態												
	その他機器	○ケーブル保護網の劣化・損傷の有無												
		○ロープ振れ止め取付状態												
ピット	ピット	○ピット周壁の劣化・損傷の有無												
		○ピット漏水の有無・汚損状態												
	調速機	○調速機運転状態												
		○調速機作動速度												
		○調速機回り各スイッチ作動状態												
		○調速機取付状態												
		○各給油部の給油状態												
	緩衝器	○緩衝器劣化・損傷の有無												
		○緩衝器台劣化・損傷の有無												
		○緩衝器取付状態												
	張り車	○張り車劣化・損傷の有無												
		○張り車取付・回転状態												
	油圧配管	○各配管取付状態												
		○各配管劣化・損傷の有無												
○油洩れ有無														
ジャッキ台	○ジャッキ台取付状態													
	○ジャッキ台の劣化・損傷の有無													
かご室 乗場	かご	○かご運転状態												
		○全自動戸開閉状態												
		○停電灯点灯状態												
		○かご内表示器作動状態												
		○かご釦作動状態												
		○かご釦劣化・損傷の有無												
	照明・意匠	○かご室機器損傷・変形の有無												
		○各銘板取付・汚損の有無												
		○かご室照明点灯状態												
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態												
		○かご内操作盤各スイッチ作動状態												
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態												
	乗り場 出し入れ口	○全自動戸開閉状態												
		○乗場釦作動状態												
○乗場釦劣化・損傷の有無														
○乗場表示器作動状態														

[付加装置]			1	6	2	8	21	11	12	4	10	5	13	15	25		
箇所	機器名	点検内容	7	3	9		14	19	20	23	24	16	17	18			
地震時管制 運転装置 (EER)	全般	○管制運転作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		○気配リアナウンス作動状態															
	昇降路内	○地震感知器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
		○地震感知器取付状態															
	制御盤内	○接触器取付状態															
		○接触器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
○接触器劣化・損傷の有無																	
停電時 自動着床装置 (ELD) (MELD)	全般	○自動着床装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		○戸開閉状態															
		○停電灯点灯状態															
	ELD盤内 MELD盤内 かご上ST内	○接触器取付状態															
		○接触器作動状態															
		○接触器劣化・損傷の有無															
		○各回路絶縁状態															
		○ELD・MELD用基板取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
		○ELD・MELD用基板劣化・損傷の有無															
		○その他機器取付状態															
	補助電動機 リングギヤ	○補助電動機の固定状態															
		○ギヤの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		○刷子・整流子の劣化・損傷の有無															
○各給油部給油状態																	
バッテリー	○作動電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
火災時管制 運転装置 (FER)	全般	○管制運転作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		○気配リアナウンス作動状態															
	制御盤	○接触器取付状態															
		○接触器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
		○接触器劣化・損傷の有無															
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態															
○呼び戻しボタン作動状態		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無																	
自家発管制 運転装置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		○気配リアナウンス作動状態															
	制御盤内	○接触器取付状態															
		○接触器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
遮煙ドア	乗場ドア	○気密材取付状態	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
		○気密材劣化・損傷の有無															
マルチビーム ドアセンサ (MBS)	本体	○センサ取付状態															
		○ケーブル配線状態	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
		○基板取付・配線状態															
		○作動状態															
超音波 ドアセンサ (USDS)	本体	○センサ取付状態															
		○ケーブル配線状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-		
		○基板取付・配線状態															
		○作動状態															
音声合成 アナウンス装 置 (AAN)	本体	○装置本体取付状態															
		○装置本体劣化・損傷の有無															
		○スピーカー取付状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-		
		○作動状態															
		○音声・音量の状態															

[付加装置]														
箇所	機器名	点検内容	1	6 7	2 3	8 9	21	11 12 14 19 20	4	10 22 23 24	5	13	15 16 17 18	25
車椅子仕様	専用乗場釦	○乗場釦作動状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
		○乗場釦劣化・損傷の有無												
	専用操作盤釦	○操作盤カバー取付状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
		○かご釦作動状態												
	鏡	○鏡固定状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
		○鏡汚れ・損傷の有無												
	手すり	○手すり固定状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
		○手すり劣化・損傷の有無												
	光電式 ドアセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
		○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態												
○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無														
かご内 ITVカメラ		○カメラ本体取付状態	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	
		○カバー取付状態												
		○レンズ汚れ・損傷の有無												
		○カバー汚れ・損傷の有無												
		○カメラの作動状態												
指紋照合 呼び 登録装置 (注2)		○操作部劣化・損傷の有無	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-
		○表示機器点灯状態												
		○操作部取付状態												
		○処理部及びテンキーの取付状態												
		○表示部取付状態												
エレベーター 連動システム (MIS) (指紋OPU タイプ)	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		○コントローラの作動状態												
		○コントローラの取付状態												
		○表示機器点灯状態												
	指紋OPU (注2)	○ユニットの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		○ユニットの読み取り状態												
		○ユニットの取付状態												
		○表示機器点灯状態												
	IO コントローラ (注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		○コントローラの作動状態												
		○コントローラの取付状態												
		○表示機器点灯状態												
エレベーター 連動システム (MIS) (非接触 カードリー ダー タイプ)	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
		○コントローラの作動状態												
		○コントローラの取付状態												
		○表示機器点灯状態												
	非接触 カードリーダ (注4)	○カードリーダの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		○カードリーダの読み取り状態												
		○カードリーダの取付状態												
		○表示機器点灯状態												
	IO コントローラ (注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		○コントローラの作動状態												
		○コントローラの取付状態												
		○表示機器点灯状態												

[付加装置]																											
箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	12	4	10	5	13	15	25	7	3	9	14	19	20	23	24	16	17	18	
エアコン	全般	○異常振動、異常音の有無																									
		○機器外観の汚損・劣化・発錆の有無																									
		○熱交換器汚損状態																									
		○フィルター汚損状態																									
		○吸込・吸出空気温度異常の有無																									
		○絶縁状態																									
故障自動通報システム (METAS)	制御盤	○ドレン部汚損状態																									
		○接触器取付状態																									
		○接触器作動状態																									
	通報装置	○接触器劣化・損傷の有無																									
		○接触器取付状態																									
		○接触器作動状態																									

(注1)戸開走行保護装置が設置されている場合のみ適用。

(注2)指紋データの登録・管理(バックアップ, アップロード, しきい値変更等)は、別途契約。

(注3)停止階床が15停止以上の場合に適用。

(注4)カードデータの登録・管理(バックアップ, アップロード等)は、別契約。

<別表-Ⅱ> 消耗部品(エレベーター)

部品名	適用No.	適用箇所																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
可動・固定コンタクト	(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カーボンブラシ					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御盤・受電盤内ヒューズ	(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御盤・受電盤内抵抗管	(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かごドア装置用駆動ベルト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
E型ランディングスイッチカム					○					○	○	○	○	○					○	○	○		○	○	○	
給油器油芯(繊維)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ドアシュー(戸の脚)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
照明用ランプ、スターター	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
インジケータ用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
操作盤・乗場押ボタン用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
かご室内停電灯用ランプ	(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点検用オイル・グリス類	(注5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ウェス、サンドペーパー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ビス、ナット、ワッシャー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
メモリーバックアップ用電池		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1)リレーによっては、本体取替(工事扱い)となる場合があります。

(注2)NFブレーカは含まない。

(注3)リボン型抵抗管、回生抵抗は含まない。

(注4)ランプ関係には、ネオン管、インテリア照明、LED照明、その他特殊な発光体は含まない。

(注5)巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び緩衝器作動油は含まない。

昇降機保守点検業務委託仕様書 2

1. 目的：「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。
2. 設置場所：島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス2号館
3. 保守物件：乗用昇降機（機械室レス4ヶ所停止）1台
 - 1) 積載量：900 kg以下、速度：45m/分、定員：13名
 - 2) 付加装置：地震時管制運転装置 S波 P波、停電時最寄階着床装置、火災時管制運転装置
車椅子・視覚障がい対応、オートアナウンス装置、マルチビームセンサー
4. 作業内容：
 - 1) 乙は、甲の機械室に昇降機保守会社の所有するモニタリング装置を設置して、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
 - 2) 乙は、定期的（月1回以上）に技術員を派遣し、昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つとともに、前号のモニタリング装置の点検及び調整等を行う。
 - 3) 乙は、不時の故障を発見又は甲より異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し、適切な措置を行う。
 - 4) 乙は、昇降機及びモニタリング装置各部について、機器の機能維持に必要と判断した場合は、部品の修理及び取替え調整を行う。使用する部品等はすべて設置昇降機製造者純正品とする。
 - 5) 乙は、建築基準法による昇降機の定期検査を受け、その検査に立ち会うものとする。その際の検査に要する経費は、乙の負担とする。
5. 作業範囲：本契約に含まれる修理、取替及び調整の範囲は次のとおりとする。
 - 1) 別紙1・・・定期点検・定期整備の対象
6. 経費の負担：
 - 1) 本仕様の実施に伴い必要となる電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
 - 2) 問題が生じた時は双方協議の上、これを処置する。
7. その他：
 - 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
 - 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を提出する。
 - 3) 点検報告書は、点検実施後遅滞なく甲へ届け出る。
 - 4) 点検は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者実施することとし、事前に甲に証明書を提出する。
 - 5) 年度終了時には、年間報告書を甲に提出する。
 - 6) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。

別紙1

定期点検・定期整備の対象

区分	点検項目	点検内容	機械室なし
1. 機械室	a. 機械室への通行及び出入口	①機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。 ②出入口扉の旋回の良いことを確認する。	
	b. 室内環境	①室内清掃、その他室内環境の良いことを点検し、エレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。 ②機械室内温度確認 ③手巻きハンドルの設置の有無を点検する。 ④エレベーター設備以外の有無を点検する。	
	c. 主開閉器、受電制御盤、起動盤及び信号盤	①作動の良いことを点検する	○
		②端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する	○
		③次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良いことを確認する。 電動機主回路、制御回路、信号回路、照明回路	○ 年1回
		④主開閉器の操作及び同左の良好を点検する。	○
	d. 荷重試験 労働安全衛生法に係るエレベーター	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。	○ 年1回
	e. 巻上機	①潤滑状態の良好及び油漏れの有無を点検する。	○
		②歯当りの良好を点検する。	
		③回転時に聴取の音及び振動の異常の有無を点検する。	○
		④綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	○
	f. 電磁ブレーキ	①作動の良いことを点検する。	○
		②スリップの異常の有無を点検する。	○
		③ブレーキシュー、アーム及びブランジャーの作動の良いことを点検する。	○
	g. そらせ車	①ロープ溝の摩耗の有無及び取り付けの良好を点検する。	○
		②回転状態の異常の有無を点検する。	○
	h. 電動機及び電動発電機	①運転状態の良好を点検する。	○
		②振動、音及び温度の異常の有無を点検する。	○
	i. 調速機（昇降路内含む）	①音及び振動の異常の有無を点検する。	○
		②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	○
③過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。		○ 年1回	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良好を点検する。	○	
k. 主索の緩み検出装置	作動の良いことを点検する。（注1）		
l. かご速度検出器	①取付け状態の良好を点検する。 ②正しく機能していることを確認する。		
m. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。（注1）		
n. 消火器等	①出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。		
	②火気厳禁標示の適否を点検する。		
o. パワーユニット	指示の良好を点検する。指示不良の場合は調整する。		
イ. 圧力計			
ロ. ポンプ	油漏れ及び音、振動等の異常の有無を点検する。		
ハ. 駆動ベルト	ベルトの張力の良好を点検する。		
ニ. 油圧タンク （作動油）	①油量の適否及び油漏れの有無を点検する。		
	②油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。		
	③タンクの取付け状態の良好を点検する。		
p. 圧力配管	①油漏れの有無及び継手部の接続の良好を点検する。 ②圧力配管が確実に固定されていることを点検する。		
q. 高圧ゴムホース	油漏れ有無及び継手部の接続の良好を点検する。		
r. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。		
2. かご	a. 運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良好を点検する。	○
	b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食等の有無を点検する。	○
	c. かごの戸及び敷居	①ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	○
		②取付けの良好及び戸の隙間の適否を点検する。	○
	d. かごの戸のスイッチ	①取付け状態の良好を点検する。 ②作動の良いことを点検する。	○ ○
e. 戸閉め安全装置	戸の反転動作機能などの作動状態の良好を点検する。	○	

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	点検項目	点検内容	機械室なし
2. かご	f. かご操作盤	①作動の良否を点検する。 ②取付けの良否を点検する。	○ ○
	g. かご内位置表示灯	①作動の良否を点検する。 ②取付けの良否を点検する。	○ ○
	h. 外部への連絡装置	①呼出し及び通話の良否を点検する。 ②バッテリー診断 ③電話回線チェック	○ ○ ○
	i. 照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。	○
	j. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	○
	k. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	○
	l. 停電灯装置	①点灯状態の良否を点検する。 ②基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	○ ○
	m. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	○
	n. かご床先と 昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	○
	o. 光電装置	作動の良否を点検する。（注1）	○
	p. 割部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。（注1）	○
	q. 専用操作盤	①取付け状態の良否を点検する。 ②作動の良否を点検する。（注1）	○ ○
	r. 鏡及び手すり	取付けの良否を点検する。（注1）	○
	s. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。（注1）	○
3. かごの周囲及び昇降路	a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	○
	b. 非常救出口（注1）	①かご外部からの開閉の良否を点検する。 ②救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	○ ○
	c. 戸の開閉装置	①戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ②開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。	○ ○ ○
	d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗等の有無を点検する。（注1）	○
	e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	○
	f. かごつり車及びおもりのつり車（注1）	①回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。 ②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	○ ○ ○
	g. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	○
	h. 主索及び調速機ロープ	①破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。 ②取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ビンの劣化の有無を点検する。 ③すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	○ ○ ○
	i. ガイドレール及びブラケット	①取付け状態の良否を点検する。 ②さび、変形、摩耗等の有無を点検する。	○ ○
	j. 非常止め装置	①取付け状態の良否を点検する。 ②非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。	○ ○
	k. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。（注1）	○
	l. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	○
	m. つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。	○
	n. 上部リミットスイッチ	①取付け状態の良否を点検する。 ②作動の良否を点検する。	○ ○
	o. 誘導板又は遮蔽板	取付け状態の良否を点検する。	○
	p. 中間つなぎ箱及び配管	①ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ②昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	○ ○
	q. 着床装置	作動の良否を点検する。	○
	r. ドアインターロックスイッチ	①作動の良否を点検する。 ②取付け状態の良否を点検する。	○ ○

（注1） 設置付の場合の作業内容

区分	点検項目	点検内容	機械室なし
3. かごの周囲及び昇降路	s. 給油器	①給油機能の異常の有無を点検する。	○
		②油量の適否を点検する。	○
	t. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	○
	u. ハンガーローラー および連動ロープ	①取付け状態及び作動の良否を点検する。	○
		②ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	○
	v. ドアレール	①取付け状態の良否を点検する。	○
		②摩擦及びさびの有無を点検する。	○
	w. 終端強弱減速装置	作動の良否を点検する。(注1)	
	x. 昇降路	①各出入り口数居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	○
		②エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	○
		③昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。	○
		④地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。	○
	y. 油圧ジャッキ	取付けの良否並びに油漏れ及び発熱、損傷等の劣化の有無を点検する。	
z. ブランジャー頂部 綱車及び離脱防止装置	①作動の良否を点検する。		
	②綱車のひび割れ、摩擦及び走行中の音の異常の有無を点検する。		
	③かごを最上階より微速で上昇させ、ブランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部隙間が規定値以上であることを確認する。		
	④作動させた場合に頂部安全距離規定値以上確保できることを確認する。		
A. 頂部安全距離確保 スイッチ			
B. 返し車	①回転時に軸受の音、及び振動の異常の有無を確認する。	○	
	②ロープ溝の摩擦の有無を点検する。	○	
	③取付けの良否及びき裂の有無を点検する。	○	
4. 乗場	a. 乗場ボタン及び表示灯	①乗場ボタンの作動の良否を点検する。	○
		②表示灯の球切れの有無を点検する。	○
		③取付け状態の良否を点検する。	○
	b. 非常解錠装置	解錠に支障のないことを確認する。	○
	c. 乗場の戸及び数居	①ドアシュー及び数居溝の摩擦の有無を点検する。	○
		②取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	○
d. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。(注1)		
e. ブレーキ開放スイッチ	機能の良否を点検する。(注1)	○	
f. かご運転装置	機能の良否を点検する。(注1)	○	
5. ビット	a. 環境状況	①漏水の有無を点検する。	○
		②汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	○
	b. 緩衝器	①取付け状態の良否を点検する。	○
		②スプリング又はブランジャーのさびの有無を点検する。	○
		③作動油の油量の適否を点検する。	○
	c. ガバナロープ用 及びその他の張り車	①走行中に、音に異常のないことを確認する。	○
		②ロープ溝の摩擦の有無を点検する。	○
		③ビット床面との隙間の適否を点検する。	○
	d. 移動ケーブル	①かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ②取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。	○
	e. 下部リミットスイッチ	①取付け状態の良否を点検する。	○
		②作動の良否を点検する。	○
	f. つり合いロープ (鎖)及び取付け部	取付け状態の良否及びさび、摩擦、破断等の有無を点検する。 (注1)	
	g. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	○
h. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。(注1)		
i. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがビット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	○	
j. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準値以内であることを確認する。	○	
k. 油圧シリンダー	取付けの良否及びき裂の有無を点検する。		
l. そらせ車	①回転時に軸受の音、及び振動の異常の有無を確認する。		
	②ロープ溝の摩擦の有無を点検する。		
	③取付けの良否及びき裂の有無を点検する。		
m. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	○	

(注1) 装置付の場合の作業内容

区分	点検項目	点検内容	機械室なし
5. ビット	n. 底部安全距離確保スイッチ	作動させた場合に、底部安全距離が規定以上確保できることを確認する。	○
	o. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。(注1)	
	p. ビット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。(注1)	○
6. 付加装置	a. 地震時管制運転装置	動作の良否を点検する。(注1)	○
	b. 火災時管制運転装置	動作の良否を点検する。(注1)	○
	c. 自家発管制運転装置	動作の良否を点検する。(注1)	
	d. 停電時自動着床装置(注1)	①動作の良否を点検する。(注1) ②バッテリーに不足がないことを確認する。	○ ○
	e. オートアナウンス装置	動作の良否を点検する。(注1)	○
	f. 故障自動通報システム	動作の良否を点検する。(注1)	○

(注1) 装置付の場合の作業内容

エレベーター保守・点検業務委託仕様書³

1. 目的

「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス1号棟

3. 業務条件

(1)本業務を行う日時は、以下の乙の通常営業日及び通常営業時間内とする。

1) 通常営業日 【月・火・水・木・金】

(年始年末12/30～1/4、土、日、祝祭日を除く)

2) 通常営業時間 【8:45～17:30】

(2)点検作業時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ甲の承諾を受ける。

4. 保守・点検共通事項

a)エレベーター保守・点検の項目及び内容は、次による。

表1 機種別点検表リスト

エレベーターの種類	適用保守・点検表
機械室なしエレベーター	表3

(1)表3の点検周期は、現地で直接、保守員が点検する場合を示す。

(2)表3の定期点検の周期の表記は、次による。○には数字が入るものとする。

1)「OM」は、○月ごとに行うものとする。

2)「OY」は、○年ごとに行うものとする。

5. 故障時の対応

(1)乙は、24時間出動体制を整え、不時の故障・事故に対し、最善の手段で対処すること。

(2)乙は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、甲から連絡を受け、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努める。

6. 消耗品

作業に必要な次に掲げる消耗品については乙の負担とする。

カーボンコンタクト、回転カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油、油脂類、ウエス、接点、メインリレー、かご内蛍光灯

7. 部品取替え又は修理の範囲

(1) 取替え又は修理の範囲は、次による。

- 1) 装置・機器に対して乙が必要と認めた場合は、部品取替え又は修理を行う。
- 2) 部品取替え又は修理の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限り、甲及び使用者の不注意、不適当な使用、管理その他の乙の責めに帰することができない事由により生じる部品取替え又は修理は含まない。

(2) 部品取替え又は修理に該当する項目は、「別表1」のエレベーターの契約の種別の欄に「○」を記したものとする。ただし、契約の種別にかかわらず、次の部品取替え・修理は除く。

- 1) 「別表1」の項目以外
- 2) 巻上機の一式取替え、ギヤケースの取替え
- 3) 電動機の一式取替え、フレーム取替え
- 4) 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- 5) 表3の備考欄に(※)を記した事項

(3) (1)及び(2)の該当項目に係る部品取替え又は修理に伴う費用は、乙が負担する。

(4) 乙は、エレベーターの保守に必要な部品の十分なストックと、安定供給に努めるものとする。

(5) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、乙の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

8. 適用

(1) 保守・点検業務委託契約書第2条で定義する「法定検査等」、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則に基づく性能検査が必要な場合は、当該法令の定めるところによる。また、甲は乙に性能検査の立ち会いを依頼することができる。乙がその立ち会いを受諾するときの費用及び支払方法は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(2) 次に掲げるものについては本契約には含まれないものとする。

- 1) 意匠部分（かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方棒）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- 2) 防犯カメラ、遮煙性能付戸の部材取替え
- 3) 昇降路周壁、建屋部分の補修
- 4) 機器・装置の搬入等の本業務を行う上で必要な建築関係工事
- 5) 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導に基づく改修・点検等
- 6) 本業務以外の業務（天災及び不可抗力による故障及び破損等の修理等）

9. 乙の所有機器等

本契約書第8条第1項に規定する内容に関し、下記の乙の所有機器等を製品に取り付けることとする。

表2 乙の所有機器リスト

No.	
1	保守部品
2	

10. その他

- (1) 本業務に使用する材料は、良好な品質のものとする。
- (2) 乙は、本業務により発見した破損、故障等について、ただちに甲に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。
- (3) 乙は、保守・点検作業終了後に、毎回、点検報告書を甲に提出すること。点検報告書は、エレベーターの機種又は契約の種別に応じて表3の点検内容を網羅し、計測値の記載等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。
- (4) 乙は、業務中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、乙の負担と責任において適切な安全対策を施すこと。ただし、階段手すりの腐食・損傷、通路の確保など、甲の負担と責任において行うべきものについては、甲が行う。
- (5) 甲が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合、乙は、甲の求めに応じて、乙の立場から適切な技術的助言を行うこと。
- (6) 乙は、本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から、甲が特定行政庁に報告する上で、甲の求めに応じて報告書の作成に協力するなど、保守点検業者の立場から甲に対して必要な協力を行うこと。
- (7) 乙は、契約書及び仕様書に定める本業務の責任を負うものとし、甲は契約書及び仕様書で定めた業務以外の昇降機を常時適法な状態に維持する責任を負うものとする。

11. 特記事項

仕様書における特記事項については特記事項欄に記載するとおりとする。

[特記事項欄]

.....

.....

.....

.....

.....

別紙1 契約の対象となる昇降機仕様及び契約方式

本昇降機①		契約種別 ■F.M.契約 □P.O.G.契約									
お客様番号		63E-14188			号機呼称等			1号館(4号機)			
機種・形式	用途	積載量 kg	速度 m/min	階床数	設置年				遠隔監視	遠隔点検	法定検査
ML5FB	乗用	900	45	3	2018						○
付加仕様	地震P波	地震S波	地震P/S波	リスタート	火災	停電	自家発	二方向	車椅子	音声合成	
	○	○	○	○	○	○			○	○	
	不停止	特殊戸	特殊環境	群乗合	群管理	ベースント	展望用	非常用	ビット冠水	大型	
									○		
	UCMP	緊急速報	自動診断	遮煙戸	カメラ	監視盤	クーラー	直話装置			
	○			△	△						
	RN1	RN2							適用保守・点検表		
表3											

○:有 △:有(POG扱い)

別表1 取替え・修理の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	保守契約の種類	
			円契約	
機械室	制御盤、受電盤	バッテリー取替え	○	
		リレー取替え	○	
		コンデンサ類取替え	○	
		電磁接触器取替え	○	
		リード線取替え	○	
		ヒューズ類交換	○	
		半導体、プリント基板取替え	○	
		インバータ、コンバータ取替え	○	
		抵抗取替え	○	
		ダイオード取替え	○	
		変圧器取替え	○	
		マイコン電源取替え	○	
		NFブレーカ取替え	○	
		電動機	電動機巻線絶縁処理	○
	各軸受ベアリング取替え		○	
	エンコーダ取替え		○	
	回転機カーボンブラシ交換		○	
	軸受グリスアップ		○	
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○	
		ギヤ取替え	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	
		綱車清修正及び取替え	○	
		ギヤ油取替え	○	
		補充用ギヤ油	○	
		オイルシール取替え	○	
		軸受グリスアップ	○	
	階床選択機(注)	位置検出センサー取替え	○	
		移動ケーブル取替え	○	
		歯車ユニット取替え	○	
		フロアチェーン取替え	○	
		マグネットコイル取替え	○	
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え	○	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	○	
		マグネットコイル取替え	○	
		ブレーキランジャー・コア・ガイド取替え	○	
		軸・軸受取替え	○	
		ブレーキスイッチ取替え	○	
	調速機	軸受ベアリング取替え	○	
		軸受グリスアップ	○	
		調速機本体取替え	○	
		スイッチ取替え	○	
	かた	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○
		停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○
			停電灯ランプ交換	○
		操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○
			操作盤ランプ交換	○
		階床表示	階床表示ランプ交換	○
プリント基板取替え			○	
かご戸		ドアハンガー・ローラ取替え	○	
		運動ロープ・チェーン取替え	○	
		ドアレール取替え	○	
	乗場戸との連絡装置取替え	○		
		ドアシュー取替え	○	

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	保守契約の種別
			四契約
かご	戸閉め安全装置 (セフティシュー)	アーム (レバー) 取替え	○
		ケーブル取替え	○
		スイッチ取替え	○
		マグネット取替え	○
	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○
		ユニット取替え	○
	かご内照明	かご内照明ランプ交換	○
	かご枠	防振ゴム取替え	○
	はかり装置	スイッチ取替え	○
		はかり装置取替え	○
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○
		軸受 (ベアリング) 取替え	○
		エンコーダ取替え	○
		駆動ベルト・チェーン取替え	○
		スイッチ取替え	○
		歯車ユニット取替え	○
		ギヤオイル取替え	○
		補充用ギヤ油	○
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○
		位置検出・着床装置取替え	○
		かご上照明ランプ交換	○
		給油器取替え	○
		給油器補充用油	○
	釣合おもり	ガイドシュー・ローラ取替え	○
給油器取替え		○	
給油器補充用油		○	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○
		ドアレール取替え	○
		連結ロープ・チェーン取替え	○
		ドアインターロックスイッチ取替え	○
		ドアクローザ取替え	○
		かご戸との連結装置取替え	○
	乗場ボタン	押ボタン取替え	○
		押ボタンランプ交換	○
	階床表示	階床表示ランプ交換	○
		プリント基板取替え	○
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車 (注)	かご吊り車ベアリング取替え	○
		おもり吊り車ベアリング取替え	○
		綱車取替え	○
		軸受グリスアップ	○
	主ロープ	主ロープ切り詰め	○
		主ロープ取替え	○
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め	○
		調速機ロープ取替え	○
	フロアーロープ、チェーン	フロアーロープ・チェーン切詰め	○
		フロアーロープ・チェーン取替え	○
	非常止め装置ロープ	非常止め装置ロープ取替え	○
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	○
		リミットスイッチ取替え	○
	調速機 (注)	軸受ベアリング取替え	○
		軸受グリスアップ	○
	調速機 (注)	調速機本体取替え	○
スイッチ取替え		○	
テンションブーリ	軸受テンションブーリベアリング取替え (注)	○	
	軸受グリスアップ	○	
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	○	
	かご下ブーリベアリング取替え (注)	○	
	軸受グリスアップ (注)	○	

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	保守契約の種別
			付随的
昇降路・ ピット	緩衝器	油入り緩衝器油取替え (注)	○
		油入り緩衝器油補充 (注)	○
		ピット点検用照明ランプ交換	○
付加装置 (注)	地震時管制運転装置	感知器取替え	○
	停電時自動着床装置	リレー取替え	○
		バッテリー取替え	○
	火災時管制運転装置	リレー取替え	○
	自家発電管制運転装置	リレー取替え	○
	監視盤	表示ランプ交換	○
		バッテリー取替え	○
	音声合成装置	本体取替え	○
		バッテリー取替え	○
	乗場戸芯塩構造	気密材 (ゴム) 交換	
	故障自動通報システム	本体取替え	○
		バッテリー取替え	○
	マルチビームドアセンサー	本体取替え	○
	戸開走行保護装置	本体取替え	○
	かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	
録画装置取替え			
かご内クーラー	フィルター取替え		
	冷媒補充、取替え		

(注) 当該装置がある場合に限る。
※1 但し、機能付リレーは除く。

表3 機械室なしエレベーター

○備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(高稼働)：高稼働運転(当該エレベーターの起動回数が24,000回/月以上、又は走行時間が1000h/月以上のいずれか)を行うエレベーター

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 機器類			
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズソケットの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。 ⑥ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 1 Y 6 M	(高稼働：3 M)
b. 制御盤カバースイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	1 M	
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に騒音の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。 ② ブレーキシュー、アーム及びブランジャーの作動の良否を点検する。 ③ ブランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑤ ブレーキライニング摩耗の有無を点検する。 ⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	(高稼働：3 M) (高稼働：3 M) (高稼働：6 M) (高稼働：6 M)
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。 ② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。 ③ 電動機エンコーダ、タコジェネレーターの作動の良否を点検する。 ④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 M 1 M 1 M 1 Y	(高稼働：6 M)
f. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 M 1 Y	(高稼働：6 M)
g. 約合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 M 1 Y	(高稼働：6 M)
h. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	※措置不良の場合の修理
i. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6 M 6 M	
2. かご			
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	
c. かごの戸及び数層	① ドアシュー及び数層溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ 防犯窓の汚れの有無を点検する。	3 M 1 Y 3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止め状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	
e. かごの戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	

点検項目	点検内容	周期A	備考
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1M 1M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1M 1M —	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無を点検する。	1M 1M	
n. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1M 1M	
o. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載量及び最大定員の表示の適否を点検する。	1M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1M 1Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(兼用又は兼台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1M	
t. 側部出入口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1Y	
u. 専用操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1M 1M	
【車いす兼用の場合に限る】			
v. 鏡及び手すり	取付け状態の良否を点検する。	1M	
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1M	
3. かごの周囲及び昇降路			
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1M	
b. 非常出入口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6M 6M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 輪受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 整流子、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり輪受又は転がり輪受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリスの濡れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制脚抵抗管の状態を点検する。	1M 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6M	
e. おもりのつり車	① 回転時に輪受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 ④ 各すべり輪受又は転がり輪受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
f. ガイドシュー又はガイドローラー	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ビンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1Y 1Y 1Y 6M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1Y	
i. ガイドレール及びレールブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1M 1Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が開まらないことを確認する。	1Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1Y 1Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6M 6M	
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6M 6M	

点検項目	点検内容	周期A	備 考
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	
r. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	
t. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口数層下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y	※亀裂又は損傷がある場合の精密調査
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場			
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	
c. 非常解除装置	解除に支障がないことを確認する。	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ 防犯窓の汚れの有無を点検する。	6 M 1 Y 3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 6 M	
f. ドアクローザー	ドア開閉で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y 1 Y	
h. 乗場の戸連結動ロープ及びチェーン	連結ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	
j. 光電装置など	作動の良否を点検する。	1 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1 Y	
5. ビット			
a. 環境状況	① 潮水の有無を点検する。	1 M	※潮水がある場合の精密調査及び修理
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	1 Y	
f. 調速機ロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を点検する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ ビット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無を点検する。	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 作動の良否を点検する。	6 M	
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1 Y	
k. ビット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	

点検項目	点検内容	周期A	備 考
1. 釣合ロープ・チェーン及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	1 Y	
m. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置	(「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」6. 付加装置の当該事項による。)		
7. 群管理運転装置	(「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 群管理運転装置の当該事項による。)		

昇降機保守管理業務仕様書 4

1. 目的

「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス3号館

3. 機種、台数

- ロープ式エレベーター 1台 東芝エレベーター製
- ・遠隔診断・遠隔監視（ピット漏水監視含む）付き 乗用13人 45m/分 4停止
 - ・火災時管制運転装置
 - ・地震時管制運転装置：P波・リスタート付
 - ・停電時自動着床装置
 - ・オートアナウンス
 - ・自動復旧運転機能

4. 業務内容

- 1) 乙は、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守（閉じ込め故障、起動不能、電源異常、管制運転）するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
- 2) 乙は、月1回エレベーターを遠隔で自動診断（かごの走行状態、昇降路リミットスイッチ、インターホン動作状態）を行う。
- 3) 乙は、定期的（3月に1回以上）に技術員を派遣し、昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行う。
 - ① 運転状態 ・戸開閉状態・走行状態・オペレーション
 - ② 機械室 ・環境・制御盤・巻上機電動機・ブレーキ・調速機・階床選択機・発電機
・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
 - ③ かご ・かご室・かご戸・かご上・かご下
 - ④ 昇降機 昇降路用品・つり合いおもり・ピット・制御盤・巻き機・ブレーキ・調速機
・油圧ジャッキ・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
 - ⑤ 出入り口
・乗り場・乗り場戸
- 4) 定期整備
 - ① 稼働頻度などを考慮した保守計画及び定期点検の結果により、必要に応じて修理又は部品の交換を行う。なお、その修理又は部品の交換の範囲は、対象昇降機を通常使用する場合に当然生じる摩耗及び損傷に限るものとする。
 - ② 定期整備の内容は、別紙のとおりとする。
- 5) 年次点検
年1回検査員を派遣し、昇降機の細部を調査し、予防保全に努める。
- 6) 法定定期検査
建築基準法第12条の規定による定期検査を行う。
- 7) 乙は、不時の故障を発見又は甲より異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し、適切な措置を行う。
- 8) 契約はFM契約とする。

5. 経費の負担：

- 1) 本仕様の実施に伴い必要となる電気料金及び水道料金は甲の負担とし、遠隔監視などに必要な電話料金などは乙の負担とする。

2) 問題が生じた時は双方協議の上、これを処置する。

6. その他：

- 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
- 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を提出する。
- 3) 点検報告書は、点検実施後遅滞なく甲へ届け出る。
- 4) 点検は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者実施することとし、事前に甲に証明書を提出する。
- 5) 年度終了時には、年間報告書を甲に提出する。
- 6) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。
- 7) 本委託業務は、令和2年度から実施する（平成31年度はメーカーによる瑕疵担保責任のなかで行う）。

主要整備工事範囲

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流傳速 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆エレベーター本体									
昇降路内清掃							●		
兼心地調整							●		
◆モーター									
軸受取替							●		
冷却ブLOWER取替									
◆巻上機									
軸受取替							●		
ギヤオイル取替									
メインシーブ取替							●		
防振ゴム							●		
◆ブレーキ									
シューライニング取替							●		
ブレーキスプリング取替							●		
分解清掃							●		
◆油圧パワーユニット									
ポンプメカニカルシール取替									
ポンプ軸取替									
ポンプOリング取替									
駆動ベルト取替									
バルブ取替									
高圧ゴムホース									
ピクトリック継手ゴムリング取替									
サイレンサーゴムパッキン取替									
ラインフィルターエレメント取替									
◆駆速機									
本体取替							●		
軸受取替							●		
◆階床選択器									
可動接触子取替									
アドバンサーモーター取替									
電磁クラッチ取替									
キャッチマグネット取替									
カムスイッチ取替									
逆転検知スイッチ取替									
移動ケーブル取替									
セレクターテープ取替									
◆制御盤									
リレー本体取替							●		
電磁接触器本体取替							●		
半導体・プリント基板取替							●		
コンデンサー取替							●		
◆かご関係									
着床スイッチ取替							●		
ガイドシュー(ローラー)取替							●		
セフティー用スラックケーブル取替									
非常用バッテリー取替							●		
◆昇降路									
吊り合いおもりガイドシュー(ローラー)取替							●		
メインロープ取替							●		
ガバナーロープ取替							●		
テールコード取替							●		
リミットスイッチ取替							●		

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバータ 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流傳運 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆油圧ジャッキ関係									
Uパッキン取替									
ステップシール取替									
Oリング取替									
◆ドア関係									
ドアシュー取替							●		
ハンガーローラー取替							●		
エキセンローラー取替							●		
連動ロープ取替							●		
インターロックスイッチ取替							●		
ドアカムスイッチ取替							●		
ドア駆動ベルト取替							●		
ドアセフティーシューコード取替							●		
ドア係合ローラー取替							●		
◆その他設備									
遮煙のりばドアの気密材取替									

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含みます。

除外項目

- (1) 機械室内建物付属設備
- (2) 昇降路周壁
- (3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替
 - イ. 昇降かご(ゴムタイル含む)
 - ロ. 各階乗場戸
 - ハ. 三方枠
 - ニ. 敷居
 - ホ. 押釦フェースプレート
 - ヘ. インジケーターフェースプレート
 - ト. 操作盤フェースプレート

空気環境測定業務仕様書

1. 目的

建物における衛生的環境に関する法律第4条第2項に基づき行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス管理棟・
図書館

3. 業務内容

(1) 測定項目

測定項目	測定器等
1. 遊粉塵量	グラスファイバーろ紙 (0.3 μ のステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る) を装着して相対沈降径がおおむね10 μ 以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
3. 炭酸ガスの含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
4. 温度	0.5目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
5. 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
6. 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
7. 照度	日本工業規格C1609 (照度計) の規格品とする。

(2) 測定方法

①測定位置等は、当該建物の通常の使用期間に、室内については居室の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び1階出入口付近で測定するものとする。

②測定周期は、2ヶ月に1回とする。(1日に2回測定し、平均値を求める)

(3) 測定点数

測定場所	測定点数
外気取入口	1点
管理棟事務室	2点
図書館棟	2点
大学会館	1点

4. 提出書類

- (1) 結果報告書 1部

5. その他

- (1) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (2) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (3) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (4) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (5) 測定に必要な電気、水道等は無償で提供する。
- (6) その他変更を要する場合は十分に担当者と打合せて行うこと。

害虫駆除業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項に基づき当該の衛生的環境を確保することを目的として行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 建物概要

管理棟、1号館、2号館、3号館、音楽棟、大学会館、大講義棟、体育館、図書館棟、同窓会館、サークル棟、紅梅寮、
対象面積 2,502.2㎡ (別添図面参照)

(2) 駆除方法

①生息調査

- ・ 目視点検により学舎内の一般衛生害虫生息状況を調査するとともに調査用トラップを配置する。配置場所は、食料を取り扱う区域並びに排水槽等、特に発生しやすい箇所を重点的に行う。
- ・ 配置2週間後に、トラップを回収調査し、再度トラップを配置する。この際、再度配置不可能なトラップについては取替えを行う。

②予防施行

- ・ 生息調査において調査した結果に基づき、一般衛生害虫の生息場所については発生を防止するためベイト剤(食毒剤)の配置を行う。また、目視点検(食餌法による死骸、糞などの調査)も行い、必要であれば補修駆除を実施し予防すること。

(3) 駆除回数

生息調査から予防施行までを1回とし、年2回行う。ただし、食品を取り扱う区域(厨房・食堂等)については、2ヶ月以内に1回行うこと。

4. 保守の責任

- (1) 業務に要する諸工具類、薬剤、トラップ及び薬剤等の処分費は「乙」の負担とする。
- (2) 業務に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (3) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (4) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (5) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (6) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。

5. 提出書類

- (1) 結果報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

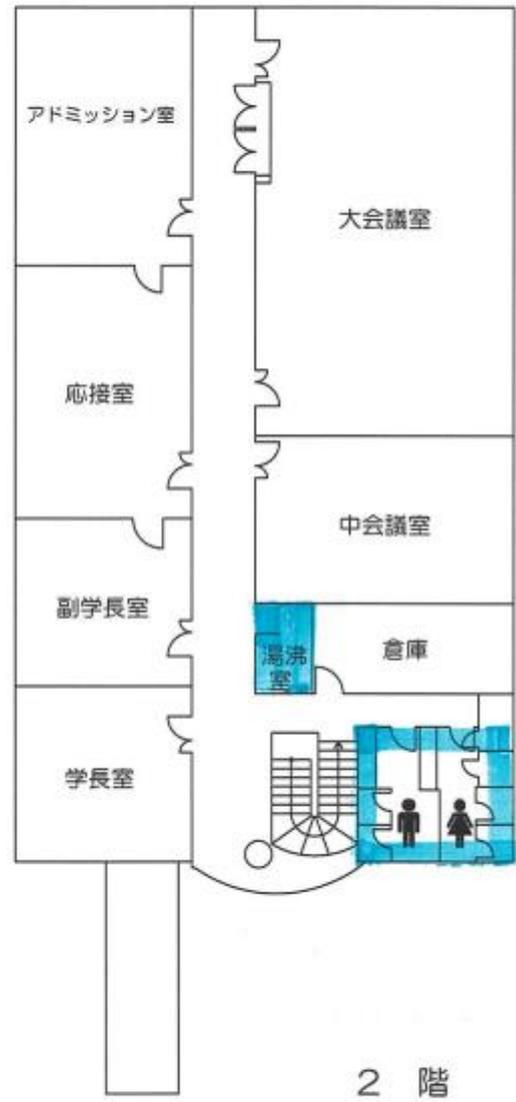
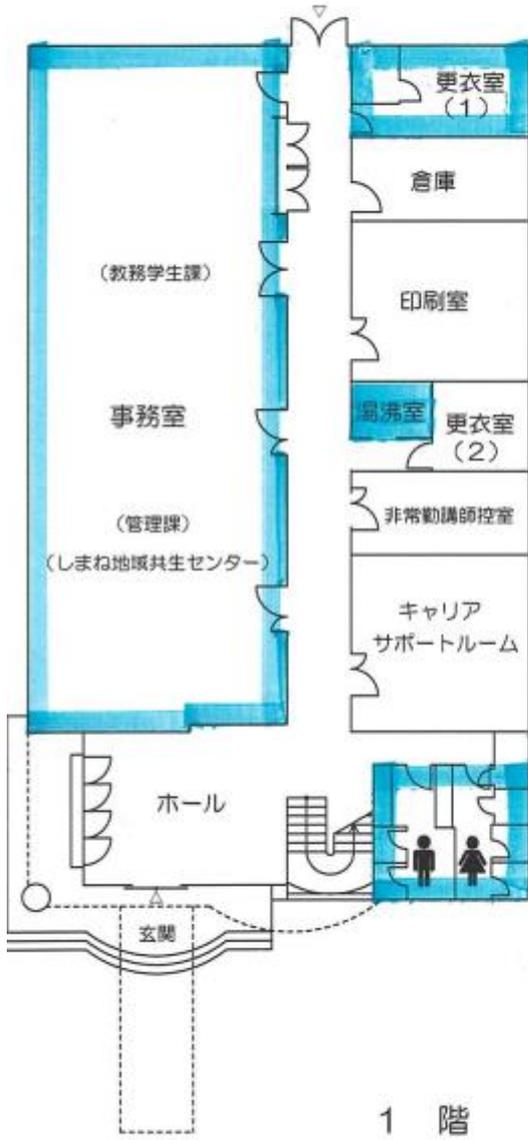
6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。作業に要する経

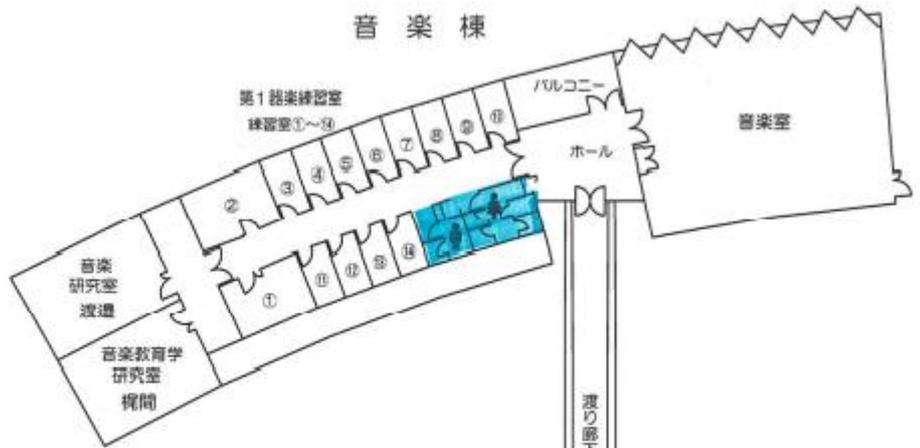
費（出張費・作業費）は、無償とする。

- (2) 使用する薬剤については製品安全データシートを業務前に提出すること。
- (3) 作業実施にあたっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項の規定に基づく「建築物環境衛生管理技術者」が現場に立会い、責任ある作業を行うこと。
- (4) 薬剤は製品安全データシートを確認の上、取り扱いに十分注意して作業すること。

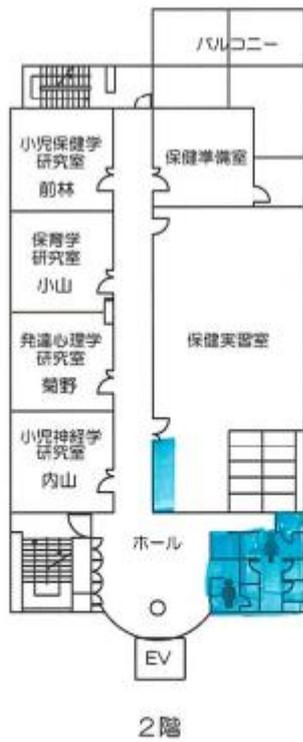
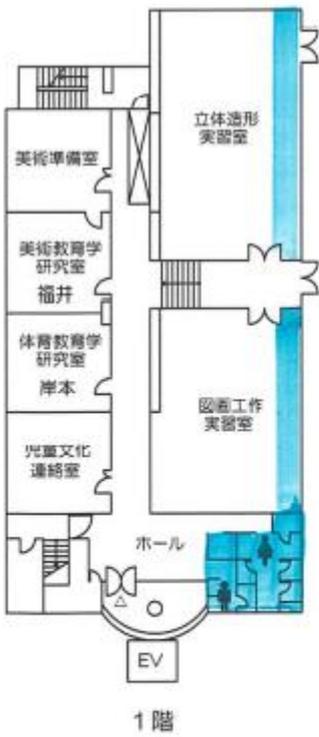
管理棟



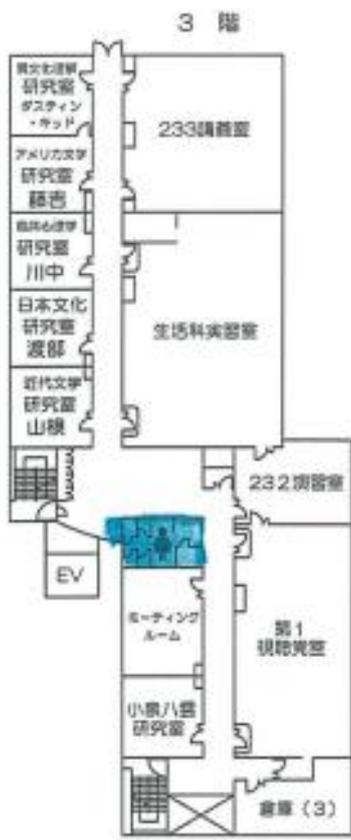
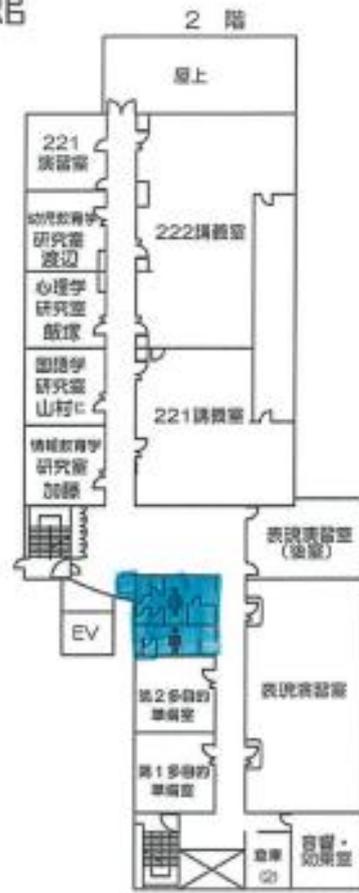
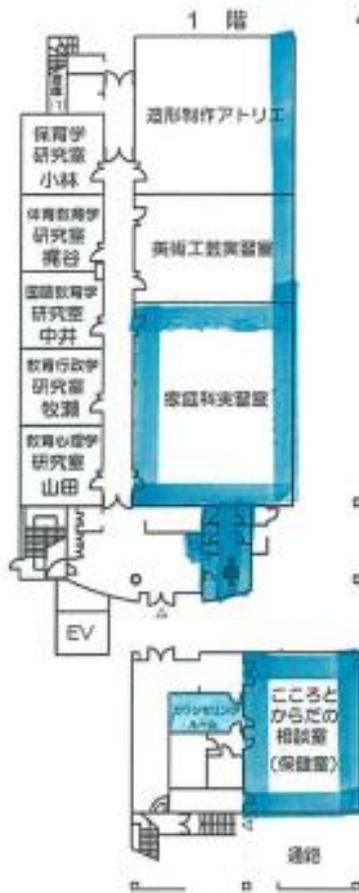
音楽棟



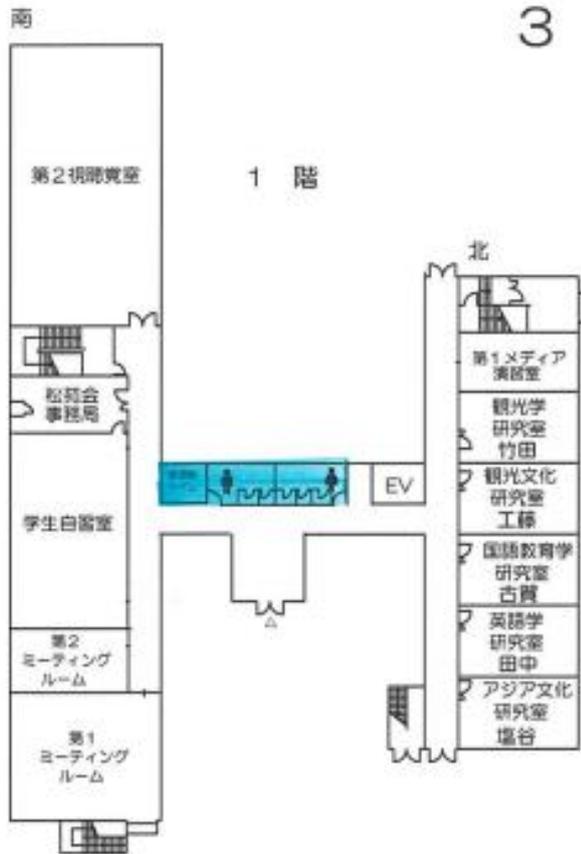
1号館



2号館



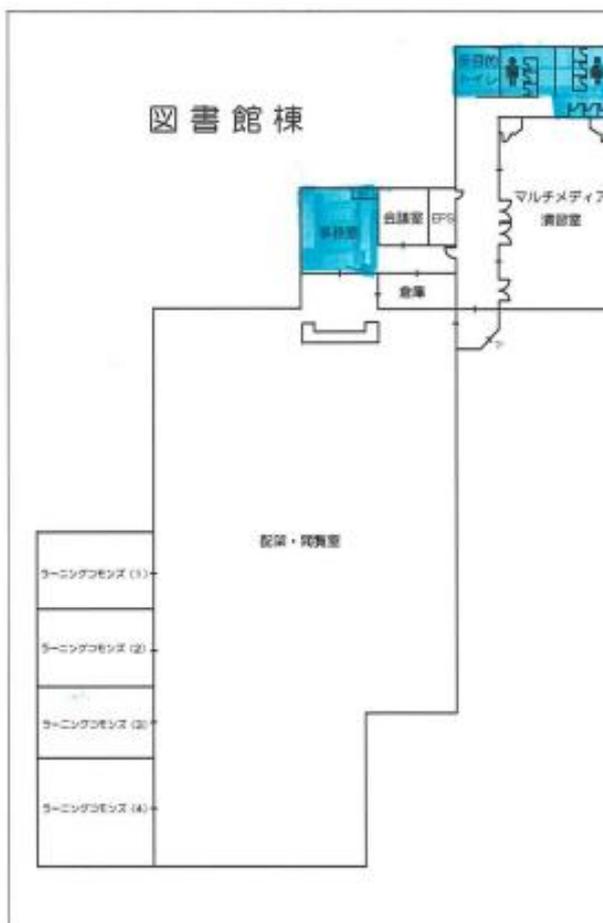
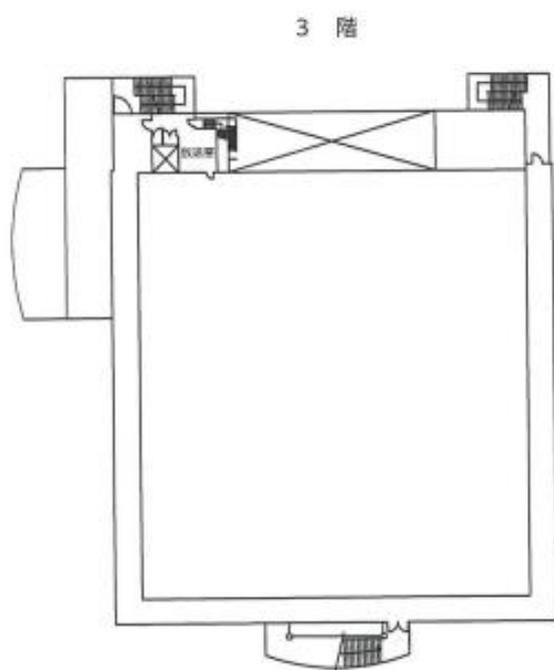
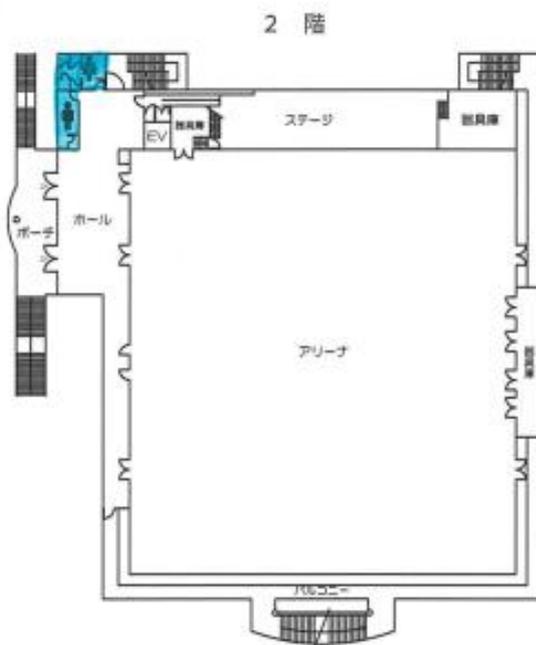
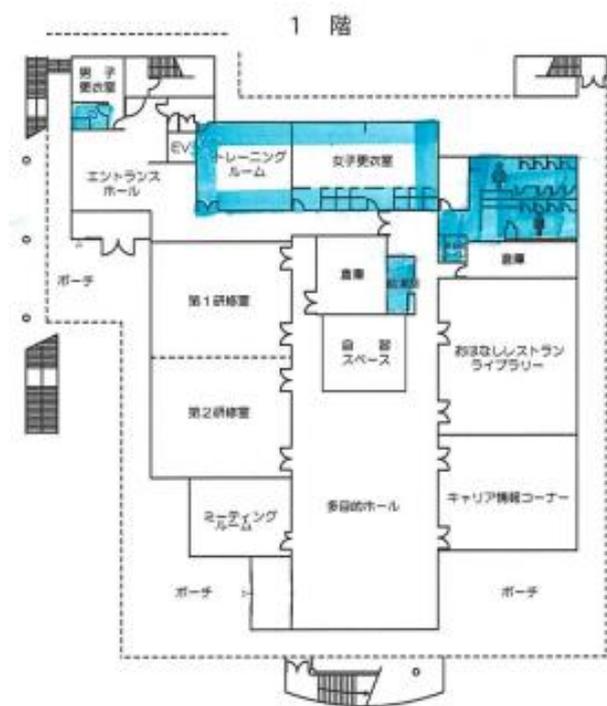
3号館



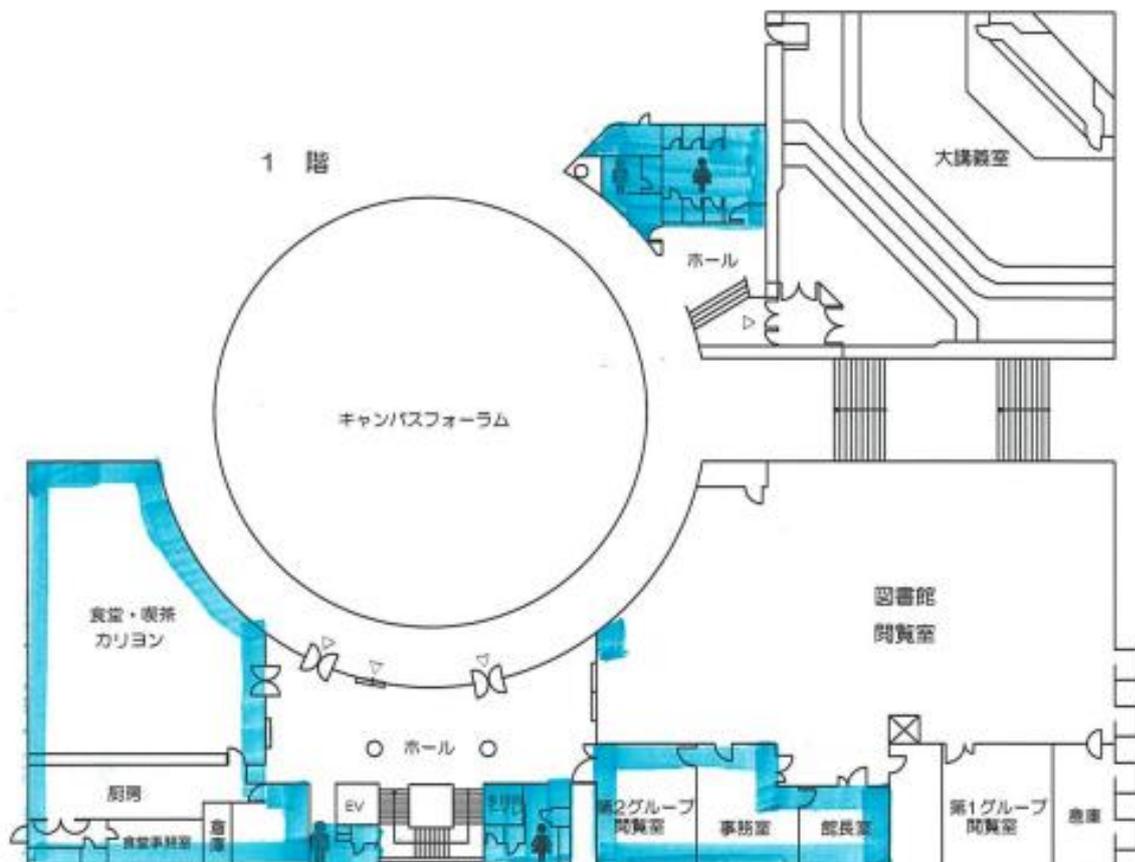
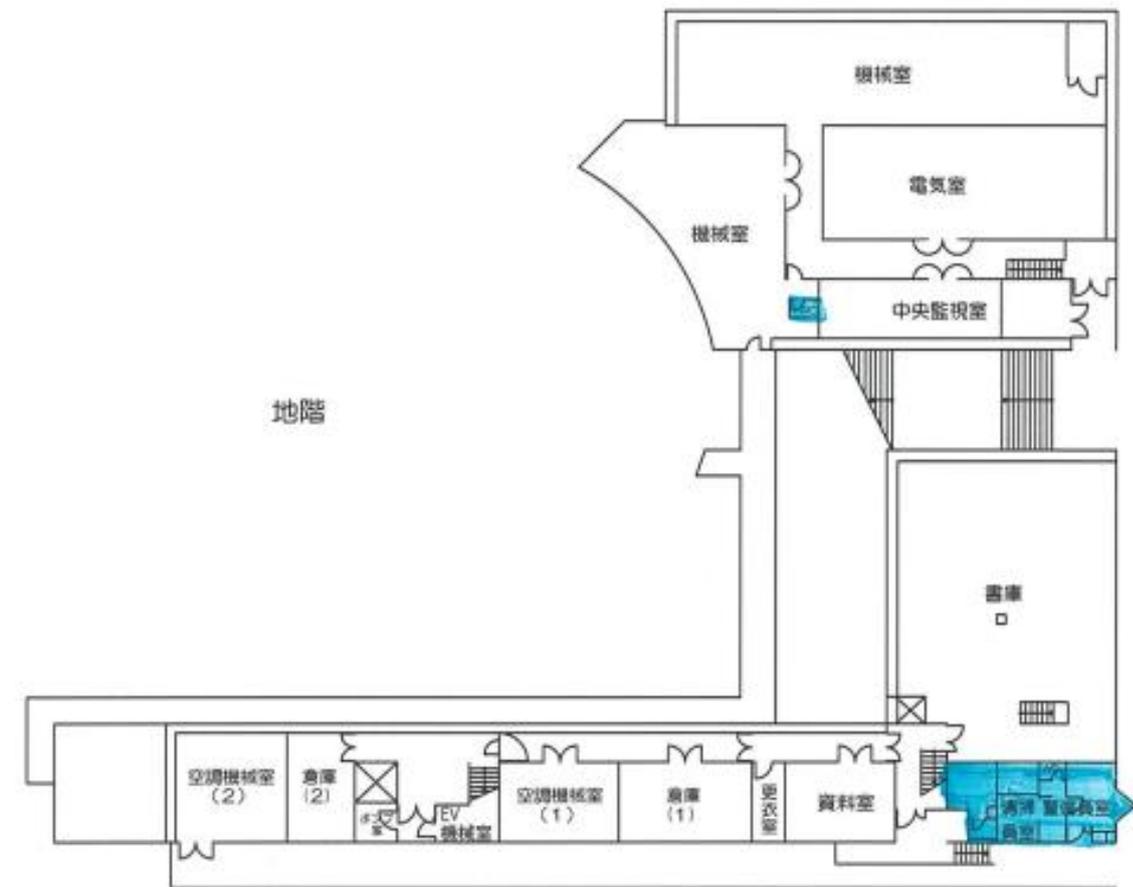
4 階

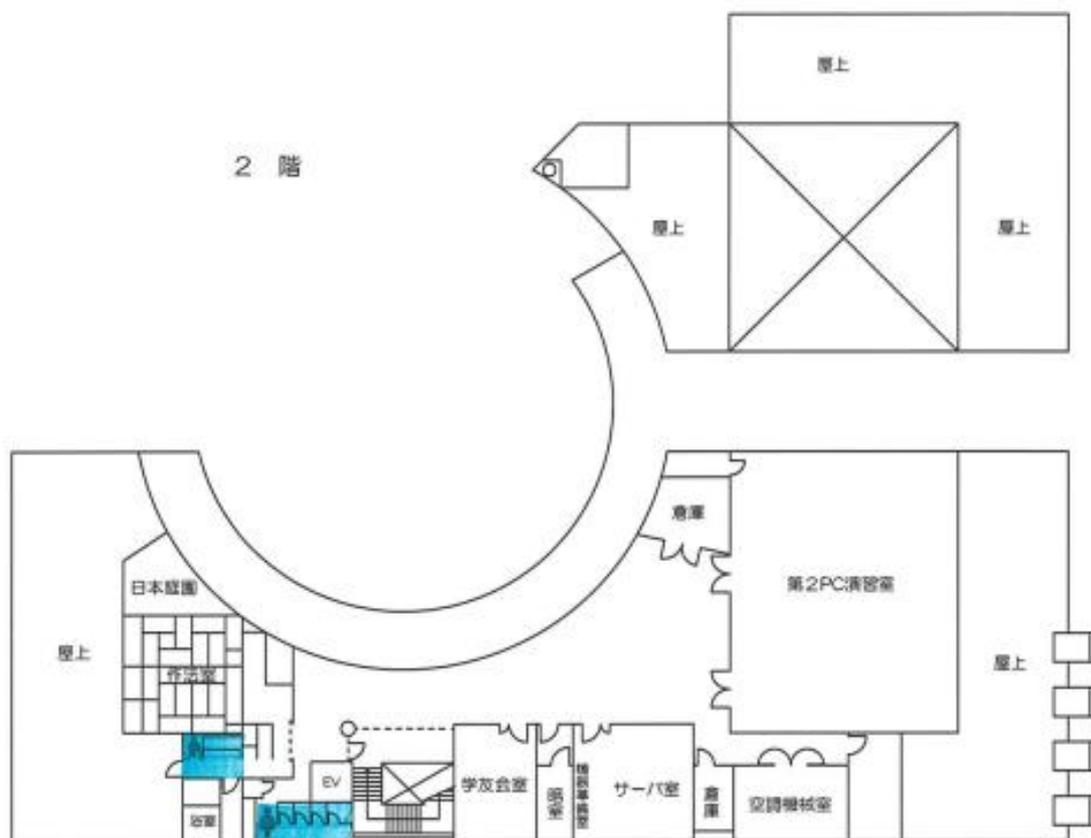


体育館

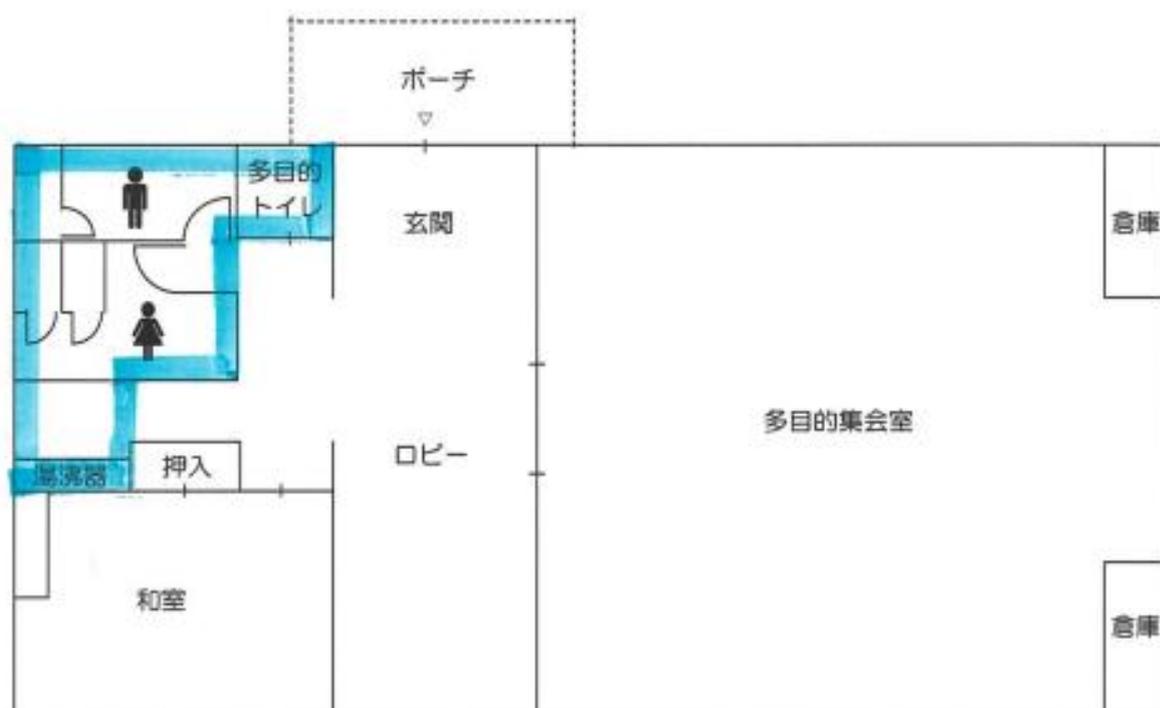


大学会館・図書館棟・大講義室棟





カメラリアホール（同窓会館）



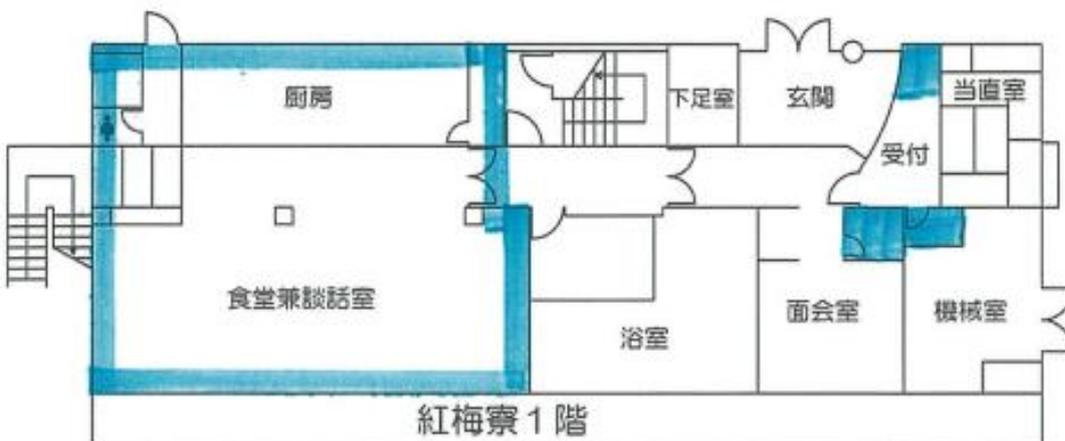
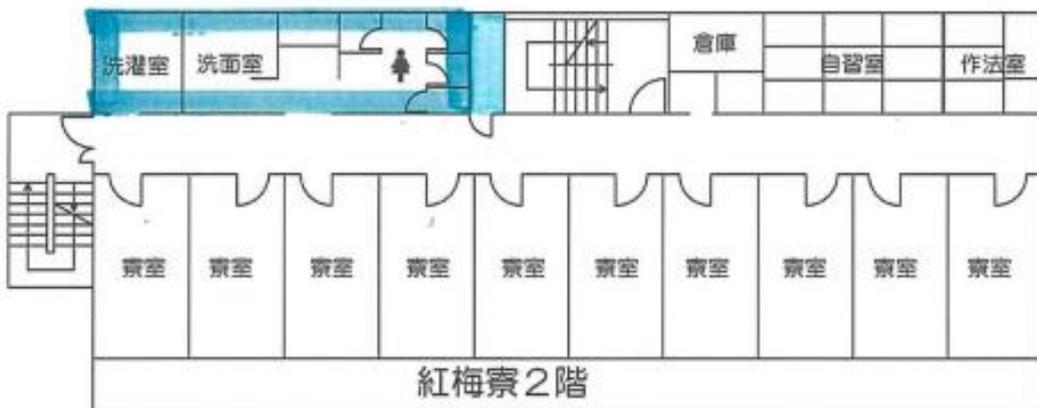
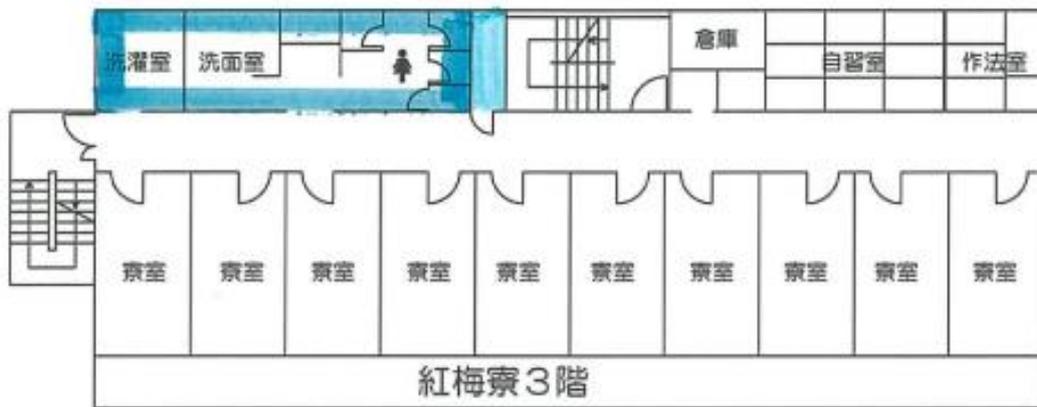
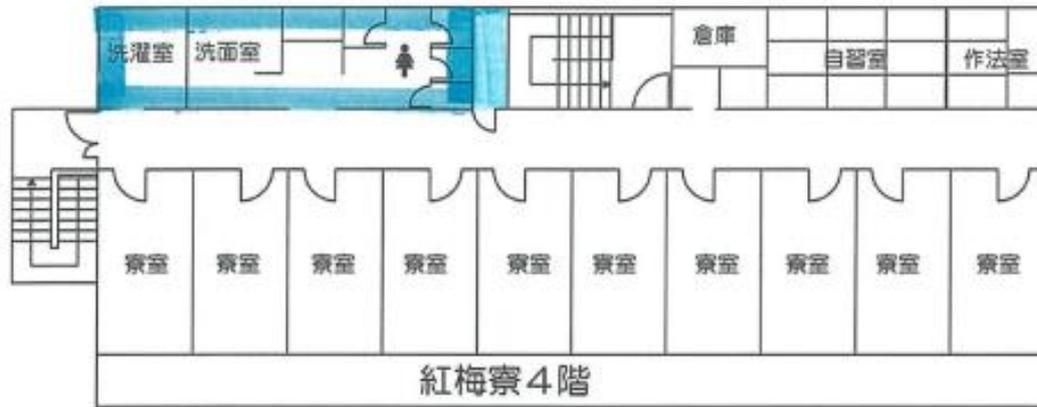
サークル棟

2階



1階





湧水槽消毒業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条の規定に基づいて、当該湧水槽又は排水槽内の衛生管理のための消毒を行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 対象害虫

- ・チョウバエ、チカイエカ

(2) 対象面積、薬剤数：回数は年単位とする。

場所	面積 (m ²)	薬剤 (枚)	回数 (回)	計 (枚)
大講義棟				
A	18	2	4	8
B	21	2	4	8
大学会館棟				
A	180	20	4	80
B	12	1	4	4
3号館				
A	21	4	4	16
B	10	1	4	4
体育館				
A	20	2	4	8
合計				128

(3) 薬剤の種類

薬剤（蒸散剤）はパナプレートL（有効成分DDVP、国際衛生株式会社製品）と同程度以上の殺虫効果を有するもの。

(4) 作業方法

マンホール内又は蓋の裏側、など槽内に吊す。

4. 保守の責任

- (1) 業務に要する諸工具類、薬剤及び薬剤の処分費は「乙」の負担とする。
- (2) 業務に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (3) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (4) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (5) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (6) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。

5. 提出書類

- (1) 作業報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。作業に要する経費（出張費・作業費）は、無償とする。
- (2) 使用する薬剤については製品安全データシートを業務前に提出すること。
- (3) 作業実施にあたっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項の規定に基づく「建築物環境衛生管理技術者」が現場に立会い、責任ある作業を行うこと。
- (4) 薬剤は製品安全データシートを確認の上、取り扱いに十分注意して作業すること。

貯水槽清掃業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、施行規則第4条の2に基づき行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 貯水槽容量、点検回数

・点検、清掃回数は年1回、ただし消火用水槽は(1回/3年)

設置場所	受水タンク容量 (t)	受水槽タンク容量 (t)	消火水槽容量 (t)
大講義棟		8	8
3号館	8		8
体育館			2.88
体育館横	22		

(2) 点検保守内容

I 点検項目	点検及び保守内容
1. 基礎	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増し締めする。 ③架台の発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ④架台のたわみ、基礎部隙間の有無を点検する。
2. 本体	①水漏れ及び外面、側壁の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ②接合金具、接合ボルトの緩み、腐食等を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 ③内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の劣化異常等を点検する。軽微の場合は補修する。 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。密閉又は施錠不良の場合は、パッキン又は錠を交換する。
3. 付属装置 ア ボールタップ及び定水位弁	①浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否を点検する。浸水がある場合は調整する。 ②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。水漏れ又は衝撃のある場合は調整する。

点検項目	点検及び保守内容
イ 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）	①汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。 ②水位電極部、パイロット管などの接続部の緩み、腐食について点検する。 ③作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 逆流止め玉弁及びサイホンブレーカの作動の良否を点検する。作動不調の場合は調整する。
ウ 塩素滅菌器	
4. 付属配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 ②防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。
5. 配管接続部	変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。

II 清掃	内容	備考
1. 一般事項	①作業は、健康状態の良好な者が行う。 ②作業衣及び使用器具は、タンクの掃除専用のものとする。また作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。 ③タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。 ④高置タンク又は圧力がある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。	消火水槽除く
2. 清掃作業	①高置タンク又は圧力タンクがある場合には、当該清掃は受水タンクの清掃を行った後に行う。 ②タンク内に沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。 ③洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。	消火水槽除く
3. 消毒	①清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないようにする。 ②清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の清掃を行う。	消火水槽除く

II 清掃	内容	備考																				
	③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。 ④消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。 ⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。	消火水槽除く 〃 〃																				
4. 水張り	消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。	消火水槽除く																				
5. 汚泥等の処理	清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。																					
6. 水質検査及び残留塩素測定 (3号館受水タンクに限る)	タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、次の左欄に掲げる項目について同表右欄に掲げる方法で、水質検査及び残留塩素の測定を行う。	消火水槽除く																				
水質検査及び残留塩素の測定																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1077 600 1111">項目</th> <th data-bbox="608 1077 887 1111">基準</th> <th data-bbox="895 1077 1161 1111">検査又は測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1115 600 1149">色度</td> <td data-bbox="608 1115 887 1149">5度以下</td> <td data-bbox="895 1115 1161 1149" rowspan="4">水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1153 600 1187">濁度</td> <td data-bbox="608 1153 887 1187">2度以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1191 600 1225">臭気</td> <td data-bbox="608 1191 887 1225">異常でないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1229 600 1263"></td> <td data-bbox="608 1229 887 1263">(ただし消毒によるものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1267 600 1301">味</td> <td data-bbox="608 1267 887 1301">異常でないこと</td> <td data-bbox="895 1267 1161 1301" rowspan="2">原則としてDPD法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1305 600 1339"></td> <td data-bbox="608 1305 887 1339">(ただし消毒によるものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1344 600 1377">残留塩素の含有率</td> <td data-bbox="608 1344 887 1377">遊離残留塩素の場合は0.2mg/l以上、結合残留塩素の場合は1.5mg/l以上</td> <td data-bbox="895 1344 1161 1377"></td> </tr> </tbody> </table>			項目	基準	検査又は測定方法	色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法	濁度	2度以下	臭気	異常でないこと		(ただし消毒によるものを除く)	味	異常でないこと	原則としてDPD法		(ただし消毒によるものを除く)	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/l以上、結合残留塩素の場合は1.5mg/l以上	
項目	基準	検査又は測定方法																				
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法																				
濁度	2度以下																					
臭気	異常でないこと																					
	(ただし消毒によるものを除く)																					
味	異常でないこと	原則としてDPD法																				
	(ただし消毒によるものを除く)																					
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/l以上、結合残留塩素の場合は1.5mg/l以上																					

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。

- (8) サンプル水質検査費用は、乙の負担とする。
- (9) 本作業については、伝染病患者にこの作業をさせてはならない。尚この作業に従事する者は、健康診断書（検便）を事前に「甲」に提出しなければならない。また掃除の日の当日、下痢をしている者は貯水槽の清掃に携わってはならない。
- (10) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 「乙」は作業責任者を定め「甲」に提出すること。
- (2) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

エアコン設備点検業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条及び厚生省告示環企第31号に基づいて行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

- (1) 点検回数は年2回実施する（冷房前6月下旬、暖房前11月上旬）。
点検内容の詳細はメーカー標準点検基準によって行うこと（フィルター清掃含む）。
- (2) 乙が甲より故障の連絡を受けた場合は、その都度すみやかに技術員を派遣すること。修理に要する経費（出張費・作業費）は、無償とする。
- (3) 点検作業中、自然消耗、破損部品等を発見した場合はすみやかに甲に報告し修理する、ただし修理費用（材料、部品、労務）は甲の負担とする。
- (4) 保守空調機器の追加、更新、破棄等があった場合は、甲乙協議し点検業務を実施する。
- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項により、十分な知見を有する者による定期点検を実施する。
- (5) 保守空調機器（制御機器も含む）
ユニット部

設置場所	種類	メーカー	室外機型番	室内機台数	
1号館 2階バルコニー	パッケージエアコン(PAC-1-1)	三菱電機	PUSY-P140MH1	6	
	パッケージエアコン(PAC-1-2)	三菱電機	PUSY-P80MH1	1	
	シティマルチエアコン(MAC-1)	三菱電機	PUHY-P400CM-E2	4	
	シティマルチエアコン(MAC-2)	三菱電機	PUHY-P500CM-E2	6	
	シティマルチエアコン	三菱電機	PUSY-P140MG	2	
	ヒートポンプエアコン(AC-1)	三菱電機	MPUZ-RP224HA7	4	
	ヒートポンプエアコン(AC-2)	三菱電機	MPUZ-RP160HA-7	4	
	ヒートポンプエアコン(AC-3)	三菱電機	MPUZ-RP63HA7	1	
	ヒートポンプエアコン(AC-4)	三菱電機	MPUZ-RP63HA7	1	
	2号館 4階バルコニー	シティマルチエアコン(ACP-2-1)	三菱電機	PUHY-RP730SDMG4	9
シティマルチエアコン(ACP-2-2)		三菱電機	PUHY-RP630SDMG4	8	
パッケージエアコン(PAC-2-1)		三菱電機	PUSY-P160MH1	3	
パッケージエアコン(PAC-B)		三菱電機	PLZ-ZRMP40EFM	1	
1階西側外		シティマルチエアコン(MAC-1)	三菱電機	PUHY-P500CM-E2	8
		シティマルチエアコン(MAC-2)	三菱電機	PUHY-P500CM-E2	6
		シティマルチエアコン(MAC-3)	三菱電機	PUHY-P450CCM-E2 (PUHY-P400SCM-E2)	1 2
		シティマルチエアコン(MAC-4)	三菱電機	PUHY-P400CM-E2	4
		シティマルチエアコン(MAC-5)	三菱電機	PUHY-P400CM-E2	5
		シティマルチエアコン(MAC-6)	三菱電機	PUHY-P500CM-E2	6
	ヒートポンプエアコン	三菱電機	MPUZ-RP280HA7	4	
	ヒートポンプエアコン(AC-1)	三菱電機	MPUZ-RP280HA7	2	
ヒートポンプエアコン(AC-3)	三菱電機	MPUZ-RP224HA-7	2		

3号館	ヒートポンプエアコン	ダイキン	RZYP-J112H9	2
	ヒートポンプエアコン	日立	RAS-AP160SH1	2
	ルームエアコン (食品準備室)	三菱電機	MLZ-GX36RAS	5
	マルチ型パッケージエアコン (ACPA)	三菱電機	PUSYP140MH	3
	パッケージエアコン (ACPB)	三菱電機	PUZ-RP140HA10	4
	パッケージエアコン (ACPC)	三菱電機	PUZ-ERP56KA5	1
	ルームエアコン (RAC1)	三菱電機	RAS-N40S2	2
	マルチ型パッケージエアコン (ACP1)	三菱電機	PUHY-P400MG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP1-1)	三菱電機	PDFY-P80GMG5	5
	マルチ型パッケージエアコン (ACP2)	三菱電機	PUHY-P730SDMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP2-1)	三菱電機	PLFY-P80EMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP2-2)	三菱電機	PLFY-P80LMG5	5
	マルチ型パッケージエアコン (ACP2-3)	三菱電機	PLFY-P112MG5	2
	マルチ型パッケージエアコン (ACP3)	三菱電機	PUHY-RP335DMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP3-1)	三菱電機	PLFY-P80LMG5	4
	マルチ型パッケージエアコン (ACP4)	三菱電機	PUHY-P670SDMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP4-1)	三菱電機	PLFY-P112EMG5	2
	マルチ型パッケージエアコン (ACP4-2)	三菱電機	PLFY-P80EMG5	6
	マルチ型パッケージエアコン (ACP5)	三菱電機	PUHY-RP730SDMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP5-1)	三菱電機	PLFY-P90EMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP5-2)	三菱電機	PLFY-P80EMG5	2
	マルチ型パッケージエアコン (ACP5-3)	三菱電機	PLFY-P80LMG5	6
	マルチ型パッケージエアコン (ACP6)	三菱電機	PUHY-RP900SDMG5	1
	マルチ型パッケージエアコン (ACP6-1)	三菱電機	PLFY-P80EMG5	3
	マルチ型パッケージエアコン (ACP6-2)	三菱電機	PLFY-P80LMG5	4
	マルチ型パッケージエアコン (ACP6-3)	三菱電機	PCFY-P80KMG5	4
	マルチ型パッケージエアコン (ACP6-4)	三菱電機	PLFY-P45EMG5	1
マルチ型パッケージエアコン (ACP7)	三菱電機	PCZX-ZRMP160KM	1	
音楽棟 屋上	シティマルチエアコン (PAC-音1)	三菱電機	PUSY-P140MH1	2
	シティマルチエアコン (PAC-音2)	三菱電機	PUSY-P140MH1	3
	パッケージエアコン	三菱電機	MXZ-V46RAS	4
	パッケージエアコン	三菱電機	MXZ462AS	1 2
	シティマルチエアコン	三菱電機	PUHY-J355BM-B	4
管理棟	パッケージエアコン (PAC-管1A)	三菱電機	PLZX-ZRP224LFM	2
	パッケージエアコン (PAC-管1B)	三菱電機	PUSY-P160MH1	2
	パッケージエアコン (PAC-管2)	三菱電機	PLZ-ZRMP80LFM	1
	パッケージエアコン (PAC-管3)	三菱電機	PLZX-ZRMP112LFM	6
	パッケージエアコン (PAC-管4)	三菱電機	PUSY-P140MH1	2
	パッケージエアコン (PAC-管5)	三菱電機	PSZX-ZRMP160KM	4
	ヒートポンプエアコン	三菱電機	MPUZ-P80HA5	1
	ルームエアコン (更衣室)	三菱電機	MSZ-ZXV2517	1
体育館	ヒートポンプエアコン (ACPM1)	三菱電機	PUHY-RP450SDMG4	5
	ヒートポンプエアコン (ACPM2)	三菱電機	PUHY-RP450SDMG4	6
	ヒートポンプエアコン (ACPM3)	三菱電機	PUHY-RP280DMG4	4
	ヒートポンプエアコン (ACPM4)	三菱電機	PUHY-RP280DMG4	5
	ヒートポンプエアコン (ACPM5)	三菱電機	PUHY-RP280DMG4	3
	ヒートポンプエアコン (ACPM6)	三菱電機	PUHY-RP280DMG4	4

大学会館	ヒートポンプエアコン (ACPM7)	三菱電機	PUHY-RP560SDMG4	4	
	パッケージエアコン (ACP1)	三菱電機	PLZ-ZRMP80LFM	1	
	シテムルチエアコン (第2PC演習室)	三菱電機	PUHY-RP280SDMG6	4	
	ヒートポンプエアコン (サーバー室)	三菱電機	MPUZ-ERP112HA8	1	
	パッケージエアコン (作法室水屋)	三菱電機	MEH-351AFS	1	
	パッケージエアコン (作法室茶室)	三菱電機	MEH-451AFS	1	
	ルームエアコン (守衛室)	三菱電機	MSZ-VS28GS	1	
	ヒートポンプエアコン (カリヨン厨房)	三菱電機	MPUZ-RP140HA7	1	
	ルームエアコン (RC-D1)	三菱電機	<u>MSZ-ZXV2217相当</u>	1	
	ルームエアコン (RC-D2)	三菱電機	<u>MSZ-ZXV2817相当</u>	1	
	ルームエアコン (RC-D3)	三菱電機	<u>MXZ-4617AS相当</u>	2	
	パッケージエアコン (PAC-D1)	三菱電機	<u>PEZ-ZRMP160DM相当</u>	3	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D1)	三菱電機	<u>PUSY-P160MH1相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D1-1)	三菱電機	<u>PLFY-P45LMG5相当</u>	2	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D1-2)	三菱電機	<u>PLFY-P80LMG5相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D2)	三菱電機	<u>PUSY-P160MH1相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D2-1)	三菱電機	<u>PLFY-P45LMG5相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D2-2)	三菱電機	<u>PLFY-P45LMG5相当</u>	2	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D2-3)	三菱電機	<u>PLFY-P45LMG5相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D3)	三菱電機	<u>PUSY-P112MH1相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D3-1)	三菱電機	<u>PLFY-P71LMG5相当</u>	1	
	パッケージマルチエアコン (ACP-D3-2)	三菱電機	<u>PLFY-P22LMG5相当</u>	1	
	ルームエアコン (地下多目的室)	三菱電機	MSZ-JXV6320S-W	1	
	紅梅寮	ヒートポンプエアコン	三菱電機	MPUZ-RP112HA7	2
		ヒートポンプエアコン (厨房)	三菱電機	PUZ-ERP140KA5	1
大講義棟	ヒートポンプエアコン	三菱電機	MPUZ-RP80HA7	1	
図書館棟	ビル用マルチ型空気調和機 (ACP-1)	三菱電機	<u>PUHY-P1400SDMG</u> <u>(PUHY-P400SDMG5)</u> <u>(PUHY-P500SDMG) × 2</u>	1	
	ビル用マルチ型空気調和機 (ACP-1-1)	三菱電機	PEFY-P280MG5	5	
	パッケージ型空気調和機 (ACP2)	三菱電機	<u>PLZX-ZRMP140EFR</u> <u>(PL-ZRP71EA6) × 2</u> <u>(PUZ-ZRMP140KA6)</u>	2	
	パッケージ型空気調和機 (ACP3)	三菱電機	<u>PLZX-ZRMP112EFR</u> <u>(PL-ZRP56EA6) × 2</u> <u>(PUZ-ZRMP112KA6)</u>	2	
	パッケージ型空気調和機 (ACP4)	三菱電機	<u>PLZ-ERMP40ER</u> <u>(PL-ERP40EA6)</u> <u>(PUZ-ERMP40KA6)</u>	2	
	パッケージ型空気調和機 (ACP5)	三菱電機	<u>PLZ-ZRMP80EFR</u> <u>(PL-ZRP80EA6)</u> <u>(PUZ-ZRMP80HA6)</u>	1	
	パッケージ型空気調和機 (ACP6)	三菱電機	<u>PMZX-ZRMP140FR</u> <u>(PM-RP71FA14) × 2</u> <u>(PUZ-ZRMP140KA6)</u>	1	
	パッケージ型空気調和機 (ACP7)	三菱電機	<u>PLZX-ZRMP160EFR</u> <u>(PL-ZRMP80EA6) × 2</u> <u>(PUZ-ZRMP1620KA6)</u>	3	

同窓会館	パッケージ型空気調和機 (ACP1)	三菱電機	<u>PSZ-ZRMP140KM</u>	4
	パッケージ型空気調和機 (ACP2)	三菱電機	<u>PLZ-ZRMP80EF</u>	1
	ルームエアコン (RAC1)	三菱電機	<u>MSZ-ZXV5617S</u>	1

※ () は構成ユニット

全熱交換機

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
3号館 (第2視聴覚室、第3視聴覚室、第1PC演習室、松苑会事務局)	全熱交換機	三菱電機	LGH-N65RS	5
	全熱交換機	三菱電機	VL-150ZS2	1
大学会館(第2PC演習室)	全熱交換機	三菱電機	LGH-100RE2D-60	1
	全熱交換機	三菱電機	LV-160ZS V	1
中央監視室	全熱交換機	ダイキン	AM 1000C	4
	全熱交換機	ダイキン	VAC 250B	1
	全熱交換機	ダイキン	VAC 150BS	1
	全熱交換機	ダイキン	VAC 250BS	1
	全熱交換機	三菱電機	LGH-N100RXVD	2
図書館棟 (会議室) (事務室) (ラーニング commons 1, 2, 3) (ラーニング commons 4、第3PC演習室) (配架・閲覧室)	全熱交換器	三菱電機	<u>LGH-N15RX</u>	1
	全熱交換器	三菱電機	<u>LGH-N25RX</u>	1
	全熱交換器	三菱電機	<u>LGH-N50RX</u>	3
	全熱交換器	三菱電機	<u>LGH-N65RX</u>	3
	全熱交換器	三菱電機	<u>LGH-N80RX</u>	4

天井扇

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
1号館 (立体造形実習室、絵画制作実習室)	天井扇	三菱電機	C90-WC/C90-WC-BK	4

(備考)

型番に下線のあるものは、令和2年度から保守を行う。

型番に点線の下線のあるものは、令和3年度から保守を行う。

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」の負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。

(6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。

(7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し甲の指示に従うものとする。

(8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。

5. 提出書類

(1) 点検報告書 1部

(2) 工程写真 1冊

6. その他

(1) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること、但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

空気調和設備点検業務仕様書

1. 目的

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、厚生省告示環企第31号に基づく空調機器の整備、点検。
- (2) 事務所衛生基準規則第9条により換気設備についての点検。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 設備概要

場所	機器	台数
大講義棟	エアハンドリングユニット	1基
大学会館	エアハンドリングユニット	2基

(2) 点検内容

①エアハンドリングユニット

- 冷房シーズン前点検 1回 (6月上旬)
- 暖房シーズン前点検 1回 (11月中旬)

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部 (事務所衛生基準規則による機械換気設備点検は別途提出すること)
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。修理に要する経費(出張費・作業費)は、無償とする。
- (2) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」による。

自動制御設備等点検業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、同法第4条第2項及び電気事業法第52条、同法第48条の規程に基づいて点検整備を行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

各棟の自動制御機器その他付属装置の点検整備をおこなう。

(1) 中央監視装置の状態確認(監視) (総合点検 年2回)

- ① 電気設備(166ポイント)
 - ・各分電盤主ブレーカトリップ信号
 - ・各分電盤漏電
- ② 火災信号(28ポイント)
 - ・火災警報
- ③ 給排水関係(31ポイント)
 - ・槽
 - ・溝水
 - ・下限
 - ・警報
- ④ 空調機器(112ポイント)
 - ・吸排気FAN

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。修理に要する経費(出張費・作業費)は、無償とする。
- (2) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 点検内容の詳細は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」による。

地下汚水槽点検業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき汚水槽設備の適正な処理を図るとともに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 設置台数

場所	中継ポンプ槽容量 (m ³)	設備	台数
大講義棟	8.5	排水ポンプ	1
		ばっきポンプ	1
大学会館	10	排水ポンプ	1
		ばっきポンプ	1

(2) 点検内容

点検項目	点検内容	周期
1. 本体、着脱装置及びガイド部	腐食、損傷等の有無を点検する。	年1回
2. 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	月1回
	②回転方向が正しいことを確認する。	年1回
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	年2回
3. ケーブル	①損傷等の有無を点検する。	年1回
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	年2回
4. 運転調整	①運転電流が定格以下であることを確認する。	月1回
	②フロートスイッチを作動させポンプが起動することを確認する。	月1回

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道・灯油等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。

- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。修理に要する経費（出張費・作業費）は、無償とする。
- (2) 汚水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- (3) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

1. 目的

自動扉開閉装置の点検をし、必要に応じ調整等を行い、快適な使用状態を保持するために行うものである。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 機種、台数

ナブコ製-D S引分型ドアエンジン4台

(管理棟正面玄関、体育館東側玄関外内、大学会館)

ナブコ製-D S片引形ドアエンジン4台

(体育館西側玄関、大学会館、学生食堂、2号館3Fミーティングルーム)

ナブコ製-VS引分型ドアエンジン3台(1号館、2号館)

ナブコ製-VS引分型ドアエンジン2台(3号館)

ナブコ製-VS片引型ドアエンジン3台(図書館棟)

4. 保守点検整備の対象

(1) 自動扉開閉装置 オペレータ部

*駆動装置

・動力部本体 ・作動部本体 ・懸架部本体

*制御装置

・制御部本体

(2) 自動開閉装置 センサー部

*検出装置

・検出センサー本体(開閉用、挟み込み防止用)

5. 業務内容

(1) 定期保守点検の実施は3ヶ月に1回(年4回とする)。

定期点検日以外の故障修理費および消耗品、諸経費一式を含むフルメンテナンスとする。

(2) 定期保守点検は次の項目とする。

①サッシ部

- ・無目点検カバーの取付状態
- ・ガイドレール内の状態
- ・扉の状態(傷及び作動時の異音)
- ・フレ止め・扉ガイドの取付状態
- ・指詰防止(30mmのクリアランス)
- ・隙間(全平時戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール)

②懸架部

- ・ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷
- ・踊り止の隙間
- ・ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態

③動力作動部

- ・手動開閉の動作確認及び異音の有無
- ・エンジンの取付状態
- ・駆動軸の変形、磨耗

- ・プーリの変形、磨耗（駆動、従動）
- ・ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態

④制御装置

- ・開速度
- ・閉速度
- ・クッション作用
- ・開き保持時間

⑤センサー部

- ・起動センサー作動状態
- ・併用センサー作動状態
- ・外側センサー検出範囲（起動、併用）：幅、奥行、不感エリア
- ・内側センサー検出範囲（起動、併用）：幅、奥行、不感エリア
- ・補助センサー作動状態

⑥電気回路

- ・総合動作（通常開閉動作、反転動作）
- ・配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無
- ・電源電圧
- ・絶縁抵抗（不具合時調査確認）

⑦その他

- ・電気錠（本体及び解除装置）動作状況
- ・ステッカー
- ・故障時連絡先シール
- ・警告表示ラベル

(3) 不調時点検整備

「乙」は、「甲」の故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。

「甲」において異常、不具合を確認した場合も同様とする。

6. 部品交換及び修理調整料

- ・部品を取り替える場合、「甲」にその旨申し出て了承を得た上で行うものとする。
- ・取替部品は純正品とする。
- ・不時故障時の修理調整費は無料とする。
- ・消耗部品代（ヒューズ、潤滑油、各種ビス、ボルト、ナット等）は無料とする。
- ・装置部品代及びオーバーホールは無料とする。
- ・「保守点検外の区分」項目の工事費は有料とする。

7. 保守点検外の区分

- ・天災不測の事故、不可抗力による故障修理の復旧工事
- ・「甲」の都合により改造、移設工事を行う場合の工事費
- ・「甲」の都合で一度に全面的に新品と取り替える場合
- ・「乙」が販売、納入していない扉、ガラス、サッシ等（錠前、フレ止め等）調整修理、破損取替工事

8. その他

- ・点検報告書は、遅滞なく「甲」に届け出ること
- ・業務中の事故について、「甲」はいっさいの責任を持たない。
- ・この仕様書に定めのない事項については、「甲」「乙」協議の上、実施するものとする。
- ・点検作業は製造メーカーの技能講習等を受講した点検資格者が行うものとし、点検資格者等書面にて提出すること。
- ・点検日程は事前に「甲」「乙」協議し年間予定表を提出すること。

構内電話交換設備保守点検業務仕様書

1. 目的

構内電話交換設備の保守点検、調整、作動状況の確認を行い機器の寿命を保ち、正常な機能動作を維持するために実施する。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 設備概要

機器	台数 (台)	点検周期
デジタル電子交換機 (NECSV 9300)	1	年1回
発着信履歴管理装置 (CR 1000)	1	年1回
DSSコンソール	4	年1回
内線数	144	年1回

(2) 点検内容

- ①目視点検
- ②主電源点検 (AC、DC電圧測定)
- ③DMの点検
- ④警報試験
- ⑤局線試験
- ⑥電話機点検
- ⑦端子盤、端末配線点検
- ⑧局線中継台点検
- ⑨局データ追加、変更

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。
- (9) 「甲」よりデータ変更、追加等の依頼があった場合「乙」は速やかに対応すること。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。修理に要する経費（出張費・作業費）は、無償とする。
- (2) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 点検内容の詳細は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」による。

厨房用機器保守点検業務仕様書

1. 目的

厨房用機器の適正な維持管理を図ることを目的とする。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス
 大学会館、紅梅寮

3. 業務内容

(1) 対象機種

	機器名	型式 (ホシキ製)	設置年月	設置場所
①	給茶機	AT-100HWA	2002.1	学生食堂
②	冷蔵庫	HF-75X	2006.3	学生食堂
③	冷凍庫 (検食用)	HF-63Z-TH	2012.3	紅梅寮
④	冷凍冷蔵庫	HRF-102XT	2006.3	紅梅寮
⑤	冷蔵庫	HR-75ZT	2012.10	紅梅寮

(2) 点検内容

- ①機器内・外装部品の清掃・洗浄
 - ②機器本体の性能に関する点検
 - ③外装・給排水以外の部品の故障修理
- 点検回数は年2回とする。

(3) 保守種別

設置後期間	保守種別
10年未満	フルメンテナンス (部品代含む)
10年以上	通常メンテナンス (部品代別途)

4. 保守の責任

- (1) 点検に要する諸工具類又は小部品等は「乙」の負担とする。
- (2) 寿命等による部品等の取替を要する場合は速やかに「甲」に連絡し取替えなければならない。
- (3) 整備点検に伴う電気・水道等については「甲」負担とする。
- (4) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (5) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (6) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (7) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し担当者の指示に従うものとする。
- (8) 点検項目に不適合があった場合速やかに調整、補修及び清掃する。不適合が軽微な場合の対応は契約の範囲内とする。
- (9) 厨房用機器の追加、更新、破棄等があった場合は甲乙協議し点検業務を実施する。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部

6. その他

- (1) 不具合が生じ「甲」より連絡があった場合は「乙」は速やかに対応すること。修理に要する経費 (出張費・作業費) は、無償とする。

(2) 点検報告書は仕様書にある点検項目の良否が全てわかるよう記載すること。但し、「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

構内植栽管理業務仕様書

1. 目的

構内の草刈及び植栽の剪定を行い、学生並びに来訪者に、快適な景観を提供する。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

作業	内容	回数
1. 草刈	①機械等による刈り込み。 ②作業後の刈くずはキレイに集積し処分する。	3回
2. さつき、つつじなどの剪定	①機械等による剪定（木の下にある目立つ草もとる） ②作業後の剪定くずはキレイに集積し処分する。	1回
3. 植栽（高木）の剪定	①機械・高所作業車等による剪定 ②作業後の剪定くずはキレイに集積し処分する。	1回 (剪定3人日)

※ 作業範囲については別添図面による（ただし、3の作業の範囲については年度毎に調整）。回数は年度単位とする。

4. 保守の責任

- (1) 草刈に要する諸道具類又は「乙」の負担とする。
- (2) 業務に伴う電気・水道等については「甲」の負担とする。
- (3) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (4) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (5) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (6) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し甲の指示に従うものとする。

5. 提出書類

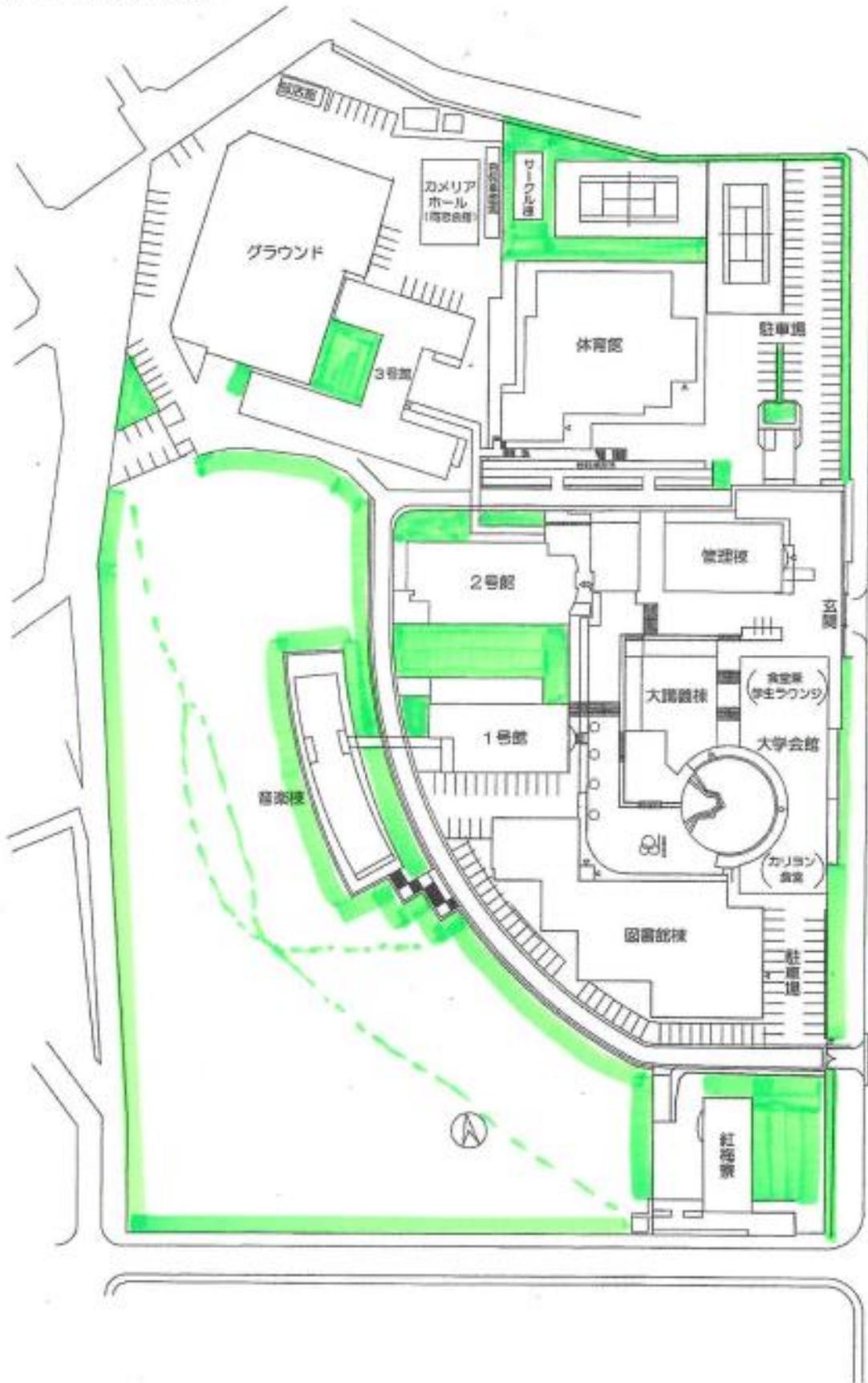
- (1) 点検報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊

6. その他

- (1) 処分は「乙」の負担により、適切に処理すること。
- (2) 機械刈りは周囲の状況を確認し、事故のないようにすること。又、駐車場など車が周囲にある場所の作業は飛び石などでキズを付けることのないよう車の駐車の数が少ない日（休日等）に駐車制限し、作業すること。
- (3) 卒業式・入学式の時期に景観が見苦しければ草刈を実施する。
(正門からグラウンドへの通路・体育館周辺)

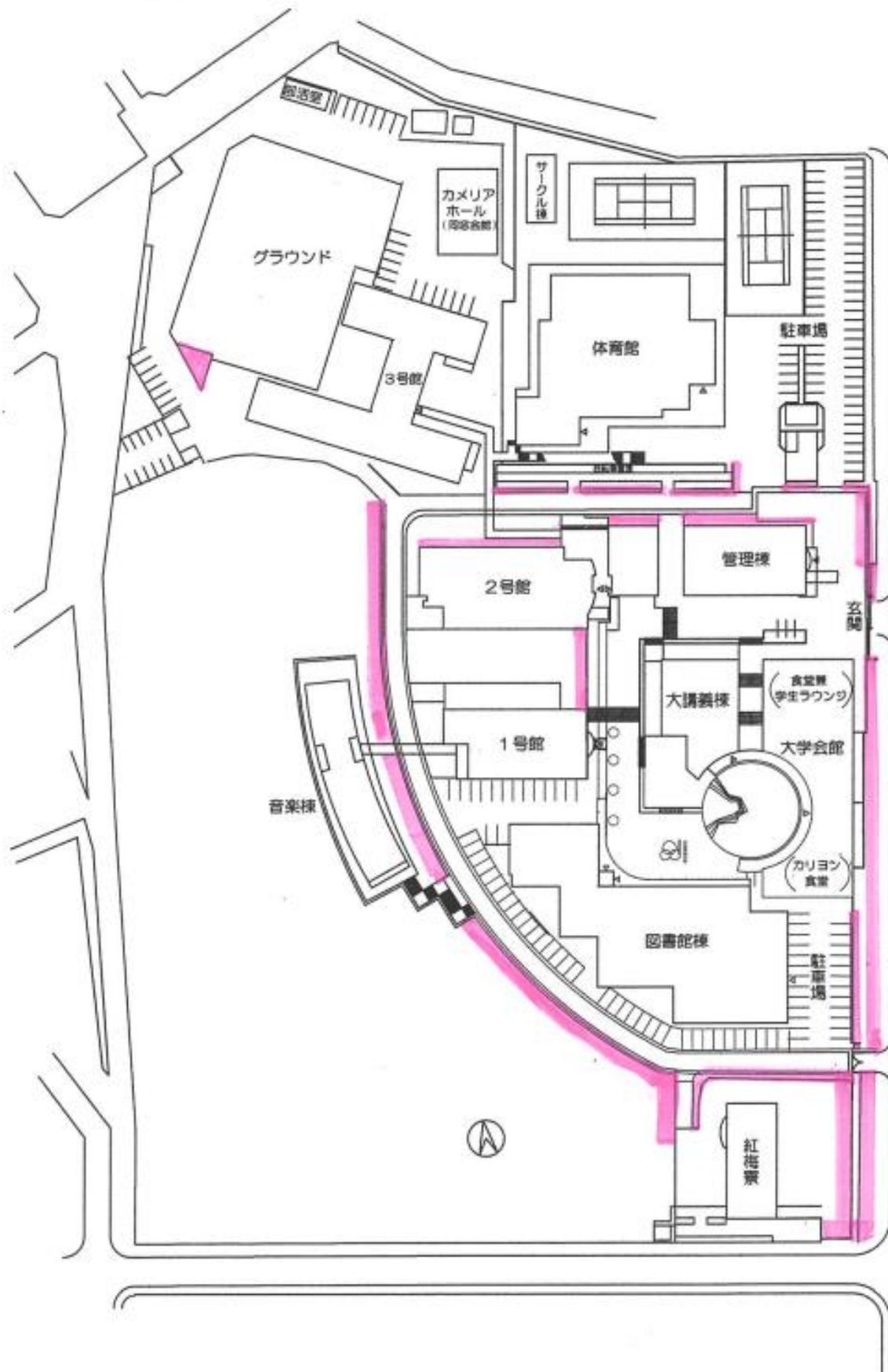
草刈範囲図

松江キャンパス配置図



植栽管理業務配置図(さつき、つつじ、つげ等刈り込み)

松江キャンパス配置図



清掃業務仕様書

1. 目的

本業務は、建物の内外の生活環境をより衛生的に保持し、学生並びに来訪者に、快適な施設環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

2. 場所

松江市浜乃木7丁目24番2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 日常清掃

清掃箇所、床材質に応じ以下のとおりとする。回数及び場所は別表による。随時とは、概ね週1回程度を目安とする。

床材質	内容	回数	備考
硬質床	床除塵 モップ掛け	別表 別表	タイル、コンクリート
弾性床	床除塵 モップ掛け ワックス補填	別表 別表 随時	Pタイル、塩ビシート、木材 図書館書庫はワックス掛け不要
繊維床	床除塵	別表	カーペット
畳	掃除機掛け・水拭き	別表	
便所（洗面器、 便器、鏡）	拭き（汚れ有る場合は 洗剤を使用する）	別表	トイレットペーパー交換（H29実績 4,600個）含む
黒板清掃 ホワイトボード	チョーク受け除塵 黒板拭き除塵 ホワイトボード拭き	① 321, 344, 345, 346, 347講義室、大講義室の 計6室は週2回 ②その他の部屋は月1回（24枚）	
その他	構内通路拾い掃き マット除塵、洗い 壁面蜘蛛の巣払い ドア、窓枠、備品乾拭 ゴミの運搬	随時 随時 随時 随時 随時	ゴミの運搬は各ゴミ箱のゴミ、書籍、 ダンボール等の収集運搬

(2) 定期清掃

作業名	面積(m ²)	回数	内容
全館窓ガラス清掃	3915	年1回	汚れ落とし、両面拭き上げ (紅梅寮、サークル棟除く)
弾性床ワックス掛け	10,365.70	年2回	材質に合わせ適正なワックスを使用
繊維床(カーペット)洗浄	4,740.15	年1回	洗浄(クリーニング)
ブラインド清掃	1,000	年1回	中性洗剤による拭き上げ(場所は別途面積の範囲内で指定。種類はペネション、 バーチカル)
寮換気扇特別清掃		年2回	厨房、トイレの換気扇の洗浄拭き上げ
寮浴室、脱衣場清掃	32.00	年2回	壁、天井、鏡、床、洗面等洗剤拭き 換気扇除塵、排水口清掃
ルーフドレイン清掃	全棟	年1回	草、土等の除去

(3) ゴミ運搬及びゴミ梱包

ゴミ運搬及びゴミ梱包には、可燃物、不燃物及びリサイクル可能物（古紙、びん、缶及びペットボトル）の区分け並びに可燃物ゴミの計量を含む。なお、前述の区分けについては、当初の廃棄時に適切に区分けするよう教職員及び学生が十分な配慮を行うこととする。

(4) グリーストラップ汚泥抜き取り

大学会館（厨房）：屋外設置型 約390L鉄筋コンクリート製、集塵かご付 1式

紅梅寮（厨房）：屋外設置型 約150Lコンクリート製 集塵かご付 1式

- ・年6回溜水及び沈殿物バキューム排出を実施する。槽内、かご、トラップ内をジェット洗浄とブラシ洗浄後周辺洗浄を行う。
- ・法令に従い処分する。処分後産業廃棄物管理表の写しを「甲」に提出する。なお、契約先は「甲」とし、支払い業務は「乙」とする。

(5) トイレ衛生管理業務

① カルミック サニタイザーMK-7取付及び保守 29台

② カルミック サニッコSオートタイプJ取付及び保守 20台

4. 保守の責任

- (1) 清掃に要する諸道具類また、ごみ袋等清掃業務消耗品費用は「乙」の負担とする。
- (2) 業務に伴う電気・水道等については「甲」の負担とする。
- (3) 作業中に「乙」の故意又は過失により第三者に対し損害を与えたときはただちに「乙」の責任で補償するものとする。
- (4) 本作業中に、既設の関係外の物件を損傷した場合は「乙」の負担で補償すること。
- (5) 業務の実施に伴って事故、破損等が発生した場合、「甲」の責任によるもの以外、「甲」は一切その賠償責任を負わない。
- (6) 本作業中に問題が生じた時は、双方協議の上これを処理し甲の指示に従うものとする。

5. 提出書類

- (1) 点検報告書 1部
- (2) 工程写真 1冊
- (3) 産業廃棄物管理表 2部

6. その他

- (1) 「乙」は「甲」と事前協議をおこない年間計画を提出すること。また、月次計画についても事前協議し日程、作業員数等明記した計画書を一ヶ月前までに事前提出すること。清掃報告は（業務実施状況を記載した報告書）を日報、月報、年報として作業終了後即日に提出すること。また、「乙」は現場責任者を選任し清掃進捗、清掃状態、作業員等業務委託を実施、管理を行うこと。また、計画立案に際しては大学側と協議し指定された日程でできるよう万全を期すること。
定期清掃は4月に大学が示す年間予定を考慮し期間内に終了できるよう人員配置等事前段取りを十分行うこと。
- (2) 清掃報告書は仕様書のどの項目を行ったか解るように記載し、定期清掃については、工程写真を提出すること。
- (3) 本書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」によるとともに、現場の事情に応じ契約の範囲内で両者協議の上、契約金額の範囲内で随時実施する。

日常清掃

【管理棟】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
玄関	72.19				日1回	248
廊下 (1階)		57.70			日1回	248
廊下 (2階階段含)			82.10		日1回	248
便所 (1階・2階)		42.30			日1回	248
湯沸かし室 (1階・2階)		7.54			日1回	248
学長室			33.84		週1回	51
応接室			49.22		週1回	51
副学長室			32.81		週1回	51
アドミッション室			50.46		なし	0
大会議室			119.49		週1回	51
中会議室			39.92		週1回	51
事務室			192.89		なし	0
キャリアサポートルーム		32.82			週1回	51
非常勤講師室		17.63			週1回	102
印刷室		31.20			週1回	51
男子更衣室		10.00			週1回	51
女子更衣室		10.23		7.40	週1回	51
倉庫 (1階)		16.41			月1回	12
倉庫 (2階)	20.04				年2回	2
掲示板ガラス (2箇所/11.10㎡)					月1回	12
ゴミ運搬					日1回	248
床合計面積	92.23	225.83	600.73	7.40	総床面積	926.19

【1号館】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
玄関廊下階段		419.00			日1回	248
便所		83.49			日1回	248
美術準備室		34.04			週1回	51
1階研究室 2室		65.36			週1回	51
児童文化連絡室		34.04			週1回	51
絵画制作実習室		98.84			週1回	51
立体造形実習室		120.57			週1回	51
2階研究室 4室		133.44			週1回	51
保健実習室		145.13			週1回	51
保健準備室		32.89			週1回	51
3階研究室 4室		133.44			週1回	51
第1保育演習室		81.27			週1回	51
第2保育演習室			38.18		週1回	51
準備室		24.70			週1回	51
第3保育演習室		47.16			週1回	51
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	0	1,453.37	38.18		総床面積	1491.55

日常清掃

【2号館】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
玄関	125.16				日1回	248
廊下階段(1～4階)		603.20	67.90		日1回	248
便所(1～4階)		103.82			日1回	248
造形製作アトリエ	0	133.57			週1回	51
美術工芸実習室		95.21			週1回	51
家庭科実習室	164.28				週1回	51
こころとからだの相談室		114.80			日1回	102
1階研究室(5室)		167.14			週1回	51
カウンセリングルーム		13.60			週1回	51
倉庫(1)		19.20			年2回	2
222講義室		165.20			週1回	51
2階バルコニー	70.00				年2回	2
2階研究室(4室)		132.80			週1回	51
221講義室		116.21			週1回	51
表現演習室(後室)		47.76			週1回	51
表現演習室		145.55			週1回	51
音響・効果室		29.46			週1回	51
倉庫(2)		13.15			年2回	12
多目的準備室1・2		67.16			週1回	51
221演習室		34.34			週1回	51
第1視聴覚室		148.71			週1回	51
生活科実習室		202.81			週1回	51
3階研究室(6室)		201.48			週1回	51
233講義室		132.02			週1回	51
倉庫(3)		37.86			年2回	2
ミーティングルーム		45.40			週1回	51
232演習室(学生ラウンジ)		49.98			週1回	51
4階バルコニー	141.00				年2回	2
第3器楽練習室 2室			37.94		週1回	51
第4器楽練習室 2室			37.94		週1回	51
理科実習室		181.28			週1回	51
理科準備室		32.23			週1回	51
倉庫(4)		33.75			年2回	2
第2器楽練習室 3室		93.46			週1回	51
244講義室		147.57			週1回	51
4階研究室等(4室)		137.36			週1回	51
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	500.44	3,446.08	143.78	0	総床面積	4090.3

日常清掃

【3号館】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
風除室	9.50				日1回	248
廊下階段(1～4階)		987.59			日1回	248
便所(1～4階)		120.62			日1回	248
第1ミーティングルーム		86.40			週1回	51
第2ミーティングルーム		36.90			週1回	51
学生自習室			110.70		週1回	51
第2視聴覚室			191.70		週1回	51
1階研究室(5室)		205.60			週1回	51
第1メディア演習室(休憩室)		34.10				
1階北棟倉庫		18.70			年2回	2
2階研究室(6室)		222.00			週1回	51
地域文化演習室(一部畳)		74.20		22.00	週2回	102
324演習室		34.10			週1回	51
321講義室		82.00			週2回	102
321, 322, 323演習室		135.30			週1回	51
3階研究室(6室)		222.00			週1回	51
332講義室		96.20			週1回	51
333講義室		82.00			週1回	51
335演習室		41.00			週1回	51
第3視聴覚室			94.30		週1回	51
344, 345, 346, 347講義室		318.20			週2回	102
第2メディア演習室			31.40		月1回	12
4階研究室(1室)		41.00			週1回	51
第1PC演習室			164.60		週1回	51
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	9.50	2,837.91	592.70	22.00	総床面積	3462.11

【音楽棟】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
音楽室			152.43		週1回	51
器楽練習室(14室)			116.04		週1回	51
音楽研究室(2室)			73.16		週1回	51
廊下			90.00		日1回	248
湯沸かし室		2.00			日1回	248
便所		20.22			日1回	248
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	0	22.22	431.63		総床面積	453.85

日常清掃

【大学会館・大講義棟】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
玄関	238.09				日1回	248
廊下階段 (ホール含む)		238.09			日1回	248
便所		78.97			日1回	248
オロリン広場内部(教職センター含む)			577.51		週2回	102
中央監視室		36.65			週2回	102
書庫(弾性床・ワックス除く)		203.48			年4回	4
警備員室		28.70			週2回	102
多目的室		0	31.69		年1回	1
地下倉庫 (2室)	54.98				年1回	1
大講義室		321.71			週2回	102
第2PC演習室			191.44		週1回	51
学友会室・暗室		41.86			月1回	12
倉庫2階	20.00				年2回	2
作法室				87.12	週1回	51
カリヨン食堂		161.65			週3回	153
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	313.07	1,111.11	800.64	87.12	総床面積	2311.94
うち特別清掃対象面積		907.63	800.64			

【体育館】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
玄関ホール	385.00				日1回	248
便所	48.94				日1回	248
廊下階段室		130.00			週1回	51
第1,2研修室、キャリア情報センター			324.12		週2回	102
おはなしレストラン (倉庫含む)		144.30	20.00		週2回	102
ミーティングルーム			53.95		週1回	51
男子更衣室		25.20			週3回	153
女子更衣室		71.00			週3回	153
トレーニングルーム	55.38				週3回	153
湯沸かし室		9.00			日1回	248
倉庫		40.62			年2回	2
アリーナ及びステージ	1,474.81				週1回	51
ホール階段室		123.95			週1回	51
便所		34.40			日1回	248
器具庫	55.82				年4回	4
廊下		35.10			週2回	102
ギャラリー		242.58			月1回	12
放送室			23.85		月1回	12
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	2,019.95	856.15	421.92	0	総床面積	3298.02

日常清掃

【図書館棟】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
風除室	12.24				日1回	248
廊下			60.36		日1回	248
図書館(事務室・会議室・倉庫含む)			1,101.90		週2回	102
マルチメディア演習室			164.72		週1回	102
ラーニングcommons (1)			55.62		週1回	102
ラーニングcommons (2)			55.62		週1回	102
ラーニングcommons (3)			55.62		週1回	102
ラーニングcommons (4)			84.41		週1回	102
便所		57.10			日1回	248
ゴミ運搬					日1回	248
床合計	12.24	57.10	1,578.25	0	総床面積	1647.59

【同窓会館】

清掃箇所	床材・面積 (㎡)				清掃周期	年回数
	硬質床	弾性床	繊維床	畳		
ポーチ	6.00				週1回	51
玄関	12.00				週1回	51
ロビー			45.18		週1回	51
集会室			137.00		週1回	51
和室				24.00	週1回	51
湯沸かし室			4.06		週1回	51
便所		22.79			週2回	51
床合計	18.00	22.79	186.24	24.00	総床面積	251.03

定期清掃

清掃箇所 (内訳は日常清掃を参照)	床面積 (㎡)		清掃内容/清掃周期	年回数
	弾性床	繊維床		
管理棟	225.83	600.73	弾性床：ワックス掛け 繊維床：カーペット洗浄	2
1号館	1,453.37	38.18		
2号館	3,446.08	143.78		
3号館	2,837.91	592.70		
音楽棟	22.22	431.63		
大学会館・大講義棟	907.63	800.64		1
体育館	856.15	421.92		
図書館棟	57.10	1,578.25		
同窓会館	22.79	186.24		
紅梅寮 (内訳下表のとおり)	441.00	0.00		
部活動室	50.76	0.00		
合 計	10,320.84	4,794.07		

【紅梅寮】

清掃箇所	床面積 (㎡)	
	弾性床	繊維床
廊下、受付	33.70	
厨房横通路等(トイレ、食品庫含む)	6.80	
便所(2, 3, 4階)	32.40	
食堂兼談話室	78.70	
面会コーナー等(トイレ、電話コーナー含む)	22.20	
脱衣場	7.90	
階段室	50.40	
各階洗濯、洗面、湯沸室	54.90	
廊下等(2, 3, 4階)	154.00	
床合計	441.00	

防火設備点検業務仕様書

1. 目的

建築基準法に基づく防火設備の点検を行い、調査結果を特定行政庁に報告をすること。

2. 作業場所

松江市浜乃木7丁目24番2号 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3. 業務内容

(1) 点検内容

① 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期点検（専門技術を有する資格者による点検）

② 建築基準法に基づく定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告

(2) 点検及び報告対象

① 1号館（防火扉4箇所、煙感知器5個）

② 2号館（防火扉8箇所、煙感知器8個）

③ 3号館（防火扉2箇所、防火シャッター6箇所、煙感知器8個）

④ 体育館棟（防火扉3箇所、防火シャッター2箇所、煙感知器4個）

⑤ 大学会館（防火扉2箇所、防火シャッター6箇所、煙感知器5個）

⑥ 図書館棟（防火扉1箇所、防火シャッター1箇所、煙感知器3個）

⑦ 紅梅寮（防火扉4箇所、煙感知器4個）

4. 業務責任

(1) 業務中に、乙の故意又は過失により第三者に損害等を与えたときは、乙の責任において直ちにこれを保障するものとする。

(2) 本作業中に、甲の所有する建物・物品等を損傷した場合は、乙の責任において現状に復すること。

(3) 業務中に問題が生じた時は、相方協議してこれを処理するものとする。

5. その他

(1) 点検実施者は、防火設備の構造並びに作動方法について十分な知見を有するものが自ら点検を行い又は検査に立会うこと。

(2) 業務に必要な機材等の費用は、全て乙の負担とする。ただし、作業に必要な電気・水の使用料については甲の負担とする。

(3) 委託業務が完了したときは、業務完了報告書及び作業写真を速やかに提出すること。

(4) 点検作業中、部品の自然消耗、破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡しなければならない。

(5) 記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁修繕部監修「建築保全業務共通仕様書最新版」による。

松江キャンパス施設概要

名 称：島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス
 所 在 地：島根県松江市浜乃木7丁目24番2号
 敷地面積：48,416㎡
 述べ床面積：21,092.73㎡

建築物構造（ビル管法の特定建築物）

名 称	場 所	延べ床面積（㎡）
大学会館	RC地下1階、地上2階	2,135.51
図書館棟	RC地上1階	1,686.67
大講義棟	RC地下1階、地上1階	816.09
管理棟	RC地上2階	940.71
1号館	RC地上3階	1,491.07
2号館	RC地上4階	4,743.72
3号館	RC地上4階	3,729.01
音楽棟	RC地上1階	453.74
紅梅寮	RC地上4階	1,069.70
体育館	RC地上3階	3,489.07
同窓会館	木造地上1階	253.00
附属建物 （車庫、部活動室、サークル棟、倉庫）	RC, L S, C B	285.96

キャンパス概要

大学会館

オロリン広場	100席
食堂	132席
第2PC演習室	54席
その他	茶室、事務室、厨房、多目的室

図書館棟

閲覧室	128席
ラーニング・commons	4部屋
マルチメディア演習室	56席
その他	事務室、会議室

大講義棟

大講義室	247席
受変電室	6,600V 実量制(契約設備電力450kw)
機械室	チラー冷凍機2台、受水槽、その他
ボイラー室	炉筒煙管ボイラー2台、その他
中央監視室	中央監視盤、電話交換機、火災受信機、MDF

管理棟

事務室	事務職員室
会議室	大会議室 50 席、中会議室 20 席、応接室 12 席
その他	学長室、副学長室、更衣室等

1 号館

実習室	図画工作実習室、立体造形実習室、保健実習室、保育演習室 他
教員研究室	10 室
その他	資料室 他

2 号館

実習室	美術工芸実習室、家庭科実習室、生活科実習室、理科実習室 他
講義室	講義室 6 室
教員研究室	18 室
その他	多目的ホール、学生ラウンジ、保健室、小泉八雲研究室 他

3 号館

講義室	講義室 9 室、演習室 9 室
教員研究室	18 室
視聴覚室	2 室
学生自習室	40 席
その他	資料室、PC演習室 他

音楽棟

音楽室	130 席
教員研究室	2 室
器楽練習室	14 室

紅梅寮

居室	30 室(30 名)
食堂	60 席
共同浴室	シャワー 10 栓
自転車置場	1 箇所
その他	静養室、面会室 他

体育館

トレーニングルーム	機器 15 台、バイク 5 台 他
アリーナ	バレーコート 2 面
多目的ホール	80 席
自習室	20 席
研修室	第 1、第 2 研修室 120 席、おはなしレストランライブラリー
その他	放送室、ステージ、女子更衣室 2 室(シャワー 7 栓)、男子更衣室 他

同窓会館

集会室	60席
その他	和室、トイレ

屋外

グラウンド	ソフトボール1面
駐車場	第1、第2駐車場
自転車置場	2箇所（体育館横、サークル棟横）
屋外キュービクル	大講義棟受変電室より高圧受電
その他	テニスコート(オムニコート2面)、サークル棟 他

松江キャンパス設備概要

1. 受電設備

キューピクル方式

6, 600V 60HZ 3相 契約設備電力 450KW(令和4年10月現在)

① 大講義棟キューピクル

・変圧器

単相

200KVA×1台

150KVA×1台

75KVA×2台

動力

300KVA×1台

200KVA×1台

150KVA×1台

75KVA×1台

・コンデンサー

75KVA×1台

50KVA×1台

② 3号館キューピクル

・変圧器

単相

75KVA×1台

動力

150KVA×2台

2. 昇降設備

乗用エレベーター 750kg 11名 45m/min 3STOPS ×5基

小荷物専用昇降機 300kg 30m/min 3STOPS ×1基

3. 火災報知機

複合盤 2台

自動火災報知機 各棟 1台

ガス漏れ検知装置 各棟 1台

4. 拡声設備

非常・通常放送 3台

時報計 1台

カリヨンドライブ装置 1台

5. 電話設備

デジタル交換機 1台

内線電話機 144台

6. 給水設備
 受水槽 6 t、8 t、22 t
7. 消火設備
 消火ポンプ 3台
 消火水槽 8 t × 2槽、 2.88 t × 1槽
8. 給湯設備
 電気温水器 ガス湯沸器
9. 冷暖房設備
 ヒートポンプエアコン 室内機 302台 室外機 111台
 空気調和器 3台
10. 監視装置
 中央監視方式と個別方式の併用
 株式会社山武 Savic-netFX
11. その他
 自動ドア 16基

<出雲キャンパス個別仕様書>

施設・設備総合管理業務仕様書

1. 目的

この仕様書は、出雲キャンパスの建物の総合管理業務の概要を記したものであり、建物の諸設備の機能を最善の状態に保持するとともに、施設の安全や美化に万全を期し、教育・研究活動等学校運営に支障を来さないように細心の注意の下に良好な維持管理を行うことを目的とする。

なお、本書に記載のない事項については、現場の実情に応じ甲乙協議のうえ誠意をもって対処するものとする。

2. 施設・設備総合管理業務内容

- 1) 施設設備維持管理運営業務
 - 2) 清掃業務
 - 3) 給排水装置保守業務
 - 4) 学生寮内浴槽循環配管高濃度作業及び水質検査業務
 - 5) 植栽（低木）管理業務
 - 6) 屋外清掃業務
 - 7) 1, 2, 3号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
 - 8) 4号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
 - 9) 5号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
 - 10) 学生寮空調装置フィルター等点検清掃業務
 - 11) 自家用電気工作物保安点検業務
 - 12) 1号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
 - 13) 3号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
 - 14) 5号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
 - 15) 自動開閉装置保守点検業務
 - 16) ゲストハウス植栽管理業務
 - 17) 害虫駆除業務
 - 18) 貯水槽清掃業務
 - 19) 空気環境測定業務
 - 20) 飲料水水質検査業務
 - 21) 建築物環境衛生管理業務
 - 22) 医療ガス空気設備・吸引設備・特殊ガス設備点検
 - 23) 空調自動制御点検業務
 - 24) 防火設備定期点検・報告業務
- * 1) については受託者直営とする。

3. 設備監視、トータル管理システム管理運営

- 1) 24時間365日監視、出動体制を構築して対応すること。

- 2) 中央監視システムより各種信号（計測、測定、発停等）を専用クライアントパソコン（乙にて設置）に取り込み総合的に管理できるシステムを運用すること。
- 3) 構築したシステムは、遠隔（インターネット）から登録者により確認できることとし、情報漏洩防止には万全の対策が施されていること。（暗号化、ユーザー認証、ファイアーウォールの複数化、日々バックアップ等最大限のセキュリティ、データバックアップを構築すること）
- 4) 構築したシステムで行える項目として、ビル管理計画立案、作業実績管理、実績データ分析、ライフサイクルコストによる原価管理などトータルマネジメント管理とすること。
- 5) 資産情報（建築物、設備等データ、図面）、ビルマネジメント（機器、部材台帳、各種履歴管理、運営業務管理、エネルギーデータ管理等）、ポートフォリオ（エネルギー分析、業務管理分析、不具合管理分析、機器・部材管理、各種スケジューラー管理）などの機能を有したシステムを導入し、システム管理も同時に行うこと。

4. 施設・設備総合管理業務責任者及び業務担当者の資格

- 1) 乙が選任する施設・設備総合管理業務責任者及び業務担当者については、次の資格・経験を有する者で、各業務全般について、その責任を負うものとする。

- (1) 資格（資格証明書を甲へ提出）

- (イ) 建築物環境衛生管理技術者

- (ロ) 乙種第4類危険物取扱者

- (ハ) 2級ボイラー技師

- (ニ) 第1種電気工事士もしくは認定電気工事従事者

- (ホ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

※ 有資格者の必要人数は、業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上とする。

※ (イ)の建築物環境衛生管理技術者は、松江キャンパスの業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上あれば出雲キャンパスの届出メンバーに該当がなくてもよいこととする。ただし、この場合、松江キャンパスの有資格者は出雲キャンパスの建築物環境衛生管理の状況把握・管理等の業務を必要に応じて行うこととする。

※ (ホ)の特別管理産業廃棄物管理責任者は、松江キャンパスの業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上あれば出雲キャンパスの届出メンバーに該当がなくてもよいこととする。ただし、この場合、松江キャンパスの有資格者は出雲キャンパスの特別管理産業廃棄物の状況把握・管理等の業務を必要に応じて行うこととする。

- (2) 経験（職歴証明書を甲へ提出）（ただし、(イ)はいずれかのキャンパスで可）

- (イ) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること。（証明書必要）

- (ロ) 乙種第4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること。（証明書必要）

- (ハ) 2級ボイラー技師として2年以上の実務経験を有すること。

- (ニ) パソコン（ワード、エクセル等）が使えること。

- (ホ) 建築、設備関係の図面の取扱い（配置、構造の理解、描写等）ができること。

※ 必要な経験を有するものの必要人数は、業務責任者又は業務担当者の届出メンバーに1人以上とする。

5. 出雲キャンパスとの連携

- 1) 乙は受託業務について、施設管理担当者と密接な連携を図るとともに、他の委託業務従事者と相互に連携し、建物の円滑かつ確実な運営を図ること。
- 2) 乙は受託業務上、不備等発見した場合は速やかに甲に報告し指示を仰がなければならない。
- 3) 乙はキャンパス運営業務を最優先に考慮し、支障が出ないよう最大限努力するとともに、学生が情操豊かに、安心して勉学に奨励できる快適な空間を提供できるように業務体制を構築する。
また、教職員や来校者にも同様に誠意を持って対応すること。
- 4) 乙は年間、終日を通じて不測の事態にも迅速かつ的確な対応がとれる管理体制を確立すること。
- 5) 学生寮を含め、安全で安心して利用できる施設・設備管理を行い、きめ細やかなサービスが提供できる管理体制を構築すること。

6. 危険及び災害の防止

- 1) 乙は常に危機管理を念頭に置き直ちに対応できるように努めるとともに、定期的に建物、諸設備の点検を行い、事件事故の未然防止に努めるものとする。
- 2) 乙は建物、諸設備、巡回時の各異常を発見した場合、速やかに甲へ連絡する。

7. 災害発生時の処置

- 1) 建物内外において異常の発見、または通報があった場合は、応急の処置を取ったうえ、甲に連絡し、その指示に従うこと。
- 2) 異常気象や地震等が発生した場合、乙は建物、諸設備の異常の有無等を確認し、直ちに甲へ状況の報告を行い、その指示に従うこと。また、軽微な異常は処理を行う。
- 3) 周辺地域の災害等避難する事案が発生した場合、乙は業務担当者を出勤させ避難住民を誘導、指示等対応すること。

8. 建物の運用時間

- 1) 休館日：土日、祝日、夏期休業、年末年始（別途指示）
*ただし、年末年始以外は臨時開館する場合があります、甲が別途指示する。
- 2) 開館時間は、原則午前8時30分から午後9時までとする。
*ただし、学生利用等により時間を変更する場合があります。また、外部より入館できるのは午後8時までとする。
*教職員は終日利用する。
*3号館・5号館の学生開放施設は、午前6時から午後10時まで開館する。
また、24時間開放を行う場合があります。

*申請により、学生の合宿等で宿泊や午後9時以降の使用が発生する場合があります。

- 3) 出雲キャンパス学生寮開館時間は、年末年始を除き午前8時30分から午後10時までとする。夜間は外周門ほか出入口を施錠する。

9. 施設・設備総合管理業務責任者、業務担当者の勤務日時等

- 1) 業務責任者、業務担当者の配置数は、業務内容に応じた人員を配置すること。
- 2) 業務責任者、業務担当者の勤務時間は、①午前7時30分から午後5時まで、②午前8時から午後5時30分までとし、休憩時間及び休日は甲の職員に準じて取り扱うものとするが、休憩時間については業務の時間帯により設定する(10:45~11:00, 12:00~13:00, 15:00~15:30)。
- 3) 業務責任者、業務担当者の勤務日時等については、月次打合せで協議する。
なお、キャンパス指定の休日出勤日として、年度において47人日を契約に含むものとし、出勤日は月次打合せ時等により別途指示する。内容は主に下記による。

- (1) キャンパス主催の講座や講義
- (2) キャンパスによる工事立会や点検
- (3) オープンキャンパス
- (4) 各入学試験対応
- (5) 設備故障対応(24時間365日対応)
- (6) 体育施設、学内開放による出勤

*上記以外については別途契約にて出勤を依頼することがある。

- 4) 閉館日、時間外の検査等については、事前に甲と調整し承諾を受けたものに関して、法定労働時間内でフレックスに対応可能とする。
- 5) 調整した業務において欠勤が発生した場合、代替要員にて対応すること。
- 6) 2. 2) ~23) までの施設・設備総合管理業務の都合により閉館日に勤務をする必要がある場合には、甲との調整により、あらかじめ該当の閉館日を他の勤務日と振り替えて勤務日とするものとする。
- 7) 通常の勤務時間以外に、中央監視装置による警報、大学に常駐する警備員等からの連絡があった場合は、内容により対処のため出勤することとする。本仕様においては、年度において10人日の範囲内で出勤することとし、これを超過する場合は甲乙協議による。
- 8) 3) 及び7) による出勤、6) による振り替えは、1時間を単位として算定することができる。

10. 従事者の服装等

- 1) 業務に従事する者は、写真入り名札(身分証明書を兼ねても可)を付けること。
- 2) 勤務中は作業帽、安全靴を着用し、作業に合わせてヘルメット等安全用具をつけること。
- 3) 勤務中の私語や立ち話は慎み、施設・設備総合管理業務責任者、担当者の自覚と節度を持ち業務遂行するとともに学生、教職員、来校者等に誠意をもって接すること。

11. 従事者の届出、資格、管理体制の届出

- 1) 乙は全ての業務の従事者名簿を作成し甲に提出すること。(氏名、住所、所有資格、業務経歴等)
- 2) 乙は従事者名簿に変更がある場合は、速やかに書面にて報告し承諾を得ること。
また、総合管理体制表も作成、提出すること。
- 3) ISO14000、ISO9001取得証明書の写しを提出する。
- 4) 総合管理体制組織表及び業務推進計画書を提出する。
- 5) 安全衛生活動の推進計画を提出する。
- 6) 各業務従事者の補充や変更等で実習者を入館させる場合は、事前に書面にて甲の了承を得ること。また、配置については甲の承諾を得ること。
- 7) 甲は、委託業務の遂行につき、常駐要員について著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対して、その事由を明示し常駐要員の交替を求めることができる。

12. 賠償義務

- 1) 乙は、監視サービスの実施中、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、甲乙協議の上、賠償または補償の責を負うものとする。

13. その他

- 1) 学内に入館する可能性のある乙の社員は、セキュリティカードを申請により甲が認めた場合に貸与する。ただし、本人以外の使用は認めない。
- 2) セキュリティカードを破損、紛失した場合は乙にカード料金を請求する。
- 3) マスターキーについては貸与する。
- 4) マスターキーの複製は禁止する。また、乙以外への貸与も禁止する。

施設・設備維持管理運営業務仕様書

1. 目的

乙は、委託業務の遂行にあたり、関係諸法令、建築保全業務共通仕様書並びに甲の定めた規定その他の関係諸規則を遵守し、常に善良なる管理者の注意を払い、施設の安全や美化に万全を期し、教育・研究活動等学校運営に支障を来さないように細心の注意の下に良好な維持管理を行うこととし、以下の目的達成に努めるものとする。

- 1) 施設・設備の性能を100%発揮させ、ビルの衛生的及び機能的環境を向上させる
運転・監視・制御を実施する。
- 2) 適正な日常点検を実施し、故障を防止して停止時間の皆無を期する。
- 3) 業務の記録等の集計実施
- 4) 中央監視システムに接続する甲の設備・機器及びシステム自体を監視し、設備異常の
早期発見と拡大防止に努める。
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第2項に基づき、学内の衛生的環境を
確保する。

なお、本書に記載のない事項については、現場の実情に応じ甲乙協議のうえ誠意をもって対処するものとする。

2. 委託業務対象場所

出雲キャンパス、学生寮及び小山宿舎・ゲストハウス

3. 施設・設備管理業務内容

- 2) 清掃業務
- 3) 給排水装置保守業務
- 4) 植栽（低木）管理業務
- 5) 屋外清掃業務
- 6) 1, 2, 3号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
- 7) 4号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
- 8) 5号館空調装置保守点検業務（吹出、吸込口清掃含む）
- 9) 学生寮空調装置フィルター等点検清掃業務
- 10) 自家用電気工作物保安点検業務
- 11) 1号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
- 12) 3号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
- 13) 5号館昇降機保守点検業務（法定点検を含む）
- 14) 自動開閉装置保守点検業務
- 15) ゲストハウス植栽管理業務
- 16) 害虫駆除業務
- 17) 貯水槽清掃業務

- 18) 空気環境測定業務
- 19) 飲料水水質検査業務
- 20) 建築物環境衛生管理業務
- 21) 医療ガス空気設備・吸引設備・特殊ガス設備点検
- 22) 空調自動制御点検業務
- 23) 防火設備定期点検・報告業務

4. 館内巡視業務

- 1) キャンパス施設の解錠
 - 2) コントロール室機器の操作（照明、空調、解錠等）
 - 3) 空調設備関係の運転状況チェック
 - 4) 中央監視システムによる機器運転状況の点検
 - 5) 照明器具の目視点検及び管球の取替（一斉取替を除く。）
 - 6) 給排水・衛生器具の目視点検及び補修
 - 7) 学内講義用備品の管理（机、イス等の点検、黒板・ホワイトボードの管理）
 - 8) 不具合設備備品に対する営繕
 - 9) 受託保守点検契約機器の故障時の復旧若しくは応急処置
 - 10) その他管理物件全般についての目視、点検補修
- ※ 各内容の報告は日報による。

5. 管理運営業務

- 1) キャンパス委託業務の立会、指示
- ※ 報告は日報による。

6. その他管理業務

- 1) 遊離残留塩素の検査（3回/週 毎）
 - 2) 特殊ガス設備メーターの検針（1回/週 毎）
 - 3) 水質検査（1回/6ヶ月以内毎）立会
 - 4) 貯水槽の清掃（1回/1年以内毎）の監督立会
 - 5) その他ビル管理法に基づく業務実施時の監督立会
 - 6) 寮浴槽用循環ポンプ点検（1回/日）
 - 7) 除雪、除草（随時）
 - 8) 宿舎、公舎の管理（共用部及び各居室内含む）（随時）
 - 9) 高木への施肥（1回/年）※肥料は甲より支給する。
- ※ 各内容の報告は日報による。

7. 池清掃業務

- 1) キャンパス池清掃（年3回）
 - (1) 池全体高圧ジェット清掃
 - (2) 玉砂利清掃

- (3) 塵取りネット清掃
- (4) 塵受けパンチング清掃
- (5) 吹き出し、吸い込み、排出会所、排水溝清掃
- 2) 学生寮池清掃（年3回）
 - (1) 池全体高圧ジェット清掃
 - (2) 玉砂利清掃
 - (3) 塵取りネット清掃
 - (4) 塵受けパンチング清掃
 - (5) 吹き出し、吸い込み、排出会所、排水溝清掃
- 3) 作業に必要となる高圧洗浄機は甲より乙へ支給するものとする。

8. 管理業務、学校運営支援業務

- 1) 全ての委託業務について、月次及び年次計画書を作成すること。詳細については甲と協議の上決定する。
- 2) 各種業務報告書（日報、月報、年報等）、設備点検表の管理を行うこと。
- 3) 管理業務報告書の作成、提出を行うこと。
- 4) ごみ等廃棄物搬出量記録管理、集計を行うこと。
- 5) 卒業・修了式典会場準備、式典当日PA操作補助、照明操作を行うこと。
- 6) 入学式典会場準備、式典当日の運営補助を行うこと。
- 7) 大学祭支援業務（会場設営、当日管理業務、前後補助業務）を行うこと。
- 8) 入学試験支援業務（試験前・当日会場環境測定、試験会場各部点検、温度管理、騒音管理等）を行うこと。
- 9) 入学試験会場準備、当日運用支援、会場片付けを行うこと。
- 10) 年末年始の施設対応（出雲キャンパス・学生寮閉館業務）を行うこと。
- 11) 学生寮修繕確認補助を行うこと。
- 12) 小山宿舎・ゲストハウス修繕時、施設担当職員に同行し、確認補助を行うこと。

9. 出雲キャンパスとの連携

- 1) 乙は受託業務について、施設管理担当者と密接な連携を図るとともに、他の委託業務従事者と相互に連携し、建物の円滑かつ確実な運営を図ること。
- 2) 乙は受託業務上、不備等発見した場合は速やかに甲に報告し指示を仰がなければならない。
- 3) 乙はキャンパス運営業務を最優先に考慮し、支障が出ないよう最大限努力するとともに、学生が情操豊かに、安心して勉学に奨励できる快適な空間を提供できるように業務体制を構築する。
また、教職員や来校者にも同様に誠意を持って対応すること。
- 4) 乙は年間、終日を通じて不測の事態にも迅速かつ的確な対応がとれる管理体制を確立すること。
- 5) 学生寮を含め、安全で安心して利用できる施設・設備管理を行い、きめ細やかなサービスが提供できる管理体制を構築すること。

10. 危険及び災害の防止

- 1) 乙は常に危機管理を念頭に置き直ちに対応できるように努めるとともに、定期的に建物、諸設備の点検を行い、事件事故の未然防止に努めるものとする。
- 2) 乙は建物、諸設備、巡回時の各異常を発見した場合、速やかに甲へ連絡する。

11. 災害発生時の処置

- 1) 建物内外において異常の発見、または通報があった場合は、応急の処置を取ったうえ、甲に連絡し、その指示に従うこと。
- 2) 異常気象や地震等が発生した場合、乙は建物、諸設備の異常の有無等を確認し、直ちに甲へ状況の報告を行い、その指示に従うこと。また、軽微な異常は処理を行うこと。
- 3) 周辺地域の災害等避難する事案が発生した場合、乙は業務担当者を出勤させ避難住民を誘導、指示等対応すること。

12. 破損箇所の報告

- 1) 建物、設備機器、工作物、備品等に破損箇所、または破損があるものを発見した場合、速やかに甲へ連絡しその指示に従うこと。
ただし、容易に修理、修復可能なものについては修理後報告しても良い。

13. 消耗品、工具、必要器材管理

- 1) 管理に必要な消耗品、工具、測定器は乙の負担にて事前準備し管理業務に支障がないようにすること。
- 2) 支給電球等消耗品の部材在庫、交換状況を記録管理すること。
- 3) 修繕工具類、各種部材、消耗品等整理整頓、状況管理を（1回以上/月）行うこと。
- 4) 甲発注部品の納品の受取を行うこと。
- 5) 借り受けているセキュリティカード、鍵の確認を（1回以上/月）行うこと。

14. 従事者の服装等

- 1) 業務に従事する者は、写真入り名札（身分証明書を兼ねても可）を付けること。
- 2) 勤務中は作業帽、安全靴を着用し、作業に合わせてヘルメット等安全用具をつけること。
- 3) 勤務中の私語や立ち話は慎み、施設・設備総合管理業務責任者、担当者の自覚と節度を持ち業務遂行するとともに学生、教職員、来校者等に誠意をもって接すること。

15. その他

- 1) 学内に入館する可能性のある乙の社員は、セキュリティカードを申請により甲が認めた場合に貸与する。ただし、本人以外の使用は認めない。
- 2) セキュリティカードを破損、紛失した場合は乙にカード料金を請求する。
- 3) マスターキーについては貸与する。
- 4) マスターキーの複製は禁止する。また、乙以外への貸与も禁止する。

清掃業務仕様書

1. 目的

本仕様書は、建物の内外の生活環境をより衛生的に保持し、学生、教職員、来校者に快適な施設環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部最新版）」により、実施する。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、同法第2項、同法施行令第3条第2項、同法施行規則第4条3）

2. 場所

出雲キャンパス及び学生寮

3. 業務内容

1) 日常及び定期清掃

清掃箇所、床材質に応じ以下のとおりとする。回数及び場所は別表1による。

床材質	内容	備考
硬質床	床除塵 モップ掛け ブラシ洗浄、高圧洗浄	タイル、コンクリート、石材、レンガ
弾性床	床除塵 モップ掛け ワックス掛け ワックス補填、剥離	Pタイル、塩ビシート、木材 材質に合わせ適正なワックスを使用する。 特にリノリウムの清掃は注意する。
繊維床	床除塵 スチーム洗浄	タイルカーペット、フロアマット じゅうたん 洗浄（クリーニング）
畳	掃除機掛け・水拭き	カラ拭きを行う。
便所（洗面器、便器、鏡、取手）	拭き（汚れ有る場合は洗剤を使用する）	トイレトペーパー交換及び手洗い用石鹼液補充含む。
黒板・ホワイトボード 清掃	チョーク受け除塵 黒板拭き除塵 ホワイトボード拭き	汚れが取れない場合は水拭きを行い、乾いたタオルで拭く。
	ホワイトボード講義前 確認 レーザー清掃 マーカー回収	ホワイトボードの板書清掃、 レーザーの清掃・乾燥および残量の無くなったマーカー回収を行う。 ※ 別表1とは別途実施とし、当日講義を実施する各講義室について、最初の講義が始まる前に1日1回のみ行うこととする。 講義日程については、1週間分の予定を甲より乙へ前週のうちに通知し、変更が発生した場合は都度通知する。 また、対象箇所は101・204・205・大講義室を除いた各講義室とし、各演習室・実習室・実験室は対象外とする。
その他	壁面くもの巣払い ドア、窓枠、備品乾拭 ゴミの運搬 積雪時対応	ほうき等使用し取り払う。 乾燥したタオル等で拭き上げる。 ゴミの収集後、分別し重量を計測して記録する。 拾い拭き実施。

		各館出入口に水取用タオルを設置する。
--	--	--------------------

2) ガラス清掃

作業名	面積	回数	内容
1号館ガラス清掃	890㎡	年2回	汚れ落とし、両面拭き上げ
1号館ガラス枠込み清掃	890㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り
2号館ガラス清掃	364㎡	年2回	汚れ落とし、両面拭き上げ
2号館ガラス枠込み清掃	364㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り
3号館ガラス清掃	420㎡	年2回	汚れ落とし、両面拭き上げ
3号館ガラス枠込み清掃	420㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り
4号館ガラス清掃	557㎡	年2回	汚れ落とし、両面拭き上げ
4号館ガラス枠込み清掃	557㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り
ポスターコア、案内板	8㎡	年4回	ガラス清掃、周辺清掃
学生寮1階～3階共用部	332㎡	年2回	ガラス清掃、周辺清掃
学生寮1階～3階共用部	332㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り
退寮室窓清掃	130㎡	年1回	ガラス清掃
5号館ガラス清掃	577㎡	年2回	汚れ落とし、両面拭き上げ
5号館ガラス枠込み清掃	577㎡	年1回	ガラス清掃、ガラス枠、鳥糞取り

3) ブラインド清掃

取付場所	種類	面積	回数	内容
キャンパス	ペネシヤン	776.4㎡	年1回	中性洗剤により拭き上げ
キャンパス	バーチカル	17.7㎡	年1回	中性洗剤により拭き上げ
学生寮	ペネシヤン	160㎡	年1回	中性洗剤により拭き上げ
5号館	ペネシヤン	600㎡	年1回	中性洗剤により拭き上げ

4) ゴミ収集業務

- (1) 一般ごみ、古紙資源ごみ及びび容器資源ごみは、日常清掃を行うときに回収し、分別確認作業を行い種別ごとに計量・記録後、所定の場所に集積保管する。
- (2) 集積場からの搬出は、週1回専門業者回収車にて行い、適正に処理する。

4. 業務日及び作業時間帯

1) 日常（巡回清掃も含む）清掃業務

- (1) 平日の月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始、甲が指示した日を除く）
- (2) 作業時間帯は、午前8時から午後5時までとする。（甲の指示により変更する場合がある。）ただし、講義等支障がでないように業務場所を調整する。
- (3) 学生寮については、甲乙協議の上実施する。

2) 定期清掃業務

- (1) 土日、祝日及び甲より許可した平日（年末年始、甲が指示した日を除く）
- (2) 作業時間帯は、午前8時から午後5時までとする。（甲の指示により変更する場合がある。）
- (3) 学生寮については、甲乙協議の上実施する。

5. 業務関係図書

1) 業務計画書

業務計画書を作成し、業務実施前までに甲の承諾を得る。業務計画書は次の項目を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施体制

- (3) 年間作業計画表
- (4) 業務管理（業務内容・作業日時・作業範囲・作業要領・教育訓練・その他必要事項）
- (5) 安全管理（安全管理体制表・安全管理事項・緊急連絡先・その他必要事項）
- 2) 業務関係者届出書

業務責任者及び業務担当者について、次の事項について届け出る。なお、代替え要員等も記載する。

 - (1) 業務責任者（氏名・年齢・経験年数・主な業務経歴）
 - (2) 業務担当者名簿（氏名・資格・経験年数）
- 3) 月間作業計画書

月間作業計画書（月間の日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃等）を作成し、甲の承諾を得る。

6. 業務の記録、報告及び検査

- 1) 業務の記録

作業実施等について、作業日報（1日の作業実施・点検記録等記載されたもの）を記録し保管する。
- 2) 業務報告

毎月次の書類等を取りまとめ、甲へ報告する。

 - (1) 日報
 - (2) 月間の作業報告（ゴミ排出量、定期清掃等実施記録）
- 3) 完了検査

業務が完了したときは、業務の履行について検査を受ける。

7. 業務責任者の資格等

- 1) 業務責任者は、次のいずれかの資格等を有する者を選任する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - (1) 清掃作業監督者（ビル管理法施行規則第25条の2）
 - (2) 建築物衛生管理技術者（ビル管理法第7条第1項）
 - (3) ビルクリーニング技能士（職業能力開発促進法第44条第1項）
 - (4) 業務経験6年以上程度の者
- 2) 業務責任者の業務形態

業務責任者の業務形態は非常勤も可とする。
- 3) 業務担当者の技術・技能向上

乙は、業務担当者の技術向上、ルールの遵守及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施する。

8. 乙の負担

- 1) 負担の範囲
 - (1) 次のものについては、乙の負担とする。
 - ① トイレットペーパー（規格：古紙100% 114mm×65m） 3,330個
数量を超える場合は甲と協議する。また、余剰品は甲へ引き渡す。
 - ② 水石鹸（7～10倍希釈、手指洗浄用消毒機能付き） 18L×2缶
 - ③ カルミック サニタイザーMK-7・MK-14 取付及び保守 29台
 - ④ カルミック サニックスオートタイプ 取付及び保守 11台
 - (2) 業務実施に必要な器具及び道具
 - ① 清掃道具、運搬機器、ゴミ袋
 - ② 清掃に必要なワックス、剥離剤、中性・弱アルカリ性洗剤等消耗品一式
 - (3) 甲支給品
 - ① ペーパータオル
 - ② 廃棄物計量器

9. 建物内施設の利用

1) 居室等の利用

業務を実施するため、次に示す居室等を無償で使用させる。

- (1) 清掃員控室（1号館1階）
- (2) 資材倉庫（1号館1階）
- (3) 屋外倉庫

2) 駐車場の利用

構内の駐車場を利用する場合は、甲に申請し許可を受ける。また、所定の駐車場利用料を支払う。

10. 注意事項

- (1) 乙は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にする。
- (2) 作業実施に当たっては、学生、教職員及び来校者等に支障のないように十分注意する。
- (3) 精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては衝撃、ごみ、火気及び湿気等が発生することがないように十分注意する。
- (4) 各部屋の電源を利用する場合は、容量オーバーや漏電が起こらないよう注意する。
- (5) 建物、工作物、器具及び物品等に破損を発見したときは、甲へ報告する。
- (6) 作業中及び作業終了後に現地を離れる場合は、各道具、資材の整理整頓及び格納を行い、事故防止に努める。

・ 1～4号館

部 屋 名	床 材	面積 m ²	区分	清掃周期	日数	内 容 ・ 計 画 等
1号館 1階						
学長室	タイルカーペット	53.7	日常 定期	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
休憩室(旧アドミッション室)	カーペット	34.5	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
副学長室	タイルカーペット	34.5	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
学部長室	タイルカーペット	23.6	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
大会議室	カーペット	157.7	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
事務室(管理課)・更衣室	タイルカーペット	141.1	日	1 / 週	52	表面清掃
コントロール室	タイルカーペット	17.3	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
旧非常勤講師控室	タイルカーペット	31.5	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
保健室	ビニールタイル	27.9	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
学生相談室(1,2)	タイルカーペット	21.4	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
印刷室	ビニールタイル	26.2	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵及びゴミ処理 2 表面洗浄及びワックス掛け
清掃員控室	ビニールタイル	7.7	定	1 / 年	1	表面洗浄及びワックス掛け
交流ラウンジ(1)	花崗岩, リノリューム	224.4	日 巡回 定	1 / 日 1 / 日 1 / 3月	244 244 4	除塵及びゴミ処理 除塵及びゴミ処理, ヒールマーク取り 洗浄及びワックス掛け

2号館 1階						
101講義室	ビニールタイル	44.2	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
102演習室	ビニールシート	36.5	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 1 表面洗浄及びワックス掛け
103実習室	ビニールシート・タイル	128.4	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 防塵・表面洗浄及びワックス掛け
助産準備室	ビニールシート	27.5	定	1 / 6月	2	防塵・表面洗浄及びワックス掛け
104講義室	ビニールタイル	69.4	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
子育て支援センターはぐはぐ(旧105)		83.2				なし
106実習室	ビニールシート	69.8	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
106器材庫	ビニールタイル	15	定	1 / 6月	2	防塵・表面洗浄及びワックス掛け
資料室(107実習室横)	ビニールタイル	6.9	定	1 / 年	1	防塵・表面洗浄及びワックス掛け
107実習室	畳, フローリング	124	日	1 / 週	52	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き
	フローリング	33	定	1 / 6月	2	掃除機による除塵, 部分水拭き及びワックス掛け
107器材庫	ビニールタイル	4	定	1 / 6月	2	防塵・表面洗浄及びワックス掛け
108実習室	ビニールシート	111.3	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
108器材庫	ビニールタイル	13.8	定	1 / 6月	2	表面洗浄及びワックス掛け
女子更衣室(別科)	ビニールタイル	69.8	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 1 表面洗浄及びワックス掛け

3号館 1階						
北会議室	カーペット	158	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
学生ラウンジ	タイル・ビニール・ 花崗岩シート	135.5	日 定	3 / 週 1 / 6月	156 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
学生自習室	タイルカーペット	138.7	日 定	3 / 週 1 / 年	156 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄

1～3号館 2階						
事務室(教務学生課)	タイルカーペット	71.7	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	表面清掃 スチーム洗浄
アドミッションセンター	ビニールシート	48	定	1 / 6月	2	表面洗浄及びワックス掛け
ラーニングcommons (スタディールームききょう含む)	タイルカーペット	342.1	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
225～230演習室	タイルカーペット	204.2	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
講師控室 (旧スタディールームききょう)	ビニールタイル	37.3	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
交流ラウンジ(2)	ビニールタイル	16.7	日 巡回 定	1 / 日 1 / 日 1 / 3月	244 244 4	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
201・202講義室	タイルカーペット	204.4	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
映像機械室(201内, 202内)	ニードルパンチ	23.2	日 定	1 / 月 1 / 年	12 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
204講義室	タイルカーペット	39.9	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
205講義室	タイルカーペット	72.8	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
206研究室	タイルカーペット	46.1	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
203・207・210・212演習室	ビニールタイル	101.4	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
208講義室	ビニールタイル	83.1	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
209講義室	ビニールタイル	85.3	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
211講義室	ビニールタイル	44	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
213講義室	ビニールタイル	72.9	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
標本室	ビニールタイル	35.9	日 定	1 / 4月 1 / 年	3 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
女子更衣室(看護学科)	ビニールタイル	127.5	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
男子更衣室1(看護学科)	ビニールタイル	10.7	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
男子更衣室2(看護学科)	ビニールタイル	26.1	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
更衣室ラウンジ	ビニールタイル	48.3	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
214実習室	ビニールシート	133.5	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
214器材庫	ビニールシート	8.9	定	1 / 6月	2	表面洗浄及びワックス掛け

215実習室	ビニールシート	223.8	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
215器材室	ビニールシート	81.1	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
216実習室	ビニールシート	321.9	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
216器材庫	ビニールシート	21.1	定	1 / 6月	2	表面洗浄及びワックス掛け
洗濯室	塗床	33.9	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 掃除機による除塵, 水拭き
218~224演習室	ビニールタイル	228.9	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛
217講義室	ビニールタイル	131	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛

1~3号館 3階						
300~332研究室	タイルカーペット	833.3	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き スチーム洗浄
共同研究室(1)(旧335演習室含む)	タイルカーペット	201.7	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き スチーム洗浄
印刷コーナー(3箇所)	ビニールタイル	12	日 定	1 / 週 1 / 3月	52 4	除塵及びゴミ処理 表面洗浄及びワックス掛け
学生相談室(3, 4)	タイルカーペット	19.2	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
教員談話室	タイルカーペット	31.4	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
教材編集室	タイルカーペット	28.6	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
スタジオ	ビニールタイル	23.2	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
看護栄養交流センター	タイルカーペット	76	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
大講義室・前室	タイルカーペット	318.5	日 定	3 / 週 1 / 年	156 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
映像機械室(大講義室内)	ニードルパンチ	53.5	日 定	1 / 月 1 / 年	12 1	除塵及びゴミチョーク粉処理 スチーム洗浄
パソコン実習室	タイルカーペット	140.9	日 定	3 / 週 1 / 6月	156 2	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
パソコン実習室器材庫(サーバー室)	タイルカーペット	14.4	定	1 / 年	1	スチーム洗浄
333・334・336演習室	タイルカーペット	96.7	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄

4号館 1・2階・その他						
体育館 アリーナ・ステージ	ポリウレタン樹脂	847.7	日	1 / 週	52	除塵及びゴミ処理
体育館 音響操作室	ビニールシート	5.3	定	1 / 年	1	表面洗浄及びワックス掛け
体育館 器具庫(1)(2)	塗床, ポリウレタン	39	定	1 / 年	1	物品搬出, 掃除機による除塵, 洗浄
アスレチックルーム	ニードルパンチ	88.3	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
男子更衣室, 女子更衣室	ビニールシート	29.9	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
食堂1階(会食室含む)	リノリウム	185	定	1 / 3月	4	除塵, 表面洗浄, ワックス掛け
食堂1階増築部分	ビニールシート	151	定	1 / 3月	4	除塵, 表面洗浄及びワックス掛け
食堂1階風除室	花崗岩	10.1	定	1 / 3月	4	表面洗浄・水あか洗浄
食堂2階ラウンジ	リノリウム	135.4	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け

食堂2階湯沸室	ビニールタイル	5.3	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	除塵, 全面水拭き, 流し台洗浄及び厨芥処理 表面洗浄及びワックス掛け
サークル室(4~6)	ビニールタイル	33.6	定	1 / 年	1	除塵, 表面洗浄及びワックス掛け
学生自治会室	ビニールタイル	19.5	定	1 / 年	1	除塵, 表面洗浄及びワックス掛け
音楽室	ビニールタイル	46.2	日 定	1 / 月 1 / 年	12 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
屋外通路(4~5号館)	モルタル	76.2	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄
屋外サークル倉庫, サークル室(7, 8)	塗床	49	定	1 / 年	1	物品搬出, 掃除機による除塵, 洗浄
茶室	畳, 他	59.3	日	1 / 週	52	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き
	フローリング	5	定	1 / 年	1	ワックス掛け

1~4号館 共通・その他						
機械室(8室), EV機械室	塗り床	337.6	定	1 / 年	1	掃除機による除塵・水拭き
電気室	塗り床	86.9	定	1 / 年	1	掃除機による除塵・水拭き
車庫		37	定	1 / 6月	2	除塵・デッキブラシ洗浄
倉庫(12室)	塗り床	116.3	定	1 / 年	1	掃除機による除塵・水拭き
1号館廊下, 階段等	ビニール床	1,590.4	日	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き
			定	1 / 3月	4	表面洗浄及びワックス掛け
			巡回	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き, ヒールマーク取り
1号館廊下等	タイルカーペット	56.4	日	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き
			定	1 / 3月	4	表面洗浄及びワックス掛け
			巡回	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き, ヒールマーク取り
2号館廊下, 階段等	ビニール床	796.2	日	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き
			定	1 / 3月	4	表面洗浄及びワックス掛け
			巡回	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き, ヒールマーク取り
3号館廊下, 階段等	ビニール床	485.6	日	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き
			定	1 / 3月	4	表面洗浄及びワックス掛け
			巡回	1 / 日	244	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き, ヒールマーク取り

建物外部						
玄関・通用品周り		109.6	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	除塵, 水拭き及びゴミ処理 表面洗浄
1号館ピロティ・2号館ピロティ		843.2	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	除塵, 水拭き及びゴミ処理 表面洗浄
3号館ピロティ		238.6	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	除塵, 水拭き及びゴミ処理 表面洗浄

学生寮						
玄関ホール・下足室	石材床	49	定	1 / 4月	3	除塵, 洗浄及びゴミ処理
ラウンジ・ロビー・廊下等	ビニール床	656.5	定	1 / 3月	4	除塵, 洗浄・ゴミ処理及びワックス掛け
事務室・談話室	ビニール床	24.5	定	1 / 3月	4	除塵, 洗浄・ゴミ処理及びワックス掛け
階段室	ビニール床	105	定	1 / 3月	4	除塵, 洗浄・ゴミ処理及びワックス掛け
便所		13	定	1 / 3月	4	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理
大浴室	石材床	47	定	1 / 3月	4	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理
自炊コーナー, 小浴室	ビニール床他	26	定	1 / 2月	6	除塵, 洗浄・ゴミ処理及びワックス掛け

・ 5号館

部屋名	床材	面積 m ²	区分	清掃周期	日数	内容・計画等
5号館 1階						
中講義室	タイルカーペット	200.5	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
学生ラウンジ	ビニールシート	137.3	日 定	3 / 週 1 / 6月	156 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
閲覧室	タイルカーペット	699.2	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
図書館事務室	タイルカーペット	73.9	定	1 / 年	1	1 スチーム洗浄
書庫	ビニールシート	122.9	定	1 / 年	1	1 表面洗浄及びワックス掛け
グループ閲覧室	タイルカーペット	20.9	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 1 スチーム洗浄
112給食経営管理実習室(調理室)	防滑性ビニールシート	85.8	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(下処理室)	防滑性ビニールシート	45.4	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(食品庫)	防滑性ビニールシート	14.3	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(検収室)	防滑性ビニールシート	14.1	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(事務室)	ビニールシート	17.9	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(前室)	防滑性ビニールシート	21.6	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(洗浄室)	防滑性ビニールシート	34.4	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(女子更衣室)	ビニールシート	10.8	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(男子更衣室)	ビニールシート	4.6	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
112給食経営管理実習室(便所)	ビニールシート	4.6	日 定	1 / 日 1 / 6月	244 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
109講義室	ビニールシート	103	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 2 表面洗浄及びワックス掛け
110調理実習室	ビニールシート	158.7	定	1 / 6月	2	2 調理台清掃及びワックス掛け

111実習食堂	ビニールシート	116.9	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
男子便所(1), 女子便所(1), 多目的便所	ビニールシート	58.5	日 定	1 / 日 1 / 月	244 12	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理 表面洗浄・水あか洗浄, 金属磨き
女子便所(4)	ビニールシート	9.5	日 定	1 / 日 1 / 月	244 12	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理 表面洗浄・水あか洗浄, 金属磨き
風除室(1), 風除室(2)	花崗岩	39.4	日 定	1 / 日 1 / 2月	244 6	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄
廊下	ビニールシート	287	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
ピロティ	花崗岩	265.2	日 定	2 / 週 1 / 3月	104 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄
ごみ置場	コンクリート		日	1 / 週	52	除塵, 水拭き及びゴミ処理

5号館 2階						
男子更衣室, 女子更衣室(健康栄養学科)	ビニールシート	79.8	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
231・232演習室	タイルカーペット	76.9	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
233~236演習室	タイルカーペット	150	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
237講義室	タイルカーペット	75.9	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
238講義室	タイルカーペット	76.3	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
239栄養教育実習室 準備室	ビニールシート	30.6	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
240臨床栄養実習室	ビニールシート	147.2	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
240臨床栄養実習室 更衣室	タイルカーペット	25.4	日 定	2 / 週 1 / 年	104 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
241環境制御室	ビニールシート	35.8	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
242生理学実験室	耐薬性ビニールシート	154.7	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
243動物飼育室(1) 飼育室	耐薬性塗床	43.4	定	1 / 年	1	表面洗浄及びワックス掛け
243動物飼育室(1) 準備室・前室	耐薬性ビニールシート		日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
244動物飼育室(2) 飼育室	耐薬性塗床	13.5	定	1 / 年	1	表面洗浄及びワックス掛け
244動物飼育室(2) 前室	耐薬性ビニールシート		日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
245培養室 本室	耐薬性ビニールシート	48.8	定	1 / 年	1	表面洗浄及びワックス掛け
245培養室 前室	耐薬性ビニールシート		日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
246理化学実験室	耐薬性ビニールシート	157.3	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
247食品加工実習室	耐薬性ビニールシート	155.4	日 定	2 / 週 1 / 6月	104 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
248前室	耐薬性ビニールシート	34.6	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
249精密機器分析室	耐薬性ビニールシート	14.2	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け

251天秤室	耐薬性ビニールシート	9.8	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
250薬品室	耐薬性ビニールシート	10.8	日 定	1 / 6月	2	表面洗浄及びワックス掛け
252低温室	耐薬性ビニールシート	17.6	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
男子便所(2), 女子便所(2)	ビニールシート	29.9	日 定	1 / 日 1 / 月	244 12	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理 表面洗浄・水あか洗浄, 金属磨き
女子便所(5)	ビニールシート	17.4	日 定	1 / 日 1 / 月	244 12	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理 表面洗浄・水あか洗浄, 金属磨き
廊下	ビニールシート	302.7	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
ウッドデッキ	人工木		日	2 / 週	104	掃き掃除, ゴミ処理
渡り廊下(1・5号館間)	ビニールシート	56.8	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け

5号館 3階						
337~342研究室(非実験系)	タイルカーペット	156.7	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
343~349研究室(実験系)	耐薬性ビニールシート	266.9	日 定	1 / 週 1 / 6月	52 2	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
共同研究室(2)	タイルカーペット	110.8	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	除塵及びゴミ処理 スチーム洗浄
男子便所(3), 女子便所(3)	ビニールシート	30	日 定	1 / 日 1 / 月	244 12	除塵, 全面水拭き, 洗面台拭き, 衛生陶器洗浄, 汚物処理 表面洗浄・水あか洗浄, 金属磨き
廊下	ビニールシート	96.8	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け

5号館 共通						
階段(西側)	ビニールシート	87.8	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
階段(中央) ※1階ユーティリティ舎	ビニールシート	114	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
階段(東側)	ビニールシート	62.2	日 定	1 / 日 1 / 3月	244 4	掃き掃除, ゴミ処理及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け
エレベーター	ビニールシート	1基	日 定	1 / 週 1 / 年	52 1	防塵及び部分水拭き 表面洗浄及びワックス掛け

給排水装置保守点検業務仕様書

1. 目的：給排水装置の快適な運転状態を年間を通して保持する。

2. 場所：出雲キャンパス、学生寮

3. 給排水装置の設置場所、種類、メーカー、型番、台数：

1) 給水部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
キャンパス地下機械室	給水圧送ポンプユニット(PU-1)	川本製作所	KF2-65T5.5	1
学生寮外構受水槽機械室	給水圧送ポンプユニット(PU-1)	テラルキョクトウ	NX-65VFC402-2.2W	1
学生寮1階機械室	温水発生器(B-1)	愛知電機商事	ASVG-2501S	1
	貯湯槽(ST-1)	ダイネツ工業	5000L	1
	膨張タンク(EXT-1)	日立金属工業	AST-42	1
	熱交換機(HE-1)	アルファバラル工業	M3-FGL-23	1
	給湯循環1次ポンプ(PHW-1)	テラルキョクトウ	SLP40-6.75	1
	給湯循環2次ポンプ(PHW-2)	テラルキョクトウ	SLP25-6.15	1
	循環ろ過装置(WF-1)	(株)アスカ	HMS-20AV	1
	熱交換機(HE-2)温泉用	アルファバラル工業	M6-MVLJ-12	1
	熱交換機(HE-3)温泉用	アルファバラル工業	M3-FG-36	1
	循環加温ポンプ温泉用	テラルキョクトウ	ALP40-6.4	1
	集毛器水道水用	ノシロ工業	P-4	1
	集毛器温泉用	ノシロ工業	HC-1	1
	槽上式薬注装置	(株)トーケミ	CM-2X	1
	AVストレーナー、ミキシングバルブ	旭有機材	Y型	1
学生寮2階屋外	膨張タンク(EXT-2)	日立金属工業	EX-600LS	1
	給水給湯加圧ユニット(PU-2)	東陶機器	RUTS-400	2
5号館ポンプ室	加圧給水ポンプユニット	川本製作所	KF2-65R3E7.5	1
	給湯循環ポンプ	川本製作所	PSS2-256-0.25S	1

2) 排水部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
キャンパス地下機械室	湧水水中ポンプ(PD-1)	川本製作所	WUJ-506-1.5	2
	湧水タンク	建築	678m ³ (3388m ³)用RC	1
キャンパス構内駐輪場土間埋設	PH中和槽	建築	33m ³ RC	1
キャンパス4号館 厨房サビースタート	グリーストラップ(GT-1)	ホーコス(株)	GS4-250PDA-WM(250L)	1
学生寮1階電気室	ハンドホール湧水ポンプ	テラルキョクトウ	50PV-6.25S	1
学生寮内厨房土間埋設	グリーストラップ(GT-1)	栗本鐵工所	KO-700(90L)	1
5号館 北側	汚水用水中ポンプ	川本製作所	WU0-656-1.5	1組
	グリーストラップ	下田エコテック	FRP製 255L	1
	グリーストラップ	下田エコテック	FRP製 165L	1

3) 自動制御部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
キャンパス地下機械室	給水圧送ポンプユニット(PU-1)	川本製作所	運転状態、各種警報	1セット
	湧水水中ポンプユニット(PD-1)	川本製作所	運転状態、上限警報	1セット
学生寮外構受水槽機械室	給水圧送ポンプユニット(PU-1)	テラルキョクトウ	受水槽警報、運転警報	1セット
学生寮1階機械室	給水各種制御	---	運転警報	1セット
学生寮1階電気室	ハンドホール湧水ポンプ制御	---	運転状態	1セット
5号館ポンプ室	加圧給水ポンプユニット	川本製作所	運転状態、各種警報	1セット
5号館北側倉庫壁	汚水用水中ポンプ	川本製作所	運転状態、上限警報	1セット

4) 雨水、汚水弁部

設置場所	種 類	メーカー	型 番	台数
キャンパス内	雨水弁 (124箇所)	---	350~600×350~600	42
	汚水弁 (57箇所)	---	350~600×350~600	19
	外周排水溝 (818m)	---	グレーチング(233枚)	409m
	テニスコート排水溝 (190m)	---		95m
学生寮	雨水弁 (62箇所)	---	350~600×350~600	20
	汚水弁 (20箇所)	---	600~900φ	7
5号館	雨水弁 (24箇所)	---	350~600×350~600	24
	汚水弁 (40箇所)	---	600~900φ	11
	外周排水溝 (192m)	---		151m

4. 保守点検内容 (頻度) :

1) 給水圧送ポンプ (年1回以上)

(1) 揚水ポンプ

- ①外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検
- ②絶縁試験、電流値測定
- ③グラウンドパッキン漏れ点検、締め付け、交換
- ④潤滑油確認、補充、取り替え
- ⑤カップリングゴム磨耗点検、交換
- ⑥基礎ボルト確認、センタ心確認調整
- ⑦回転方向確認、フレーム温度確認

(2) 圧力タンク

- ①配管、タッピング、ゲージエア漏れ確認
- ②圧力スイッチ、ゲージ確認
- ③タンク内圧確認

(3) 制御

- ①制御盤内点検、異常警報点検
- ②動作自動制御確認
- ③各設定値確認

2) 給水給湯圧送ポンプ (年1回以上)

- (1) 接続部漏水点検
- (2) 電気絶縁試験
- (3) ストレーナ清掃点検
- (4) 各部消耗部点検、調整、交換
- (5) 各部給油
- (6) 安全装置動作確認
- (7) 外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検

3) 温水発生器 (年1回以上)

- (1) 安全装置動作点検、調整 (バーナー部、感震部)
- (2) ガス漏れ点検
- (3) 熱交換機ブロー実施
- (4) 各種ゲージ、設定値等自動制御関係点検、調整
- (5) 水漏れ点検、調整、交換
- (6) 外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検
- (7) 燃焼状態確認、バーナー部点検調整、交換

4) 貯湯槽 (年1回以上)

- (1) 外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検
- (2) 水漏れ点検、調整、交換
- (3) 内部清掃、熱交換ヘッド分解清掃

5) 熱交換機 (年1回以上)

- (1) 外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検、分解清掃
- (2) 水漏れ点検

6) 給湯循環ポンプ (年1回以上)

- (1) 外観 (動作点検、異音、漏れ)、機能点検

- (2) 回転方向点検
- (3) 水漏れ確認、調整
- 7) 循環ろ過装置 (年1回以上)
 - (1) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
 - (2) 各種自動弁動作確認
 - (3) ゲージ動作確認
 - (4) ろ過ポンプ外観、機能点検
 - (5) ろ過ポンプ絶縁試験、電流値確認
 - (6) ろ過ポンプ各部消耗部点検、調整、交換
 - (7) 集毛器点検、清掃
 - (8) ろ材確認、洗浄、交換
 - (9) アンカーボルト点検
 - (10) 制御装置動作確認、安全装置確認
 - (11) 水漏れ点検、調整、交換
- 8) 集毛器 (年1回以上)
 - (1) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
 - (2) 水漏れ点検
 - (3) 内部清掃
- 9) 槽上式薬注装置 (年1回以上)
 - (1) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
 - (2) 薬槽、注薬ライン清掃
 - (3) ポンプ機能点検
- 10) AVストレーナ、ミキシングバルブ (年1回以上)
 - (1) フィルター清掃
 - (2) バルブ機能、外観点検
 - (3) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
- 11) 膨張タンク (年1回以上)
 - (1) 外観、機能点検、水漏れ点検
- 12) 湧水ポンプ (年1回以上)
 - (1) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
 - (2) 全体清掃
 - (3) モーター絶縁試験
 - (4) 制御動作確認
- 13) 汚水ポンプ (年2回以上、夜間作業)
 - (1) 汚水槽汲み取り・清掃
 - (2) 外観(動作点検、異音、漏れ)、機能点検
 - (3) 全体清掃
 - (4) モーター絶縁試験
 - (5) 制御動作確認
- 14) 湧水タンク (年1回以上)
 - (1) 湧水排水
 - (2) 汚泥排出、通孔清掃
- 15) PH中和槽 (年1回以上)
 - (1) 溜水バキューム排出
 - (2) 汚泥排出、槽内ジェット洗浄
- 16) グリーストラップ (年2回以上)
 - (1) 溜水、沈殿物バキューム排出
 - (2) 槽内、バケット、トラップ内部ジェット洗浄およびブラシ洗浄
 - (3) 周辺部洗浄
- 17) 自動制御 (年1回以上)
 - (1) 制御盤清掃
 - (2) 動作確認、異常信号確認、バルブ動作確認
 - (3) 各バルブ等接続口漏れ点検
 - (4) 各種制御機器用計測値校正
 - (5) 異常発報信号ライン点検、発報試験 (ビルコントローラ、三菱電機ビルテクノサービス情報セン

- ター及び ALSOK 山陰ガードセンター間)
- 18) 雨水、汚水弁、外周排水路 (年 1 回以上)
- (1) 雨水弁
 - ①指定弁内部バキューム、ジェット清掃
 - ②弁蓋点検
 - (2) 汚水弁
 - ①指定弁点検バキューム、ジェット清掃
 - ②弁蓋点検
 - (3) 外周排水路
 - ①指定排水路グレーチング柵蓋撤去、復旧
 - ②排水路内ジェット洗浄、残土処理
 - (4) テニスコート側溝
 - ①指定排水路内洗浄、残土処理

5. 保守の責任 :

- 1) 本仕様の実施に伴い必要な電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。

6. その他 :

- 1) 点検作業中に、消耗した部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲の施設管理担当者へ連絡し、その指示に従わなければならない。
- 2) 薬注装置の薬剤 (次亜塩素酸ソーダ 12%) を、シーズン前に年間使用量分 (60 L) を乙の負担で準備する。
- 3) グリス交換や注油等の油脂製品、ウエス等の消耗品は、乙の負担とする。
- 4) 各消耗品 (パッキン、シール、フレキゴムジョイント、ベアリング、ろ材及びバーナー部品等) については、乙の負担とし状況に応じて交換する。
- 5) 作業予定表を作成し、甲の承認を得た後、実施する。
- 6) 作業実施後には、速やかに報告書及び作業中の写真を甲へ提出する。
- 7) 配管、屋外機器及び屋内機器等に錆を発見した場合には、腐食防止処置を乙の負担で実施する。
- 8) 異常発生時は速やかに対応する。
- 9) PH中和槽の汚泥は、使用薬剤がない場合は普通汚泥扱いとする。
- 10) PH中和槽及びグリーストラップの堆積物については、法令に従い適正に処分する。処分後産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写しを甲に提出すること。なお、排出元は甲とし、経費負担は乙とする。
- 11) 点検、部品交換、修理等で発生したごみ等(部品、油脂類)については乙の責任において適切に処理する。

学生寮内浴槽循環配管高濃度作業及び水質検査業務仕様書

1. 目的：出雲キャンパス学生寮大浴場の浴槽水について、レジオネラ属菌検査を行う。
2. 作業場所：出雲キャンパス 学生寮
3. 作業内容：
 - ①レジオネラ属菌検査
 - 1) 測定回数、測定基準
 - (1) 学生寮大浴場の浴槽水を対象とし、年2回以上（6ヶ月以内に1回以上）実施する。
 - (2) 島根県の定める水質検査の基準による自主検査を行う。（10CFU/100mL未満であること）
 - 2) 測定日時
 - (1) 測定日時は、甲乙協議の上決定する。
 - (2) 甲の運営に支障がないよう十分配慮する。
 - 3) 建築物環境衛生管理技術者立会等管理業務
 - (1) 採水時の立会
 - (2) 検査項目、検査結果の評価
 - (3) 報告書作成、提出
 - 4) その他
 - (1) 検査に係る費用は、乙の負担とする。
 - (2) 検査機関は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。
 - (3) 浴槽循環配管高濃度作業を年2回以上（6ヶ月以内に1回以上）実施すること。

植栽（低木）管理業務委託仕様書

1. 目的：甲の植栽を管理し、甲の施設の美観を維持する。

2. 一般的事項：

- 1) 甲の業務に支障を与えない。
- 2) 管理上必要な水は屋外の散水栓を使用し、その取扱については十分に注意すること。また、節水に留意する。
- 3) 枝を放置する等、美観を損なう処置を行わない。
- 4) 本学休館日の作業日程については、事前に甲乙協議の上、甲の承認を得る。
- 5) 業務中の事故については、甲は一切責任を持たない。
- 6) 剪定や芝刈で発生した枝葉等は、乙が適正に処理する。学内に一時保管する場合は、甲の施設管理担当者と協議の上、実施する。

3. 作業概要：

工種	作業範囲	回数	備考
剪定	中木、低木	随時	
病虫害防除	中木、低木、地被類、芝生	年3回	スミチオン乳剤等
施肥	中木、低木、地被類、芝生	年1回	化成肥料、油かす
水撒き	中木、低木、地被類、芝生	適宜	
	学生寮	適宜	
芝刈	コウライシバ、ノシバ、ポット	年2回	
除草剤散布	グラウンド	年2回	

*除草剤散布の薬剤、病虫害防除の薬剤、並びに肥料は、植栽の種類・状態を考慮して最適なものを与える。

4. 植栽管理委託に係る数量：

区分	規格	数量	単位	備考
中木	100 ≤ H < 300	174	m ²	H=樹高
低木	4本/m ²	1,513	m ²	
地被類		5,512	m ²	
芝生		約8,000	m ²	構内・グラウンド
除草区域		1,576	m ²	学生寮

*樹木名は乙が現地確認すること。確認に必要な図面は甲が提示する。

5. 作業日数、作業人員：

月	日数	人員	備考	月	日数	人員	備考
4	11	2		10	8	2	
5	8	2		11	6	2	
6	8	2		12	2	1	
7	13	2		1	1	1	
8	9	2		2	1	1	
9	11	2		3	10	2	

*日数、人員は標準的なものとする。

6. その他：

- 1) 業務中に確認された不備な事項、事案等については速やかに甲の施設管理担当者に連絡し指示を受ける。
- 2) 作業実績については、勤務記録表に記入し、甲に報告する。
- 3) 作業日程等については、甲乙協議の上、実施する。

屋外清掃業務委託仕様書

1. 目的：甲の施設の美観を維持する。

2. 一般的事項：

- 1) 甲の業務に支障を与えない。
- 3) 管理上必要な水は屋外の散水栓を使用し、その取扱については十分に注意する。また節水に努める。
- 4) ごみや枝葉等を放置する等美観を損なう処置を行わない。
- 5) 本学休館日における作業等の日程については、事前に甲乙協議の上、甲の承認を得て実施する。
- 6) 草取りや清掃で発生したごみや枝葉等は、乙が適正に処分すること。学内に一時保管する場合は、甲の施設管理担当者と協議の上、指示に従って実施する。

3. 清掃の内容：

- 1) 別紙図面に示す緑地の清掃（ごみの収集）、除草、蘇生（植栽低木管理業務の対象樹木および高木等を除く）
- 2) 収集した草等の指定場所への移動
- 3) 学内集水路の清掃
- 4) 水撒き（8月及び9月のみ）2名× 天候を考慮し都度

4. 清掃の回数等：

月	回数	人員	備考
4	1 1	4	
5	1 0	4	
6	1 0	5	
7	1 0	5	
8	1 0	5	
9	1 0	5	
1 0	1 1	4	
1 1	1 2	4	
1 2	5	3	
1	3	3	
2	3	3	
3	1 0	3	

5. 草やごみの処分：

- 1) 甲の指定する場所へ運搬する。乙は適度に集積した草やごみを適正に処理する。
- 2) 指定場所への集積は、美観を損なわないように一定のサイクルで搬出処理する。

6. 集水路：

学内の集水路の清掃には、側溝は含まない。

7. その他：

- 1) その他この仕様書に定めのない事項が発生したときは、その都度甲乙協議して対応する。
- 2) 作業日程等については、甲乙協議し、作業前には作業計画表を甲に提出し、作業後に速やかに作業実績表を甲へ提出する。

1, 2, 3号館空調装置保守点検業務仕様書

1. 目的：空調装置を点検し、良好な運転状態を年間を通じ保持する。（ビル管理法第4条）

2. 場所：出雲キャンパス

3. 空調装置の設置場所、種類、メーカー、型番台数：

1) ユニット部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
1号館地下機械室	吸収式冷温水発生機	日立製作所	HAU-G150S	2
	冷温水ポンプ	川本製作所	F-1256-M15	2
	冷却水ポンプ	川本製作所	F-1506-M18.5	2
	膨張タンク	日立金属	EX-1200L	1
	冷温水ヘッダー	中国金属	H-2	2
	薬注装置	東西化学産業	MP-112L	1
	空気調和機(AHU-1)	木村工機	CAV-35A	1
1号館ドライエリア	ヒートポンプエアコン(HP-1)	三菱電機	PUZ-ERP50KA5 (室内1)	1
1号館ドライエリア	ヒートポンプエアコン(HP-2)	三菱電機	PUZ-ERP56KA5 (室内1)	1
2号館サウナ室	ヒートポンプエアコン(HP-3)	三菱電機	PKZ-ERP50SKD (室内1)	1
1号館ドライエリア	ヒートポンプエアコン(HP-4)	三菱電機	MLZ-RX36RAS (室内1)	1
1号館1階東側	空気調和機(AHU-3)	木村工機	CU3-80HR	1
	空気調和機(AHU-5)	木村工機	CU3-200AC	1
1号館1階西側	空気調和機(AHU-4)	木村工機	CAV-360A(改)	1
1号館2階ベランダ	ヒートポンプエアコン	三菱電機	PUZ-ERP80HA14	1
	ヒートポンプエアコン	三菱電機	MPUZ-RP80HA7	1
1号館非常階段外	ヒートポンプエアコン	三菱電機	PUZ-ERMP160LA7	1
2号館1階	空気調和機(AHU-8)	木村工機	CAV-55A	1
	全熱交換機(HEXU1-1)	木村工機	CUZ-20	1
	全熱交換機(HEXU1-2)	木村工機	CUZ-20	1
	全熱交換機(HEXU2)	木村工機	CUZ-35(改)	1
2号館2階	空気調和機(AHU-6)	木村工機	CR3-40L	3
	空気調和機(AHU-2)	木村工機	CAH-60L-C	1
2号館2階 (215奥)	全熱交換機(HEXU1-3)	木村工機	CUZ-20	1
	全熱交換機(HEXU3)	木村工機	CUZ-35(改)	1
	全熱交換機(HEXU4)	木村工機	CZU-75(改)	1
2号館屋外	ヒートポンプエアコン	三菱電機	PUZ-ERMP80HA2	1
3号館	全熱交換機(HEX1)	三菱電機	LGH-15RS5	1
	全熱交換機(HEX2)	三菱電機	LGH-25RS5	10
	全熱交換機(HEX3)	三菱電機	LGH-35RS5	10
	全熱交換機(HEX4)	三菱電機	LGH-50RS5	6
	全熱交換機(HEX5)	三菱電機	LGH-65RS5	2
	全熱交換機(HEX6-1)	三菱電機	LGH-80RS5	4
	全熱交換機(HEX6-2)	三菱電機	LGH-80RX5	6
	全熱交換機(HEX7)	三菱電機	LGH-80RX5	2
屋上	ヒートポンプエアコン(MAC-A)	三菱電機	PUHY-RP280DMG1 (室内6)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-B)	三菱電機	PUHY-RP280DMG1 (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-C)	三菱電機	PUHY-RP355DMG1 (室内12)	2

1号館屋上	ヒートポンプエアコン(MAC-D)	三菱電機	PUHY-RP355DMG1 (室内6)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-E)	三菱電機	PUHY-RP224DMG1 (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-F)	三菱電機	PUHY-RP224DMG1 (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-G)	三菱電機	PUHY-RP560SDG1 (室内8)	1
	ヒートポンプエアコン	三菱電機	PUZ-ERMP80SHA2-BS	1
2号館屋上	空気調和機(AHU-9)	木村工機	FCV2-160AC (改)	1
	空気調和機(AHU-7)	木村工機	CAV-35A	1
	冷却塔	空研工業	SKB-280POGR	1
3号館屋上 (2号館用)	ヒートポンプエアコン(EHP-5)	三菱電機	PUHY-P224DM-G (室内3)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-6)	三菱電機	PUHY-P280DM-G (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-12)	三菱電機	PUHY-P224DM-G (室内2)	1
3号館屋上 (3号館用)	ヒートポンプエアコン(EHP-1)	三菱電機	PUHY-P280DM-G (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-2)	三菱電機	PUHY-P335DM-G (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-3)	三菱電機	PUHY-P335DM-G (室内3)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-4)	三菱電機	PUHY-P450DM-G (室内6)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-7)	三菱電機	PUHY-P335DM-G (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-8)	三菱電機	PUHY-P160DM-G (室内3)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-9)	三菱電機	PUHY-P224DM-G (室内4)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-10)	三菱電機	PUHY-P224DM-G (室内5)	1
	ヒートポンプエアコン(EHP-11)	三菱電機	PUSY-P80M-G (室内2)	1
2号館1階	ヒートポンプエアコン	三菱電機	PUHY-ERMP140KZ(室内2)	1

2) ファンコイルユニット

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
1、2、3号館 (冷温水系)	床置天吊露出タイプ	木村工機	FC-6	4
	天吊インペイタイプ	木村工機	FCR-4	6
	天吊インペイタイプ	木村工機	FCR-6	8
	天吊カセットタイプ	木村工機	FCC-3	19
	天吊カセットタイプ	木村工機	FCC-4	34
	天吊カセットタイプ	木村工機	FCC-6	92
	天吊カセットタイプ	木村工機	FCC-8	11
	天吊カセットタイプ	三菱電機	FCK-4	4
	天吊カセットタイプ	三菱電機	FCK-6	4

3) 給排気用シロッコファン

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
1、2、3号館	片吸い込み天井吊り	荏原製作所	OF-1 0.4KW	1
	片吸い込み天井吊り	荏原製作所	OF-2 0.75KW	1
	全閉外扇屋外型 床置	荏原製作所	OF-3 1.5KW	1
	全閉外扇屋外型 床置	荏原製作所	OF-4 3.7KW	1
	天吊り	三菱電機	OF-6 BFS-23ESAU	1
	天吊り	三菱電機	OF-7 BFS-23ETAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-1 BFS-12YSAU	1
	全閉外扇屋外型 床置	三菱電機	EF-2 BFS-18BSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-3 BFS-18CSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-4 BFS-20CSAU	3
	天吊り	三菱電機	EF-6 BFS-23ESAU	3
	天吊り	三菱電機	EF-8 BFS-23FTU	1
	天吊り	三菱電機	EF-9 BFS-25JTU	2

	天吊り	三菱電機	EF-10 BFS-23ETAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-11 BFS-23ESAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-12 BFS-25JTU	1
	天吊り 同時給排気	三菱電機	F-1 CEW-20CS	1
	天吊り	三菱電機	FE-1 BFS-65SUC	1
	天吊り	三菱電機	FE-2 BFS-80SUC	1
	天吊り	三菱電機	FE-3 BFS-90SUC	1
	天吊り	三菱電機	FE-4 BFS-90SUC	1
	エア-搬送ファン	三菱電機	AH-1 AH-0807S-X	2

4) 換気扇

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
1、2、3号館	天井換気扇	三菱電機	CF-1 VD-15ZX2-C	2
	天井換気扇	三菱電機	CF-2 VD-18ZX2-C	11
	天井換気扇	三菱電機	CF-3, 4 VD-18ZXP2-C	5
	天井換気扇	三菱電機	CF-5 VD-20ZX2-C. R	7
	天井換気扇	三菱電機	CF-6 VD-20ZXP2-C	6
	天井換気扇	三菱電機	CF-7 V-130BZE2	1
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-1 LGH-15RS	7
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-2 LGH-25RS	22
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-3 LGH-35RS	15
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-4 LGH-50RS	28
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-5 LGH-65RS	8
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-6-1 LGH-80RS	4
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-6-2 LGH-80RS	6
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-7 LGH-80RS5	2
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEX-6 LGH-15CST	4
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEX-7 LGH-35CST	26
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEA-C1	2
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEA-C2	1
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEA-C3	2
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEA-C4	1
	空調換気扇 天吊セット	三菱電機	HEA-C5	1
	除湿機	三菱電機	PAC-1 KFH-08R-W	2
	天井扇	三菱電機	VF-1 VD-10ZC9	1
	天井扇	三菱電機	VF-2 VD-15ZC9	1
	天井扇	三菱電機	VF-3 VD-20ZC9	1
	天井扇	三菱電機	VF-4 VD-23ZB9	1
	天井扇	三菱電機	VF-5 VD-23ZB9	1
	天井扇	三菱電機	VF-C1	1

4. 保守点検内容及び頻度

1) 吸収式冷温水発生機

(1) 冷房運転前整備 (年1回以上)

① 本体附属バルブ切替

② 保安装置確認

ア サーモスタット関係確認

イ 圧力スイッチ関係確認、耐震装置確認

ウ 炎検出器清掃

エ 断水スイッチ確認

- ③気密状態確認、循環濾過装置フィルター交換
- ④高温再生機ガス関係漏洩確認
 - ア 外部漏れ試験
 - イ 安全遮断弁内部漏れ試験
- ⑤電気回路絶縁測定
- (2) 冷房試運転調整 (年1回以上)
 - ①各保安装置設定確認
 - ②自動制御装置確認
 - ③燃焼確認及び調整
 - ④抽気操作 (真空ポンプによる)
 - ⑤アブソーバーロス測定
 - ⑥総合運転調整及びデータ採取
 - ⑦異常信号確認
- (3) シーズン中巡回点検 (年1回以上)
 - ①運転状況調査
 - ②運転日誌による異常有無確認
 - ③抽気操作 (必要に応じて)
 - ④溶液サンプリング及び分析試験
- (4) 暖房運転前整備 (年1回以上)
 - ①本体付属バルブ切替
 - ②保安装置確認
 - ア サーモスタット関係、耐震装置関係
 - イ 圧カスイッチ関係
 - ウ 炎検出器清掃
 - エ 断水スイッチ関係
 - ③気密状態確認
 - ④高温再生機ガス関係漏洩確認
 - ア 外部漏れ確認
 - イ 安全遮断弁内部漏れ試験
 - ⑤吸収器、凝縮器水室内水抜き作業
 - ⑥吸収器、凝縮器毛ブラシ洗浄
 - ⑦電気回路絶縁試験
 - ⑧異常信号確認
- (5) 暖房試運転調整 (年1回以上)
 - ①各保安装置設定確認
 - ②自動制御装置確認
 - ③燃焼確認、及び調整
 - ④抽気操作 (真空ポンプによる)
 - ⑤吸収溶液調整 (分析結果による)
 - ⑥総合運転調整及びデータ採取
- (6) シーズン中巡回調査 (年1回以上)
 - ①運転状況調査
 - ②運転日誌による異常の有無確認
 - ③抽気操作 (必要に応じて)
- 2) 冷温水、冷却ポンプ (年2回以上)
 - (1) 冷房、暖房運転前整備
 - ①ポンプ内排水
 - ②回転軸確認
 - ③電気回路絶縁測定
 - ④異常信号確認
 - (2) 試運転
 - ①異常音、振動、軸受け温度異常
 - ②ポンプ、本体等漏水
 - ③圧力計、真空計指示値
- 3) 膨張タンク、冷温水ヘッダー (年2回以上)

- (1) 外観点検
 - ①外部変形、腐食点検
 - ②漏水確認
 - ③ピトーセル清掃
- 4) 薬注装置 (年2回以上)
 - (1) 薬剤の廃棄 (産業廃棄物として扱うこと)、投入、タンク内部、ポンプ清掃
 - (2) 電気回路遮断、投入
- 5) 空気調和機、全熱交換機 (年2回以上)
 - (1) 暖房運転前点検
 - ①設備内グリスアップ、交換
 - ②軸受カップリング点検
 - ③ローター点検
 - ④ケーシング点検
 - ⑤ベルト調整
 - ⑥各モーター点検 (電気絶縁含む)
 - ⑦クーラー、ヒーター、水漏れ蒸気漏れ点検
 - ⑧ドレンパン清掃、錆、機能、排水状態点検
 - ⑨各ボックス錆確認
 - ⑩フィン及びチューブ腐食確認、清掃
 - ⑪加湿器点検 (ノズル、ストレーナー清掃含む)
 - ⑫フィルター点検、清掃、交換
 - ⑬スクロールダンパー動作点検
 - ⑭ピトーセル清掃
 - ⑮異常信号確認
- 6) ファンコイルユニット (年2回以上)
 - (1) 点検項目
 - ①フィルター点検、清掃、交換
 - ②送風機点検
 - ③ドレンパン、ドレン機能、ドレン配管、排水状態
 - ④保護回路点検
 - ⑤漏れ等点検
 - ⑥総合運転状況確認 (運転電流、電圧、圧力測定)
 - ⑦吹き出し
 - ⑧吹き出し風量 (風速)
 - ⑨吹き出し口清掃
- 7) ヒートポンプエアコン (HP EHP 年2回以上)
 - (1) 点検項目
 - ①フィルター清掃
 - ②電気ブレーカー点検
 - ③温度調節器動作確認
 - ④圧縮機の音、振動確認
 - ⑤ガス漏れ、ガス圧確認、補充
 - ⑥ドレン機能、ドレン配管、排水状態
 - ⑦総合運転状況確認 (運転電流、電圧、圧力測定)
 - ⑧吹き出し温度測定
 - ⑨吹き出し風量 (風速) 測定、吹き出し口清掃
- 8) ヒートポンプエアコン (MAC 系) (年2回以上)
 - (1) 点検項目
 - ①フィルター清掃
 - ②電気ブレーカー点検
 - ③温度調節器動作確認
 - ④圧縮機の音、振動確認
 - ⑤ガス漏れ、ガス圧点検、補充
 - ⑥ドレン機能、ドレン配管、排水状態
 - ⑦総合運転状況確認 (運転電流、電圧、運転圧力測定)

- ⑧絶縁抵抗
 - ⑨クランクケースヒーター通電確認
 - ⑩制御箱内機器の動作確認
 - ⑪各制御機器確認
 - ⑫各保護回路動作確認
 - ⑬熱交換機点検
 - ⑭吹き出し温度測定
 - ⑮吹き出し風量（風速）測定、吹き出し口清掃
 - ⑯異常信号確認
- 9) 給排気シロッコファン（OF-7, EF-10：年1回以上、他：年2回以上）
- (1) 点検項目
 - ①モーター、ファン異常音確認
 - ②吸込口、排風口点検清掃
 - ③風量（風速）測定
 - ④ベルト点検
- 10) 換気扇（年2回以上）
- (1) 点検項目
 - ①電気系確認
 - ②ベルト点検、調整、取替
 - ③軸受けグリスアップ、グリス交換
 - ④送風ファン内部点検
 - ⑤制御機器確認
 - ⑥異常音、発熱確認
 - ⑦吸込口、排風口点検清掃
 - ⑧風量（風速）測定
- 11) 換気扇（年2回以上）
- (1) 点検項目
 - ①モーター、フィン点検
 - ②吸込口、排風口点検、清掃
 - ③風速（風量）測定
- 12) 空調換気扇（年2回以上）
- (1) 点検項目
 - ①モーター、フィン点検、清掃
 - ②フィルター点検、清掃
 - ③吸込口、排風口点検、清掃
 - ④動作確認
 - ⑤風速（風量）測定
- 13) 冷却塔（年2回以上）
- (1) 点検項目
 - ①塔体全体確認
 - ②内部異物等堆積物除去
 - ③充てん材点検
 - ④散水装置清掃、ノズル点検
 - ⑤流量加減弁点検
 - ⑥下部水槽清掃
 - ⑦ストレーナ清掃
 - ⑧自動給水用ボールタップの動作
 - ⑨配管塗装状態、ボルトゆるみ
 - ⑩ポンプカップリングの状況
 - ⑪送風機の状態
 - ⑫電気関係点検
 - ⑬冷却水入れ替え
 - ⑭冷却水の水質管理（冷房運転期間中月1回）JRA-9001規格
 - ⑮運転中の状態確認
- 14) 除湿機（年2回以上）

(1) 点検項目

- ① フィルター点検、清掃
- ② 総合点検
- ③ ドレイン点検

5. 保守の責任

- 1) 点検作業中に、消耗部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡し、指示に従わなければならない。
- 2) ファンコイル、空気調和機、全熱交換機、ヒートポンプエアコン、空調換気扇等のフィルターは、乙の負担とし、状況に応じて交換する。
- 3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項により、十分な知見を有する者による定期検査を実施する。
- 4) 薬注装置の薬剤をシーズン前に、年間使用量分（100 kg）を乙の負担で準備する。
（製品指定：東西科学産業株式会社製ハイクリーン MH-310）
- 5) 薬注装置の残薬は、産業廃棄物として乙の負担で廃棄する。マニフェストは甲が作成し、経費は乙が負担する。
- 6) 配管、機器等の塗装はがれ及び錆を発見した場合には、乙が補修する。
- 7) グリス、注油等の油脂製品、ウエス等の消耗品及び補充冷媒は乙の負担とする。また、油脂製品は、空調装置製造者推奨の製品を使用する。
- 8) 本仕様の実施に伴い発生する電気料金は甲の負担とする。
- 9) 作業終了時に終了報告書を提出する。（作業単位終了時）
- 10) 終了報告書には、温度測定データ、作業中の写真及びフィルターの写真を添付する。
- 11) 異常信号は遠隔監視しているので、異常発生時には遠隔監視管理会社より通報があった場合、即時対応する。（24時間対応）
- 12) 休日、夜間の緊急入館時は、警備業務委託業者、甲施設管理者と連携を取った上で入館し、入館した旨、甲へ報告する。

6. その他

- 1) 作業予定を甲と事前に打ち合わせた後、作業予定表を作業実施1ヶ月前までに甲に提出する。
- 2) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。
- 3) 入館禁止の場所へ入館しようとする場合には、甲の指示に従う。

4号館空調装置保守点検業務仕様書

1. 目的：空調装置を点検し、良好な運転状態を年間を通じて保持する。（ビル管理法第4条）

2. 場所：出雲キャンパス 4号館

3. 空調装置の設置場所、種類、メーカー、型番、台数

1) ユニット部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
4号館（茶室含）	パッケージエアコン(PAC-1)	三菱電機	PFHV-P450DME(ダクト送風)	1
	パッケージエアコン(PAC-2)	三菱電機	PFHV-P560DME(ダクト送風)	1
	室外機(HP-2)	三菱電機	MULZ-RX3617AS(室内ユニット1)	1
	室外機(HP-3)	三菱電機	MULZ-RX4017AS(室内ユニット1)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-A)	三菱電機	PUHY-RP140DMG5	1
	室外機(MAC-B)	三菱電機	PUSY-FP224MH-BS(室内ユニット4)	1
	室外機(MAC-C)	三菱電機	PUSY-FP280MH-BS(室内ユニット7)	1
体育館横通路	室外機 EHP-A24	三菱電機	PUHY-P400SDMG4-BS	1
	室外機 EHP-B1	三菱電機	PUHY-P280SMDG4-BS	4
	室外機 EHP-B2	三菱電機	PUHY-P224DMG4-BS	4
				5

2) 給排気用シロッコファン

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
4号館	天吊り	三菱電機	OF-1 BFS-20CSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-1 BFS-12YSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-2 BFS-18BSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-3 BFS-18CSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-5 BFS-20CSAU	1
	天吊り	三菱電機	EF-8 V-12ZM-5	3
	天吊り	三菱電機	EF-9 V-19ZM-5	1
	ディリベントファン	テラルキョクトウ	F-1 DPAC-040	1

3) 換気扇

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
4号館	天井換気扇	三菱電機	CF-2 VD-15ZS2	2
	天井換気扇	三菱電機	CF-5 VD-23ZS2	1
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-2 LGH-25RS	3
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-3 LGH-50RS	2

4. 保守点検内容（頻度）：

1) ヒートポンプエアコン（HP系）（HP-4：年2回以上、HP-1～HP-3：年1回以上）

- (1) フィルター清掃、交換
- (2) 電気ブレーカー点検
- (3) 温度調節器動作確認
- (4) 圧縮機の音、振動確認
- (5) ガス漏れ、ガス圧確認
- (6) ドレン機能、排水状況
- (7) 総合運転状況確認（運転電流、電圧、圧力測定）
- (8) 吹き出し温度測定
- (9) 吹き出し風量（風速）測定
- (10) 吹き出し口周辺清掃

2) ヒートポンプエアコン（MAC系）（年1回以上）

- (1) フィルター清掃、交換
- (2) 電気ブレーカー点検

- (3) 温度調節器動作確認
 - (4) 圧縮機の音、振動確認
 - (5) ガス漏れ、ガス圧確認、補充
 - (6) ドレン機能、排水状況
 - (7) 総合運転状況確認（運転電流、電圧、圧力測定）
 - (8) 絶縁抵抗
 - (9) クランクケースヒーター通電確認
 - (10) 制御箱内機器の動作確認
 - (11) 各制御機器確認
 - (12) 各保護回路動作確認
 - (13) 熱交換機点検
 - (14) 吹き出し温度測定
 - (15) 吹き出し風量（風速）測定
 - (16) 吹き出し口周辺清掃
 - (17) 異常信号発報試験（ビルコン、三菱電機ビルテクノサービス情報センター）
 - (18) 配線確認（1号館1階ローカルコントローラ端子まで）
- 3) ヒートポンプエアコン(PAC系)（年2回以上）
- (1) フィルター清掃、交換
 - (2) 電気ブレーカー点検
 - (3) 温度調節器動作確認
 - (4) 圧縮機の音、振動確認
 - (5) ガス漏れ、ガス圧点検、補充
 - (6) ドレン機能、排水状況
 - (7) 総合運転状況確認（運転電流、電圧、圧力測定）
 - (8) 絶縁抵抗
 - (9) クランクケースヒーター通電確認
 - (10) 制御箱内機器の動作確認
 - (11) 各制御機器確認
 - (12) 各保護回路動作確認
 - (13) 熱交換機点検
 - (14) 各部温度測定
 - (15) 電圧電流測定
 - (16) 送風機点検
 - (17) 機械室エアフィルター清掃、交換(FU-1, 2)
 - (18) 外装パネル清掃
 - (19) ベルト点検、交換
 - (20) 吸込圧、吐出圧測定
 - (21) チリングユニット点検
 - (22) 各部異常音、発熱等異常確認
 - (23) 吹き出し温度測定
 - (24) 吹き出し風速（風量）測定
 - (25) 吹き出し口周辺清掃
 - (26) 加湿器状況確認、排水確認
 - (27) バイパス吹き出し口風量確認
 - (28) 異常信号発報試験（ビルコン、三菱電機ビルテクノサービス情報センター）
 - (29) 配線確認（1号館1階ローカルコントローラ端子まで）
- 4) デリベントファン（F-1：年2回以上）
- (1) 異常音点検
 - (2) 吹き出し風量（風速）測定
- 5) 換気扇（CF-1～CF-5、有圧換気扇（サークル室3）：年1回以上）
- (1) モーター、フィン点検
 - (2) フィルター点検、清掃
 - (3) 吸込口、排風口点検、清掃
 - (4) 排風量測定
- 6) 空調換気扇（HEX-3：年2回、HEX-2：年1回以上）

- (1) モーター、フィン点検
 - (2) フィルター点検、清掃
 - (3) 吸込口、排風口点検、清掃
 - (4) 動作確認
 - (5) 排風量測定
- 7) 給排気シロッコファン (OF-2, EF-4~EF-6, EF-8 : 年 2 回、OF-1, EF-1~EF-3, EF-7, EF-9 : 年 1 回以上)
- (1) モーター、ファン異音点検
 - (2) 吸込口、排風口点検、清掃
 - (3) フィルター清掃
 - (4) 排風量測定

5. 保守の責任

- 1) 点検作業中に、部品の消耗した部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡し、その指示に従う。
- 2) ファンコイル、パッケージ、ヒートポンプエアコン及び空調換気扇等のフィルターは、乙の負担とし、状況に応じて交換する。
- 3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項により、十分な知見を有する者による定期検査を実施する。
- 4) グリス交換、注油等で使用する油脂製品、ウエス等の消耗品及び補充冷媒は、乙の負担とする。また、油脂製品は空調装置製造者推奨の製品を使用する。
- 5) 配管、機器等の塗装はがれ及び錆を発見した場合には、乙の負担で補修する。
- 6) 修理及び調整に要する電気料金等は、甲の負担とする。
- 7) 乙は、作業終了時に速やかに甲へ終了報告書を提出する。(作業単位終了時ごとに報告)
- 8) 終了報告書には、温度測定データ、作業中の写真、フィルターの写真を添付する。
- 9) 設備異常を遠隔監視しているため、異常発生時には即時対応する。(24 時間対応)
- 10) 夜間、休日に入館する場合は、原則として警備委託業者及び甲の施設管理担当者と同時に入館すること。

6. その他

- 1) 作業予定を甲と事前に打ち合わせした後、作業予定表を作業実施 1 ヶ月前までに提出する。
- 2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。
- 3) 作業時の諸規則については、遵守する。

5号館空調装置保守点検業務仕様書

1. 目的：空調装置を点検し、良好な運転状態を年間を通じて保持する。（ビル管理法第4条）
2. 場所：出雲キャンパス 5号館
3. 空調装置の設置場所、種類、メーカー、型番、台数

1) ユニット部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
5号館屋上 西	室外機 EHP-A1	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	4
西	室外機 EHP-A2	三菱電機	PUHY-P560DMG4-BS	5
東	室外機 EHP-A3	三菱電機	PUHY-P950SDMG4-BS	6
東	室外機 EHP-A4	三菱電機	PUHY-P850SDMG4-BS	6
東	室外機 EHP-A5	三菱電機	PUHY-P1400SDMG4-BS	7
東	室外機 EHP-A6	三菱電機	PUHY-P280DMG4-BS	5
東	室外機 EHP-A7①	三菱電機	PUHY-P775SDMG4-BS	6
東	室外機 EHP-A7②	三菱電機	PUHY-P730SDMG4-BS	1 1
西	室外機 EHP-A8	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	2
西	室外機 EHP-A9	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	5
西	室外機 EHP-A10	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	4
西	室外機 EHP-A11	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	4
西	室外機 EHP-A12	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	3
西	室外機 EHP-A13	三菱電機	PUHY-P450DMG4-BS	4
東	室外機 EHP-A14	三菱電機	PUHY-P670SDMG4-BS	4
東	室外機 EHP-A15	三菱電機	PUSY-P140MH1-BS	3
東	室外機 EHP-A16	三菱電機	PUHY-P335DMG4-BS	1
東	室外機 EHP-A17	三菱電機	PUHY-P224DMG4-BS	3
東	室外機 EHP-A18	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	4
東	室外機 EHP-A19	三菱電機	PUHY-P450DMG4-BS	4
東	室外機 EHP-A20	三菱電機	PUHY-P500DMG4-BS	5
西	室外機 EHP-A21	三菱電機	PUHY-P400DMG4-BS	6
西	室外機 EHP-A22	三菱電機	PUHY-P560DMG4-BS	4
西	室外機 EHP-A23	三菱電機	PUHY-P630SDMG4-BS	5
東	室外機 ACP-A1	三菱電機	PUZ-ERMP40SKA2-BS	1
東	室外機 ACP-A2	三菱電機	PUZ-ERMP40SKA2-BS	1
東	室外機 ACP-A3	三菱電機	PUZ-ERMP80SHA2-BS	1
東	室外機 ACP-A4	三菱電機	PUZ-ERMP80SHA2-BS	1

2) 換気扇

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
5号館	全熱交換機 HEA-A1	三菱電機	LGH-N15RS	1
	全熱交換機 HEA-A2	三菱電機	LGH-N25RS	2
	全熱交換機 HEA-A3	三菱電機	LGH-N25RS	1 4
	全熱交換機 HEA-A4	三菱電機	LGH-N35RS	1
	全熱交換機 HEA-A5	三菱電機	LGH-N25RS	1
	全熱交換機 HEA-A6	三菱電機	LGH-N50RS	3
	全熱交換機 HEA-A7	三菱電機	LGH-N65RS	1
	全熱交換機 HEA-A8	三菱電機	LGH-N80RS	6
	全熱交換機 HEA-A9	三菱電機	LGH-N80RS	8
	全熱交換機 HEA-A10	三菱電機	LGH-N80RS	1
	全熱交換機 HEA-A11	三菱電機	LGH-N100RX	4

5号館	全熱交換機	HEA-A12	三菱電機	LGH-N100RX	2
	全熱交換機	HEA-A13	三菱電機	LGH-N100RS	2
	全熱交換機	HEA-A14	三菱電機	LGH-N150RXD	2
	全熱交換機	HEA-A15	三菱電機	LGH-N150RXD	2
	全熱交換機	HEA-A16	三菱電機	LGH-N150RXD	4
	全熱交換機	HEA-A17	三菱電機	LGH-N100RS	3
	埋込形換気扇	VF-A1	三菱電機	VD-13Z10	1
	埋込形換気扇	VF-A2	三菱電機	VD-13ZY9	1
	埋込形換気扇	VF-A3	三菱電機	VD-13ZY9	1 4
	埋込形換気扇	VF-A4	三菱電機	VD-15Z10	7
	埋込形換気扇	VF-A5	三菱電機	VD-15Z10	1
	埋込形換気扇	VF-A6	三菱電機	VD-15ZP10	3
	埋込形換気扇	VF-A7	三菱電機	VD-18ZB10	2
	埋込形換気扇	VF-A8	三菱電機	VD-23Z9	6

4. 保守点検内容：

- 1) 別表 (ビル用マルチエアコン)
- 2) 別表 (ミスタースリム)
- 3) 換気扇
 - (1) モーター、フィン点検
 - (2) フィルター点検、清掃
 - (3) 吸込口、排風口点検、清掃
 - (4) 排風量測定
- 4) 空調換気扇 (HEX-3 : 年2回、HEX-2 : 年1回以上)
 - (1) モーター、フィン点検
 - (2) フィルター点検、清掃
 - (3) 吸込口、排風口点検、清掃
 - (4) 動作確認
 - (5) 排風量測定

5. 保守の責任

- 1) 点検作業中に、部品の消耗した部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡し、その指示に従う。
- 2) ファンコイル、パッケージ、ヒートポンプエアコン及び空調換気扇等のフィルターは、乙の負担とし、状況に応じて交換する。
- 3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項により、十分な知見を有する者による定期検査を実施する。
- 4) グリス交換、注油等で使用する油脂製品、ウエス等の消耗品及び補充冷媒は、乙の負担とする。また、油脂製品は空調装置製造者推奨の製品を使用する。
- 5) 配管、機器等の塗装はがれ及び錆を発見した場合には、乙の負担で補修する。
- 6) 修理及び調整に要する電気料金等は、甲の負担とする。
- 7) 乙は、作業終了時に速やかに甲へ終了報告書を提出する。(作業単位終了時ごとに報告)
- 8) 終了報告書には、温度測定データ、作業中の写真、フィルターの写真を添付する。
- 9) 設備異常を遠隔監視しているため、異常発生時には即時対応する。(24時間対応)
- 10) 夜間、休日に入館する場合は、原則として警備委託業者及び甲の施設管理担当者と同時に入館すること。

6. その他

- 1) 作業予定を甲と事前に打ち合わせした後、作業予定表を作業実施1ヶ月前までに提出する。
- 2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。
- 3) 作業時の諸規則については、遵守する。

<別表> 保守作業仕様書

■機器 (ビル用マルチエアコン)

点検内容		点検方法	報告書記入欄	リモート点検	通常点検	
機能点検	室外機	運転状況(温度・圧力)の確認 冷媒漏れ点検の確認 制御弁(電磁弁・四方弁)の確認 異常履歴有無の確認 サーミスタの点検 電磁接触器の動作確認 絶縁抵抗の確認(圧縮機・クランクケースヒータ・送風機)	メンテナンスツール・実測による確認 漏れ検知器による確認 メンテナンスツール・温度等による確認 メンテナンスツール・基板表示による確認 メンテナンスツール(抵抗測定)による確認 目視による確認 抵抗測定による確認	ABDE B B C D D D	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	室内機	電子膨張弁の動作確認 サーミスタの点検 ドレンポンプの動作確認 水漏れ有無の確認 リモコンの動作確認 冷(温)風の吹出確認 電磁弁の動作確認(R2・分流コントローラ) Vベルト点検(床置形)	メンテナンスツールによる確認 メンテナンスツールによる確認 聴診による確認 機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認 メンテナンスツールによる確認 触診・目視による確認	B D F F H H B E	 ■ ■	○ ○ ○ ○ ○ ○ ■ ■
状態点検	室外機	異音(圧縮機)・振動の確認 圧縮機運転時間の確認 端子部の確認(圧縮機・端子台他) パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検 蓄熱槽水位の点検(ICEY)	聴診・触診による確認 室外基板表示による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	A A D G G G I	 ■	○ ○ ○ ○ ○ ○ ■
	室内機	異音(送風機)・振動の確認 パネルの外観点検 ドレンの流れ確認(床置形・天吊形) フィルターの汚れ点検 熱交換器の汚れ点検 ドレンの流れ確認(天井カセット形) ドレンの流れ確認(R2・分流コントローラ)	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	E G F H H F F	 ■ ▲ ▲ ▲ ▲	○ ○ ■ ▲ ▲ ▲ ▲
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃 蓄熱槽水位の調整		G I	 ■	○ ■
	室内機	パネル汚れ清掃 Vベルト調整(床置形)		H E	 ■	○ ■

オ ブ シ ョ ン	室 外 機	熱交換器洗浄 水質の確認 (ICEY)		F I		- -
	室 内 機	ドレンパン点検・清掃 (※) 加湿器点検 (加湿器搭載の場合) (※) 加湿器清掃 (加湿器搭載の場合) (※) 熱交換器洗浄 フィルター清掃 フィルター洗浄 (フィルターン)	詳細項目は、実機に合わせて設定のこと 詳細項目は、実機に合わせて設定のこと	F I I G H H		- - - - -

注1. 「リモート点検」詳細は、別紙Iを参照願います。

注2. 「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。

注3. 「通常点検」■部は、機種により必要な点検項目を示します。

注4. 「通常点検」▲部は、通常点検メニューに追加できる点検項目を示します。(点検費用別)

注5. 「報告書記入欄」は、点検完了後に提出する「空調冷暖機器保守点検作業報告書」の「点検結果」項目を示します。

A: 圧縮機 B: 冷媒系統 C: 保護機器 D: 電気系統 E: 送風機

F: ドレン G: 外装関係 H: 室内機 I: 付帯設備

注6. 点検内容の「※」は、ビル管法対象の場合の点検等必要項目です。

注7. アクティブフィルターが設置されている場合は、電源端子部の締め付けトルクが製作所規定の値から変更されている可能性が高いので、特に注意して緩みの有無を確認致します。

<別表> 保守作業仕様書

■機器 (ミスタースリム)

点検内容		点検方法	報告書記入欄	リモート点検	通常点検
機能点検	室外機 運転状況 (温度・圧力) の確認 冷媒漏れ点検の確認 異常履歴有無の確認 絶縁抵抗の確認 (圧縮機・ファンクレータ・送風機)	実測による確認 漏れ検知器による確認 基板表示による確認 抵抗測定による確認	ABDE B C D	○ ○	○ ○ ○ ○
	室内機 ドレンポンプの動作確認 水漏れ有無の確認 リモコンの動作確認 冷(温)風の吹出確認	聴診による確認 機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認	F F H H		○ ○ ○ ○
状態点検	室外機 異音 (圧縮機) ・振動の確認 端子部の確認 (圧縮機・端子台他) パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	A D G G G		○ ○ ○ ○ ○
	室内機 異音 (送風機) ・振動の確認 パネルの外観点検 ドレンの流れ確認 (床置形・天吊形) フィルターの汚れ点検 熱交換器の汚れ点検 ドレンの流れ確認 (天井カセット形)	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認	E G F H H F		○ ○ ■ ▲ ▲ ▲
手入れ保全	室外機 パネル汚れ清掃 蓄熱槽水位の調整 (エアミニ)		G I		○ ■
	室内機 パネル汚れ清掃		H		○
オプション	室外機 熱交換器洗浄 水質の確認 (エアミニ)		G I		- -
	室内機 ドレンパン点検・清掃 (※) 熱交換器洗浄 フィルター清掃 フィルター洗浄 (フィルターン) 加湿器点検・清掃 (加湿器搭載の場合) (※)	詳細項目は、実機に合わせて設定のこと	F G H H I		- - - - -

注1. 「リモート点検」詳細は、別紙Iを参照願います。

注2. 「手入れ保全」は、機能点検・状態点検の結果、必要と判断した場合に実施する作業です。

注3. 「通常点検」■部は、機種により必要な点検項目を示します。

注4. 「通常点検」▲部は、通常点検メニューに追加できる点検項目を示します。(点検費用別)

注5. 「報告書記入欄」は、点検完了後に提出する「空調冷熱機器保守点検作業報告書」の「点検結果」項目を示します。

A: 圧縮機 B: 冷媒系統 C: 保護機器 D: 電気系統 E: 送風機

F: ドレン G: 外装関係 H: 室内機 I: 付帯設備

注6. 点検内容の「※」は、ビル管法対象の場合の点検等必要項目です。

学生寮空調装置フィルター等点検清掃業務仕様書

1. 目的：空調装置のフィルター等清掃を実施し、良好な運転状態を年間を通じ保持する。
(ビル管理法第4条)

2. 場所：出雲キャンパス 学生寮

3. 空調装置の設置場所、種類、メーカー、型番、台数

1) ユニット部

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
学生寮屋上	ヒートポンプエアコン(HP-1)	三菱電機	MSZ-GV222E-W (室内1)	1
	ヒートポンプエアコン(HP-2)	三菱電機	MLZ-RX282AS (室内3)	3
	ヒートポンプエアコン(HP-3)	三菱電機	PEZ-ERP63DD (室内1)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-A)	三菱電機	PUHY-RP140DMG1 (室内5)	1
	ヒートポンプエアコン(MAC-B)	三菱電機	PUHY-RP280DMG1 (室内4)	1

2) 給排気用シロッコファン

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
学生寮	エスラインファン	テラルキョクトウ	F-1 ALF-N0, 3	1
	ストレート	三菱電機	F-2 BFS-25JTAU	1
	レンジフードファン	三菱電機	F-3 V-316RA	1
	有圧	三菱電機	F-4 EF-20SL	1
	有圧	三菱電機	F-5 EF-25ASB	1
	有圧	三菱電機	F-6 EF-30BSB	2
	有圧	三菱電機	F-7 EF-35MM-100	1

3) 換気扇

設置場所	種類	メーカー	型番	台数
学生寮	天井換気扇	三菱電機	CF-1 VD-10ZS3	2
	天井換気扇	三菱電機	CF-2 VD-18ZSB2	8
	天井換気扇	三菱電機	CF-3 VD-20ZSB2	1
	天井換気扇	三菱電機	CF-4 VD-15ZFC2	1
	天井換気扇	三菱電機	CF-5 VD-18ZMPC	2
	天井換気扇	三菱電機	CF-5 VD-18ZMC3	1
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-1 LGH-35RS	1
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-2 LGH-65RS	2
	空調換気扇 天吊埋込	三菱電機	HEX-3 LGH-50RW	3

4. 保守点検内容(頻度)

1) ヒートポンプエアコン(HP系)(HP-1,2:年2回以上、HP-3:年1回以上)

- (1) フィルター清掃
- (2) 吹き出し口周辺清掃

2) ヒートポンプエアコン(MAC系)(年2回以上)

- (1) フィルター清掃
- (2) 吹き出し口周辺清掃

3) 給排気用シロッコファン(F-4~F-8:年2回以上、他:年1回以上)

- (1) ファン点検清掃

4) 換気扇(CF-2~CF-5:年2回以上、CF-1:年1回以上)

- (1) フィルター点検清掃

5) 空調換気扇(HEX-3:年2回以上、他:年1回以上)

- (1) フィルター点検清掃

5. 保守の責任

- 1) 作業中、部品の消耗した部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡し、指示に従わなければならない。
- 2) 修理や調整に要する電気料等は、甲が負担する。
- 3) 乙は作業終了後に、速やかに甲に終了報告書を提出する。(作業単位終了時ごとに報告)
- 4) 終了報告書には、作業中の写真及びフィルターの写真等を添付する。
- 5) 設備異常を遠隔監視しているため、異常発生時には即時に対応する。(24時間対応)
- 6) 夜間や休日に寮に入館する場合には、社員証等本人であることを証明する書類を携行し、寮指導員の指示に従う。また、原則として警備業務委託者及び甲の設備管理担当者と同時に入館とする。

6. その他

- 1) 作業予定を甲と事前に打ち合わせした後、作業予定表を作業実施1ヶ月前までに甲に提出する。
- 2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。
- 3) 夜間及び休日に入館した場合には、甲へ報告しなければならない。
- 4) 女子学生専用寮であることを十分留意し、服装や言動細心の注意を払う。

自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1. 目的：電気事業法に基づく甲の自家用電気工作物（以下、「電気工作物」という。）の安全を確保する。

2. 保安管理業務

1) 月次定例業務内容（月1回以上）

(1) 別添「点検、測定及び試験の基準」の資料を基準として次の点検を実施する。

① 運転記録

出雲キャンパス地下電気室：高圧受電盤、高圧饋電盤No.1、No.2、高圧コンデンサ、電灯配電盤No.1、No.2、動力配電盤No.1、No.2、最大電力量、力率

学生寮電気室：単相 100V 電灯盤、三相 200V 動力盤、最大電力量、力率

5号館屋上キュービクル：高圧受電盤、高圧コンデンサ盤1、警報盤、低圧動力盤1
低圧動力盤2、低圧電灯盤1、低圧電灯盤2

② 点検項目（出雲キャンパス1～4号館・5号館、学生寮）

引込線等母線・配線構内電線路：電線、ケーブル、腕金、がいし、支線

遮断装置及び開閉器類：断路器、高圧カットアウト、電力ヒューズ等

計器用変成器等：取引用変成器、零相変流器、計器用変圧器、計器用変流器

高圧機器：変圧器、高圧進相コンデンサ、避雷器、リアクトル

受配電盤等：計器、PL、AS、VS、CB、KS、配線等

継電器等：OCR、GR、DGR

危険標識等：危険標識、柵、施錠、不安全箇所等

受電室等：害虫や昆虫の侵入防止

設置装置：設置線、端子等

分電盤等：制御盤、操作盤、遮断器、開閉器、分電盤

配線：移動配線、配線、支持物、ジョイントボックス等

機器等：照明器具、電動機、電熱装置

使用場所等：危険標識等、設置装置

2) 年次定例業務内容（年1回以上）

(1) 別添「点検、測定及び試験の基準」の資料を基準として次の点検を実施する。

① 運転記録

出雲キャンパス地下電気室：高圧受電盤、高圧饋電盤No.1、No.2、高圧コンデンサ、電灯配電盤No.1、No.2、動力配電盤No.1、No.2、最大電力量、力率

学生寮電気室：単相 100V 電灯盤、三相 200V 動力盤、最大電力量、力率

5号館屋上キュービクル：高圧受電盤、高圧コンデンサ盤1、警報盤、低圧動力盤1
低圧動力盤2、低圧電灯盤1、低圧電灯盤

② 点検項目

責任分岐点となる開閉器、引込線：外部精密点検、絶縁診断測定

配線：外部精密点検、絶縁診断測定

受配電盤：外部精密点検、絶縁診断測定

計器用変成器：外部精密点検、絶縁診断測定

保安装置：外部精密点検、動作試験

高圧遮断機、高圧開閉器：外部精密点検、絶縁診断測定、動作試験

変圧器：外部精密点検、絶縁診断測定

その他機器：外部精密点検、絶縁診断測定

接地装置：外部精密点検、絶縁診断測定

電線路：外部精密点検、絶縁診断測定

配線及び機械機器：外部精密点検、絶縁診断測定

3) 臨時業務（発生都度）

(1) 事故及び異常発生時、または発生の恐れがある場合の臨時点検

(2) 異常気象時や自然災害時における臨時点検

(3) 大規模工事中における点検（1ヶ月のうち2回目以降の点検）、指導または助言

(4) 電気工作物の設置または変更工事における、必要な指導及び助言

(5) 電気工作物の事故防止のため必要に応じて実施する精密検査

3. 指導助言、申請業務

- 1) 主任技術者不専任申請及び各種官公庁提出書類の作成
 - (1) 主任技術者専任を不専任とするため次の業務を行う。
 - ①電気工作物の維持及び運用について、次の定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項または、その他必要な事項がある場合は指導または助言を行う。
月次点検：毎月1回以上 年次点検：年1回以上
 - ②電気工作物の設置または変更工事の工事期間中には、毎週1回以上工事中の点検を行い指導または助言を行う。
 - (2) 電気事故または発生の恐れ、可能性がある場合の処置
 - ①電気事故が発生した場合または、発生する恐れや可能性がある場合には臨時点検を実施し、応急処置または応急処置の依頼を行う。また、再発防止についても処置、指導、助言を行う。
 - ②電気事業法第106条に定める電気事故報告書の作成及び手続きの支援を行う。
- 2) 立会
電気事業法第107条に定める立入検査の立ち会いを行う。

4. 緊急対応：

- 1) 電気事故等の発生又は漏電等により、キャンパスまたは学生寮の電気設備が使用不能になった場合は、現地に急行し確認、処置または指導を行う
- 2) 緊急対応時には、甲の施設管理担当者もしくは甲の警備委託先から対応依頼する。

5. その他：

- 1) 月次点検予定表及び年次点検予定表を作成し、甲の承諾を得る。また、点検実施1ヶ月前に甲と、業務日程を調整する。
- 2) 各点検終了後報告書を甲に提出する。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 月次点検: 主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験を実施する。
- (2) 年次点検A: 月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験を実施する。
- (3) 年次点検A新方式: 設備を運転した状態で行う年次点検Aの新方式を実施する。
- (4) 年次点検B: 年次点検Aの点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験を実施する。
- (5) 臨時点検: 異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探究等を実施する。

2. 点検の実施回数

(1) 月次点検・年次点検

「経済産業省告示第249号」に基づき行い、このうち1年に1回以上は年次点検を行うものとする。

①年次点検Aは、3年に2回行うものとする。

②年次点検A新方式は、3年に2回行うものとする。

③年次点検Bは、3年に1回行うものとする。

※年次点検 Bを実施した翌年度から起算して3年以内に、次回年次点検Bを行うものとする。

(2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検すること。
 - ①電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ②電線と他物との離隔距離の適否
 - ③機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検すること。

維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検 A	年次 点検 B	臨時 点検
受 電 設 備 (二 次 受 電 設 備 を 含 む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
漏えい電流測定		○	○	○		
受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	電圧・電流測定	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○ ※3・6	○ ※6		
	継電器動作特性試験			○		
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検 A	年次 点検 B	臨時 点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※ 2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※ 3	○	
		接地抵抗測定		○ ※ 4	○	
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※ 5	○ ※ 5	○ ※ 5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○ ※ 4	○	
	継電器動作特性試験			○		
	継電器との連動動作試験			○		
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※ 3	○	
		接地抵抗測定		○ ※ 4	○	

※ 2 年次点検 A 新方式の場合は除く。

※ 3 年次点検 A 新方式の場合、高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※ 4 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の 75% 以下であること。）と判断される場合は、保安協会と協議して測定を延長（最長 2 年）することがある。

※ 5 風力発電設備は除く。

※ 6 制御回路については測定を省略することがある。

点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
2. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
3. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
4. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
5. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。（密閉型防爆構造機器等）
6. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物。
7. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物。
8. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物。
9. 機密管理のため立入制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物。
10. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物。
11. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。
12. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。

1号館昇降機保守点検業務委託仕様書

1. 目的：「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより、甲の昇降機が、十分に安全に運行できるようにする。
2. 設置場所：出雲キャンパス 1号館
3. 保守物件：乗用エレベーター（油圧間接式3ヶ所停止）1台
 - 1) 積載量：1,000 kg以下、速度：45m/分
 - 2) 付加装置：地震時管制運転装置 ビブライン、停電時最寄階着床装置、車椅子仕様、音声合成装置
4. 作業内容：
 - 1) 乙は、甲の機械室に昇降機保守会社の所有するモニタリング装置を設置して、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
 - 2) 乙は、月1回以上定期的に技術員を派遣し、昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つとともに、前項のモニタリング装置の点検及び調整等を行う。
 - 3) 乙は、故障を発見、又は甲から異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し適切な措置を行う。
 - 4) 乙は、昇降機及びモニタリング装置各部について、機器の機能維持に必要と判断した場合は、部品の修理及び取替え調整を行う。使用する部品等はすべて設置昇降機製造者純正品とする。
 - 5) 乙は、建築基準法による昇降機の定期検査を受け、その検査に立ち会うものとする。その際の検査に要する経費は、乙の負担とする。
5. 作業範囲：
 - 1) 本契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次のとおりとする。（フルメンテナンスに準ずる。）

巻上機	(1) ウォーム・シャフト、ギヤー (2) 軸受 (3) ブレーキ・コイル、シューライニング、カップリング及びその付属部品 (4) 駆動鋼車、オイルシール (5) 防振ゴム (6) パルスエンコーダー
電動機	(7) 巻線、軸受及びその付属部品
制御盤	(8) 抵抗、コンデンサー、スイッチ、リレー、ヒューズ類、ブレーカー、トランス、プリント基盤 (9) 遠隔監視装置
調速機	(10) 張り車、軸受及びその付属部品
かご関係	(11) カー・シープ、カウンター・シープ及び軸受 (12) ガイド・シュー及びその付属部品 (13) かご非常止め装置 (14) 運転操作盤の付属部品 (15) ドア・オペレーター装置及びその部品 (16) ドア・スイッチ、セーフティ・シュー及びその付属部品 (17) ドア・ガイドシュー、かご敷居、ドア・ハンガー及びその付属部品

かご関係	(18) 光センサー及びその付属部品 (19) カーポジション・インジケータ及びその付属部品 (20) ブロワーの部品 (21) 照明部品（ランプ類含む） (22) インターホン (23) 停電灯装置 (24) 積載超過装置及びその付属部品
ホール信号関係	(25) ホール・ボタン及びその付属部品 (26) ホール・ポジション・インジケータ及びその付属部品 (27) ホール・ラクターン、ゴング及びその付属部品
外扉装置	(28) ドア・クローザー及びその付属部品 (29) ドア・インターロック装置及びその付属部品 (30) ドア・ハンガー及びその付属部品 （ロワー・ガイドシューを含む）
昇降路関係	(31) 頂部そらせ鋼車及び軸受 (32) 巻上用ロープ (33) 调速機・ロープ (34) つり合チェーン (35) 移動ケーブル (36) リミット・スイッチ及びその付属部品 (37) ベーンブランケット及びその付属部品
ピット関係	(38) 緩衝器（油圧又はスプリング型）及びその付属部品
その他	(39) 電気配管配線一式（ただし昇降路外配管配線を除く）

2) 次に掲げる工事は、本仕様に含まない。

- (1) 昇降路周壁に関する工事
- (2) 意匠部品（昇降かご、かご床タイル、敷居、扉、三方枠等）の塗装・メッキ直し・修理・取替工事
- (3) 巻上機、電動機等の機器一式取替工事
- (4) 昇降機の改造、新規付属品の追加に関する工事
- (5) 地震、類焼、爆発、その他不可抗力の事故により発生する修理・取替工事

6. 保守の責任：

- 1) 本仕様の実施に伴って発生する電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
- 2) 点検報告書は、遅滞なく甲へ届け出ること。
- 3) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。

7. その他：

- 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
- 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を甲に提出する。
- 3) 点検者は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者とし、事前に甲に証明書を提出する。
- 4) 年度終了時に、年間報告書（月次まとめ）を甲に提出する。

3号館昇降機保守点検業務委託仕様書

1. 目的：「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。
2. 設置場所：出雲キャンパス 3号館
3. 保守物件：ストレッチャー用乗用昇降機（機械室レス3ヶ所停止）1台
 - 1) 積載量：1,000 kg以下、速度：45m/分
 - 2) 付加装置：地震時管制運転装置 S波 P波、停電時最寄階着床装置、火災時管制運転装置
車椅子・視覚障がい対応、オートアナウンス装置、マルチビームドアセンサー
4. 作業内容：
 - 1) 乙は、甲の機械室に昇降機保守会社の所有するモニタリング装置を設置して、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
 - 2) 乙は、月1回エレベーターを遠隔で自動診断（かごの走行状態、昇降路リミットスイッチ、インターホン動作状態）を行う。
 - 3) 乙は、定期的（3ヵ月に1回以上）に技術員を派遣し、昇降機を点検し必要に応じ清掃、給油、調整を行う。
 - 4) 乙は、不時の故障を発見又は甲より異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し、適切な措置を行う。
 - 5) 乙は、昇降機及びモニタリング装置各部について、機器の機能維持に必要と判断した場合は、部品の修理及び取替え調整を行う。使用する部品等はすべて設置昇降機製造者純正品とする。
 - 6) 乙は、建築基準法による昇降機の定期検査を受け、その検査に立ち会うものとする。その際の検査に要する経費は、乙の負担とする。
5. 作業範囲：本契約に含まれる修理、取替及び調整の範囲は次のとおりとする。
 - 1) 別紙Ⅰ・・・リモート点検「遠隔機器点検」
 - 2) 別紙Ⅱ・・・リモート点検「遠隔診断」
 - 3) 別紙Ⅲ・・・設備点検内容
 - 4) 別紙Ⅳ・・・消耗部品
 - 5) 別紙Ⅴ・・・機器保証サービス修理範囲
6. 経費の負担：
 - 1) 本仕様の実施に伴い必要となる電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
 - 2) 問題が生じた時は双方協議の上、これを処置する。
7. その他：
 - 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
 - 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を提出する。
 - 3) 点検報告書は、点検実施後遅滞なく甲へ届け出る。
 - 4) 点検は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者実施することとし、事前に甲に証明書を提出する。
 - 5) 年度終了時には、年間報告書を甲に提出する。
 - 6) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。

別紙-I リモート点検「遠隔機器点検」内容

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	制御盤	接触器動作状態
		制御機器動作状態
巻上機	ブレーキ動作状態	
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	蛍光灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
停電灯	点灯状態	
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速走行状態
		減速状態
		着床状態

別紙-Ⅱ リモート点検「遠隔診断」内容

分類	診断メニュー	診断内容
運転機能診断	運転性能診断	加減速度
		異常音(注1)
	戸開閉診断	開閉負荷・開閉時間
		制御スイッチ動作点
	ブレーキ性能診断	両側静トルク
		片側静トルク
		動トルク
	非常用動力バッテリー診断	
	かご制御機器機能診断	速度制御機能
		非常停止機能
		フロア検出機能
外部連絡装置機能診断	かご内インターホン	
積載質量検出センサー診断		
管制運転機能診断	地震時管制運転機能診断 (E E R)	
	火災時管制運転機能診断 (F E R)	
	自家発管制運転機能診断 (O E P S)	
	冠水時管制運転機能診断	

(注1) 診断対象となる異常音は音声帯域のみとする。

(注2) 停電時自動着床装置 (MELD) が装備されている場合のみとする。

別紙-Ⅲ 設備点検内容

箇所	機器名	点検内容
かごまわり	かご上	○かご上各機器作動状態 ○かご上各機器劣化・損傷の有無 ○かご上各安全スイッチ作動状態
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態 ○かごドアハンガー取付・作動状態 ○かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ○戸閉連動機構取付・作動状態 ○戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ○かごドア関連安全装置取付・作動状態 ○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○かご戸と乗場戸連動状態
	かご上ステーション	○各安全スイッチ取付・作動状態 ○ステーション内各機器作動状態 ○ステーション内各機器劣化・損傷の有無
	着床装置	○着床リレー作動状態
	非常止め装置	○非常止め装置取付・作動状態 ○非常止め装置劣化・損傷の有無 ○非常止めスイッチ作動状態
	ガイドシュー（ローラ）	○ガイドシュー（ガイドローラ）取付・作動状態 ○ガイドシュー（ガイドローラ）劣化・損傷の有無
	吊り車	○綱車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態
	給油器	○給油器取付・作動状態 ○給油器劣化・損傷の有無 ○給油器の油量
	その他機器	○かご室ファン取付・作動状態 ○移動ケーブル取付状態 ○かご室組立構成機器取付状態 ○かご室組立構成機器劣化・損傷の有無
昇降路	昇降路	○昇降路周壁劣化・損傷の有無
	制御盤	○制御盤固定状態 ○制御盤扉開閉状態 ○制御盤本体劣化・損傷の有無 ○接触器作動状態 ○各回路絶縁状態 ○戸開走行保護装置作動状態 ○その他機器作動状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	巻上電動機巻上機	○巻上機運転状態 ○巻上電動機回転状態 ○エンコーダ回転状態 ○電磁ブレーキ作動状態 ○巻上機綱車劣化・損傷の有無 ○巻上機回り各機器取付状態 ○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ○巻上機油劣化・油漏れの有無 ○巻上電動機絶縁状態

	調速機	<input type="checkbox"/> 調速機運転状態 <input type="checkbox"/> 調速機作動速度 <input type="checkbox"/> 調速機回り各スイッチ作動状態 <input type="checkbox"/> 調速機運転状態 <input type="checkbox"/> 調速機作動速度 <input type="checkbox"/> 調速機回り各スイッチ作動状態 <input type="checkbox"/> 調速機取付状態 <input type="checkbox"/> 各給油部の給油状態
	終点スイッチ	<input type="checkbox"/> 終点スイッチ作動状態
	ガイドレール	<input type="checkbox"/> レール劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> レール取付状態
	つり合おもり	<input type="checkbox"/> つり合いおもり劣化・損傷状態 <input type="checkbox"/> つり合いおもり組立取付状態 <input type="checkbox"/> ガイドシュー取付・作動状態 <input type="checkbox"/> ガイドシュー損傷の有無
	吊り車	<input type="checkbox"/> 吊り車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 吊り車回転状態
	ロープ	<input type="checkbox"/> メインロープ劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ガバナロープ劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> メインロープソケット劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> メインロープ取付状態 <input type="checkbox"/> ガバナロープ取付状態
	着床装置プレート	<input type="checkbox"/> プレート劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> プレート取付状態
	移動ケーブル	<input type="checkbox"/> ケーブル動特性 <input type="checkbox"/> ケーブル劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ケーブル取付状態
	乗場戸まわり	<input type="checkbox"/> 乗場戸自閉機能作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場戸取付状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場戸とかご戸の連動状態
	はかり装置	<input type="checkbox"/> はかり装置取付・作動状態 <input type="checkbox"/> センサ部劣化・損傷の有無
	その他機器	<input type="checkbox"/> その他昇降路機器取付状態
ピット	ピット	<input type="checkbox"/> ピット周壁の劣化、損傷の有無 <input type="checkbox"/> ピット漏水の有無、汚損状態
	緩衝器	<input type="checkbox"/> 緩衝器劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 緩衝器台劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 緩衝器取付状態
	張り車	<input type="checkbox"/> 張り車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 張り車取付・回転状態
	冠水検出センサ	<input type="checkbox"/> センサ作動状態 <input type="checkbox"/> 管制運転動作異常の有無
かご室乗り場	かご	<input type="checkbox"/> かご運転状態 <input type="checkbox"/> 全自動戸開閉状態 <input type="checkbox"/> 停電灯点灯状態 <input type="checkbox"/> かご内表示器作動状態 <input type="checkbox"/> かご釦作動状態 <input type="checkbox"/> かご釦劣化・損傷の有無

かご室乗り場	照明・意匠	○かご室機器損傷・変形の有無 ○各銘板取付・汚損の有無 ○かご室照明点灯状態
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態 ○かご内操作盤各スイッチ作動状態
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態
	乗場	○全自動戸開閉状態 ○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無 ○乗場表示器作動状態

【付加装置】

地震時管制運転装置 (EER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態 ○地震感知器作動状態 ○地震感知器取付状態
停電時自動着床装置 (MELD)	全般	○自動着床状態 ○戸開閉状態 ○気配りアナウンス作動状態 ○停電灯点灯状態
	制御盤 (MELD 盤) かご上ステーション	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○MELD 用基板取付状態 ○MELD 用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	バッテリー	○作動電圧
回生電力蓄電装置 (エレセーブ)	全般	○省エネ形停電時自動運転作動状態
	エレセーブ盤内	○接触器取付状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○エレセーブ用基板取付状態 ○エレセーブ用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	バッテリー	○作動電圧 ○充電状態
火災時管制運転装置 (FER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態
	制御盤	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態 ○呼び戻しボタン作動状態 ○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無
自家発管制運転装置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態

自家発管制運転装置 (OEPS)	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無
遮煙ドア	乗場ドア	○気密材取付状態 ○気密材劣化・損傷の有無
マルチビームドア センサ (MBS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態
ホールモーション センサ (HMS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態
音声合成アナウンス 装置 (AAN)	本体	○装置本体取付状態 ○装置本体劣化・損傷の有無 ○スピーカー取付状態 ○作動状態 ○音声・音量の状態
車椅子仕様	専用乗場釦	○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無
	専用操作盤釦	○操作盤カバー取付状態 ○かご釦作動状態 ○カゴ釦劣化・損傷の有無
	鏡	○鏡固定状態 ○鏡汚れ・損傷の有無
	手すり	○手すり固定状態 ○手すり劣化・損傷の有無
	光電式ドアセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無
指紋照合呼び登録装置 (注2)	全般	○操作部劣化・損傷の有無 ○表示機器点灯状態 ○操作部取付状態 ○処理部及びテンキーの取付状態 ○表示部取付状態
エレベーター連動シス テム(MIS) 〈指紋 OPU タイプ〉	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態
	指紋 OPU(注2)	○ユニットの劣化・損傷の有無 ○ユニットの読み取り状態 ○ユニットの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態
	I/O コントローラ(注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態
エレベーター連動シス テム(MIS) 〈非接触カ ードリーダタイプ〉	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態

エレベーター連動システム(MIS) (非接触カードリーダータイプ)	非接触カードリーダー (注4)	<input type="checkbox"/> カードリーダーの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> カードリーダーの読み取り状態 <input type="checkbox"/> カードリーダーの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態 <input type="checkbox"/> 作動ブザーの鳴動状態
	I/O コントローラ(注3)	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
カードリーダー (Felica対応)	ID コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	カードリーダー(注4)	<input type="checkbox"/> カードリーダーの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> カードリーダーの読み取り状態 <input type="checkbox"/> カードリーダーの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態 <input type="checkbox"/> 作動ブザーの鳴動状態
エレコールセキュリティシステム	ID コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	I/O コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	全般	<input type="checkbox"/> 非接触キー照合時のエレベーター動作確認(注5)
遮煙スクリーン	全般	<input type="checkbox"/> スクリーン損傷の有無 <input type="checkbox"/> スクリーンの巻取状態 <input type="checkbox"/> スクリーンおもり損傷の有無 <input type="checkbox"/> スクリーン開閉状態
PC式昇降機監視盤 (MITEMAS)	I/F 基板 HUB 光メディアコンバータ他	<input type="checkbox"/> 各機器の劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 各機器の作動状態 <input type="checkbox"/> 各機器の取付状態 <input type="checkbox"/> 電源電圧の測定 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態

(注1) 指紋データの登録・管理 (バックアップ、アップロード、しきい値変更等) は、別途とします。

(注2) 停止階床が 15 停止以上の場合に適用。

(注3) カードデータの登録・管理(バックアップ、アップロード等)は、別途とします。

(注4) 非接触キー照合時のエレベーター動作確認につきましては、非接触キーを貸出します。

別紙-IV 消耗品

部品名
制御盤内ヒューズ（注1）
制御盤内抵抗管（注2）
かごドア装置駆動用ベルト
給油器油芯（繊維）
ドアシュー（戸の脚）
照明ランプ、スターター（注3）
インジケータ用ランプ（注3）
操作盤・乗場押ボタン用ランプ（注3）
かご室内停電灯用ランプ（注3）
点検用オイル、グリス類（注4）
ウェス、サンドペーパー
ビス、ナット、ワッシャー
メモリーバックアップ用電池

（注1）NFブレーカは含みません。

（注2）回生抵抗は含みません。

（注3）ランプ関係には、ネオン管、インテリア照明、LED照明、その他特殊な発光体は含まない。

（注4）巻上機ギヤオイル及び緩衝器の作動油は含まない。

別紙-V 機器保証サービス修理範囲

【巻上機】

- ・巻上機ユニット取替・・・*
 - ・軸受取替・・・* (巻上機ユニット取替)に含む
 - ・ブレーキライニング (パッド) 取替
 - ・ブレーキシュー取替
 - ・ブレーキディスク取替
 - ・ブレーキホイール・ドラム取替
 - ・ブレーキコイル取替
 - ・オイルシール取替
 - ・油切り片取替
 - ・シーブ軸取替
 - ・シーブ溝削正
 - ・シーブ取替
 - ・防振ゴム取替
- * (巻上機ユニット取替)に含む

【頂部返し車】

- ・シーブ溝削正・軸受取替

【調速機】

- ・軸受取替・シーブ取替

【張り車】

- ・軸受取替・シーブ取替

【かご枠】

- ・防振ゴム取替

【吊り車】

- ・軸受取替・シーブ取替

【非常止め装置】

- ・フリクションダンパー取替

【ガイドシュー】

- ・シュー (ローラ) 取替

【給油器】

- ・給油器取替

【かご戸装置】

- ・ドアレール取替・レバー機構取替・リトラクタブルペーン・綱カケ滑車取替・連動ロープ・チェーン取替

【ドアマシン】

- ・プーリ (スプロケット) 取替・連動ベルト・チェーン取替・軸受取替・位置スイッチ取替
- ・整流子削正、取替
- ・ドアモーター取替

【かご乗場ドアハンガー】

- ・ドアハンガー取替

【ゲートスイッチ】

- ・ゲートスイッチ取替

【インターロック】

- ・インターロック取替

【セフティシュー】

- ・キャブタイヤコード取替・アーム取替（接触棒含む）

【乗場戸装置】

- ・ドアレール取替
- ・全域クローザー取替・戸の引き手（ローラ）取替・連動ロープ取替・綱カケ滑車取替

【緩衝器】

- ・作動油取替・油圧緩衝器用スプリング取替

【メインロープ】

- ・メインロープ切詰・取替

【ガバナーロープ】

- ・ガバナーロープ切詰・取替

【つり合ロープ、鎖】

- ・つり合ロープ（鎖含む）切詰・取替

【巻上電動機】

- ・軸受取替・・・*（巻上機ユニット取替）に含む

【受電盤】

- ・NFブレーカ取替

【制御盤】

- ・リレー本体取替・半導体プリント板取替・コンデンサー取替・インバータ取替・コンバータ取替
- ・整流器取替・変圧器取替・安定化電源取替・NFブレーカ取替

【非常電源装置】

- ・非常用動力バッテリー取替

【はかり装置】

- ・秤装置組立取替・検出ワイヤー取替

【各種昇降路内スイッチ】

- ・終点スイッチ取替・着床装置取替

【エンコーダ】

- ・エンコーダ取替

【移動ケーブル 電線】

- ・プロテクター取付、補修・かご回り配線取替・移動ケーブル取替・その他ケーブル取替

【換気装置】

- ・ファンオーバーホール・取替

【かご内液晶インジケータ】

- ・かご内液晶インジケータ表示ユニット取替

【天井LED照明（※天井LED照明が設置されている場合のみ）】

- ・LED照明取替

【付加装置】

- ・地震時管制運転装置 (EER) 用感知器取替・停電時自動着床装置 (MELD) 用リレー取替
- ・停電時自動着床装置 (MELD) 用バッテリー取替・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用リレー取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用バッテリー取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用半導体ユニット取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 冷却用ファン取替
- ・火災時管制運転装置 (FER) 用リレー取替・マルチビームドアセンサ (MBS) 取替
- ・マルチビームドアセンサ (MBS) 用コントローラ取替
- ・超音波ドアセンサ (USDS) 取替・ホールモーションセンサ (HMS) 取替
- ・ラインシグナルドアセンサ (LSDS) 取替・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用半導体ユニット取替
- ・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用バッテリー取替・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用スピーカー取替
- ・光電式ドアセンサ取替・遮煙ドア気密材取替

【除外項目】

次の項目は、本契約の修理範囲には含みません。

- (1) 機器保証サービス修理範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品 (昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠) の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃。
- (2) 指紋照合装置、エレベーター連動システム (MIS)、空調機の修理・部品取替。
- (3) 巻上機、電動機等の機器の一式取替。
- (4) 一切の建築関係工事。
- (5) 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは指導による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事。
- (6) 契約者又は第三者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替工事。
- (7) 地震、類焼、爆発、冠水、その他の不可抗力の事故により発生する修理又は取替工事。

5号館昇降機保守点検業務委託仕様書

1. 目的：「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「昇降機検査基準」等の定めるところにより甲の昇降機を安全運行する。
2. 設置場所：出雲キャンパス 5号館
3. 保守物件：乗用昇降機（機械室レス3ヶ所停止）1台
 - 1) 積載量：1,000 kg以下、速度：45m/分
 - 2) 付加装置：地震時管制運転装置 S波 P波、停電時最寄階着床装置、火災時管制運転装置
車椅子・視覚障がい対応、オートアナウンス装置、マルチビームドアセンサー
4. 作業内容：
 - 1) 乙は、甲の機械室に昇降機保守会社の所有するモニタリング装置を設置して、昇降機の運転状況を遠隔監視により24時間体制で予防保守するとともに、異常と判断した場合は、直ちに技術員を派遣し適切な措置を行う。
 - 2) 乙は、月1回エレベーターを遠隔で自動診断（かごの走行状態、昇降路リミットスイッチ、インターホン動作状態）を行う。
 - 3) 乙は、定期的（3ヵ月に1回以上）に技術員を派遣し、昇降機を点検し必要に応じ清掃、給油、調整を行う。
 - 4) 乙は、不時の故障を発見又は甲より異常や不具合の発生等の連絡があった場合には、速やかに技術員を派遣し、適切な措置を行う。
 - 5) 乙は、昇降機及びモニタリング装置各部について、機器の機能維持に必要と判断した場合は、部品の修理及び取替え調整を行う。使用する部品等はすべて設置昇降機製造者純正品とする。
 - 6) 乙は、建築基準法による昇降機の定期検査を受け、その検査に立ち会うものとする。その際の検査に要する経費は、乙の負担とする。
5. 作業範囲：本契約に含まれる修理、取替及び調整の範囲は次のとおりとする。
 - 1) 別紙Ⅰ・・・リモート点検「遠隔機器点検」
 - 2) 別紙Ⅱ・・・リモート点検「遠隔診断」
 - 3) 別紙Ⅲ・・・設備点検内容
 - 4) 別紙Ⅳ・・・消耗部品
 - 5) 別紙Ⅴ・・・機器保証サービス修理範囲
6. 経費の負担：
 - 1) 本仕様の実施に伴い必要となる電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
 - 2) 問題が生じた時は双方協議の上、これを処置する。
7. その他：
 - 1) 本作業に必要な工具器具、消耗品は、すべて乙の負担とする。
 - 2) 作業日程については、事前に甲乙協議の上、年間計画書を提出する。
 - 3) 点検報告書は、点検実施後遅滞なく甲へ届け出る。
 - 4) 点検は、昇降機製造者によるメンテナンス教育課程等を受講し、昇降機検査資格を保有している者実施することとし、事前に甲に証明書を提出する。
 - 5) 年度終了時には、年間報告書を甲に提出する。
 - 6) 遠隔監視装置の動作確認及び24時間監視についての再委託は認めない。

別紙- I リモート点検「遠隔機器点検」内容

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	制御盤	接触器動作状態
		制御機器動作状態
巻上機	ブレーキ動作状態	
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	蛍光灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
停電灯	点灯状態	
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速走行状態
		減速状態
		着床状態

別紙-Ⅱ リモート点検「遠隔診断」内容

分類	診断メニュー	診断内容
運転機能診断	運転性能診断	加減速度
		異常音(注1)
	戸開閉診断	開閉負荷・開閉時間
		制御スイッチ動作点
	ブレーキ性能診断	両側静トルク
		片側静トルク
		動トルク
	非常用動力バッテリー診断	
	かご制御機器機能診断	速度制御機能
		非常停止機能
		フロア検出機能
外部連絡装置機能診断	かご内インターホン	
積載質量検出センサー診断		
管制運転機能診断	地震時管制運転機能診断 (E E R)	
	火災時管制運転機能診断 (F E R)	
	自家発管制運転機能診断 (O E P S)	
	冠水時管制運転機能診断	

(注1) 診断対象となる異常音は音声帯域のみとする。

(注2) 停電時自動着床装置 (MELD) が装備されている場合のみとする。

別紙-Ⅲ 設備点検内容

箇所	機器名	点検内容
かごまわり	かご上	○かご上各機器作動状態 ○かご上各機器劣化・損傷の有無 ○かご上各安全スイッチ作動状態
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態 ○かごドアハンガー取付・作動状態 ○かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ○戸閉連動機構取付・作動状態 ○戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ○かごドア関連安全装置取付・作動状態 ○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○かご戸と乗場戸連動状態
	かご上ステーション	○各安全スイッチ取付・作動状態 ○ステーション内各機器作動状態 ○ステーション内各機器劣化・損傷の有無
	着床装置	○着床リレー作動状態
	非常止め装置	○非常止め装置取付・作動状態 ○非常止め装置劣化・損傷の有無 ○非常止めスイッチ作動状態
	ガイドシュー（ローラ）	○ガイドシュー（ガイドローラ）取付・作動状態 ○ガイドシュー（ガイドローラ）劣化・損傷の有無
	吊り車	○綱車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態
	給油器	○給油器取付・作動状態 ○給油器劣化・損傷の有無 ○給油器の油量
	その他機器	○かご室ファン取付・作動状態 ○移動ケーブル取付状態 ○かご室組立構成機器取付状態 ○かご室組立構成機器劣化・損傷の有無
昇降路	昇降路	○昇降路周壁劣化・損傷の有無
	制御盤	○制御盤固定状態 ○制御盤扉開閉状態 ○制御盤本体劣化・損傷の有無 ○接触器作動状態 ○各回路絶縁状態 ○戸開走行保護装置作動状態 ○その他機器作動状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	巻上電動機巻上機	○巻上機運転状態 ○巻上電動機回転状態 ○エンコーダ回転状態 ○電磁ブレーキ作動状態 ○巻上機綱車劣化・損傷の有無 ○巻上機回り各機器取付状態 ○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ○巻上機油劣化・油漏れの有無 ○巻上電動機絶縁状態

	調速機	<input type="checkbox"/> 調速機運転状態 <input type="checkbox"/> 調速機作動速度 <input type="checkbox"/> 調速機回り各スイッチ作動状態 <input type="checkbox"/> 調速機運転状態 <input type="checkbox"/> 調速機作動速度 <input type="checkbox"/> 調速機回り各スイッチ作動状態 <input type="checkbox"/> 調速機取付状態 <input type="checkbox"/> 各給油部の給油状態
	終点スイッチ	<input type="checkbox"/> 終点スイッチ作動状態
	ガイドレール	<input type="checkbox"/> レール劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> レール取付状態
	つり合おもり	<input type="checkbox"/> つり合いおもり劣化・損傷状態 <input type="checkbox"/> つり合いおもり組立取付状態 <input type="checkbox"/> ガイドシュー取付・作動状態 <input type="checkbox"/> ガイドシュー損傷の有無
	吊り車	<input type="checkbox"/> 吊り車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 吊り車回転状態
	ロープ	<input type="checkbox"/> メインロープ劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ガバナロープ劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> メインロープソケット劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> メインロープ取付状態 <input type="checkbox"/> ガバナロープ取付状態
	着床装置プレート	<input type="checkbox"/> プレート劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> プレート取付状態
	移動ケーブル	<input type="checkbox"/> ケーブル動特性 <input type="checkbox"/> ケーブル劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> ケーブル取付状態
	乗場戸まわり	<input type="checkbox"/> 乗場戸自閉機能作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場戸取付状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 <input type="checkbox"/> 乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 乗場戸とかご戸の連動状態
	はかり装置	<input type="checkbox"/> はかり装置取付・作動状態 <input type="checkbox"/> センサ部劣化・損傷の有無
	その他機器	<input type="checkbox"/> その他昇降路機器取付状態
ピット	ピット	<input type="checkbox"/> ピット周壁の劣化、損傷の有無 <input type="checkbox"/> ピット漏水の有無、汚損状態
	緩衝器	<input type="checkbox"/> 緩衝器劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 緩衝器台劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 緩衝器取付状態
	張り車	<input type="checkbox"/> 張り車劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 張り車取付・回転状態
	冠水検出センサ	<input type="checkbox"/> センサ作動状態 <input type="checkbox"/> 管制運転動作異常の有無
かご室乗り場	かご	<input type="checkbox"/> かご運転状態 <input type="checkbox"/> 全自動戸開閉状態 <input type="checkbox"/> 停電灯点灯状態 <input type="checkbox"/> かご内表示器作動状態 <input type="checkbox"/> かご釦作動状態 <input type="checkbox"/> かご釦劣化・損傷の有無

かご室乗り場	照明・意匠	○かご室機器損傷・変形の有無 ○各銘板取付・汚損の有無 ○かご室照明点灯状態
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態 ○かご内操作盤各スイッチ作動状態
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態
	乗場	○全自動戸開閉状態 ○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無 ○乗場表示器作動状態

【付加装置】

地震時管制運転装置 (EER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態 ○地震感知器作動状態 ○地震感知器取付状態
停電時自動着床装置 (MELD)	全般	○自動着床状態 ○戸開閉状態 ○気配りアナウンス作動状態 ○停電灯点灯状態
	制御盤 (MELD 盤) かご上ステーション	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○MELD 用基板取付状態 ○MELD 用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	バッテリー	○作動電圧
回生電力蓄電装置 (エレセーブ)	全般	○省エネ形停電時自動運転作動状態
	エレセーブ盤内	○接触器取付状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○エレセーブ用基板取付状態 ○エレセーブ用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無
	バッテリー	○作動電圧 ○充電状態
火災時管制運転装置 (FER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態
	制御盤	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態 ○呼び戻しボタン作動状態 ○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無
自家発管制運転装置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態

自家発管制運転装置 (OEPS)	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無
遮煙ドア	乗場ドア	○気密材取付状態 ○気密材劣化・損傷の有無
マルチビームドア センサ (MBS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態
ホールモーション センサ (HMS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態
音声合成アナウンス 装置 (AAN)	本体	○装置本体取付状態 ○装置本体劣化・損傷の有無 ○スピーカー取付状態 ○作動状態 ○音声・音量の状態
車椅子仕様	専用乗場釦	○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無
	専用操作盤釦	○操作盤カバー取付状態 ○かご釦作動状態 ○カゴ釦劣化・損傷の有無
	鏡	○鏡固定状態 ○鏡汚れ・損傷の有無
	手すり	○手すり固定状態 ○手すり劣化・損傷の有無
	光電式ドアセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無
指紋照合呼び登録装置 (注2)	全般	○操作部劣化・損傷の有無 ○表示機器点灯状態 ○操作部取付状態 ○処理部及びテンキーの取付状態 ○表示部取付状態
エレベーター連動シス テム(MIS) 〈指紋 OPU タイプ〉	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態
	指紋 OPU(注2)	○ユニットの劣化・損傷の有無 ○ユニットの読み取り状態 ○ユニットの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態
	I/O コントローラ(注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態
エレベーター連動シス テム(MIS) 〈非接触カ ードリーダタイプ〉	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態

エレベーター連動システム(MIS) (非接触カードリーダータイプ)	非接触カードリーダー (注4)	<input type="checkbox"/> カードリーダーの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> カードリーダーの読み取り状態 <input type="checkbox"/> カードリーダーの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態 <input type="checkbox"/> 作動ブザーの鳴動状態
	I/O コントローラ(注3)	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
カードリーダー (Felica対応)	ID コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	カードリーダー(注4)	<input type="checkbox"/> カードリーダーの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> カードリーダーの読み取り状態 <input type="checkbox"/> カードリーダーの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態 <input type="checkbox"/> 作動ブザーの鳴動状態
エレコールセキュリティシステム	ID コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	I/O コントローラ	<input type="checkbox"/> コントローラの劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> コントローラの作動状態 <input type="checkbox"/> コントローラの取付状態 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態
	全般	<input type="checkbox"/> 非接触キー照合時のエレベーター動作確認(注5)
遮煙スクリーン	全般	<input type="checkbox"/> スクリーン損傷の有無 <input type="checkbox"/> スクリーンの巻取状態 <input type="checkbox"/> スクリーンおもり損傷の有無 <input type="checkbox"/> スクリーン開閉状態
PC式昇降機監視盤 (MITEMAS)	I/F 基板 HUB 光メディアコンバータ他	<input type="checkbox"/> 各機器の劣化・損傷の有無 <input type="checkbox"/> 各機器の作動状態 <input type="checkbox"/> 各機器の取付状態 <input type="checkbox"/> 電源電圧の測定 <input type="checkbox"/> 表示機器点灯状態

(注1) 指紋データの登録・管理 (バックアップ、アップロード、しきい値変更等) は、別途とします。

(注2) 停止階床が 15 停止以上の場合に適用。

(注3) カードデータの登録・管理(バックアップ、アップロード等)は、別途とします。

(注4) 非接触キー照合時のエレベーター動作確認につきましては、非接触キーを貸出します。

別紙-IV 消耗品

(注1)NFブレーカは含
 (注2)回生抵抗は含みま
 (注3)ランプ関係には、
 明、LED照明、その他特
 (注4)巻上機ギヤオイル
 まない。

部品名
制御盤内ヒューズ (注1)
制御盤内抵抗管 (注2)
かごドア装置駆動用ベルト
給油器油芯 (繊維)
ドアシュー (戸の脚)
照明ランプ、スターター (注3)
インジケータ用ランプ (注3)
操作盤・乗場押ボタン用ランプ (注3)
かご室内停電灯用ランプ (注3)
点検用オイル、グリス類 (注4)
ウェス、サンドペーパー
ビス、ナット、ワッシャー
メモリーバックアップ用電池

みません。
 せん。
 ネオン管、インテリア照
 殊な発光体は含まない。
 及び緩衝器の作動油は含

別紙-V 機器保証サービス修理範囲

【巻上機】

- ・巻上機ユニット取替・・・*
 - ・軸受取替・・・* (巻上機ユニット取替)に含む
 - ・ブレーキライニング (パッド) 取替
 - ・ブレーキシュー取替
 - ・ブレーキディスク取替
 - ・ブレーキホイール・ドラム取替
 - ・ブレーキコイル取替
 - ・オイルシール取替
 - ・油切り片取替
 - ・シーブ軸取替
 - ・シーブ溝削正
 - ・シーブ取替
 - ・防振ゴム取替
- * (巻上機ユニット取替)に含む

【頂部返し車】

- ・シーブ溝削正・軸受取替

【調速機】

- ・軸受取替・シーブ取替

【張り車】

- ・軸受取替・シーブ取替

【かご枠】

- ・防振ゴム取替

【吊り車】

- ・軸受取替・シーブ取替

【非常止め装置】

- ・フリクションダンパー取替

【ガイドシュー】

- ・シュー (ローラ) 取替

【給油器】

- ・給油器取替

【かご戸装置】

- ・ドアレール取替・レバー機構取替・リトラクタブルペーン・綱カケ滑車取替・連動ロープ・チェーン取替

【ドアマシン】

- ・プーリ (スプロケット) 取替・連動ベルト・チェーン取替・軸受取替・位置スイッチ取替
- ・整流子削正、取替
- ・ドアモーター取替

【かご乗場ドアハンガー】

- ・ドアハンガー取替

【ゲートスイッチ】

- ・ゲートスイッチ取替

【インターロック】

- ・インターロック取替

【セフティシュー】

- ・キャブタイヤコード取替・アーム取替（接触棒含む）

【乗場戸装置】

- ・ドアレール取替
- ・全域クローザー取替・戸の引き手（ローラ）取替・連動ロープ取替・綱カケ滑車取替

【緩衝器】

- ・作動油取替・油圧緩衝器用スプリング取替

【メインロープ】

- ・メインロープ切詰・取替

【ガバナーロープ】

- ・ガバナーロープ切詰・取替

【つり合ロープ、鎖】

- ・つり合ロープ（鎖含む）切詰・取替

【巻上電動機】

- ・軸受取替・・・*（巻上機ユニット取替）に含む

【受電盤】

- ・NFブレーカ取替

【制御盤】

- ・リレー本体取替・半導体プリント板取替・コンデンサー取替・インバータ取替・コンバータ取替
- ・整流器取替・変圧器取替・安定化電源取替・NFブレーカ取替

【非常電源装置】

- ・非常用動力バッテリー取替

【はかり装置】

- ・秤装置組立取替・検出ワイヤー取替

【各種昇降路内スイッチ】

- ・終点スイッチ取替・着床装置取替

【エンコーダ】

- ・エンコーダ取替

【移動ケーブル 電線】

- ・プロテクター取付、補修・かご回り配線取替・移動ケーブル取替・その他ケーブル取替

【換気装置】

- ・ファンオーバーホール・取替

【かご内液晶インジケータ】

- ・かご内液晶インジケータ表示ユニット取替

【天井LED照明（※天井LED照明が設置されている場合のみ）】

- ・LED照明取替

【付加装置】

- ・地震時管制運転装置 (EER) 用感知器取替・停電時自動着床装置 (MELD) 用リレー取替
- ・停電時自動着床装置 (MELD) 用バッテリー取替・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用リレー取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用バッテリー取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 用半導体ユニット取替
- ・回生電力蓄電装置 (エレセーブ) 冷却用ファン取替
- ・火災時管制運転装置 (FER) 用リレー取替・マルチビームドアセンサ (MBS) 取替
- ・マルチビームドアセンサ (MBS) 用コントローラ取替
- ・超音波ドアセンサ (USDS) 取替・ホールモーションセンサ (HMS) 取替
- ・ラインシグナルドアセンサ (LSDS) 取替・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用半導体ユニット取替
- ・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用バッテリー取替・音声合成アナウンス装置 (AAN) 用スピーカー取替
- ・光電式ドアセンサ取替・遮煙ドア気密材取替

【除外項目】

次の項目は、本契約の修理範囲には含みません。

- (1) 機器保証サービス修理範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品 (昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠) の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃。
- (2) 指紋照合装置、エレベーター連動システム (MIS)、空調機の修理・部品取替。
- (3) 巻上機、電動機等の機器の一式取替。
- (4) 一切の建築関係工事。
- (5) 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは指導による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事。
- (6) 契約者又は第三者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替工事。
- (7) 地震、類焼、爆発、冠水、その他の不可抗力の事故により発生する修理又は取替工事。

自動扉開閉装置保守点検業務委託仕様書

1. 目的：自動扉開閉装置を良好な状態に保持する。

2. 自動扉の設置場所及び機種：

1) 設置場所 出雲キャンパス

2) 機種 ナブコ製

(1) 両開きドアエンジン 16台

- ① 1号館-1 (正面玄関)
- ② 1号館-2 (交流ラウンジ)
- ③ 3号館-2 (3号館入口)
- ④ 4号館-3 (4号館東側)
- ⑤ 5号館-1 (5号館入口)
- ⑥ 5号館-2 (5号館エントランス)
- ⑦ 5号館-3 (5号館閲覧室入口)
- ⑧ 5号館-4 (5号館実習食堂入口)

(2) 片開きドアエンジン 17台

- ① 1号館-3 (交流ラウンジ西側)
- ② 2号館-1 (2号館南側)
- ③ 2号館-2 (2号館北側)
- ④ 3号館-1 (学生ラウンジ)
- ⑤ 4号館-1 (4号館入口)
- ⑥ 4号館-2 (4号館茶室側)
- ⑦ 5号館-5 (5号館学生ラウンジ入口)
- ⑧ 5号館-6 (給食経営管理実習室 前室入口)
- ⑨ 5号館-7 (給食経営管理実習室 洗浄室入口)
- ⑩ 5号館-8 (給食経営管理実習室 事務室～前室)
- ⑪ 5号館-9 (給食経営管理実習室 事務室～検収室)
- ⑫ 5号館-10 (給食経営管理実習室 前室～下処理室)
- ⑬ 5号館-11 (給食経営管理実習室 検収室～食品庫)
- ⑭ 5号館-12 (給食経営管理実習室 食品庫～下処理室)
- ⑮ 5号館-13 (給食経営管理実習室 検収室～東側出口)
- ⑯ 5号館-14 (5号館東側階段～東側出口)
- ⑰ 1号館-4 (2階学務課入口)

3. 保守点検整備の対象：

1) 自動扉開閉装置 オペレータ部

(1) 駆動装置

- ① 動力部本体
- ② 作動部本体
- ③ 懸架部本体

(2) 制御装置

- ① 制御部本体

2) 自動開閉装置 センサー部

(1) 検出装置

- ① 検出センサー本体 (開閉用、挟み込み防止用)

4. 保守点検整備の内容：

1) 定期保守点検及び保守点検整備については、2. 2) 記載の設置場所に応じて下記のとおり実施する。

(1) 1～4号館各箇所 (1号館-4を除く)

定期保守点検の実施は3ヶ月に1回 (年4回) 以上とする。

定期点検日以外の故障修理費および消耗品、諸経費一式を含むフルメンテナンスとする。

(2) 1号館-4及び5号館各箇所

定期保守点検の実施は6ヶ月に1回(年2回)以上とする。

定期点検日以外の故障修理費及び諸経費一式を含むが、部品代は含まない
レギュラーメンテナンスとする。

2) 定期保守点検は次の項目とする。

(1) サッシ部

- ①無目点検カバーの取付状態
- ②ガイドレール内の状態
- ③扉の状態(傷及び作動時の異音)
- ④フレ止め・扉ガイドの取付状態
- ⑤指詰防止(30mmのクリアランス)
- ⑥隙間(全閉時戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール)

(2) 懸架部

- ①ハンガーレール、吊車の汚れ、摩耗及び損傷
- ②踊り止の隙間
- ③ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態

(3) 動力作動部

- ①手動開閉の動作確認及び異音の有無
- ②エンジンの取付状態
- ③駆動軸の変形、摩耗
- ④プーリーの変形、摩耗(駆動、従動)
- ⑤ベルト・チェーン・ワイヤーの張り、摩耗及び取付状態

(4) 制御装置

- ①開速度
- ②閉速度
- ③クッション作用
- ④開き保持時間

(5) センサー部

- ①起動センサー作動状態
- ②併用センサー作動状態
- ③外側センサー検出範囲(起動、併用):幅、奥行、不感エリア
- ④内側センサー検出範囲(起動、併用):幅、奥行、不感エリア
- ⑤補助センサー作動状態

(6) 電気回路

- ①総合動作(通常開閉動作、反転動作)
- ②配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無
- ③電源電圧
- ④絶縁抵抗(不具合時調査確認)

(7) その他

- ①電気錠(本体及び解除装置)動作状況
- ②ステッカー
- ③故障時連絡先シール
- ④警告表示ラベル

3) 不調時点検整備

(1) 乙は、甲の故障呼び出しに応じ、速やかに技術員を派遣して正常な状態に復帰させる。

(2) 甲において異常または、不具合を確認した場合も同様とする。

5. 部品交換等:

1) 部品を取り替える場合、甲にその旨申し出て、了承を得た上で行う。

2) 取替部品は自動扉製造者純正品とする。

3) 故障時の修理調整費は乙の負担とする。

4) 消耗部品(ヒューズ、潤滑油、各種ビス、ボルト、ナット等)は乙の負担とする。

5) 装置部品及びオーバーホール料金は乙の負担とする。

6. 本仕様に含まれないもの:

- 1) 天災又は不可抗力による故障の修理
- 2) 甲の都合による改造や移設工事
- 3) 甲の都合による自動扉の更新
- 4) 自動扉製造者が販売、納入していない扉、ガラス、サッシ等（錠前、フレ止め等）の調整修理、破損取替

7. その他:

- 1) 点検報告書は、甲に提出する。
- 2) 本仕様に定めのない事項については、甲乙協議の上、実施する。
- 3) 点検作業は自動扉製造者の技能講習等を受講した点検資格者が行うものとし、点検資格者等を証する書類を甲へ提出する。
- 4) 点検日程は事前に甲乙協議し、年間予定表を甲に提出する。

ゲストハウス植栽管理業務委託仕様書

1. 目的：ゲストハウスの植栽を管理して美観を維持する。
2. 業務の場所：出雲市大塚町 1124-5
3. 一般的事項：
 - 1) 甲の業務に支障を与えない。
 - 2) 管理上必要な水は屋外の散水栓を使用し、その取扱については十分に注意する。また、節水を行う。
 - 3) 剪定くずを放置するなど美観を損なう処置を行わない。
 - 4) 作業等の日程については事前に、甲乙協議し、甲の承認を得る。
 - 5) 剪定くずは乙の負担で、適正に処分する。

4. 作業概要：

工種	作業範囲	回数	備考
剪定	松、雑木	年1回	

5. 樹種等：

区分	樹種及び規格	数量	単位	備考
松	黒松 H \leq 2500	1	本	H=樹高
雑木	カシノキ H \leq 1500	17	本	
	カクレミノ H \leq 2000	6	本	
	カナメモチ H \leq 2000	9	本	
	トウネズミ H \leq 1500	24	本	

- 1) 敷地境界に近いものは、枝が境界を超えないように剪定する。
- 2) 樋に近いものは樋から 50cm 以上距離を空けるように剪定する。
- 3) その他気が付いたものは契約範囲内で剪定すること。
- 4) 詳細（範囲、樹木名等）は契約時図面にて実施する。
- 5) 剪定作業：5人以上、片付け：1.5人以上で実施する。
- 6) 剪定時期は、甲乙協議による。

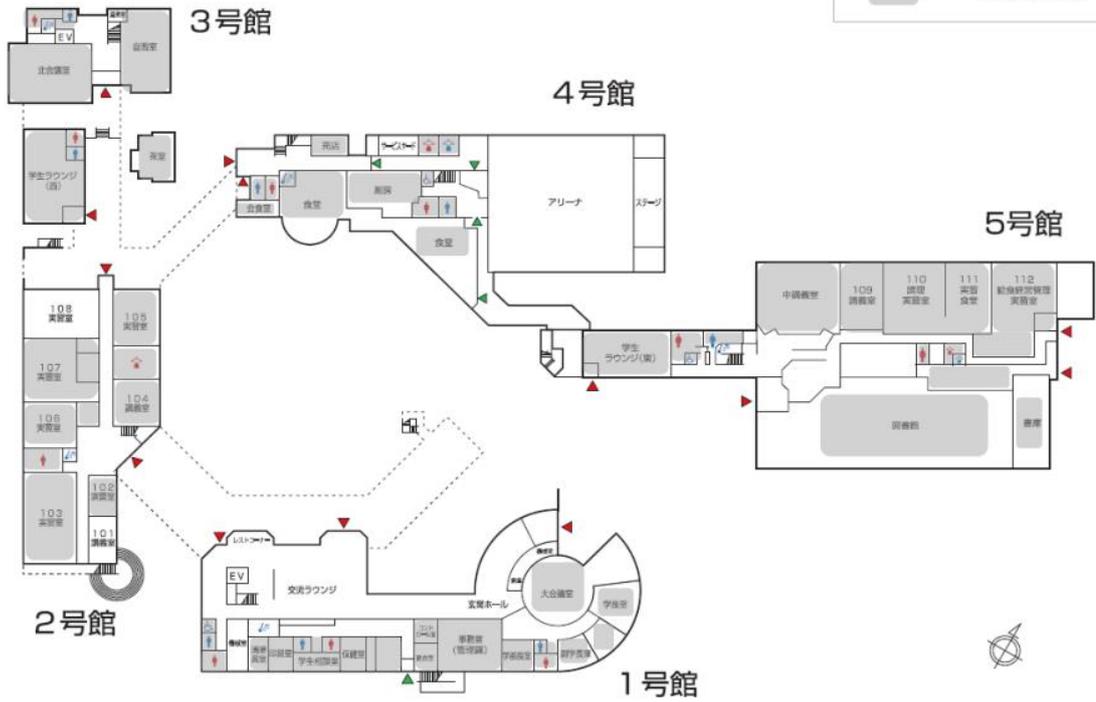
6. その他

- 1) ゲストハウスは、住宅密集地にあるので住環境に配慮する。
- 2) 作業日程は甲乙協議の上決定し、変更が発生した場合は速やかに甲へ報告しなければならない。
- 3) 甲の指示する者による現場確認後、作業終了とする。

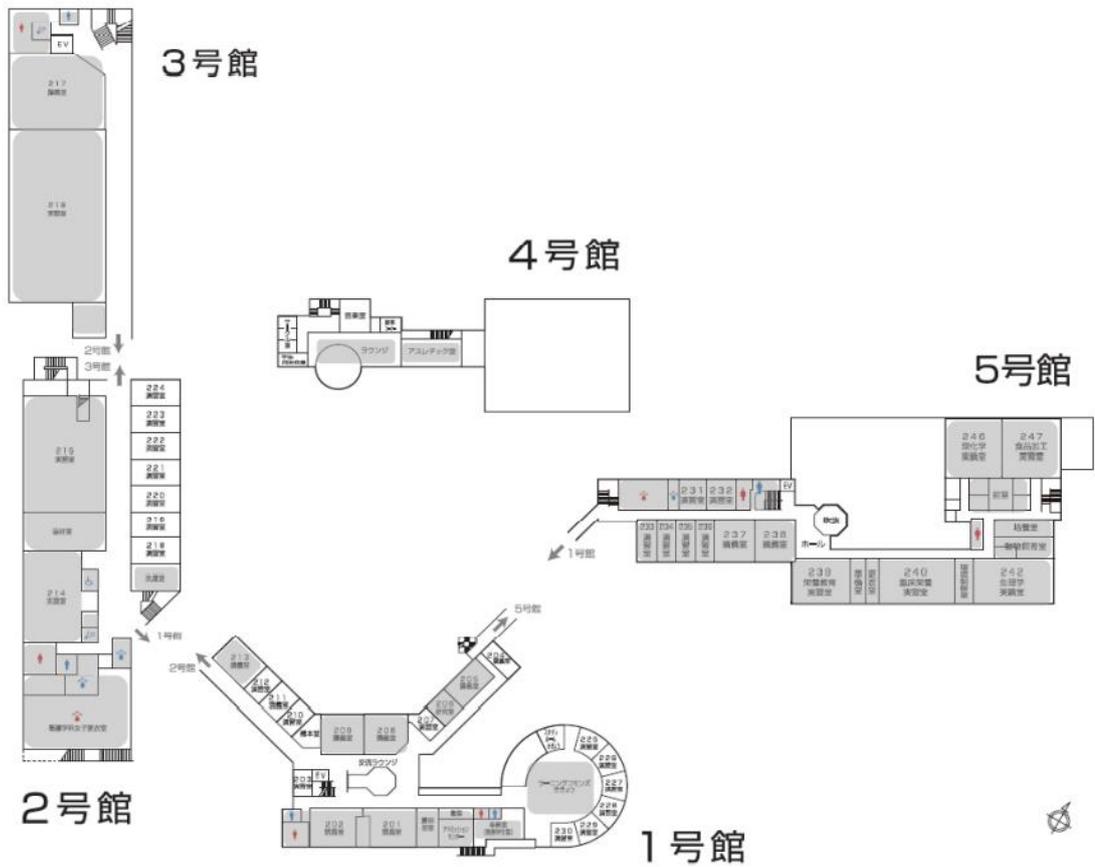
害虫駆除業務仕様書

1. 目的：甲の衛生的環境を確保する。（ビル管理法）
2. 作業場所：出雲キャンパス、学生寮
3. 作業内容：
 - 1) 害虫駆除、防除
 - (1) ゴキブリの発生源になっている場所にトラップを設置し害虫の有無を確認し発生がある場合には、マイクロカプセルベイトを散布する。
 - (2) 散布後再度トラップを設置し、再調査を行う。このとき確認された場合には、部分的に駆除を実施する。
 - (3) 部分的駆除実施後再度トラップを設置し確認する。害虫が確認できなくなるまで繰り返す。
 - (4) 施工方法はトラップ法（バクトラップ）、食餌法（ホウサンベイト剤）、設置法（ヒドラメチルノンベイト剤）を基本的に行う。
 - (5) 生息調査から予防施行までを1回とし、年2回以上実施する。ただし、厨房及び食堂等食料を扱う箇所については2ヶ月以内に1回実施する。
 - (6) 下記箇所については、上記（1）～（5）による駆除・防除の実施に加えて、噴霧駆除を年2回実施する。
 - ・ 5号館1階：110調理実習室
 - ・ 5号館1階：111実習食堂
 - ・ 5号館1階：112給食経営管理実習室
 - ・ 5号館2階：247食品加工実習室
 - 2) 資格及び立会
実施に当たっては防除作業監督者の監督により作業者が行い、建築物環境衛生管理技術者が立ち会う。
 - 3) 作業範囲
 - (1) 作業開始前の物品取り除き作業、作業終了後の物品の現場復旧は本仕様に含まれない。
 - (2) 薬剤散布がある場合には、事前に甲と協議し、特に食品及び精密機器等に影響を与える場所については塗布系とするよう留意する。
 - 4) 作業場所及び日程
 - (1) 本業務は、本学休館日に実施する。
 - (2) 作業場所は、別紙参照とする。
 - (3) 作業予定日時は甲乙協議の上、決定する。
 - (4) 作業予定表、実績表及び報告書を、甲に提出する
4. その他：
 - 1) 本仕様実施に伴い発生する電気料金及び水道料金は、甲の負担とする。
 - 2) 作業に要する諸工具類、薬剤、トラップ及び薬剤や不要品の処分は、乙が適正に行うこと。

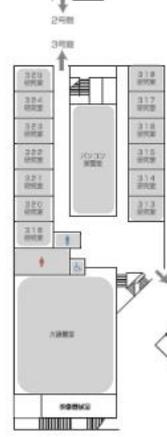
出雲キャンパス
1F



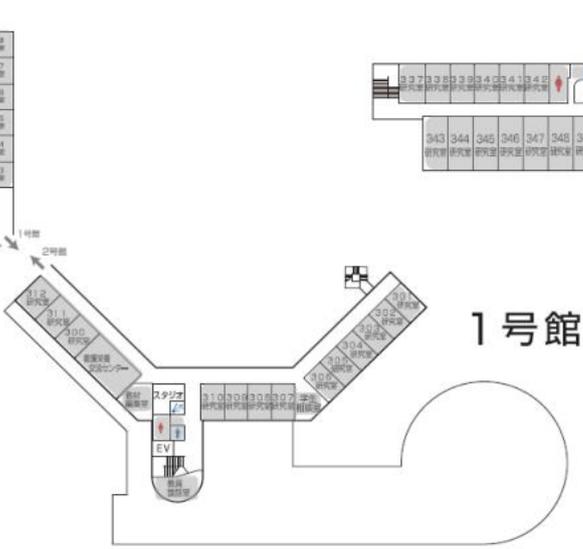
出雲キャンパス
2F



出雲キャンパス
3F

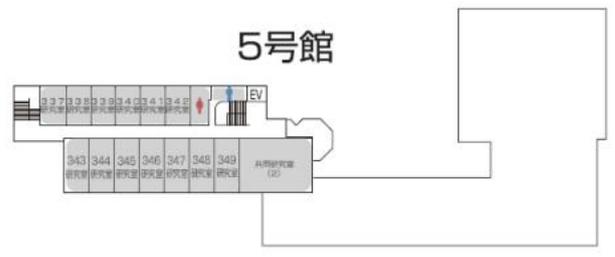


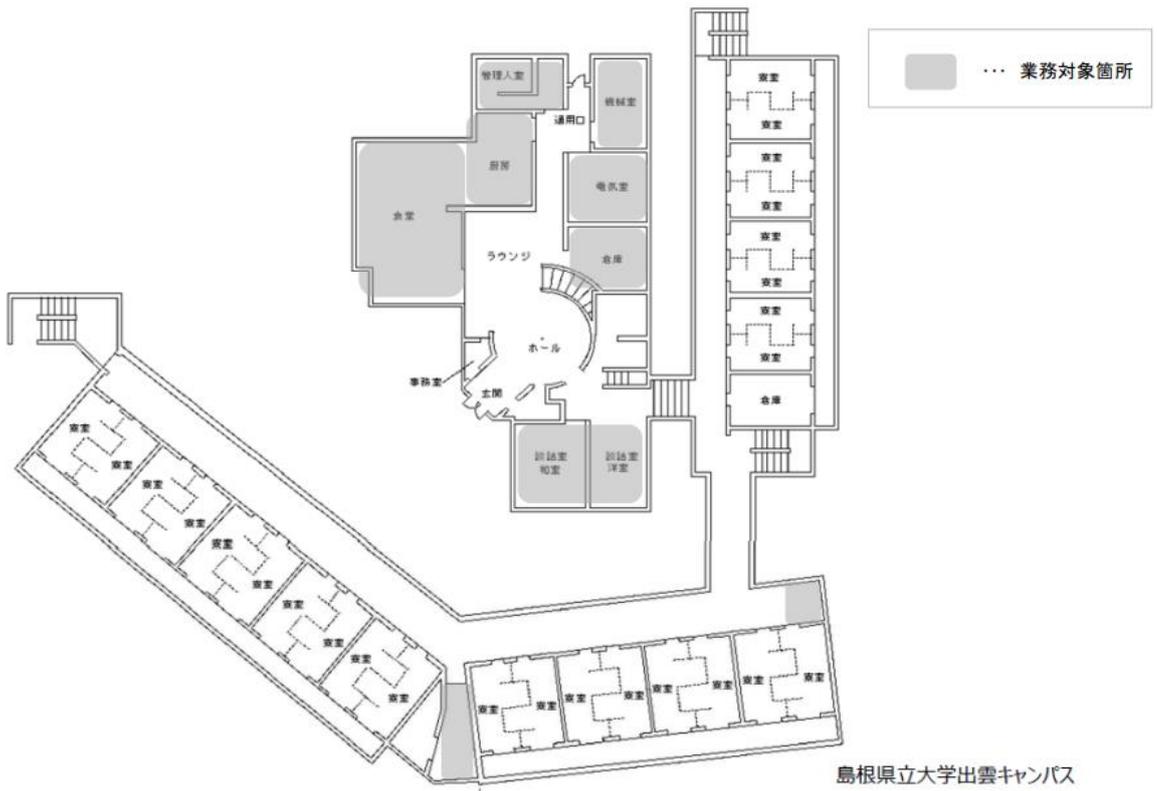
2号館



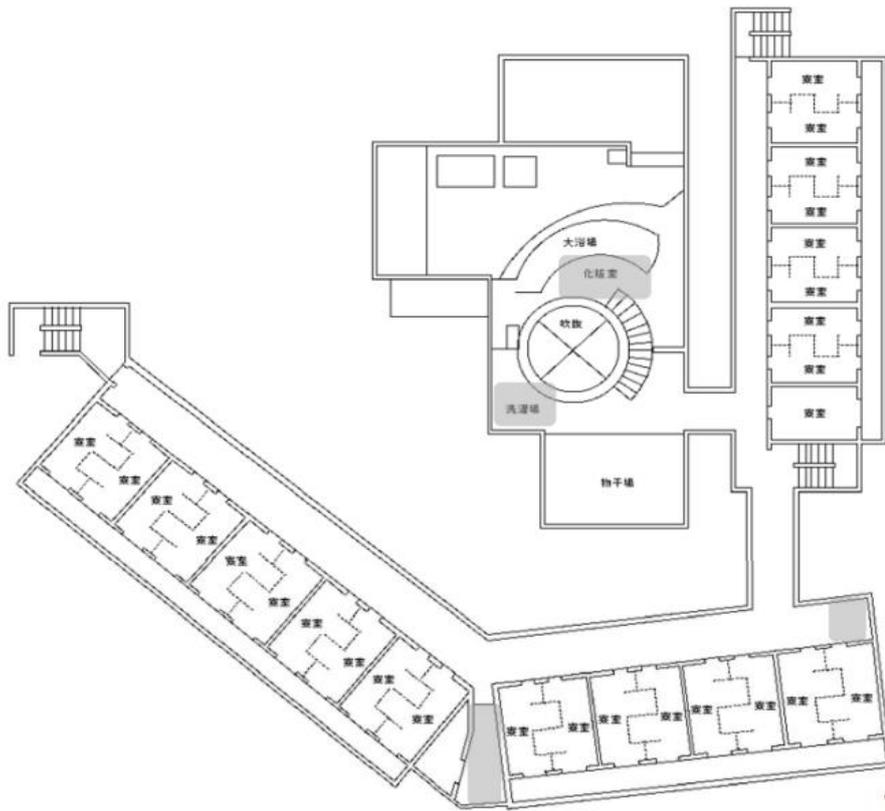
1号館

5号館

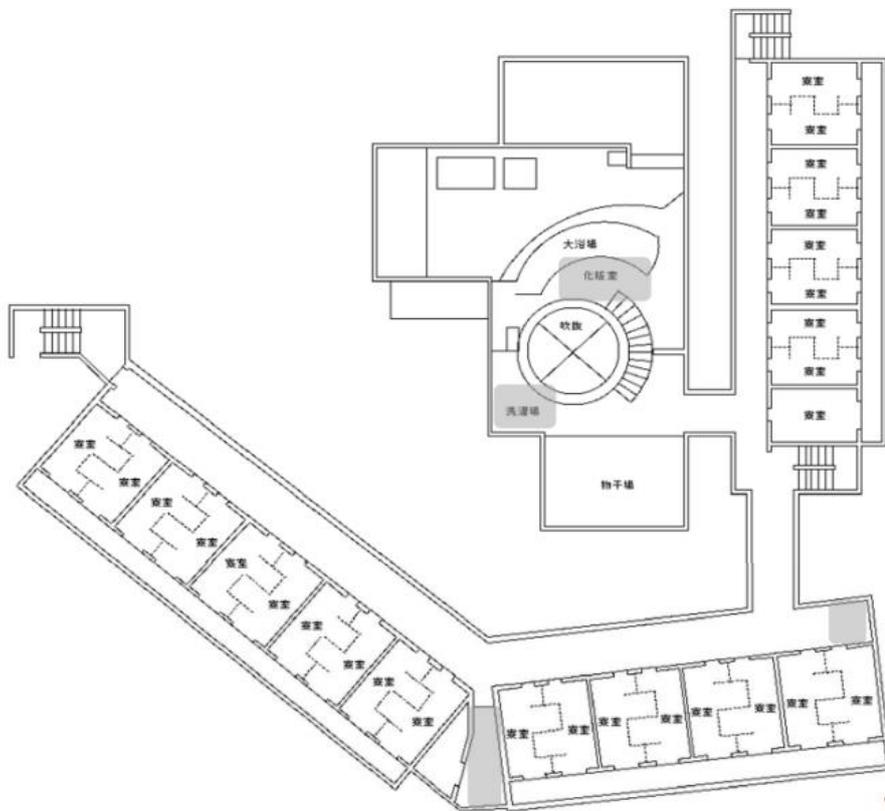




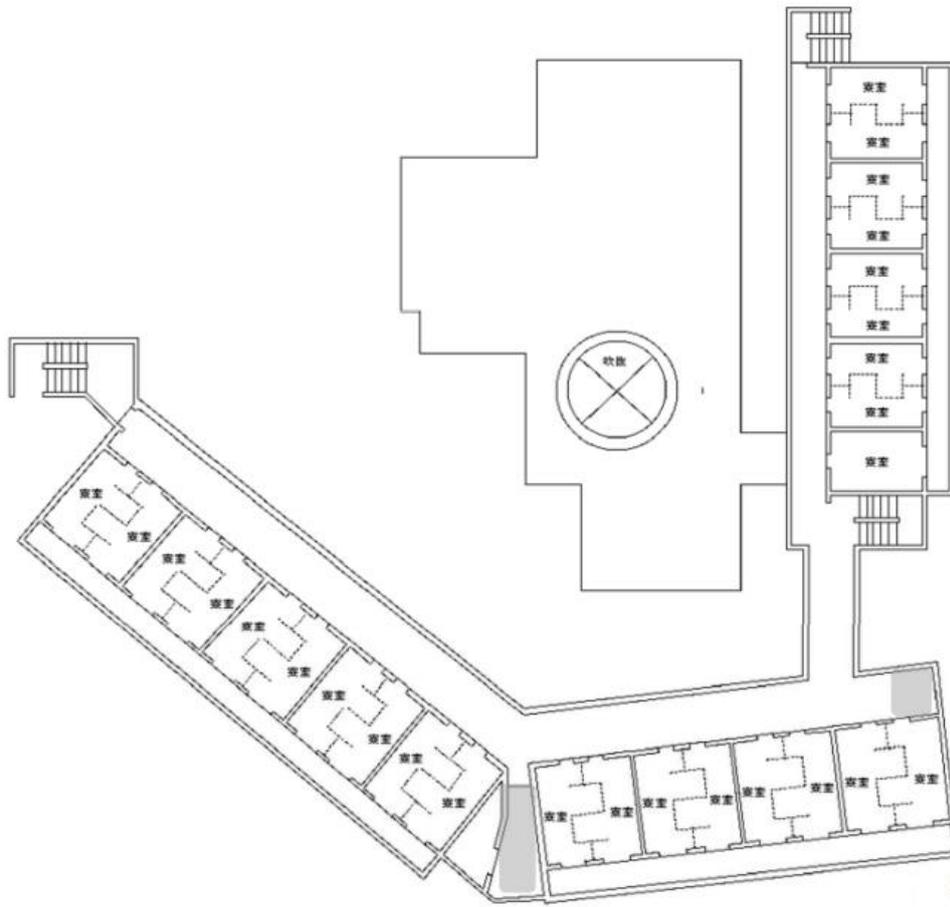
島根県立大学出雲キャンパス
学生寮 1F



島根県立大学出雲キャンパス
学生寮 2F



島根県立大学出雲キャンパス
学生寮 2F



島根県立大学出雲キャンパス
学生寮 3F

貯水槽清掃業務仕様書

1. 目的：甲の貯水槽の衛生的環境を確保する。（ビル管理法）
2. 作業場所：出雲キャンパス 1号館（タンク容量：26 t）、5号館（タンク容量：18 t）及び学生寮（タンク容量：10.5 t）
3. 受水槽清掃作業内容：
 - 1) 実施回数等
 - (1) 1回以上／年とする。
 - (2) 清掃終了後速やかに報告書（作業前、中、後の写真添付）を甲に提出する。
 - 2) 清掃の一般事項
 - (1) 作業者は健康状態の良好な者が実施し、作業者の腸内細菌検査（赤痢菌、チフス菌）成績書を事前に甲に提出する。
 - (2) 作業工程毎に質疑を生じた場合には、甲と協議し善処する。
 - (3) 通気孔及びオーバーフロー管に取り付けてある防虫ネットを点検補修する。また、受水槽マンホール蓋は点検し、修繕が必要な場合は甲と協議し対応する。
 - (4) 清掃作業中に修理が必要な箇所を発見した場合、軽微なものは修繕し（ボールタップ等）、後日修繕の必要があるものは現状を記録して、甲と協議する。
 - (5) 清掃、点検に要する諸工具類、小部品類は、乙の負担とする。
 - (6) 本仕様の実施に伴って必要となる電気料金及び水道料金等については、甲の負担とする。
 - (7) 清掃作業の監督は建築物環境衛生管理技術者が行う。
 - (8) 受水槽清掃は制御盤、水栓を操作し、片側ずつ行う。確実な操作ができるよう、事前に調査し清掃時に汚泥吸い込みやエア吸い込みがないよう作業を行う。エアが噛んだ場合は学内の水栓を順次点検し、エア排出を乙が実施する。
 - 3) 清掃作業手順
 - (1) 受水槽の運転槽を操作盤にて切り替えた後、バルブ操作にて片槽運転させる。
 - (2) 片槽運転を確認したら、清掃槽の水を排水専用管から排水させる。
 - (3) 排水終了後槽内清掃を行う。槽内は水圧ジェット機、たわし等壁面を材質に適したものを使用する。
 - (4) 塩素水（次亜鉛素酸ソーダ 50ppm 程度）にて2回以上繰り返し散布消毒を行う。
 - (5) 散布消毒はタンク内全面（床、壁、天井）実施する。消毒に用いた消毒液は完全にタンク外へ排出する。
 - (6) 消毒終了後のタンク内へ人の侵入を禁ずる処置を講じ、消毒終了後 30 分以上経過してから注水すること。
 - (7) 残りの片槽も同様に実施すること。
 - 4) 槽内点検
 - (1) 内部ステーの状況点検及び調整
 - (2) マンホールの状況点検及び整備
 - (3) ボールタップの状況点検及び整備
 - (4) 満減水警報装置の状況及び整備
 - (5) 揚水ポンプとフード弁の点検確認
 - (6) 空気抜管の点検確認
 - (7) バルブ類の点検確認
 - (8) オーバーフロー管の排水口空間の点検確認
 - (9) ドレン管の点検及び調整
 - (10) フロートスイッチの点検確認
 - (11) 電気配線の点検確認
4. その他：
 - 1) 作業予定表及び作業中の写真付き報告書を、甲へ提出すること。

空気環境測定業務仕様書

1. 目的：甲の空気環境維持管理のため測定する。（ビル管理法）
2. 作業場所：出雲キャンパス
3. 作業内容：
 - 1) 測定回数、測定機器の管理
 - (1) 2ヶ月以内に1回以上測定する。
 - (2) 測定日における測定回数は2回以上とする。
 - (3) 測定器材、消耗品等測定に必要な部材は、乙の負担とする。
 - (4) 測定機器は定期点検し必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等記録を測定器ごとに整理して保管する。
 - (5) 空気環境の測定及び空気環境の判定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。
 - 2) 測定項目及び、測定に使用する機器
 - (1) 浮遊粉塵量
グラスファイバー濾紙（ 0.3μ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有すること）を装着して、相対沈降径がおおむね 10μ 以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣が指定した者により当該機器を標準として校正された機器
 - (2) 一酸化炭素含有率
検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
 - (3) 炭酸ガス
検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの
 - (4) 温度
0.5度目盛の温度計又は同程度以上の性能を有するもの
 - (5) 相対湿度
0.5度目盛の乾湿球湿度計又は同程度以上の性能を有するもの
 - (6) 気流
0.2m/s以上の気流を測定できる風速計又は同程度以上の性能を有するもの
 - (7) 照度
日本工業規格C1609（照度計）の規格品とする
 - 3) 測定場所（測定点数）
 - (1) 1号館1階：事務室（管理課）（1）
 - (2) 1号館2階：201講義室（1）
 - (3) 2号館1階：103講義室（1）
 - (4) 2号館3階：大講義室（1）、パソコン実習室（1）
 - (5) 3号館1階：学生ラウンジ、自習室（1）
 - (6) 3号館2階：216実習室（1）
 - (7) 3号館3階：共同研究室（1）
 - (8) 4号館1階：食堂（1）
 - (9) 5号館1階：図書館閲覧室（1）
 - (10) 5号館2階：238講義室（1）
 - (11) 5号館3階：共同研究室2（1）
 - (12) 中庭：外気（1）
 - 4) 測定方法、記録保存
 - (1) ビル管理法施行規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行う。
 - (2) 測定結果は整理して5年間保存する。

5) 測定、測定者等

- (1) 有資格者（空気環境測定実施者等）が測定する。
- (2) 事前に甲と日程調整を行い、甲の業務に支障をきたさない。
- (3) 測定者の資格証明書を事前に甲に提出する。
- (4) 測定を行う場合建築物環境衛生管理技術者又は甲の指示する者の立会のもと実施する。

6) その他

- (1) 乙は、甲から空気環境の測定及び空気環境に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。
- (2) 環境測定結果を報告書として、速やかに甲へ提出する。
- (3) 甲からの臨時環境測定依頼等に対して善処する。

飲料水水質検査業務仕様書

1. 目的：甲の利用する飲料水の水質を測定する。（ビル管理法）
2. 作業場所：出雲キャンパス及び学生寮
3. 作業内容：
 - 1) 測定回数、測定項目
 - (1) 定期検査 15 項目（年 2 回以上：6 ヶ月以内に 1 回以上実施する）
 - (2) 消毒副生成物検査 12 項目（年 1 回以上：6 月 1 日～9 月 30 日に実施する）
 - (3) 水道法第 34 条の 2 第 2 項に基づく簡易専用水道検査とする。
 - (4) 簡易水道（ビル管理法対象施設）検査依頼書の作成、提出
 - 2) 測定日時
 - (1) 測定日時は、甲乙協議の上決定する。
 - (2) 甲の運営に支障がないよう十分配慮する。
 - 3) 建築物環境衛生管理技術者立会等管理業務
 - (1) 採水時の立会
 - (2) 検査項目、検査結果の評価
 - (3) 報告書作成、提出
 - 4) その他
 - (1) 検査及び水道協会等に係る費用は、乙の負担とする。
 - (2) 検査機関は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

建築物環境衛生管理業務仕様書

1. 目的：甲の衛生的環境を確保する。（ビル管理法）
2. 作業場所：出雲キャンパス、学生寮
3. 作業内容：
 - 1) 建築物環境衛生管理業務
 - (1) 遊離残留塩素測定（出雲キャンパス、学生寮）
 - ① 1回／日（週3日）デジタル残留塩素測定器等簡易測定結果の判定常駐員で対応可とする。
 - ② 1回／週（水曜日）DPD式測定器にて測定、記録する。
資格者による測定とする。
 - (2) ①②の測定場所
学生寮：裏口散水栓（源水）、学生寮受水槽
キャンパス：受水槽（1号館・5号館）、3号館3階男子トイレ、4号館体育館男子トイレ、5号館3階男子トイレ
 - (3) 測定器材や消耗品等測定に必要な部材は、乙の負担にて準備する。
 - (4) 測定値は①は日報に記入し、②は報告書を作成する。
 - (5) ②の測定は有資格者が実施し、塩素投入等の判断を行う。投入した場合は記録する。
 - (6) 測定器具は必ず校正する。（校正日等記入された校正表提出）
 - 2) 建築物環境衛生管理技術者選任業務
 - (1) ビル管理法による「清掃業務」「空気環境測定業務」「飲料水水質検査業務」「飲料水貯水槽清掃業務」「ねずみ・昆虫防除業務」についての管理技術者業務
 - (2) 維持管理業務計画立案
 - (3) 維持管理業務の全般的監督
 - (4) 環境衛生上の維持管理に関する測定又は検査実施結果に対する評価
 - (5) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査実施結果の評価及び必要に応じた各種調査の実施、もしくは立会
 - (6) ビル管理法に基づく関連部門及び監督官公庁への対応
 - (7) 不具合等についての甲への報告及び指導
4. その他：

建築物環境衛生管理技術者については、資格証明書、経験年数等記載した職歴書を乙に提出する。

医療ガス空気設備・吸引設備・特殊ガス設備点検仕様書

1. 目的：2号館2階215実習室奥機械室にある医療ガス系圧縮空気装置、酸素圧送装置及び医療ガス系吸引装置及び5号館特殊ガス設備について機能を維持し、誤動作による事故を防止する。
2. 点検場所：出雲キャンパス 215実習室奥機械室 空気装置、吸引装置
5号館1階ガスボンベ庫、2階各警報盤
3. 空気装置点検機器及び内容：
 - 1) コンプレッサー (0.75kw/100V)
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 2) エアクリンユニット
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 3) メインシャットオフバルブ
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 4) 操作盤
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 5) 圧力スイッチ
 - ①機能点検
4. 吸引装置点検機器及び内容：
 - 1) 吸引ポンプ (0.75kw/200V)
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 2) 給排水装置
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 3) レシーバータンク (200L)
 - ①外観点検
 - 4) 操作盤
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - 5) 吸引ポンプ
 - ①外観点検
 - 6) 圧力スイッチ
 - ①機能点検
5. 特殊ガスアウトレット (千代田精機社製)
 - 1)

ガス名	数量
炭酸ガス (CO2)	3台
酸素ガス (O2)	4台
窒素ガス (N2)	3台
ヘリウムガス (He)	1台
水素ガス (H2)	2台
アルゴンガス (Ar)	1台
アセチレンガス (C2H2)	1台
合計	15台

- ① 外観点検
- ② 機能点検

6. ガス供給装置（千代田精機社製）

- 1) 半自動切替供給装置（CO₂、O₂、N₂、He、H₂、Ar 各1台）計6台
- 2) 手動切替供給装置（C₂H₂）1台
 - ① 外観点検
 - ② 機能点検
 - ③ 検査

7. ガス漏れ警報器（新コスモス電機社製）

- 1) 検知部（H₂、C₂H₂、CO₂、O₂ 各1台）計4台
- 2) 指示警報部（H₂、C₂H₂用 1面）（CO₂、O₂用 1面）
- 3) パトライト 2台
 - ①外観点検
 - ②機能点検
 - ③標準ガスによる校正実施

注) センサー・その他交換部品は含まれていません。

8. 実施時期：

毎年9月1日から10月30日までの間、1回以上／1日とする。

9. その他：

- 1) 点検実施中の写真を撮り、作業終了後、報告書とあわせて速やかに提出する。
- 2) 実施に際しては、事前に工程表を提出し、甲の承認を得る。

空調自動制御点検業務仕様書

1. 目的：空調装置を点検し、良好な運転状態を年間を通じ保持する。（ビル管理法第4条）
2. 場所：出雲キャンパス
3. 空調装置の設置場所、種類、メーカー、型番台数：

1) 1号館熱源廻り制御

系統名	記号	機器名称	型番	点検コード	備考
1号館B1F機械室	TEW1	挿入形温度検出器	TY7701B16F	C	
	TIC1	温度指示調節計	SDC2000DF01A00301	E	
	△PE1	差圧発信器	JTD235-A1Q-0000-X-XX (レンジ0~5kg/cm ²)	C	
	△PIC	差圧指示調節計	SDC2002GC01A00301	E	
	MV1	電動二方弁	VY5110B0061	F G	
	SW1	切換スイッチ	AH30-PC172	K	
	TM1	タイマ	H3CR	M	
	TM2	タイマ	H3CR	M	
	DC1	DC24V 電源	S82S-0724	L	
冷却塔制御系統 (CT-1)	CWC	冷却水流量調節器	R7010B1008	Q	
	BV	電動ボール弁	VY6100D	H	
	TEW1	挿入形温度調節器 (CT-1-1用)	T678A1395	A	
	TEW1	挿入形温度調節器 (CT-1-2用)	T675A1888	A	

2) 1号館空調機制御

系統名	記号	機器名称	型番	点検コード	備考
空調機制御系統 (AHU-1) 1階事務室他外調機 1号館B1F機械室	TED1	挿入形温度検出器	TY7701B31F	C	
	TIC1	温度指示調節計	SDC2002GF01A00301	E	
	HCR1	室内形湿度調節器	H615A2002	A	
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D	
	MV1	電動二方弁	VY5110A0022	F, G	
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K	
	MD1	直結形タンク操作器	MY6040A1001	F	
	TM	タイマー	H3CR	M	ウォーミングアップ用
空調機制御系統 (AHU-2) 玄関ホール外調機	TED1	挿入形温度検出器	TY7701B31F	C	

1号館旧図書室天井	TIC1	温度指示調節計	SDC2002GF01A00301	E	中央表示用	
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D		
	MV1	電動二方弁	VY5110A0013	F, G		
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K		
空調機制御系統 (AHU-3) 1階大会議室 1号館 1F 機械室	TE1	室内形温度検出器	TY7204A	C	中央表示用	
	HE1	室内形湿度検出器	HY7200A	C		
	UC1	ユニットコントローラ	WY7111B1100	E		
		I/O モジュール	RY7000J0000			
		I/O モジュール	RY7020F0000			
		I/O モジュール	RY7010F0000			
		I/O モジュール	RY7020A6700			
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D		
	MV1	電動二方弁	VY5110A0022	F, G		
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K		
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F		外気ダンパ
	Q1	補助ボテンショメータ	QY9000A1014			
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F		排気ダンパ
	Q1	補助ボテンショメータ	QY9000A1014			
空調機制御系統 (AHU-4) 1階交流ラウンジ 1号館 1F 機械室	TED1	挿入形温度検出器	TY7701B31F	C	中央表示用	
	TIC1	温度指示調節計	SDC2002GF01A00301	E		
	HCD1	挿入形湿度調節器	H69A1006	A		
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D		
	MV1	電動二方弁	VY5110B0061	F, G		
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K		
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F		
	TM	タイマー	H3CR	M		ウォーミングアップ用
空調機制御系統 (AHU-5) 2階旧閲覧室 1号館 1F 機械室	TE1	室内形温度検出器	TY7204A	C	中央表示用	
	HE1	室内形湿度検出器	HY7200A	C		
	UC1	ユニットコントローラ	WY7111B1100	E		
		I/O モジュール	RY7000J0000			
		I/O モジュール	RY7020F0000			
		I/O モジュール	RY7040D0000			
		I/O モジュール	RY7020A6700			
		I/O モジュール	RY7010M0000			
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D		
	MV1	電動二方弁	VY5110A0041	F, G		
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K		
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6042A1001	F	外気ダンパ		

	Q1	補助ボテンシヨメタ	QY9000A1014		
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	排気ダンパ
	Q1	補助ボテンシヨメタ	QY9000A1014		
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	還気ダンパ
	Q1	補助ボテンシヨメタ	QY9000A1014		
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	外気バイパスダンパ
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	排気バイパスダンパ
空調機制御系統 (AHU-7) 3階ホール他外空調 2号館屋上機械室	TED1	挿入形温度検出器	TY7701B31F	C	
	TIC1	温度指示調節計	SDC2002GF01A00301	E	
	HCR1	室内形湿度調節器	H615A2002	A	
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D	中央表示用
	MV1	電動二方弁	VY5110A0022	F, G	
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K	
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	
	TM	タイマー	H3CR	M	ウォーミングアップ用
空調機制御系統 (AHU-8) 1階105実習室外調機 2号館1F機械室	TED1	挿入形温度検出器	TY7701B31F	C	
	TIC1	温度指示調節計	SDC2002GF01A00301	E	
	HCR1	室内形湿度調節器	H615A2002	A	
	IS	アイソレータ	RY7910S2041	D	中央表示用
	MV1	電動二方弁	VY5110A0041	F, G	
	△PS1	差圧スイッチ	CL13	K	
	MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	
	SW1	切換スイッチ		K	
	H/M	回転数設定器	RN797A101	J	
	H/M	回転数設定器	RN797A101	J	
	R/B	レシオバイアス	RY7910B2081	J	
	TM	タイマー	H3CR	M	ウォーミングアップ用
空調機制御系統 (AHU-9) 3階大講義室 2号館屋上機械室	TED1	挿入形温度検出器	TY7700B31F	C	
	HE1	挿入形湿度発信器	HY7014B1011	C	
	SW	切換スイッチ		K	
	Q	遠隔温度設定器	R430Y26SB13539J	J	
	UC1	エクトコントローラ	WY7111B1100	E	
		I/O モジュール	RY7000J0000		
		I/O モジュール	RY7020F0000		
		I/O モジュール	RY7040D0000		
		I/O モジュール	RY7020A6700		
		I/O モジュール	RY7220A2600		

	I/O モジュール	RY7040S0000		
IS	アイソレータ	RY7910S2041	D	中央表示用
MV1	電動二方弁	VY5110A0042	F, G	
△PS1	差圧スイッチ	CL13	K	
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	外気バイパスダンパ
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	排気バイパスダンパ
Q1	補助ポテンシオメータ	QY9000A1014		
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	還気ダンパ
Q1	補助ポテンシオメータ	QY9000A1014		
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	熱交外気ダンパ
MD1	直結形ダンパ操作器	MY6040A1001	F	熱交排気ダンパ

3) 1号館ファンコイル制御

系 統 名	室 名	セット数	記号	機 器 名 称	型 番	点検コード
個室ファンコイル 制御系統(1)	1F 学長室	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	1F 学部長室			リレー盤		L
	1F 副学長室		TR	トランス		M
	1F 旧アドミッションセンター		V	小型電動二方弁		V4043A1507
個室ファンコイル 制御系統(2)	1F 事務室 FCU 3台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	1F 旧講師控室 FCU 2台			リレー盤		L
	1F 保健室 FCU 2台		TR	トランス		M
	1F 学生相談室(1) FCU 1台		V	電動ボール弁		VY6100C
個室ファンコイル 制御系統(3)	1F 学生相談室(2) FCU 1台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	1F 印刷室 FCU 2台			リレー盤		L
	1F 101 講義室 FCU 4台		TR	トランス		M
	1F 102 演習室 FCU 4台		V	小型電動二方弁		V4043A1507
個室ファンコイル 制御系統(4)	1F 103 実習室 FCU 6台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	1F 103 実習室(準備) FCU 2台			リレー盤		L
	1F 104 講義室 FCU 4台		TR	トランス		M
	1F 105 実習室 FCU 4台		V	電動ボール弁		VY6100C2024
個室ファンコイル 制御系統(5)	1F 106 実習室 FCU 3台	4セット	TE	温度検出器	TY7201B1012	C
	1F 107 実習室(廊下) FCU 2台		T1	温度調節器	TY7600A1211	E
	1F 107 実習室(北) FCU 1台			リレー盤		L
	1F 107 実習室(中) FCU 1台		TR	トランス		M
		V	小型電動二方弁	V4043A1507	H	
個室ファンコイル 制御系統(6)	1F 107 実習室(南) FCU 1台	4セット	TE	温度検出器	TY7201B1012	C
	1F 108 実習室 FCU 6台		T1	温度調節器	TY7600A1211	E
	1F 108 実習室器材庫 FCU 1台			リレー盤		L
	1F 専攻科女子更衣室 FCU 1台		TR	トランス		M
		V	小型電動二方弁	V4043A	H	
個室ファンコイル 制御系統(7)	1F 専攻科女子更衣室 FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	2F 旧図書事務室 FCU 3台			リレー盤		L
	2F 旧スタディールームききょう FCU 2台		TR	トランス		M
	2F 標本室 FCU 2台		V	小型電動二方弁		V4043A1507
個室ファンコイル 制御系統(8)	2F 201 講義室 FCU 6台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	2F 201 映像機械室 FCU 1台			リレー盤		L
	2F 202 講義室 FCU 6台		TR	トランス		M
	2F 202 映像機械室 FCU 1台		V	電動ボール弁		VY6100C2032
個室ファンコイル 制御系統(9)	2F 203 演習室 FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	2F 204 講義室 FCU 2台			リレー盤		L
	2F 205 講義室 FCU 4台		TR	トランス		M
	2F 206 研究室 FCU 2台		V	小型電動二方弁		V4043A1507
個室ファンコイル 制御系統 (10)	2F 207 演習室 FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E
	2F 208 講義室 FCU 4台			リレー盤		L
	2F 209 講義室 FCU 4台		TR	トランス		M

	2F 210 演習室	FCU 2台		V	小型電動二方弁	V4043A1507	H	
個室ファンコイル 制御系統 (11)	2F 211 講義室	FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E	
	2F 212 演習室	FCU 2台		TR	リレー盤		L	
	2F 213 講義室	FCU 4台			トランス		M	
	2F 214 実習室	FCU 6台		V	小型電動二方弁	V4043A1507	H	
個室ファンコイル 制御系統 (12)	2F 215 実習室	FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E	
	2F 215 実習室	FCU 4台			リレー盤		L	
	2F 215 実習室	FCU 5台		TR	トランス		M	
	2F 215 実習室	FCU10台		V	電動ボール弁	VY6011A2010	H	
個室ファンコイル 制御系統 (13)	2F 215 実習室	FCU 6台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E	
	2F 更衣室(男)	FCU 1台			リレー盤		L	
	2F 更衣室(女)	FCU 2台		TR	トランス		M	
	2F 女子更衣室	FCU 9台		V	電動ボール弁	Y6100C2032	H	
個室ファンコイル 制御系統 (14)	2F 女子更衣室	FCU 2台	4セット	T	温度調節器	TY7600A1201	C, E	
	3F 大講義室映像室(東)	FCU 1台			リレー盤		L	
	3F 大講義室映像室(西)			TR	トランス		M	
	3F ロビー	FCU 4台		V	小型電動二方弁	V4043A1507	H	
個室ファンコイル 制御系統 (15)	2F 215 実習室(東側)	FCU 4台	6セット	FCC	温度調節器	TY7600A1201	E	
	2F 215 実習室(西側)	FCU 6台		BV	電動二方弁		B201-LU	H
	2F 215 実習室(南側)	FCU 2台						
	2F 216 実習室(北側)	FCU 5台						
	2F 216 実習室(中側)	FCU 5台						
	2F 216 実習室(南側)	FCU 5台						

4) 1号館ファンコイル元弁制御

系統名	室名	セット数	記号	機器名称	型番	点検コード
ファンコイル元弁制御系統	1号館1階玄関 ホール 1号館 1F 機械室	3セット	TE1	室内形温度検 出器	TY7204B	C
	1号館2階廊下 (旧閲覧室前) 1 号館 2F 旧図書室		TIC1	温度指示調節 計	SDC200D	E
	1号館2階廊下 (講義室前) 1 号館 1F 機械室		BV1	電動ボール弁	VY6100C2024	H

5) 1号館ファン発停制御

系統名	室名	セット数	記号	機器名称	型番	点検コード
ファン発停制御系統	電気室(熱源機 械室隣) ELV 機械室	2セット	TCR1	室内形温度調 節器	T631C1046	A

6) 1号館水槽レベル監視

系統名	室名	セット数	記号	機器名称	型番	点検コード
水槽レベル監視系統	受水槽	1セット	LF3	3P 電極棒	PS-3S 5個	K
			LF5	5P 電極棒	PS-5S 4個	K

	消火補給水槽	1セット	LF3	3P 電極棒 フオートレスレー	PS-3S 1個 61F-IN 1個	K R
--	--------	------	-----	--------------------	-----------------------	--------

7) 4号館パッケージ制御

系統名	室名	セット数	記号	機器名称	型番	点検コード
4号館パッケージ 制御系統	PAC-1 食堂・ラウンジ系統 PAC-2 食堂パルメータゾーン	2セット	TE1	室内形温度検出器	TY7201B	C
			TC1	温度調節器	R7702A1011	E
			Q1	温度設定器	Q7705A1001	J
			H	室内形湿度調節器	H615A2002	A
			△PS1	差圧スイッチ	CL13	K
			MD1	直結形ガス操作器	MY6040A1001	F
			TM	タイマー	H3CR	M
インターロック 制御系統	OF-2 厨房給気ファン EF-7 厨房排気ファン	2セット	MD1	直結形ガス操作器	MY6040A1001	F

8) 点検コード別作業内容

(1) 点検コードA：電気式調整器類 (ON/OFF制御)

- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
- ②設定つまみの作動確認：設定つまみが上限から下限まで円滑に動作するか確認する。
- ③設定値との誤差チェック：機器の取付場所におけるプロセス値を実測し、実測値と設定値との動作間隔がそれぞれ正しいか確認する。
- ④動作間隔値のチェック：設定を変化させ、設定目盛上にて動作間隔を測り許容範囲内か確認する。
- ⑤ループチェック：機器の作動と制御対象が正しく、確実に作動するか確認する。
- ⑥取付ビス、組付けビスの増締めを行う。

(2) 点検コードB：電気式調節器類(比例制御)

- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
- ②設定つまみの作動確認：設定つまみが上限から下限まで円滑に動作するか確認する。
- ③内部抵抗の点検：内部抵抗の汚れ、巻き線の損傷の有無のチェック及び清掃、調整を行う。
- ④設定値との誤差チェック：機器の取付場所におけるプロセス値を実測し、実測値、設定値、比例帯がそれぞれ正しいか確認する。
- ⑤比例帯のチェック：設定変化させ、設定目盛り上にて動作間隔を測り、許容範囲内か確認する。
- ⑥ループチェック：機器の作動と制御対象が正しく確実に動作するか確認する。
- ⑦取付ビス、組付ビスの増締めを行う。

(3) 点検コードC：検出器類

- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
- ②誤差チェック：機器の取り付け場所におけるプロセス値を実測し、出力信号が許容範囲内か確認する。
- ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。

(4) 点検コードD：変換器類作業内容

- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
- ②性能のチェック：模擬入力を入れ、出力値が許容範囲内か確認する。
- ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。

(5) 点検コードE：電子式調節器類

- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
- ②比例帯、不感帯のチェック：模擬入力を変化させ、比例帯、不感帯が許容範囲内か確認する。
- ③ループ点検：検出器、操作器及び調節器等を通して制御動作の確認を行う。
- ④取付ビス、組付ビスの増締めを行う。

- (6) 点検コードF：モーター(操作器)、リンケージ類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②作動円滑性の確認：0～100%の駆動信号に対して円滑に動作するか確認する。
 - ③内部抵抗の点検：内部抵抗の汚れ、巻き線の損傷の有無のチェック、及び清掃、調整を行う。
 - ④モーターの回転角のチェック：回転角が規定範囲内か確認する。
 - ⑤バランスングリレーの清掃：接点部分の清掃を行う。
 - ⑥ストローク確認：駆動モーターを0～100%にしたとき、バルブ及びダンパー類が対応する位置になるか確認する。
 - ⑦取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (7) 点検コードG：弁類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷、漏れ、腐食の有無を確認する。
 - ②グランド、ステムボタンの増締めを行う。
- (8) 点検コードH：電磁弁類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷、漏れ、腐食の有無を確認する。
 - ②作動確認：コイル規定電圧印加時、弁が開閉することを確認する。
 - ③電磁弁手前のストレーナーの清掃を行う。
- (9) 点検コードI：指示計及び記録計類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②性能の確認：模擬入力を行い、指示が許容範囲内であるか確認する。
 - ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (10) 点検コードJ：設定器類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②出力信号のチェック：つまみを回し、0～100%の位置にて偏差が許容範囲内か確認する。
 - ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
 - ④スイッチ付きの場合はつまみを各目盛に合わせ、作動が確実に行われるか確認する。
- (11) 点検コードK：スイッチ類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②作動チェック：つまみを各目盛に合わせ、作動が確実に行われるか確認する。
 - ③取付けビス、組付ビスの増締めを行う。
- (12) 点検コードL：トランス類
- ①外観チェックと清掃 機器損傷の有無を確認する。
 - ②入出力電圧の確認 入出力電圧を測定し、許容範囲内か確認する。
 - ③絶縁抵抗値が許容値以上か確認する。
 - ④取付ビス、組付ビスの確認を行う。
- (13) 点検コードM：補助リレー類
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②作動の確認：規定電圧印加時、リレーが作動することを確認する。
 - ③取付ビス、組付ビスの確認を行う。
- (14) 点検コードN：油面指示計
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②指示値の確認：検尺棒にて実測を行い、指示値と比較し誤差大であれば較正を行う。
 - ③警報確認：上下限警報の確認を行う。
 - ④取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (15) 点検コードO：油面調節器
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②油面を変化させ、オイルギヤポンプの自動運転を確認する。
 - ③警報確認：上下限警報の確認を行う。
 - ④取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (16) 点検コードP：排煙濃度計
- ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②投受光器の清掃：集光レンズの清掃を行う。
 - ③指示値の確認：指示値のゼロ、スパン調整を行う。

- ④取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (17) 点検コードQ：冷却水ブロー装置
 - ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②電極の清掃：電極の清掃、洗浄を行う。
 - ③作動チェック：設定値を変化させ、ブロー用電磁弁の作動を確認する。
 - ④取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (18) 点検コードR：液面レベ
 - ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②警報確認：上下限警報の確認を行う。
 - ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。
- (19) 点検コードS：感震器
 - ①外観チェックと清掃：機器損傷の有無を確認する。
 - ②作動チェック：つまみを各目盛に合わせ、確実に行われるか確認する。
 - ③取付ビス、組付ビスの増締めを行う。

4. 保守点検内容及び頻度

1) 自動制御（年2回以上）

(1) 点検項目

- ①設備発停（遠隔操作、手元操作）
- ②温度変更（遠隔操作、手元操作）
- ③各種検針状況及び精度
- ④異常検出及び異常通報システム（関連設備連動試験を含む）
- ⑤設定変更動作
- ⑥湿度変更
- ⑦インターロック制御
- ⑧ウォーミングアップ制御
- ⑨外気冷房制御
- ⑩各種バルブ動作
- ⑪熱源台数制御
- ⑫ヘッダーバイパス制御
- ⑬異常信号発報試験（ビルコン、三菱電機ビルテクノサービス情報センター）

5. 保守の責任

- 1) 点検作業中に、消耗部品や破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡し、指示に従わなければならない。
- 2) ファンコイル、空気調和機、全熱交換機、ヒートポンプエアコン、空調換気扇等のフィルターは、乙の負担とし、状況に応じて交換する。
- 3) 配管、機器等の塗装はがれ及び錆を発見した場合には、乙が補修する。
- 4) グリス、注油等の油脂製品、ウエス等の消耗品及び補充冷媒は乙の負担とする。また、油脂製品は、空調装置製造者推奨の製品を使用する。
- 5) 本仕様の実施に伴い発生する電気料金は甲の負担とする。
- 6) 作業終了時に終了報告書を提出する。（作業単位終了時）
- 7) 終了報告書には、温度測定データ、作業中の写真及びフィルターの写真を添付する。
- 8) 異常信号は遠隔監視しているので、異常発生時には遠隔監視管理会社より通報があった場合、即時対応する。（24時間対応）
- 9) 休日、夜間の緊急入館時は、警備業務委託業者、甲施設管理者と連携を取った上で入館し、入館した旨、甲へ報告する。

6. その他

- 1) 作業予定を甲と事前に打ち合わせた後、作業予定表を作業実施1ヶ月前までに甲に提出する。
- 2) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。
- 3) 入館禁止の場所へ入館しようとする場合には、甲の指示に従う。

防火設備定期点検・報告業務仕様書

1. 目的：甲が指定する場所の防火設備の点検を定期的に行い、調査結果を特定行政庁に報告することを目的とする。（建築基準法第12条）
2. 作業場所：出雲キャンパス
3. 対象設備及び数量：点検及び報告対象の設備は以下のとおりとする。
 - (1) 防火シャッター 17面
 - (2) 防火扉 27枚
 - (3) 連動用感知器 44個
 - (4) 連動制御盤 1台
4. 作業内容：本業務に係る主な業務の内容は、下記のとおりとする。
 - (1) 建築基準法に基づく定期点検〔専門技術を有する資格者による点検〕
（建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期点検）
 - (2) 建築基準法に基づく定期報告
（建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告）
5. 業務責任：
 - (1) 業務中に、乙の故意又は過失により第三者に損害等を与えたときは、乙の責任において直ちにこれを保障するものとする。
 - (2) 本作業中に、甲の所有する建物・物品等を損傷した場合は、乙の責任において現状に復すること。
 - (3) 業務中に問題が生じた時は、相方協議してこれを処理するものとする。
6. その他：
 - (1) 点検実施者は、防火設備の構造並びに作動方法について十分な知見を有するものが自ら点検を行い又は検査に立会うこと。
 - (2) 業務に必要な機材等の費用は、全て乙の負担とする。
ただし、作業に必要な電気・水の使用料については甲の負担とする。
 - (3) 委託業務が完了したときは、業務完了報告書及び作業写真を速やかに提出すること。
 - (4) 点検作業中、部品の自然消耗、破損部品等を発見した場合は、速やかに甲へ連絡しなければならない。
 - (5) 記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版による。

出雲キャンパス施設概要

公立大学法人島根県立大学出雲キャンパス
所在地：島根県出雲市西林木町151番地（キャンパス）

島根県出雲市武志町687番地3（学生寮）

敷地面積：40,894㎡（キャンパス）

4,245㎡（学生寮）

延べ床面積：18,750㎡（キャンパス）

2,464㎡（学生寮）

建築物構造：（キャンパス）

RC造一部S造地上3階地下1階（1, 2, 3号館）

RC造地上2階（4号館）

RC造一部S造地上3階（5号館）

RC造一部木造平屋建（体育館）

木造平屋建（茶室、屋外倉庫）

（学生寮）

RC造地上3階（寮棟）

CB造平屋建（屋外倉庫）

◎キャンパスの主な概要

（1, 2, 3, 5号館）

名称	内 訳
管理部門	学長室、事務室他6室
研究室	個人研究室46室、共同研究室2室
講義室	大講義室（300名）他16室
演習室	28室
実習室	15室 他パソコン実習室（48席）
実験室	10室
図書館	約100席
その他	その他相談室、教材編集室、教員談話室、スタジオ、ラーニングコモンズききょう、学生ラウンジ、自習室（24H対応だが現在22時で自動閉館）

（4号館）

名称	内 訳
食堂（厨房）	約270席 会食室1室
売店	
アスレチックルーム	機器15台
サークル室	6室、学生自治会1室、音楽室1室

（体育館）

名称	内 訳
体育館	バレーコート2面、ステージ、シャワー更衣室2室

（茶室、屋外）

名称	内 訳
茶室	8帖、6帖和室他
屋外倉庫	サークル室2室、体育用用具1室
グラウンド	約4,350㎡（芝生）
駐車場	約300台、駐輪場3箇所
テニスコート	オムニコート3面（調整池兼用）

（学生寮）

名称	内 訳
寮室	個室80室（エアコン、トイレ、洗面台、ベッド等）
食堂（厨房）	48席
談話室	和室、洋室各1室

大浴場	温泉、水道水併用（4.5 t）
自炊、小浴場	各階1箇所、小浴場（浴室1、シャワー室2）各階1箇所
屋外倉庫	3棟
駐車場	26台、駐輪場2箇所

配置については別紙学内図を参照のこと

学生寮配置図、ゲストハウスについては出雲キャンパスにて閲覧とする

出雲キャンパス学生定数：約500名（令和6年度）

教職員数：約100名（令和6年度）

出雲キャンパス学生寮生：80名（女性のみ）

寮指導員：1名（交代制）

◎警備システム

- ・出雲キャンパス：24時間365日各種設備監視システム稼働
全館完全無人化対応フル警備システムフルタイム稼働
防犯カメラシステム稼働
- ・学生寮：24時間365日各種設備監視システム稼働
入館セキュリティシステム、各種侵入警報
全館機械警備対応警備システムフルタイム稼働

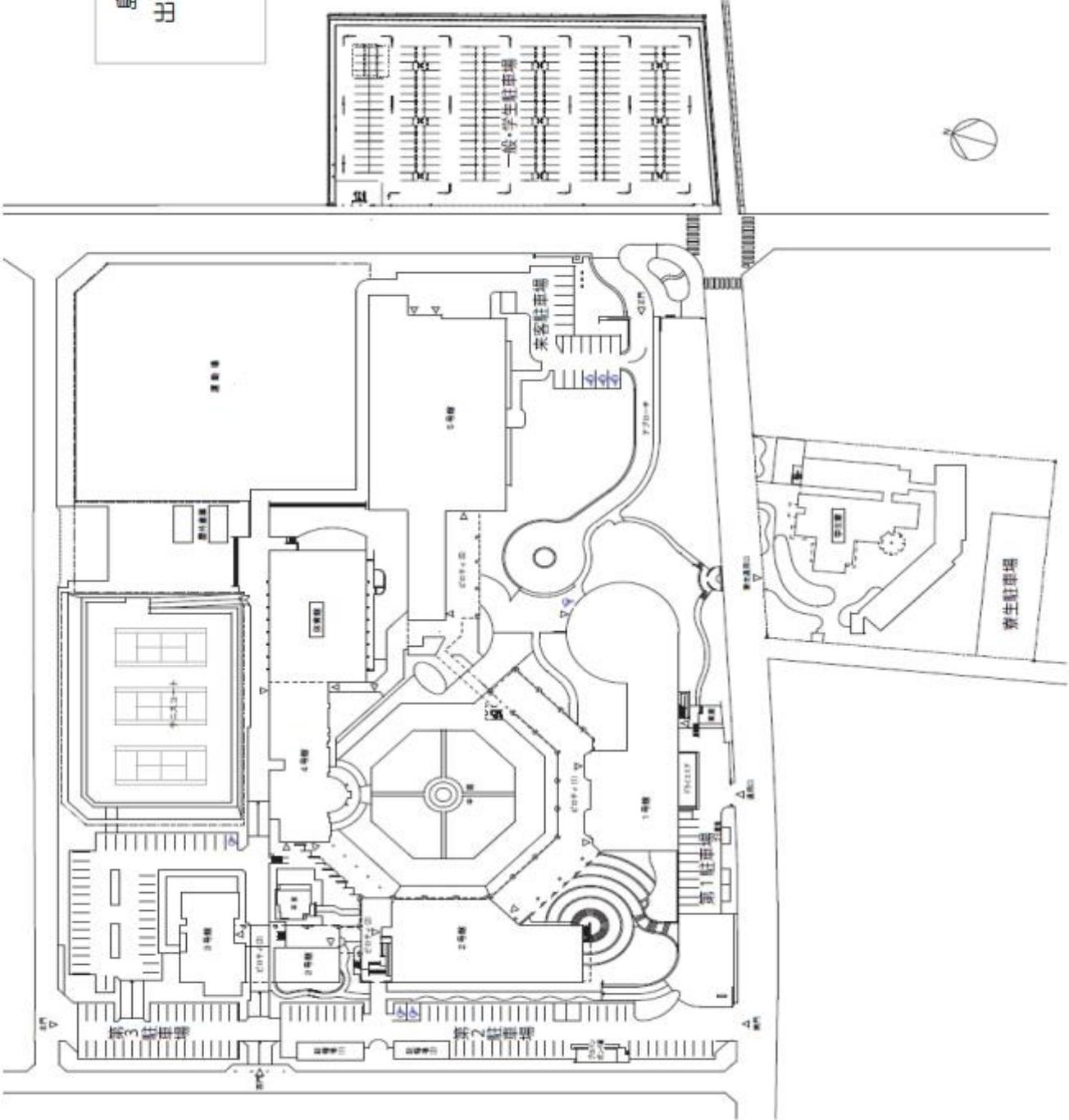
◎主要設備概要

	キャンパス	学生寮
受電設備容量	1,050KVA（1号館）、1,000KVA（5号館）	150KVA
受電電力	6,600V	6,600V
変圧器（単相）	150KVA×3（1号館）150KVA×1（5号館） 100KVA×2（1号館）	150KVA×3
変圧器（三相）	300KVA×2（1号館）200KVA×1（5号館） 50KVA×1（1号館）500KVA×1（5号館）	300KVA×2
〈合計〉	1,300KVA（1号館） 1,000KVA（5号館）	1,050KVA
昇降機	・オチスエレベーター 油圧間接式×1 1,000Kg 45m/分 ・三菱エレベーター 機械室レス×2 1,000Kg 45m/分	
給水設備	受水槽式 26 t ×1 18 t ×1 (圧力タンク式給水)	受水槽式 10.5 t ×1 (圧力タンク式給水)
冷暖房設備	ガス式冷温水発生機×2 140USRT×2 321,500Kcal/h×2 ファンコイル×182 空気調和機×11 全熱交換機×6 マルチエアコン×60（外） ヒートポンプエアコン×9（外） パッケージエアコン×7（外）	マルチエアコン×2（外） ヒートポンプエアコン×83（外）
給湯設備	電気温水器×9 ガス給湯器×16	温水ボイラー×1 (250,000Kcal/h) ガス給湯器×6
シャワー	4号館×3	高圧シャワー×2 一般シャワー×3

自動ドア	ナブコ製×25カ所	
デジタル交換機	NEC SV8300 ISDN64 内線電話機×223 コンソール×8 全通話録音装置×1 留守電×1 課金装置×1	NEC SV8300 ISDN64 内線電話機×85 コンソール×8 留守電×1 課金装置×1

	キャンパス	学生寮
火災報知器	複合盤×4 感知器×644 ガス警報×53 消火器×84 消火栓×67 消火ポンプ×1 消火水槽 (40 t)	複合盤×4 感知器×202 ガス警報×8 消火器×31
拡声装置他	非常・通常放送×4 レピーター×2 電波時計システム×1 カホン×1 盲動チャイム×1	非常・通常放送×2
中央監視装置	三菱電機製 ファシリティサーバ MAX2,500点	松下電工監視盤 BRAE-1205 MAX20点
照明制御	松下電工フル2線新リモコン 人感センサー式点灯システム ソーラーカレンダータイマー	松下電工2線リモコン ソーラーカレンダータイマー

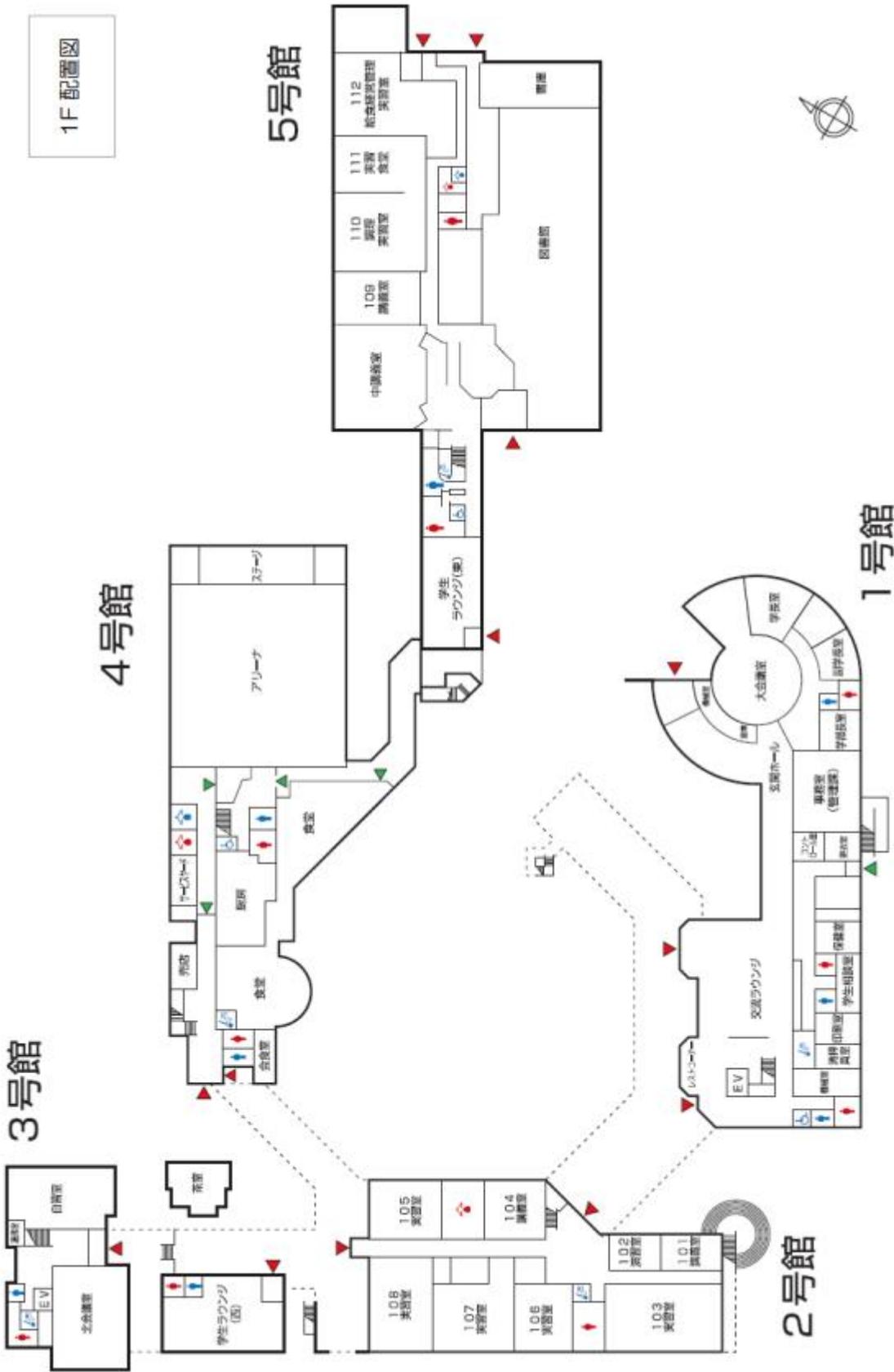
島根県立大学
出雲キャンパス
全体図



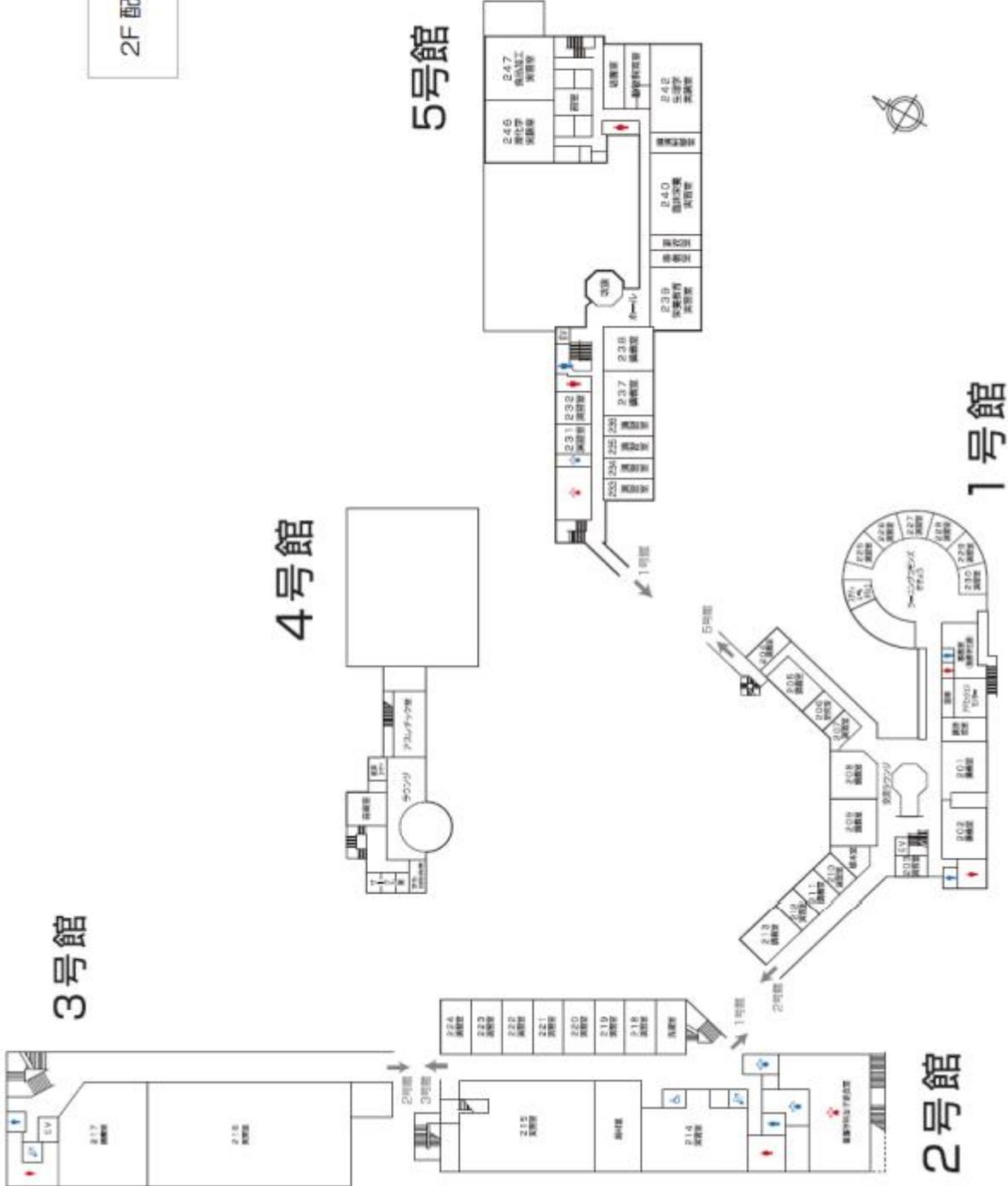
航空写真



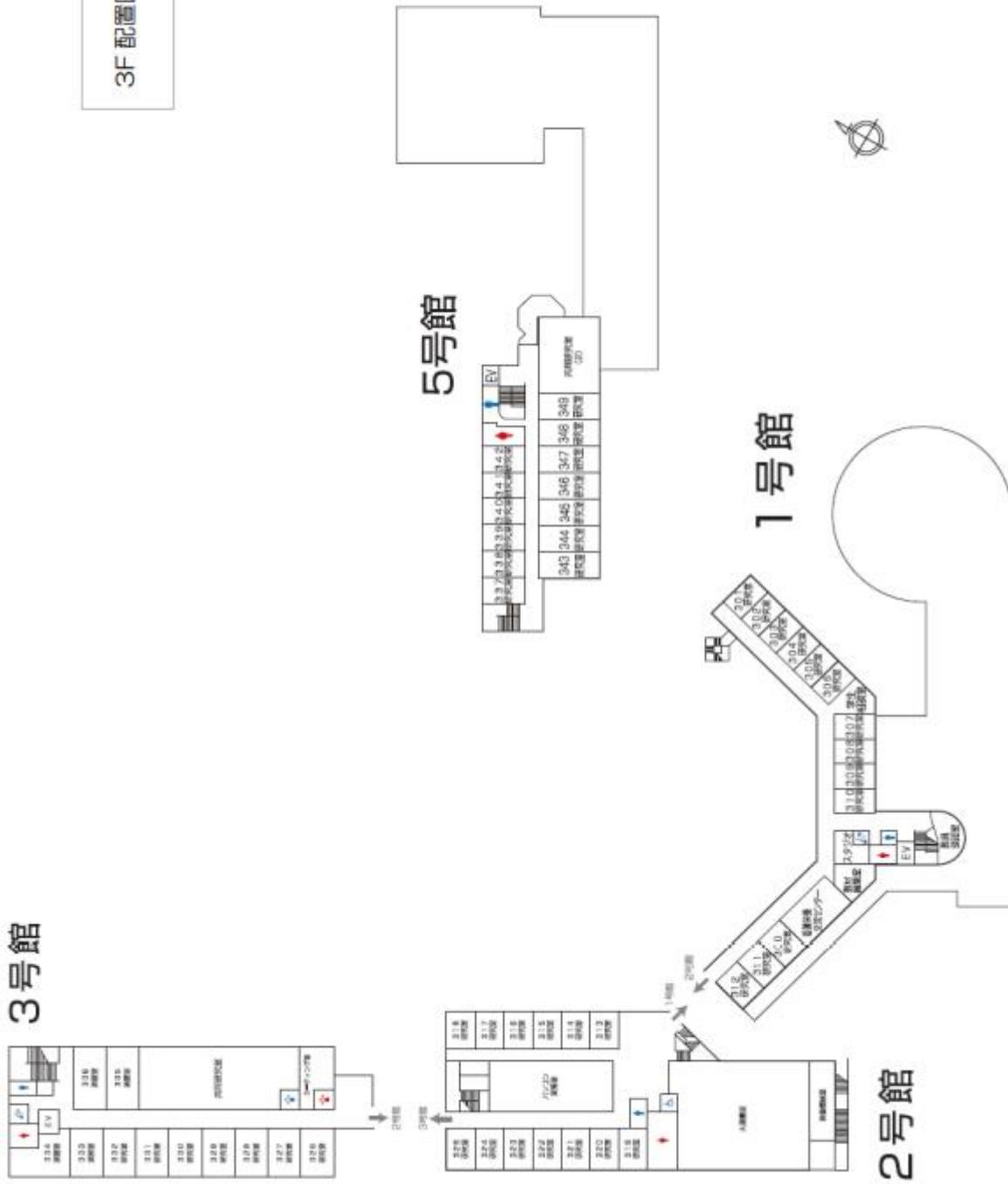
1F 配置図



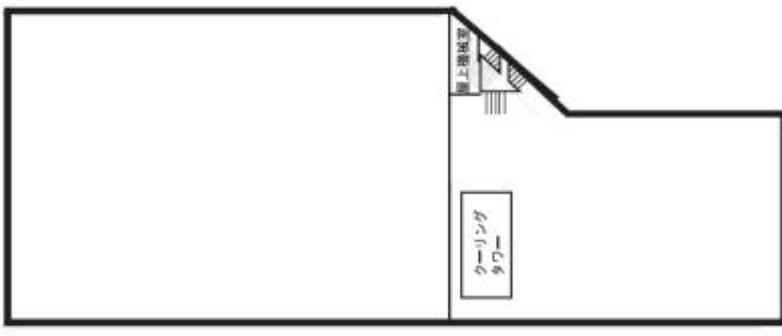
2F 配置図



3F 配置図

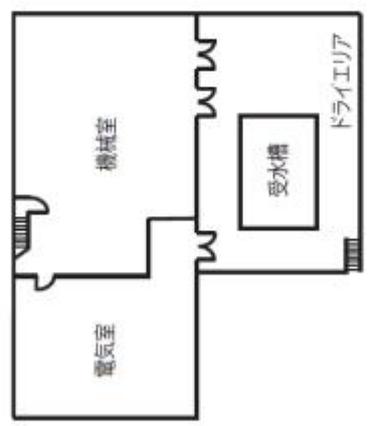


2号館 屋上



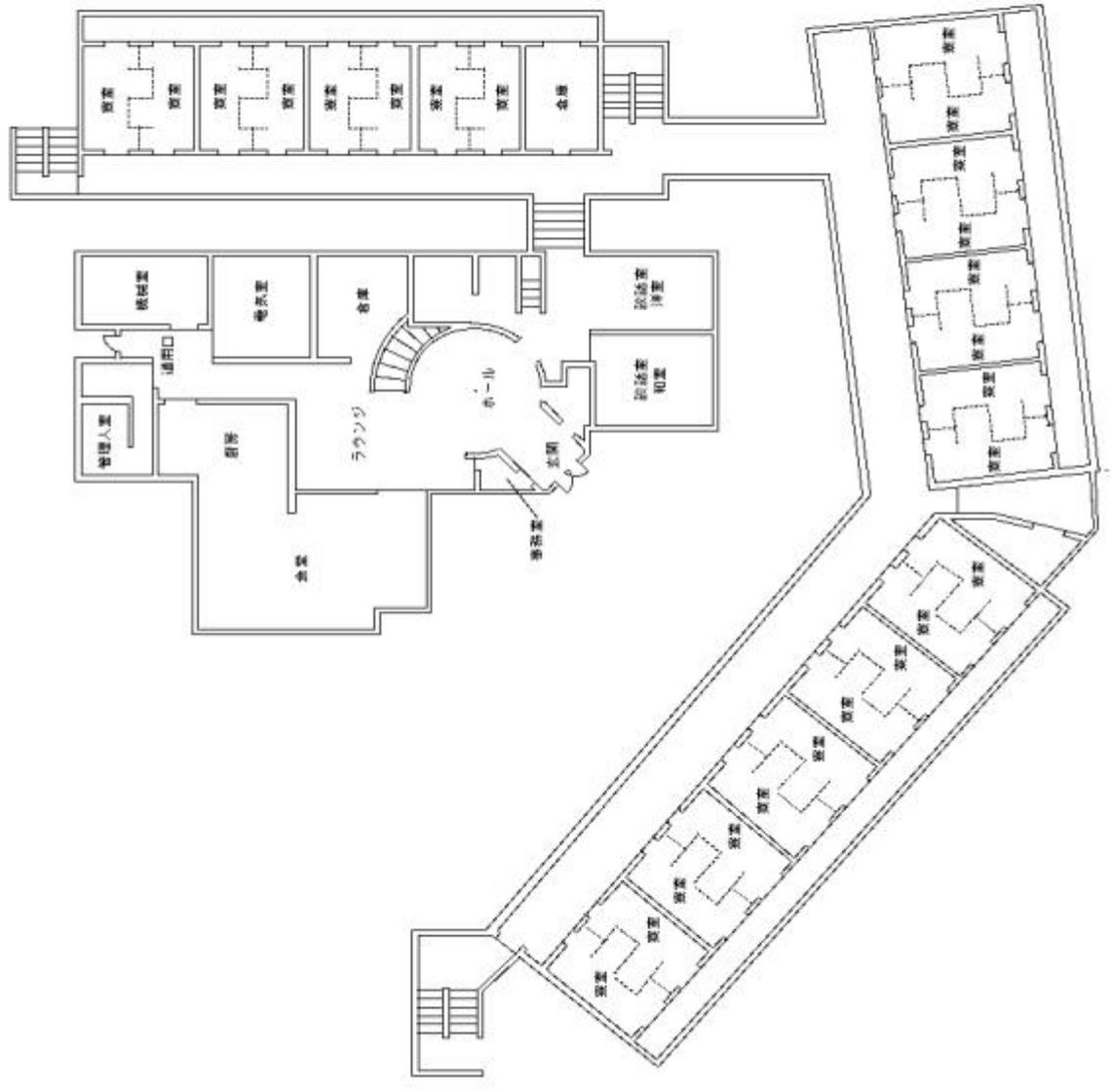
2号館

1号館 地下

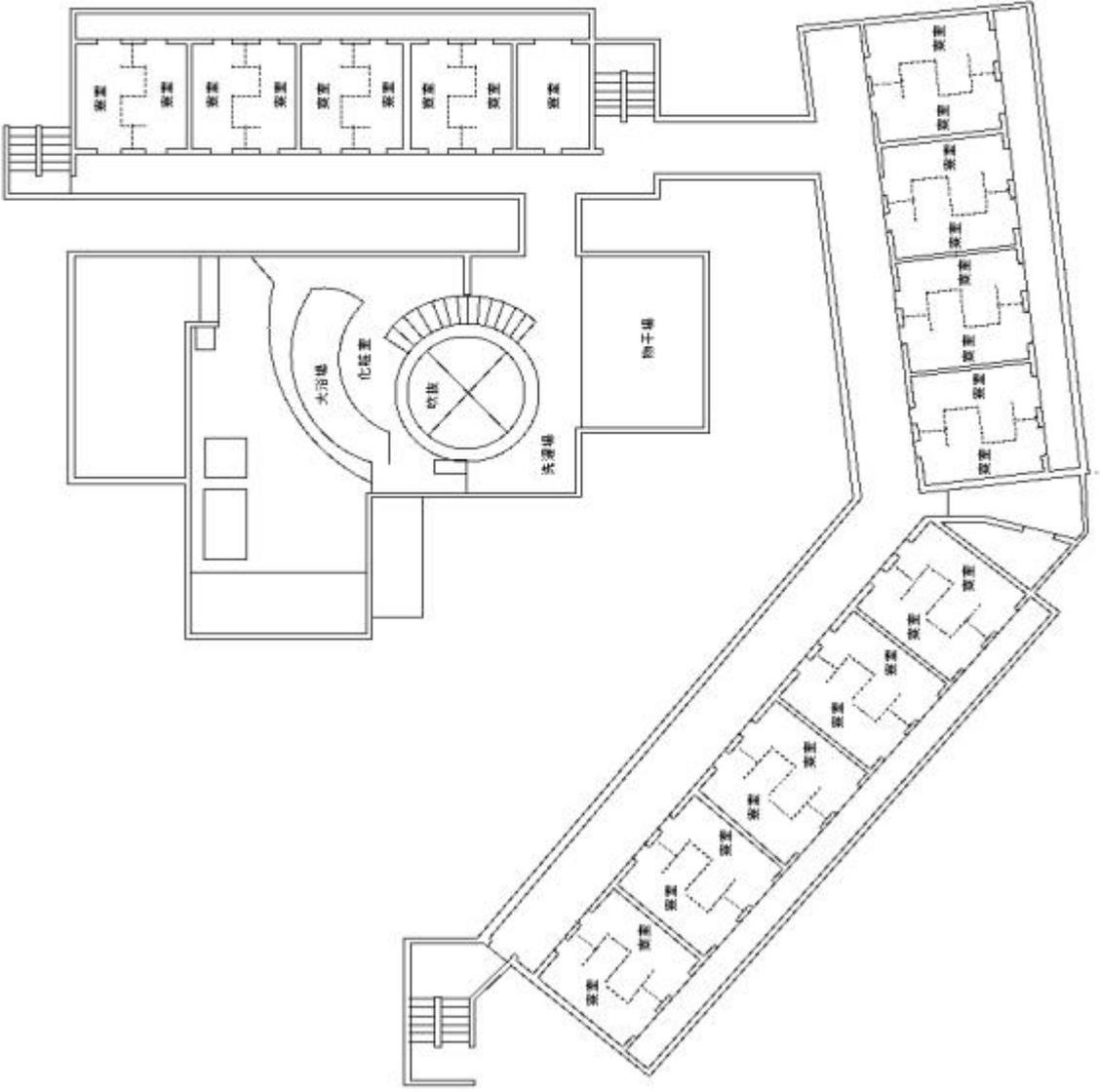


1号館

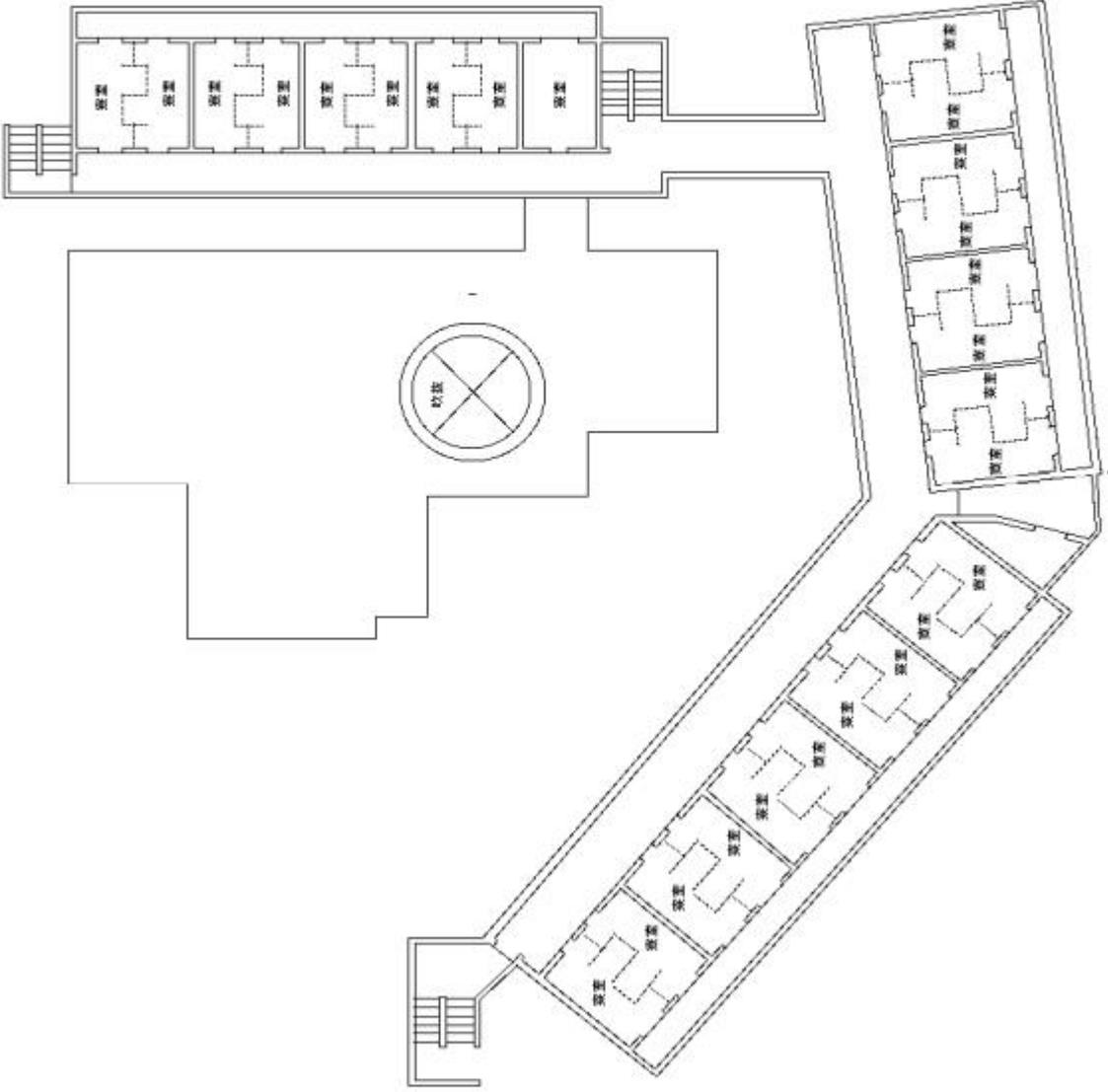
学生数
1F 配置図



学生寮
2F 配置図



学生寮
3F 配置図



- (6) 指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けた者。

<申請書添付書類>

- ①全省庁統一審査結果通知書（令和6年度）の写し
- ②誓約書
- ③配置予定者の名簿（資格証明書又は免許状等の写しを添付すること。本業務場所への常駐が可能な者の証明書のみ有効）・・・松江、出雲配置場所別各1部（ただし、(ア) (オ) はいずれかのキャンパスで可）
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者
 - (イ) 乙種第4類危険物取扱者
 - (ウ) 2級ボイラー技師
 - (エ) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者
 - (オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者※名簿書式は問わないが氏名、住所、生年月日、取得資格及び取得年月日、免許番号を記載すること。
- ④職歴証明書・・・松江、出雲用各1部（ただし、(ア) はいずれかのキャンパスで可）
 - (ア) 建築物環境衛生管理技術者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (イ) 乙種4類危険物取扱者として2年以上の実務経験を有すること。
 - (ウ) 2級ボイラー技士として2年以上の実務経験を有すること。
- ⑤社内の各種研修についての年間計画書（人権・ハラスメント・コンプライアンス研修を含む）を提出すること。
- ⑥業務計画書（仕様書に記載してあるすべての業務について）
- ⑦入札に係る提出書類一覧

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒693-8550 島根県出雲市西林木町151
公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 管理課（1号館1階）
電 話 0853-20-0200
FAX 0853-20-0201

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

令和7年1月30日（木）から同年2月27日（木）までの間に上記（1）の場所において交付する。（島根県立大学ホームページからもダウンロードは可）

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

(3) 入札説明会

実施しない。別添島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務に係わる質疑票により質疑のこと。

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付のうえ、公立大学法人島根県立大学理事長に提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

- イ 提出期限 令和7年2月27日(木) 午後5時00分
- ウ 提出場所 前記3の(1)の場所
- エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)
- オ 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年3月14日(金) 午前10時00分
- イ 場所 島根県出雲市西林木町151
公立大学法人島根県立大学 出雲キャンパス 大会議室(1号館1階)
- ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る)による入札については、令和7年3月13日(木)午後5時までに到着していること。また、入札書と以下の①及び②を同封のうえ3(1)に記載する場所に送付すること。(書留等配達記録の残るものに限る。)
 - ①当該入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ②代理人により入札する場合は、委任状

(6) 落札者の決定方法

予定価格以下で最低価格の入札をした者とする。

(7) 再度入札

第1回開札の結果、予定価格の範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札は、1回行うこととする(郵便入札可)。ただし、再度入札によっても落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

(8) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規定第10条各号の規定のいずれかに該当するとき、その他次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- ア 入札書の金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(9) 入札執行の取りやめ又は延期

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第9条1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 再委託の禁止

設備管理業務の再委託は禁止とする。(その他の業務についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。)

(3) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(4) 契約保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

(5) 契約の停止等

提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 停止条件付き事業

本業務委託は、令和7年度法人予算の成立を前提にする業務委託であるため、予算成立前に入札の執行を行うが、令和7年度法人予算の成立した後に契約を行うこととする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and amount of service to be provided:

Comprehensive management of facilities

(2) Date and time of bidding:

10:00 A.M. on March 14 , 2025

(Bids by post must be received by 5:00 P.M. on March 13, 2025)

(3) Period of contract:

From 1st April 2025 to 31st March 2026

(4) Contact point of contract notice:

Yuki Okamura . Administration Division, the University of Shimane, 151

Nishihayashigi-cho, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8550 Japan

Tel:0853-20-0200

守秘義務の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

公立大学法人島根県立大学
理事長 山下 一也 様

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
担当者名

印

当社は、令和 7 年 1 月 30 日付けで公告のありました「令和 7 年度公立大学法人島根県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス施設設備包括管理業務」に係る一般競争入札（以下「本競争入札」という。）への参加に関して、公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）より入手した情報の取扱いにつき、以下の各条項を遵守することを誓約します。

第 1 条（守秘義務）

- 1 本誓約書において情報とは、本学から開示又は提供される本競争入札に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 本学から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 本学から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - (3) 本学から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
 - (5) 本学が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
 - (6) 法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、本学の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、本学の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等（以下「被開示者」という。）に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び本学は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示することができ、開示したことにに関して本学に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。
- 7 当社は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに本学に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第2条（有効期間）

本誓約書の義務は、本競争入札への応募後も有効に存続するものとする。

第3条（損害賠償）

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、本学または第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

第4条（協議等）

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義 誠実の原則に基づいて本学と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。

- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示することができ、開示したことにに関して本学に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。
- 7 当社は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに本学に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第2条（有効期間）

本誓約書の義務は、本競争入札への応募後も有効に存続するものとする。

第3条（損害賠償）

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、本学または第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

第4条（協議等）

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義 誠実の原則に基づいて本学と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。